

令和5年香美市議会定例会

9月定例会議会議録

令和 5年 9月 1日 開 議

令和 5年 9月22日 散 会

香 美 市 議 会

令和5年香美市議会定例会

9月定例会議会議録（第1号）

令和5年9月1日 金曜日

令和5年香美市議会定例会9月定例会議会議録（第1号）

招集年月日 令和5年9月1日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月1日金曜日（審議期間第1日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有光収三	10番	比与森光俊
2番	公文直樹	11番	山崎晃子
3番	中平麻衣	12番	笹岡優
4番	西村剛治	13番	濱田百合子
5番	西山潤	15番	利根健二
6番	森田雄介	16番	小松紀夫
7番	山崎眞幹	17番	村田珠美
8番	小松孝	18番	山本芳男
9番	舟谷千幸		

欠席の議員

14番 山崎龍太郎

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	建設課長	野村文紀
副市長	村上真祥	農林課長	川島進
総務課長	竹崎澄人	商工観光課長	石元幸司
企画財政課長	佐竹教人	環境課長	依光伸枝
定住推進課長	小松伯聖	管財課長	三谷恵司
防災対策課長	中川英斉	ふれあい交流センター所長	植田佐智
税務収納課長	猪野高廣	会計管理者兼会計課長	明石清美
高齢介護課長	中山繁美	《香北支所》	
福祉事務所長	野邑裕永	支所長	前田哲夫
市民保険課長	萩野貴子	《物部支所》	
健康推進課長	宗石こずゑ	支所長	片岡亮

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	教育振興課長	一圓まどか
教育次長	中山泰仁	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長 宮地義之

【その他の部局】

農業委員会事務局長	和田雅充	上下水道局長	西村安史
-----------	------	--------	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 一 圓 幹 生 議会事務局書記 今 井 沙 織
議会事務局書記 横 田 恵 子

市長提出議案の題目

- 議案第 57号 令和4年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 58号 令和4年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 59号 令和4年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 60号 令和4年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 61号 令和4年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 62号 令和4年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 63号 令和4年度香美市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 64号 令和4年度香美市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 65号 令和5年度香美市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第 66号 令和5年度香美市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第 67号 令和5年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 68号 令和5年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 69号 令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 70号 香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 71号 香美市立共同納骨堂の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 72号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 73号 香美市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議案第 74号 高知県広域食肉センター事務組合の解散について
- 議案第 75号 高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継について

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和5年香美市議会定例会9月定例会議事日程

(審議期間第1日目 日程第1号)

令和5年9月1日(金) 午前9時開議

日程第1 審議期間の決定について

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

(1) 報告第9号 令和4年度香美市健全化判断比率の報告について

報告第10号 令和4年度香美市資金不足比率の報告について

専決処分事項の報告について

報告第11号 令和5年度香美市一般会計補正予算(第4号)

(2) 行政の報告及び提案理由の説明

日程第4 議案第57号 令和4年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第58号 令和4年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について

日程第6 議案第59号 令和4年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について

日程第7 議案第60号 令和4年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定について

日程第8 議案第61号 令和4年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 議案第62号 令和4年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について

日程第10 議案第63号 令和4年度香美市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について

日程第11 議案第64号 令和4年度香美市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について

日程第12 議案第65号 令和5年度香美市一般会計補正予算(第5号)

日程第13 議案第66号 令和5年度香美市一般会計補正予算(第6号)

日程第14 議案第67号 令和5年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)

日程第15 議案第68号 令和5年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)

日程第16 議案第69号 令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

- 日程第17 議案第 70号 香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第 71号 香美市立共同納骨堂の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第 72号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第 73号 香美市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第21 議案第 74号 高知県広域食肉センター事務組合の解散について
- 日程第22 議案第 75号 高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継について

会議録署名議員

5番、西山 潤君、6番、森田雄介君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開会 開議)

○議長(山本芳男君) おはようございます。ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、これから令和5年香美市議会定例会を再開し、9月定例会議を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

今年の夏は猛暑が続き、熱中症に対策を求められる大変厳しい8月でしたが、朝夕はそよ風が涼しく感じる気候となってまいりました。

議員各位、執行部の皆様におかれましては、公私ともに何かと御多忙の折、令和5年香美市議会定例会9月定例会議に出席いただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど御挨拶をいただきましたが、去る8月1日付で村上真祥さんが副市長に就任されました。村上副市長におかれましては、国土交通省で数々の要職に就かれた豊富な経験と実績を基に、依光市長とともに香美市の発展に御尽力を賜りますよう、議会を代表いたしましてよろしくお願い申し上げます。

8月24日には高知縣市議会議長会臨時総会が四万十市で開催され、議案として提出いたしました、新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化について議決されました。

今年の夏には香美市の三大祭り、また、各地域の祭りも、台風の影響も心配されましたが、4年ぶりに開催することができました。

土佐山田まつりでは、積丹町長御一行をお招きし、香美市での盟約式が行われ、土佐山田まつりを通じ、積丹町との交流がますます深まったことではないかと感じております。また、奥物部湖水祭では名物の「お山のディスコ」が4年ぶりということで、市内外、また県外からも多数の方においでいただき、活発なにぎわいを生みました。開催に当たりまして、職員、スタッフの皆様方、今年は猛暑の中、準備、片づけなど、大変御苦労さまでございました。

さて、本定例会議に市長から提出されております議案等は、令和4年度香美市一般会計歳入歳出決算を含む議案19件、報告3件であります。議員各位におかれましては、慎重審議の上、それぞれの議案などに対し適切な議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。また、議会の品位を重んじるとともに、円滑な議事運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

報告いたします。14番、山崎龍太郎君は、欠席という連絡がありました。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、審議期間の決定を議題とします。

本件につきましては、8月29日の議会運営委員会で協議いただいております。

協議結果につきましては、議会運営委員会委員長、小松紀夫君から協議結果報告書が

提出されていますので、御覧いただきたいと思います。

お諮りします。報告書のとおり、今定例会議の審議期間は、本日から9月22日までの22日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、今定例会議の審議期間は、本日から9月22日までの22日間と決定しました。

なお、審議期間の会議の予定につきましては、お配りしたとおりでございます。

【審議期間予定表 巻末に掲載】

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則に定めるところにより、今定例会議を通じて、5番、西山潤君、6番、森田雄介君を指名します。両名はよろしくお願いいたします。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、市長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による、報告第9号及び第10号の報告、並びに、地方自治法第180条の規定による専決処分事項について、報告第11号の報告がありました。

次に、監査委員から、令和4年度香美市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書、令和4年度香美市水道事業会計決算審査意見書、令和4年度財政健全化判断比率の審査意見、並びに、例月現金出納検査の結果について、報告書が提出されています。

その他の報告事項につきましては、お配りした議長報告書のとおりです。

日程第3、報告第9号、令和4年度香美市健全化判断比率の報告についてから、日程第22、議案第75号、高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継についてまで、以上22件を一括議題とします。

行政の報告及び報告第9号から議案第75号までの提案理由の説明を求めます。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 本日、議員の皆様への御出席をいただき、令和5年香美市議会定例会9月定例会議が開かれますことに厚く御礼を申し上げます。

議案の説明に先立ち、最近の香美市の取組を例に挙げながら、私の政治姿勢や市政運営についての考え方を御説明させていただきます。

まず、副市長についてであります。

さきの7月臨時会議におきまして、議会の皆様への御理解を賜り、8月1日より副市長として村上真祥氏が着任いたしました。

村上さんを選ばせていただいた理由は、経験豊富な御経歴はもちろんのこと、そのお人柄にほれ込んでのことです。御自身のことは多くを語らない方ですので、私から御経歴を御紹介いたします。

村上さんは、私が高知県議会議員として初めて県庁の皆様とお仕事をさせていただく

ことになったときに、国土交通省住宅局から住宅課長として出向されておりました。当時は東日本大震災の直後でありまして、村上さんは住宅課長として住宅の耐震化や地震対策、そして空き家を活用した中山間地域の活性化に取り組んでおられました。

印象深い実績は、今年度香美市においてスタートする、行政が個人の住宅を借り上げ、改修して、移住者などに貸し出すという、中間管理住宅空き家活用促進事業を立ち上げたことです。行政補助100%で空き家を改修するという思い切った事業において、国が半額補助をするという仕組みは、国から出向された村上さんだったからこそ実現できたのだと、私は思っております。また、高知県庁勤務の前には、宝塚市で都市創造部長としてお仕事をされており、そこでは関西学院大学と宝塚市の連携協定を実現させ、大学生が町の活性化に協力するという事業を推進されました。大学が立地する宝塚市で幹部をお務めになられた御経験は、香美市にとっても大変ありがたいと思っております。

香美市に来られる前は、内閣府で地方創生推進事務局のお仕事をされ、その前は長崎県庁でお仕事をされていました。

私から村上さんをお願いしたことが2つあります。1つは、香美市役所の業務において、これまでの御経験を生かせる得意分野を力強く引っ張っていただきたいということ。そして、もう一つは、若手職員の教育と職員のレベルアップについて、将来の人材育成を念頭に担っていただきたいということです。副市長就任後、まだ1か月ですが、国家公務員としての実務経験と、多くの県や市で御活躍された御経歴を基に、よきアドバイザー、お手本として、早速力を発揮していただいております。

私同様、村上副市長にも、議会の皆様方からの御指導、御鞭撻をよろしく願います。

次に、5つの基本政策と4つの横断的な政策に基づく香美市づくりについてです。

最初に、基本政策の1つ目、経済の活性化についてであります。

香美市政において、雇用の場をつくり出すことは最も重要な政策の一つであり、今議会では新たな工業団地造成を加速化すべく、条件調査業務を追加する予算を計上させていただきます。昨年度は高知工科大学に隣接する高知テクノパークにおいて2区画が分譲され、残りが1区画となりました。南海トラフ地震の危険度が高まっていく中、高台にあり、交通の便がよい香美市において、新たな工業団地を提供することは、県内企業の事業継続計画の選択肢を増やすことにもつながります。工業団地をスピーディーに造成すべく、高知県とも連携して取り組んでまいります。

次に、べふ峡温泉についてです。

7月31日に、産業建設常任委員会より提言書をいただきました。内容は、べふ峡温泉について抜本的な改善を行うようにというものであり、提言を受けた香美市として新たな運営体制を検討すべく、べふ峡温泉の財務・会計及び優位性についての調査分析委託料を計上させていただきました。私としましては、べふ峡温泉の設置条例である、香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例第2条にある、別府地域の優れ

た自然環境にある森林を活用し、林産物の生産、保健休養機能等の総合的な利用を図り、林業者の就労機会及び所得の向上と地域住民の福祉増進を図るためという当初の目的にかえって、新たな運営体制を模索してまいります。

具体的には、新たな事業主体についてはプロポーザルにて公募したいと考えております。例えば、アウトドア関連企業などが企業のブランド力を生かした集客や、従業員確保策を示し、山岳観光をメインコンセプトにした提案で応募いただくことなどを期待しており、応募内容には指定管理料の額や香美市が行うべき設備投資についても提案いただきます。とは言っても、運営を担うべく応募してくれる企業を呼び込むためには、地域が持つ魅力を示し、併せて現状の施設状況を明らかにする基礎資料が必要です。そのために、施設の棚卸調査ということで、今回の調査分析委託料を計上させていただいたという経緯です。今後の公募時期は未定です。山岳観光、星空観察、植物観察など、自然体験や交流、ワーケーションなど、香美市の魅力を最大限引き出せる企業に応募いただけるよう、企業の参入意欲を呼び起こすような募集要項となるように、しっかりと準備してまいります。

次に、農業者への支援です。

昨年も同様の予算を計上させていただきましたが、収入保険制度支援対策事業、施設園芸燃油高騰緊急対策事業費補助金及び肥料高騰緊急対策事業費補助金を計上させていただいております。また、今定例会議で新たに土地改良施設電気料高騰対策緊急支援補助金を計上させていただきました。農業者が減っていく中で、土地改良区の経営が厳しいことをお聞きしており、ポンプなどの農業用水利施設に要する電気代の高騰分に対し支援させていただくものです。今後も農業者のお声をお聞きしながら、香美市の農業を守るために取り組んでまいります。

次に、林業事業体への支援です。

香美森林組合によるハーベスタ1台の購入を南国市、香南市とともに支援するため、高性能林業機械等緊急整備事業費補助金として補正予算を計上させていただいております。この機械は、作業効率を向上させることに加え、高い省エネ性能により燃料費コストを下げ、事業体の経営を向上させることが見込まれます。物部川流域の環境保全のためにも、流域2市とも連携して香美市の林業を支えてまいります。

次に、基本政策2つ目の健康長寿の香美市づくりです。

9月になり、ようやく暑さも和らいできておりますが、今年の夏は非常に暑く、香美市としても市民の健康を守るべく、熱中症対策に取り組んでおります。具体的には、今年度より熱中症警戒アラートが発令されたときには、防災行政無線で住民の方にお知らせするとともに、クーリングシェルターと呼ばれる熱中症予防休憩所として、香美市役所本庁、中央公民館、プラザ八王子、香美市立図書館かみーる、香北支所、保健福祉センター香北、図書館香北分室、物部支所、奥物部ふれあいプラザ、図書館物部分室の10か所を指定し、9月30日まで開設しております。今後とも、熱中症警戒アラートが

出た際にはこういった施設が利用できることを市民に伝え、体調を崩さずに過ごしていただけるよう、取り組んでまいります。

また、このクーリングシェルターの取組とも相まって、かみーるへの来館者が増えており、駐車場の不足が顕著となっております。そこで、図書館東側敷地を購入すべく、用地購入費、用地測量費及び補償調査委託料の予算を計上させていただきました。かみーるへの来館者数は今後も継続するものと考えており、駐車場整備に早急に取り組むたいと考えております。議会の皆様の御理解をいただければと思っております。

次に、基本政策3つ目の教育の充実です。

来年度からスタートする大栃中学校の山村留学制度については、ホームページやパンフレットが完成し、4月から中学生を呼び込むべく、PRが本格的にスタートしたところです。11月5日にはオープンスクールを開催いたします。大栃地域において山村留学制度を成功させ、子供たちの学ぶ場所を残すべく、しっかりと取り組んでまいります。

さて、この機会に、未来の香美市に学校を残すためには、今から取り組まなければ間に合わないという私の問題意識をお話しさせていただきます。

香美市で昨年生まれた子供の数は119人です。少子化の傾向はこれからも続くことが予想されており、大栃小・中学校などの存続だけではなく、山田高校の存続も厳しくなってくると思っております。

今年の山田高校は全校生徒305人であり、かなり小さな高校となっております。その中で、香美市内3中学校から進学した生徒は128人、割合は42%です。ちなみに今年の香美市内3中学校から山田高校への進学率は26.5%です。私は、香美市において山田高校の生徒数は香美市のまちづくりを考える上で重要で、今から山田高校魅力化への支援を行わなければ、さらなる生徒減により、教員数の減、そして最終的には他校との統合となるのではと危機感を持っております。近年の山田高校は生徒の希望進路を実現し、進学実績も非常によい結果を出しています。また、探究を中心に据えた教育により文部科学省の広報で紹介されるなど、全国的にも注目されています。この山田高校を香美市として守り、発展させていかなければなりません。

そこで、これまで香美市には市長部局がつくる教育大綱が制定されていませんでしたが、小・中・高・大の連続した学びを実現すべく、今年度中に作成したいと考えております。大綱により市長部局と教育委員会のベクトルをより一層合わせ、まちづくりも念頭に置いた人材育成に取り組んでまいります。

さて、来年2月には山田高校をメイン会場にした、よってたかって生涯学習フォーラムが開催予定です。まずはこのイベントで、香美市における連続した探究教育をPRしていきます。具体的には、(仮称)探究発表コンクールと題し、香美市で学ぶ児童・生徒に加え、大人にも発表していただく機会を設け、市として表彰したいと思っております。そして、フォーラム時には受賞者プレゼン、ポスターセッションを行います。世代を超えて探究学習を行うまちとして、そして探究といえば香美市というまちづくりにつ

いて、力強く取り組んでまいります。

次に、香美市奨学金返還支援補助金についてです。

この補助金は、奨学金を返済している若者が香美市に定住している場合に、年間12万円を支援するもので、香美市の生産年齢人口の定着を支える補助金と位置づけております。また、コロナ禍もあり、家計が苦しく、奨学金を借りることにちゅうちょしている若者を支援することで、学びたい若者を応援できるものと考えております。そこで、今回、20人分の追加予算を計上させていただきました。今後とも、香美市を支える若い人材を県外から呼び戻したり、新たな移住者として呼び込むことを通じて、香美市を担う人材確保に継続して取り組んでまいります。

次に、基本政策4つ目の市民を守る災害対策についてです。

当初予算で年間20件の見込みで募集していた、老朽住宅除却事業費補助金への申請が、6月中にいっぱいとなり、新たに5件追加するための予算を計上させていただきました。南海トラフ地震により倒壊した家屋などが道路を塞ぎ、緊急車両などの通行を妨げ、負傷者の緊急搬送や物資の輸送などに支障を来さないよう、住宅耐震化やブロック塀等の除却などを初めとする事前防災にも、しっかりと取り組んでまいります。

最後に、基本政策5つ目のインフラの充実と有効活用です。

7月18日、19日に物部川改修の要望を、8月2日、3日に香美市道の予算確保をと、国土交通省、財務省、国会議員への要望活動を行いました。物部川改修では、近年の頻発する豪雨について御説明し、事前に河川整備を行っておかなければ、香美市のみならず南国市までも甚大な被害が出ることを、また、市道改修では、住民にとって非常に重要な道であり、特に通学路の安全確保について、早急に道路改良が必要なことを御説明いたしました。今後とも、的確な要望に努め、香美市民の安心・安全と利便性向上を目指して取り組んでまいります。

次に、都市計画についてです。

先月29日に高知広域都市計画協議会が開催されました。5月に行われた会議を踏まえ、香美市からは地区計画の緩和案として、事業系・住居系の地区計画における接道幅員の緩和、旧村役場が存在した集落を大規模指定集落に準ずる区域として追加すること、鉄道駅周辺を地区計画可能とするものの3点を提案し、県からは、おおむね香美市の提案に沿った改定原案が示されました。今後、パブリックコメントを経て決定となります。私としましては、この緩和により、片地、香長、舟入の各小学校区において、新たな住宅開発による児童数の増加や、企業による新たな投資も呼び込めるのではと期待をしております。最終的な決定は10月ですが、この緩和を生かして若者世代が香美市に定住できるよう、積極的に取り組んでまいります。

続いて、4つの横断的な政策についてです。

1つ目は、親しまれ信頼される行政窓口への継続的な改善です。

先日、香美市役所のおくやみ手続における窓口対応について、お褒めの言葉をいただ

きました。手前みそな事例紹介ではありますが、議員の皆様にも他の市役所職員にも知ってもらいたいということで、あえてお話をさせていただきます。

お褒めいただいた方の御家族が亡くなられ、市役所での手続を行うに当たり、お知り合いに相談したところ、手続のためにはいろいろな課を回る必要があり、半日以上かかると教えていただいたのだそうです。しかし、実際は担当職員が交代でその方のところに出向く形をとり、いろいろな課を回らなくてよかったこと、そして、結果的には想像以上に早く終わったとのことでした。私は、市の職員が自発的に考えて改善してくれたことを本当にうれしく思っておりますし、こういった改善をいろいろな業務の中で他の職員にも考えてもらえればと思っているところです。今後とも、市役所職員の改善案をしっかりと応援してまいります。

2つ目は、中山間対策の充実・強化です。

7月末に報道がありましたように、JA高知県は、令和5年度末にJA物部支所を廃止することを決めました。このことによりまして、JA物部支所が担っていた金融店舗機能が失われ、物部地域の住民には大きな痛手となることが予想されます。市としましては、まずは住民の方にどのような影響があるのかを聞き取ってまいります。

次に、中山間地域に住む方々の買い物支援策として、移動スーパー事業支援金を計上させていただきました。地域の人口減少に加え、燃料費の高騰などもあり、事業者にとっては利益が出しにくい経営環境であると認識しております。引き続き事業者の皆様との情報交換も密にして、中山間地域の買い物困難地域対策にも取り組んでまいります。

3つ目は、子供施策の充実と女性活躍の場の拡大です。

先月、香美市企業等人権啓発連絡会主催の研修会にて、インターネットと人権というテーマでお話をお聞きしました。ネットゲームへの依存から、夜中までゲームをすることで授業中に集中力が続かず、学業不振に陥る子供の事例や、SNSを使った子供同士のコミュニケーションからいじめにつながり、不登校になってしまうなど、事例が紹介されました。また、ネットニュースにはレコメンド機能があり、利用者の興味や関心の高いニュースを選んで表示するという仕組みになっておることから、特定の考え方だけを見せられることで、考え方が偏ってくるという弊害についてもお話がありました。

私としましては、食育において偏った食生活にならないよういろいろな物を食べるように、情報についても偏った情報だけに触れるのではなく、いろいろな意見を目にして自分で情報を判断できる知性を、香美市の子供たちには身につけてもらいたいと思っております。SNSによるいじめなど人権問題も多様化しております。こういった課題を解決するための土台となる条例として、現在、人権尊重のまちづくり条例について、市役所内部で検討を進めております。本年度中の制定を目指し、スピード感を持って取り組んでまいります。

最後に、4つ目の文化芸術とスポーツの振興です。

先月10日、詩とメルヘン絵本館の25周年式典が開催されました。また、次の日に

行われました、詩とメルヘンを振り返るといふ、当時の編集者お二人による対談も聞かせていただきました。対談をお聞きして、やなせ先生が詩とメルヘンという投稿雑誌を通じて若い編集者を育て、詩人やイラストレーターを発掘したということがよく分かりました。また、この雑誌の影響力についても改めて教えていただきました。やなせ先生の代表作がアンパンマンであることは間違いないのですが、やなせ先生が残された詩やイラスト、キャラクター、そして、やなせ先生自身のお人柄や哲学は、何としても次世代に残さねばと改めて決意したところです。式典後、やなせスタジオの越尾社長、やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団の明石理事長に、やなせたかし先生を顕彰する展示館建設について、5年後の開設を目指した私の考え方を話ししたところです。今後、各団体との協議を行い、やなせ先生没後10年を機として検討をスタートさせたいと考えております。

次に、市主催スポーツイベントについてです。

9月17日に、高知ファイティングドッグス最終戦を土佐山田スタジアムにて、香美市の冠試合として開催いたします。当日は、協賛企業の御協力も得て無料試合となります。香美市の物産展も同時開催することとなり、香美市内外からお客さんに来ていただき、市民とともに野球を楽しみたいと思います。今後も、香美市が所有する施設を有効活用して、市民とスポーツを楽しむ機会をどんどんつくっていきたく思います。

以上、5つの基本政策と4つの横断的な政策について御説明させていただきました。

続きまして、各課関連の行政報告を申し上げます。

定住推進課からは、香美市ものづくり会議について、姉妹都市交流についての2件。健康推進課からは、新型コロナウイルスワクチン接種についての1件。建設課からは、工事関係について、各種協議会についての2件。消防課からは、令和5年1月1日から令和5年6月30日までの火災、救急及び救助出動件数についての1件。詳細につきましては、お手元の説明書を御参照ください。

続きまして、本会議に提案します議案について説明いたします。

報告第9号は、令和4年度香美市健全化判断比率の報告についてです。

報告第10号は、令和4年度香美市資金不足比率の報告についてです。

報告第11号は、専決処分事項の報告について、令和5年度香美市一般会計補正予算(第4号)です。

議案第57号は、令和4年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

議案第58号は、令和4年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定についてです。

議案第59号は、令和4年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定についてです。

議案第60号は、令和4年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定についてです。

議案第 6 1 号は、令和 4 年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

議案第 6 2 号は、令和 4 年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてです。

議案第 6 3 号は、令和 4 年度香美市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてです。

議案第 6 4 号は、令和 4 年度香美市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてです。

議案第 6 5 号は、令和 5 年度香美市一般会計補正予算（第 5 号）です。

議案第 6 6 号は、令和 5 年度香美市一般会計補正予算（第 6 号）です。

議案第 6 7 号は、令和 5 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）です。

議案第 6 8 号は、令和 5 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）です。

議案第 6 9 号は、令和 5 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）です。

議案第 7 0 号は、香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 7 1 号は、香美市立共同納骨堂の設置及び管理に関する条例の制定についてです。

議案第 7 2 号は、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 7 3 号は、香美市過疎地域持続的発展計画の変更についてです。

議案第 7 4 号は、高知県広域食肉センター事務組合の解散についてです。

議案第 7 5 号は、高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継についてです。

以上、報告 3 件、議案 1 9 件の提案となります。議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書を御参照いただき、何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（山本芳男君） 以上で、市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、報告第 9 号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第 9 号についての質疑を終わります。

次に、報告第 1 0 号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第 1 0 号についての質疑を終わります。

次に、報告第 1 1 号について質疑を行います。質疑はありませんか。

1 2 番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君）　　まずは、議案書15ページの2款の総務費、3目の参議院議員選挙費の中で、一般財源が20万円と出ていますが、その一般財源20万円の根拠と申しますか、何を計上しているのかということと、特定財源の中に国県支出金がありますけど、これは国から来て多分県だと思いますが、この3,200万何がしの中に県費も入っているという認識はあるのでしょうか、それを含めてお願いします。

○議長（山本芳男君）　　総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君）　　お答えいたします。

1点目でございます。この一般財源20万円の内訳です。

こちらは本選挙で雇用予定の会計年度任用職員に対する期末手当を計上しております。この期末手当は補助対象とならないということで一般財源にしております。

そして、2点目の補助金の内訳ということですが、これは国から100%で県を通して下りてくると聞いております。

以上です。

○議長（山本芳男君）　　12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君）　　この間、クーラーがない投票所もあったということも含めて、要望を出すことはできるのでしょうか。国100%の予算ということですが、多分これは手当やボーナスの分と思うんですけど、その認識でいいのでしょうか。

○議長（山本芳男君）　　総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君）　　お答えいたします。

各投票所の先ほど言っておりました、空調等につきましては、詳細なところは私、ちょっとまだ聞いておりませんので、必要に応じた対応というのは考えないかなと思います。

それと、もう一つの会計年度任用職員というところは、質問にございましたとおり、期末手当になっております。

○議長（山本芳男君）　　ほかに質疑はありませんか。

○議長（山本芳男君）　　質疑なしと認めます。

以上で、報告第11号についての質疑を終わります。

先ほどの議会運営委員会の協議結果報告書のとおり、議案第65号につきましては、本日他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君）　　異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これから、日程第12、議案第65号、令和5年度香美市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

まず、執行部から、提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君）　　補足説明はございません。

○議長（山本芳男君） 補足説明はありません。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 13番、濱田です。議案書16ページの3款、民生費、1目、児童福祉総務費の12節、委託料の家屋事前調査委託料で66万円出ていますけれども、議案細部説明書では4ページと9ページにあります。

この周辺家屋等の調査ということでございますけれども、そのあたりをもう少し詳しく教えていただきたいのと、タブレットに資料は掲載されていましたが、今回変わるところとかがありましたら、その建設全体像をお示してください。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） お答えします。

今回の家屋事前調査の内容としましては、周辺7軒のお家のそれぞれの塀、外壁、犬走の工事前の状態を調査するものとなっております。

全体計画につきましては、別紙資料で工程表をおつけしておりますので、そこを御確認していただきたいです。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ちょっと関連で、その民生費の児童福祉総務費でお聞きしたいのですが、美良布保育園新園舎建設設計委託業務が130万円増加ということで、議案細部説明書の9ページには、当初予算に比べて事業費が大幅に増加したということで書かれているがですけれども、ちょっとこの内容をもう少し詳しくお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） この設計委託業務で事業費が今回大幅に増加したというところになります。当初予算を計上した段階での積算は、3者の各業者からの様々な形で提出された見積書の平均をとって、630万円を計上しておりましたが、今年度設計業者を決めるための公募型プロポーザルを実施するに当たり、その実施要領の内容について検討を重ねた結果、要求水準設計金額の公平性の観点から、国土交通省の基準を採用することとなりました。これに伴い、実施要領において本業務の委託料は国土交通省の基準に基づく金額以内とすることにさせていただきまして、プロポーザル終了後、改めてこの基準を基に最優秀者が積算を行ったところ、基本設計の見積額が760万円となったことから、差額の130万円を今回計上したところでございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 設計委託業務の件ですが、議案細部説明書の記載によります

と、設計者側からの指摘要望があったかのように書かれておりますが、どのような経緯だったのかという点と、あと、事業費が大幅に増加していると書かれておりますが、この設計料増加というのは、工事規模、また工事予算が前提になる部分もあるのではないかと思うのですが、工事予算の増加も当然見込まれているということによろしいでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 設計業者の指摘要望があったかということに関しましては、そういった事実はなかったと確認しております。なお、こちらにつきましてはあくまでも設計費の増額で、工事費に含まれておるものではないということになります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 設計料の増加が工事予算に比例する部分はないということでしょうかね、その工事費の増加は現段階で見込まれていないということによろしいでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） おっしゃるとおりです。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 先ほどの議案細部説明書に軟弱地盤が確認されたという、それをもうちょっと詳しく、どういう内容なのか説明をお願いしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） お答えします。

現在プールがある箇所北側でボーリング調査を行った結果、深度6メートルでやや軟弱と見られる部分が出てきました。これに伴い液状化の可能性の有無について調査を行う必要が生じたものです。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 議案書16ページの2款、総務費、18目の庁舎建設費、12節の委託料に設計監理委託料という形で計上していますが、西別館の解体と建設のスケジュールを示していただきたいです。現在業務をされていると思うんですが、その移転先はどうしていくのかということと、今の教育棟のあるところと西別館には段差がありますよね、用地に。その段差を含めて解消はどうしていくのかということと同時に、全体的にどういう業務を入れるという構想なのか、そこら辺をお願いします。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） お答えします。

まず、西別館解体工事のスケジュールとしましては、着工を令和6年5月上旬、完成は令和6年8月末を予定しております。それから新庁舎建設工事ということで、こちらの着工が令和6年11月上旬で、完成は令和7年10月末を予定しております。庁舎が完成した後に、現在の西庁舎の解体を行うようになりますが、こちらの工事の着工が令和7年11月中旬で、完成は令和8年1月中旬を予定しております。最後に、周辺駐車場の整備工事を行います。着工が令和8年1月中旬で、完成が令和8年3月末を予定しております。

それから、現在業務の仮移転先ということですが、まず、西別館につきましては、香北保護区保護司会事務所がございまして、こちらの仮移転先としまして、市役所本庁舎の東に隣接しておりますコミュニティ消防センターの2階を仮事務所とさせていただく予定です。また、業務ではございませんが、保管されている文書類がございまして、こちらは現在休校中でありまして繁藤小・中学校校舎に移動させる予定をしております。さらに、広報香美の作業場を設けておりますが、こちらについては現時点で未定となっております。また、現在の西庁舎についてですが、こちらは教育研究所と教育支援センターふれんどる一むが入っておりますけど、こちらにつきましては新庁舎が完成した後に移動ということになります。

次に、用地の段差解消ということなんですが、建設を予定しております西別館の敷地と現在教育研究所等が入っております西庁舎、あと倉庫がございまして敷地との間には、最大で四、五十センチメートルほどの段差がございまして、この中で倉庫は解体しないという方向でありまして、一部段差が残ることが想定されます。ただし、勾配等をつけ、なだらかに傾斜を設けるなどして、できるだけ段差を少なくなるように設計の段階で業者と協議し、検討することといたします。

それから、どのような業務を行う庁舎にするかの構想ですが、新施設における業務としましては、現在西庁舎でございまして教育研究所、ふれんどる一む等の教育に関するものとなります。なお、施設の内容としましては、現在西庁舎と西別館が有している機能に会議室を加えたものを想定しております。具体的には、教育研究所、ふれんどる一む等の教育関連のものに加えまして、香北保護区保護司会事務所、広報作業場、各課の文書類保管庫、選挙物品の倉庫、それに会議室といったものになります。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑ありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ふれんどる一むには落ち着いた環境が必要と思うんですが、その辺も含めて、建設の中身については反映できるよう協議していく形になるんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） お答えします。

教育支援センターふれんどる一むにつきましては、議員のおっしゃるとおり、静かな環境等が必要ですので、今後、管財課とも十分に話し合いを行いながら、適切な対応、配慮していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 私自身の問題意識として、香美市の場合は社会福祉協議会が大変遠いところにあるんですね。これからの将来を考えたときに、社会福祉協議会は本来本庁と福祉事務所を含めて連携していく業務がかなり多いわけですので、そこは今後どう考えていくかということも、こういう庁舎建設のときはやっぱり協議の中に入れておかないとまずいんじゃないかと思いますが、市長、その辺はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 御指摘がありました点につきましては、私自身も本来社会福祉協議会は本庁と近いところが望ましいという考えではおります。ただ、今回検討するに当たっては、今の社会福祉協議会を動かす考えはなく進んでおります。といいますのも、現在社会福祉協議会の駐車場問題もこれまで議会でも御指摘いただいたとおり、かなりの面積が必要であろうと思っております。現実的に今の状況を考えた場合には厳しいという判断で、西庁舎は先ほど課長から御説明させていただいたとおり、今検討しているところであります。

以上であります。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 庁舎建設ですが、令和7年度末完成が条件になっていると思います。やはり専門ではない課が担当になって大きな建物を建設していくわけですので、今後課というよりも役場として、どのような体制でこの建設工事に臨んでいく計画か、教えてください。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） お答えします。

今管財課には建築の免許を持った職員がおりますので、その者を中心に、今回構想しております内容に関連する部局の職員と随時会を持ちまして、協議した結果をさらに課長、副市長、市長等にも報告しながら、今のところは進めております。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 同じく、議案書16ページの7款、商工費、4目、観光費の12節、委託料に監修委託があります。議案細部説明書は11ページです。

まず、その監修委託の中身は、施工用イラストデータの作成と書かれておるわけなんですけれども、このホテル大浴場の改修は6月に補正で出ておまして、その際にはこ

のイラストデータの作成は入っていなかったわけであります。本来必要なものであれば、その時点で提案があるべきものであったとは思いますが、今回この9月での補正となった理由をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

大浴場パネルに印刷するアンパンマン絵本の画像データが、現在では絵本サイズのデータしかなく、施工時に大きく印刷するためには高解像度の画像が必要となってきます。また、施工におきましては著作権上の監修が必要となるということで、今回委託費を計上させていただいております。

また、6月定例会議の補正で計上できなかったというのは、その時点での見積要件、画像の枚数であったり、サイズというものがまだ確定しておらず、数字をはじき出すことができなくて計上できておりませんでした。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑ありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そういったものはっきりしてから補正が出るものじゃないかなというのがひとつあります。

14節の工事請負費も増額ということで、施設修繕、改修工事が出ておるわけです。まずは、この資材高騰というのはほかでも出ておりますので、工事内容の変更に伴う部分と資材高騰分との内訳をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） 説明させていただく前に、一言お詫び申し上げます。

ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート大浴場改修工事に係る予算につきましては、6月定例会議に続き9月定例会議に補正を上程しております。また、今定例会議におきましては、初日議決をお願いしたことも考えて、本来であれば事前に全員協議会等において経緯や理由について詳しく説明すべきであったと思っております。説明の場を設けることができず、十分な説明をすることができておりませんでした。申し訳ございませんでした。

それでは、説明をさせていただきます。

タブレットの議案関係資料の中に、議案第65号、商工観光課説明資料が載っておりますので、そちらを御覧になりながら聞いていただきたいと思います。

6月定例会議で補正予算を上程した際には、実施設計が完全には出来上がっておりませんでした。年度内に改修工事を完了するためには、6月定例会議への補正予算上程が必須ということで上程させていただいております。4月下旬の段階では設計関係以外の見積りはほとんどそろっておりまして、設計業者にも内容を確認して、6月定例会議に上程した4,603万5,000円で十分足りるということで、補正を計上させていた

だいております。

しかし、その後、全ての見積書が出てきたのを見たところ、6月定例会議に補正計上した予算に対して、資材高騰の影響により見積額が約1,719万6,000円オーバーしたため、予算額内に収めるように協議等をし、天井の改修を一度のけたり、あと素材を変更したりといった変更を行いました。結果できなかったため、設計委託契約期間を6月末から7月末まで延長して設計の見直しを行い、9月定例会議で不足分について補正計上させていただいております。

見積額としましては、電気設備の見積りが約150万円オーバー、機械設備の見積りは1,555万5,000円オーバーということになっております。その理由につきましては、改修工事の際に給湯系統の変更が生じ、これが想定より広範囲であったこと、また、高知県旅館業法施行条例に基づいて、変更する際には配管を大きくしなければならぬというものがあまして、それによって想定よりもさらに経費がかかったことと、資材自体も値上がりをしていたということで見積額が高くなっております。

見積額オーバーによって一旦除外した天井の改修ですが、やはりこちらにつきましては施設管理上必要な改修であることや、改めてまた工事をするとすると、設計費であったり工事費が余分にかかること、また、リニューアルしたアンパンマンのお風呂を二、三週間の一定期間、また停止しなければならないということも考えて、今回の工事で一緒にやらせていただきたいと考えております。ここをもし省けば200万円弱の経費削減にはなるのですが、いずれ必要な工事ということで今回工事費に含めさせていただいております。

今回上げさせていただいた補正については、大分規模も縮小したりして、電気設備においては、もともとの理由というのは照明器具が大体値上がりしているということで、当初は想定より1,500万円オーバーでしたが、295万円まで縮小しております。また、電気設備工事におきましても、先ほど言ったように給排水の設備が資材高騰の対象となっております。1,555万5,000円オーバーでしたが、検討の結果、1,077万1,000円オーバーまで縮小し、トータル的に見積額を取ったところから752万1,000円縮小した金額で、今回計上させていただいております。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 今補足説明いただいた資料について確認したいんですけど、今回の追加補正を出す原因となった一番大きいものは、この主な理由に書かれている高知県旅館業法施行条例が変わったことによって設計変更をする必要があった、要するに設計部分の見落としがあったということが一番大きな原因であって、資材高騰によりと表現しているのは適正ではないと思うのですが、あくまで資材高騰が、先ほどの機械設備約1,000万円増額の100%であるとおっしゃるわけでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） 設計変更ももちろんございまして、当初、こちらの給湯については変更しなくてもいけると想定しておりましたが、やはり変更が生じた。配管を大きくすることによって増加額が増え、さらにそこに上乘せして配管の価格も上がっていたということで、設計変更プラス資材高騰によってこういった額になったということになります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 最初に確認したいのですが、この改修そのものはホテル側から要望が来てから始まったのか、市がこの間ホテルを見た中で、これは改善が必要と思って先ほどのような調査をして進めてきたのか、まず、いつ頃からか時系列で出していきたいんです。

なぜかといえば、普通、完成品を指定管理するわけです。ところがこのシックスダイアリーは完成していないものを指定管理して、ずっとあのホテルをつくってきたという経過があるんですね。指定管理制度というのはもともと完成品を管理委託するわけですので、この施設関係等の市と指定管理者の関係はどうなっているのか、すごくその辺に疑問点があるんです。そこはどうなんですか。まず、入り口がどこから始まったのか、この大浴場の改修が必要になった。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

こちらの改修につきましては、定期的な報告であったりとか株主総会の中で、やはりお風呂場の評判が低いという意見を受けまして、ホテル側及び市と協議の上、改修をできる手段をお互い検討して、その予算の確保であったりとかも検討した上で、両者協議で進めてまいりました。

ただ、ちょっと今の時点でいつからという時系列の資料がございませんので、また整理して提出できるように準備させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 同じ、議案書16ページでお聞きいたします。

商工業振興費の委託料、基本計画策定支援業務委託で、議案細部説明書によるとシェアハウスのことなんですけれども、当初計画では民家の改修も含めた構想とか、その中に商工会が入るとか、いろいろ情報があったわけなんですけれども、その辺りの整理をしていただきたいのと、それから、今回ニーズ調査ということで、本来こういう企業が入るといって建物を建てていくことになろうかと思うんですけれども、その辺りの詳しい説明をお願いいたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

こちらにつきましては、シェアハウスの整備に伴う基本計画策定支援業務を委託することになっておりまして、商工会が入るとかいうことも含めた全てにおいて、基本計画策定の基礎資料となるものを調査し、またその根本となるものを作成していくための委託になっております。

ニーズ調査につきましては、関係者へのヒアリング、例えば市長であったり、担当者、商工会、高知工科大学などの団体にヒアリングを行ったり、あとはトレンド調査、先進的な取組をしている企業等にヒアリングを行ったり、また、プレサウンディング調査というのがございまして、数社の企業に調査を送りまして、香美市がこういった事業を行おうと思うんだけど、もしできたらどう思いますかというような調査を行って、宣伝プラス企業からのアイデアをいただいたものをトータルして、今のニーズに合った施設コンセプトの設定やブランド戦略とかの策定時には、そういった調査結果を反映させたものにして、最終的に基本計画の策定をしていく予定になっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑ありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ニーズ調査はこれからということだと思んですが、基本設計はいつ頃の予定なのか。また、その基本計画策定支援業務の委託先はどのようなところになるでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

この業務委託につきましては、今年度中に終わらせたいと思っております。また、当該事業の事業者選定につきましては、プロポーザルで選定したいと思っておりますので、まだどこの企業というのは決まっておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかにありませんか。

8番、小松 孝君。

○8番（小松 孝君） 6月定例会議のときに、何で設計やらのが次から次へと何回でも大きな補正ばかり出ています。管財課にも設計屋がおるとのことやけど、建設課か何かに聞けばある程度分かると思います。何回やっても分からんうちに補正を出してきて、こういう結末ばかりですが、管財課はどういう考えですかね。もっとしっかりしてもらわな困る、決めた以上は。もう前のことになりまして、プールから順番にずっと来ても、補正、補正で、後へ、後へ出てくる。最初設計したら設計したものでやってくださいよ。先ほど言われるように、途中でそういう品物が上がったら上がったでばんと出せばいいことですので、後から何回も、何回も、継ぎ足し、継ぎ足しの補正予算

を組んできて、例にしたら特にプールなんかそうですやん。6億円、7億円でやるのが12億円、13億円かかって、また最後で6,000万円出して、そして、冷暖房器具で600万円か500万円、あんなに次から継ぎ足していかんづつ、設計の段階でもっと建設課も頼って打合せをしたらどうですか。設計して業者に出した単価がいつでもそれをオーバーしてくる。何のペナルティーもないんですか、業者に対しても。次からあったら、ちょっと私ももう考えがあるから、それはかかりり決めてください。次から次に補正を出すことは、設計でやったら設計で、必ずその意見を出してください。説明してかかりりと、もう責任とってほかの課へ回してもらってくださいよ、できんことやったら。市長も副市長も来られたし。できんものは何回やっても一緒でしょう、実績で。市長に言うて変えてもらって、約束事は守ってやってください。もういつまでたっても全部ですやん、大きい建物は、箱物は。いろいろ言うてすみませんが、それを守ってください、かかりりするということ。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員から御指摘いただきました点は市としても十分認識した上で、補正を出すことがいいとは思っておりません。その中でしっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 先ほどのシェアハウスの関係なんですが、当初予算のシェアハウス等複合施設建設事業のときのコンセプトも含めた見直しもあり得るという認識でいいんでしょうか。そうしないと、多分これコロナ禍でテレワーク等の場所がとれないと書いていますけど、今逆に皆顔を突き合わせてやっぱりやりたいということも含めて、ちょっとコロナ禍からもう3年以上たってきた中で、ニーズが変わってきていることも検討しておかないと。それから、複合施設でシェアオフィスを気軽に行って気軽に使いたいと。悪いですけど、個人的意見としては、商工会とかお偉いさんがおる関係も含めて、あんまり行きたいと思うかなという。後免町にもつくってるんですよ、一応シェアハウスで貸すところも。一つは駐車場がないです。ですから、車も止められて、本当に気軽に使えるような、そして、新しい建物というよりは都市部におる方々はビルの中におりますので、もうちょっと本当に安らぎも含めた視点が要るのかなと。ぜひ全体的にやっぱり構想見直しの議論を、ニーズをとっていただきたいと思います。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

当初市の職員で基本計画を策定するように動いておりましたが、関係部署や市内の有識者に確認してもらったところ、根拠が乏しく、この内容では設計委託の際には、いろんな業者からの質問等に対応できなくなるというような指摘がございました。

基本計画策定につきましては、ニーズ調査をもとにしたブランド戦略や企業誘致戦略

を併せて実施する必要があることや、また、そういった類似事業実績のある企業等に委託することになっておりますので、まず調査結果を反映させて、笹岡議員から御指摘のありましたものについても検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

16番、小松紀夫君。

○16番（小松紀夫君） 議案第65号に対する修正動議を提出いたしたいと思いません。

○議長（山本芳男君） ただいま修正動議が提出されましたので、この写しを配付いたします。

暫時休憩といたします。

（午前10時19分 休憩）

（議会運営委員会開催）

（午前10時29分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

先ほど開催されました議会運営委員会の協議結果は報告書のとおりです。

議案第65号に対し、小松紀夫君ほか2人から、お手元にお配りしました修正動議が提出されました。この動議は2人以上の発議者がありますので成立いたします。

したがって、これを本案と併せて議題とし、修正案提出者の説明を求めます。16番、小松紀夫君。

○16番（小松紀夫君） 16番、小松紀夫でございます。

修正動議の提出並びに趣旨の説明を行います。

令和5年9月1日、香美市議会議長 山本芳男殿

発議者 香美市議会議員 小松紀夫、発議者 同 小松 孝、発議者 同 西村剛治

議案第65号、令和5年度香美市一般会計補正予算（第5号）に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び香美市議会会議規則第17条第1項の規定により別紙の修正案を添えて提出いたします。

議案第65号、令和5年度香美市一般会計補正予算（第5号）に対する修正案

議案第65号、令和5年度香美市一般会計補正予算（第5号）の一部を次のように修正する。

第1条中「49,182千円」を「39,507千円」と改め、「19,177,521千円」を「19,167,846千円」に改める。

修正箇所につきましては、タブレットに掲載しております、第1表、歳入歳出予算補

正並びに第3表、地方債補正を御確認いただきたいと思いを。

修正の趣旨の説明を申し上げます。

原案の事項別明細書16ページにございます、7款、商工費、1項、商工費、4目、観光費、14節、工事請負費にございます、6Dホテル大浴場改修工事967万5,000円につきましては、6月定例会議に提案されました、令和5年度一般会計補正予算（第2号）に計上されました、ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート大浴場改修工事4,603万5,000円に対する増額補正とのことでございますけれども、私たちがこの補正予算（第2号）を審議し議決したのは6月29日のことですから、わずか2か月後に967万5,000円の増額補正は理解に苦しむところでございます。真に必要な予算であるのならば、6月定例会議の補正予算（第2号）に計上されなければならないのではないかと考えます。

また、今回の補正が適正な予算計上であるのか否かを判断するための、議会に対するしかるべき説明もございませんでした。本日、質疑に対して説明はあったところではございますが、もうすぐ採決でございます。定例会議の初日に議決を求めるということになりましたので、議案を精査する時間的な余裕がなく、市民の皆さんに対し責任のある審議、議決は困難と考えまして、修正動議を提出するに至ったところでございます。御賛同をよろしくお願いいたします。

【修正動議 卷末に掲載】

○議長（山本芳男君） 修正案の説明が終わりました。

これより、修正案に対する質疑を行います。発議者への質疑及び確認のため執行部への質疑も許します。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで修正案に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論がありますので、まず初めに、原案に賛成、修正案に反対する方の発言を許します。

7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 7番、山崎眞幹、市民クラブでございます。

私は原案に賛成、修正案に反対の立場で討論を行いたいと思いを。

皆さんも御存じのように、香美市は世界にただ一つしかないやなせたかし記念館のある町でございます。私自身はやなせたかし記念館のあるまちづくりについて、もう10年来、常に様々な提案を行い、発言もしてまいりました。その中で、やはりザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート（6Dホテル）は、その記念館のあるまちづくりにおいて非常に重要なピースであると考えております。そして、今回の浴場に対する改修につきましては、その世界観、いわゆるやなせたかしの世界観を表現しながら、

全国から、世界からお客様をお迎えしたいという6Dホテル、その前に言えばREVICがあそこに入ってきた当時の趣旨にかなうものでありまして、ある意味これが最後のピースであると私は思っております。

確かに様々な経過において、ある意味瑕疵のようなものがあつたとしても、やはりこのピースをしっかりとはめて、世界から、日本各地からお客様をしっかりとお迎えして、やなせたかし先生の思いをしっかりと次代に引き継いでいくことが重要であると考えますことから、原案賛成、修正案反対の討論を行わせていただきました。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山本芳男君） 次に、原案及び修正案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。

次に、原案に賛成、修正案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。

次に、修正案に賛成、原案に反対の方の発言を許します。

4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 4番、こどもと町を明るくする会の西村剛治です。

私は修正案に賛成する立場から討論を行います。

まず初めに、議案の初日採決は、所管する専門委員会への付託を省略することでもあります。すなわち、委員会による詳細な審査や追加資料の提出、現地確認の必要性など、判断する審査過程を簡略化せざるを得ない状況であり、特別な対応が必要な場合及び緊急性が認められると判断された事件のみに適用されるものであると考えます。また同時に、委員会付託が省略される意味の重みを議案提出側が理解し、事前に補足資料の提出や説明機会を求めるなど、自ら説明責任を果たす姿勢が不可分であると考えます。その際、香美市議会が通年議会であることの意義が発揮されるものとも考えます。

次に、今定例会議に提案されているザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート大浴場改修工事における補正予算案は、さきの6月定例会議に提出された補正予算案からごく短い期間で大幅な工事予算の増額を求めるものであり、工事内容の把握及び業者との調整、確認などが適正に行われている状況では発生し得ない内容と考えられます。そして、何らかのミスが発生していることを懸念しており、審査の状況により事業管理体制、もしくは香美市の組織体制に対する確認、調査が必要なことも考えられます。

今回、提出側からは慎重な検討を行える期間、そして判断材料となる経緯、原因が明確に示されておらず、委員会付託を省略する初日採決では十分な審議が行えないこと、また、補正額も大きいことから、当議案の修正が必要であると考えます。

一方で、資材高騰などの理由は一定やむを得ない理由であると判断でき、十分な根拠を示すことで認められるべきものであると考えることを申し添えておきます。

以上、同僚議員の賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長（山本芳男君） ほかに討論はありませんか。

○議長（山本芳男君） 討論がないようですから、これで修正案が提出されています、議案第65号についての討論を終わります。

これから、議案第65号を採決いたします。

まず、本案に対する小松紀夫君ほか2人から提出されました修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 起立多数であります。よって、議案第65号の修正案は、可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案を採決いたします。

修正部分を除くその他の部分について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全て終了しました。

次の会議は9月12日午前9時から開会いたします。

本日はこれで終了いたします。

（午前10時42分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和5年香美市議会定例会

9月定例会議会議録（第2号）

令和5年9月12日 火曜日

令和5年香美市議会定例会9月定例会議会議録（第2号）

招集年月日 令和5年9月1日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月12日火曜日（審議期間第12日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有光収三	10番	比与森光俊
2番	公文直樹	11番	山崎晃子
3番	中平麻衣	12番	笹岡優
4番	西村剛治	13番	濱田百合子
5番	西山潤	14番	山崎龍太郎
6番	森田雄介	15番	利根健二
7番	山崎眞幹	16番	小松紀夫
8番	小松孝	17番	村田珠美
9番	舟谷千幸	18番	山本芳男

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	建設課長	野村文紀
副市長	村上真祥	商工観光課長	石元幸司
総務課長	竹崎澄人	管財課長	三谷恵司
企画財政課長	佐竹教人	ふれあい交流センター所長	植田佐智
定住推進課まちづくり班長	中島昌之	《物部支所》	
福祉事務所長	野邑裕永	支所長	片岡亮
健康推進課長	宗石こずゑ		

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	生涯学習振興課長	黍原美貴子
教育振興課長	一圓まどか		

【消防部局】

なし

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	一圓幹生	議会事務局書記	今井沙織
議会事務局書記	横田恵子		

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和5年香美市議会定例会9月定例会議議事日程

(審議期間第12日目 日程第2号)

令和5年9月12日(火) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 15番 利根 健 二
- ② 4番 西村 剛 治
- ③ 16番 小松 紀 夫
- ④ 17番 村田 珠 美
- ⑤ 8番 小松 孝
- ⑥ 14番 山崎 龍太郎
- ⑦ 7番 山崎 眞 幹
- ⑧ 5番 西山 潤
- ⑨ 10番 比与森 光 俊
- ⑩ 11番 山崎 晃 子
- ⑪ 2番 公文 直 樹
- ⑫ 3番 中平 麻 衣
- ⑬ 13番 濱田 百合子
- ⑭ 9番 舟谷 千 幸
- ⑮ 6番 森田 雄 介
- ⑯ 12番 笹岡 優
- ⑰ 1番 有光 収 三

会議録署名議員

5番、西山 潤君、6番、森田雄介君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長(山本芳男君) おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

初めに、執行部から発言を求められておりますので許可します。企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長(佐竹教人君) おはようございます。議案の一部訂正についてのお願いでございます。

まず、議案第66号、令和5年度香美市一般会計補正予算(第6号)については、さきに動議により、同香美市一般会計補正予算(第5号)が修正されたことに伴い、主に歳入歳出予算総額、地方債限度額等が変更となっております。変更後につきましては全部差替えをさせていただいておりますので、タブレット上で御確認ください。なお、第6号の補正額そのものに変更はございません。また、議案細部説明書も併せて変更しておりますので、よろしくお願いたします。

次に、議案第73号、香美市過疎地域持続的発展計画の変更についてでございます。

冒頭の議案名に誤植がありまして、8文字目でございますけれども「過疎地域時持続的発展計画」となっております。議案名8文字目の時間の「時」の1文字を削っていただきますよう、お願いたします。誠に申し訳ございませんでした。

○議長(山本芳男君) ただいま、企画財政課長、佐竹教人君から議案訂正の申出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 異議なしと認めます。よって、企画財政課長、佐竹教人君からの訂正を許可することに決定しました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして、順次質問を許可します。

15番、利根健二君。

○15番(利根健二君) 15番、市民クラブ、利根健二です。通告に従いまして一問一答方式で順次質問をしてみたいです。なかなか自分のくじ運では一生引けないであろう1番を同僚議員が引いてくださいますので、初日ということで少々緊張しておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、早速1番目にまいります。

①です。

全国市長会の会報「市政」の2023年7月号に、「アニメ・漫画を生かした地域づくり」をテーマにした座談会の様子が掲載されております。これは「ラブ・ライブ!サ

ンシャイン！！」の沼津市長、手塚治虫記念館の宝塚市長、「ゲゲゲの鬼太郎」の境港市長とともに依光市長も参加され、積極的な意見交換がされたようでございます。タブレットでデータを送っております。お手元のタブレットに通知が行っていると思います。

その場では、紙面に載らない部分でも多くの情報交換が行われたものと思っております。他市の取組等で参考になったもの、そして、座談会を行っての感想はいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 全国市長会での座談会について御質問いただきました。この座談会では、沼津市長、宝塚市長、境港市長と対談させていただいたのですが、それぞれの自治体において、アニメ・漫画を市政の中でしっかりと位置づけているという点について、大いに刺激を受けました。

特に、境港市がJR境港駅から水木しげる記念館までの800メートルの道を、妖怪の道として177体の妖怪ブロンズ像を配置し、観光客を呼び込んでいるということについては、香美市も参考にすべき点があると感じております。また、水木しげる記念館は現在建替え工事中で、来年春のリニューアルオープンとのことです。5年後を目指して、やなせたかし先生の展示館を建設したいと思っております。一度ゆっくりと視察させていただきたいと思っております。そして、宝塚市は、村上副市長が御勤務経験のある市であり、手塚治虫先生とやなせ先生の交流も深かったことから、一緒に何かできないか考えていきたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 皆さんも、これ6ページにわたって紙面がありますので、またそれも参考にさせていただいて。

それでは、②へ移ってまいります。

香美市では、姉妹都市のほかにも龍河洞を素材とした洞窟サミット、議会では、全国伝統工芸品振興市議会協議会を含めて、数多くの自治体間の横のつながりを利用した地域振興を行っております。しかし、現在の取組は、素材の性質上、連携による相乗効果は限定的と思われれます。

一方、漫画・アニメとかの素材は、デジタル技術の利用により、全国ネットワークを利用した戦略が立てやすいのではないのでしょうか。こういった座談会を機に、アニメ・漫画コンテンツを材料とした、自治体サイズでの全国ネットワークづくりを行ってはどうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） アニメ・漫画コンテンツを材料とした全国ネットワークづくりという御提案をいただきました。座談会の際に、沼津市長から同様のお話があり、私としても賛同する旨、お話をさせていただいたところです。具体的な動きになりましたら参加させていただきたいと思っております。

また、香美市独自にアニメ・漫画の全国ネットワークづくりとして、やなせ先生と御縁のある自治体との絆づくりからスタートさせたいと思っており、やなせキャラクターを利用している自治体について、まずは調査してみたいと思います。

併せて、姉妹都市のお話もありましたので御紹介すると、香美市の姉妹都市である福井県あわら市は、「ちはやふる」という競技かるたを題材にした漫画の聖地として売り出しております。広瀬すずさんを主演に3本の映画がつけられましたので、御存じの方もいらっしゃると思います。あわら市の取組についても情報収集してまいります。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） さすがに最初から全国抜かりなくというのは、かなりハードルも高いと思いますので、今市長から答弁いただきましたように、まず、できるところと連携いたしまして、今後その輪が広がっていくようなことを進めていただければいいかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

そして、現在、多分私たちが経験したことないような手法、想像もできなかった技術がどんどん出てきていると思います。また今後も、そういったいろんなインターネット、デジタルを利用した技術が出てくると思いますので、ぜひ全国がどんな手法を使っているのかという、いろんなことにもアンテナを張り巡らせていってもらいたいと思います。そういった動きがあれば、ぜひ乗り遅れることなく、素早く、はいと手を挙げて、何か有利なものがあるうちに進めていってもらいたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、③です。

まず、写真を御覧ください。亀有駅前で撮った写真を載せさせていただいております。こういったモニュメントは、イベントを打つときには一定核になると思いますが、この亀有駅近くでお店を開いている友人からは、この両さん像を目当てに足を運ぶ方はあまりいなくなったと。設置している像を使ったイベントのときは結構来ようですが、なかなか常時というのは難しいようでございます。

続いての写真ですが、こちらは寅さんの像です。葛飾柴又のほうですね。これは周辺地域に見どころもあり、商店街とかと一体化している関係もありまして、柴又帝釈天絡みのお客さんとリンクをしたような形、そして、その周辺にある寅さん記念館・山田洋次ミュージアムなどの施設と連動しておりますので、結構人の行き来もあって、像の前でも記念写真を撮ることなんかも多いような状況でございます。

続きましての写真が、福島空港でのウルトラマン常設展の様子でございます。お土産売り場にもウルトラマンコーナーがあり、自分が行ったときには結構お客さんがおりました。ここも人の流れのあるところにちゃんとあって、相乗効果が出ているような一つの例ではないかなという気がしております。そして、違う切り口であります、すぐ近くに須賀川市がありまして、そこに住んでいる友人に聞きますと、特撮の神様、円谷英二ミュージアムがございまして、そこでは、円谷英二の特撮のインフォメーションという

か展示に合わせ、地域の方々が利用できるようなコーナーがありまして、文化振興面でも随分役立っている施設を併設して、動きがあるような形をつくっております。

そこで、質問に移ってまいります。

アニメ・漫画の舞台となったところでは、石像・モニュメントなどを設置し、地域を売り出しているところが多くありますが、連載・放送が終了してしばらくたつと、それ自体の集客力が減少していくようでございます。こういったドラマの舞台やアニメ・漫画等を利用した地域づくり、地域戦略は、情報発信し続けることが重要だと言われております。

併せまして、本市にゆかりのある漫画家は数多くいますが、アニメ化されていないもの、そして連載が終了したものなど、現在は目にする機会が減った作品も多くあるようでございます。

香美市関係の漫画・アニメ作家の原画等を集めた常設展はできないでしょうか。それをベースとして、現在の漫画家との連携をとった企画、例えば、1階を常設展として、2階で漫画家が作品を描けるようなコワーキングスペースといったことも考えられるんじゃないかなと思っております。どっちにしても、動いている感が出て、情報の発信も一定できるようなものができればいいんじゃないかなと思っております。お伺いたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、いろいろな漫画・アニメを利用しているまちづくりについて、視察をしていただいているということで、本当に感謝申し上げたいと思えますし、また、連載や放送が終了した後に、お客さんがいなくなるという悩みは、実は手塚治虫記念館のある宝塚市長からもお聞きしたところでありまして、やはり手塚治虫さんのファン層が、高齢化と言うとあれなんですけれども、若い層を獲得できないというような悩みもお聞きしたところです。香美市に関しましては、アンパンマンというキャラクターはすばらしいキャラクターで、どんどん若い層、赤ちゃん、子供たちにアプローチできる場所は違いとしてありますが、御提案のありました、香美市関係の漫画・アニメ作家の原画についての常設展示ということでは、まず、前提としまして、漫画の原画につきましては美術品という扱いであり、管理については将来的な維持管理費についても検討しなければならないため、ハードルが高いと思っております。

一方で、出身の漫画家などを紹介することについては、非常に重要な視点であるというふうに思っております。旧高知県立図書館を利用した高知まんがBASEという施設が令和2年4月よりオープンしております。コロナ禍の中でのオープンであったため、あまり知られていない施設ですが、高知県内の漫画家を紹介するコーナーの中で、香美市の漫画家が多数紹介されています。この展示を参考に、香美市においても出身漫画家について紹介できるようなことを考えてみたいと思っております。

また、漫画家のコワーキングスペースというお話もありましたが、高知まんがBASEでは、香美市在住の漫画家である森田将文さんが「デジタルまんが教室」というイベ

ントを開催しております。議員御提案の内容にも近い事例であると思っております。森田さんのような香美市内の漫画家の御協力も得て、香美市らしい取組を検討してまいります。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 一定県のエリアでは、ちょっとエリアが違いますけれども動いているということですのでございます。確かに、提案した原画等につきましては、作家さんの協力が必要なところもありますので、一定のハードルはあるかと思っておりますが、例えば新図書館に常設展をするとか、大栃の美術館を利用した常設展とか、あそこやったらワーキングスペースで今言ったような教室とかも、広ければ一定そこにも集客、人が動く場所にもなる相乗効果が出るんじゃないかなというような気がしております。

また、実はべふ峡温泉なんかは、常時空いている部屋を個人的にはサテライトオフィスとか、コワーキングスペースをホテルと併用するような形でと、そんなことも考えておりましたが、そこにこの漫画とかアニメ系のコンテンツを集めてできる方法もあるんじゃないかなとか、自分としては想像が広がっているところではありますが、それはそれで一定のハードルはあると思っております。そういったところも検討の材料に入れてもらいたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 香美市の魅力ある施設にそういった展示を設けることによって、集客効果を狙っていくことはよい戦略であると思っておりますので、今後、指定管理という形で委託をしていることが多ございますので、そういった形でこちらのほうからも働きかけていきたいと思っております。

また、高知県がまんが王国・土佐ということで、いろんなイベントを催しています。そのときに、県外在住の漫画家の方に来ていただいておりますが、これは自分が県議会議員のときから言っていることなんですけれども、例えば、まさにコワーキングスペースみたいな形で、漫画を高知県内で書いていただいて、そして、2拠点のような形でできないかと。そうすると、香美市を題材とした漫画ができるであるとか、風景を絵に描いていただくとか、そういったことがまた聖地にもつながるのではないかというお話もしたことがあります。実際、香美市では、くさかり樹さんという漫画家の方が、香美市の喫茶店で漫画を書いて、航空便で東京に送るというような形で実績もあるので、香美市は非常にそういったことも可能性がある地域であると思っております。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） そしたら、④に移ってまいります。

先ほどの市長の答弁と関連のあるところもあろうかと思っておりますが、よろしくお願いたします。

高知県からアニメの文化と産業の活性化を目指す大型プロジェクトとして、2022年1月17日に高知信用金庫と高知県、高知市、南国市、須崎市の5者が、高知アニメ

クリエイター聖地プロジェクトを官民で推進することで合意、提携協定を結んだとの報道がありました。昨年11月9日、アニ魂サミット。11月12日、13日、高知アニメクリエイター祭、12日、13日の2日間、アニメクリエイターの世界を体感できるイベント「高知アニメクリエイター祭・プロジェクトゼロ」を開催したようでございます。そのときのフライヤーとポスターも皆さんのタブレットに載せておりますので、御覧になってください。

ネットで設立趣旨や活動内容を見てみますと、まさに1作品、大きな写真がどんと出てヒットしたのを材料に地域を起こそうとかいうのじゃなくて、そもそもクリエイターを育てるといふ息の長い取組のような空気が強いように思っております。このスタート時点で香美市が参加できないのは、ちょっと残念なところではございましたが、今後、連携の枠が広がっていく可能性、そして参加できる余地があれば、ぜひ積極的にここは行動していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 高知信用金庫による高知アニメクリエイター聖地プロジェクトについての御質問がありました。このプロジェクトは、高知信用金庫の創業100周年記念事業でスタートしたものであり、創業の地である須崎市、そしてフィギュア制作会社、海洋堂が進出した南国市、そして、高知市で提携協定が結ばれたものです。高知信用金庫山田かみ支店があることから、今後、香美市がこの提携協定に加わる可能性がないわけではありませんが、今のところ私からお願いすることは考えておりません。

一方で、クリエイターを育てるといふ点では、昨年香美市で創業した株式会社OUTERが、アート・エンターテインメントに関するコンテンツ制作事業を行っております。クリエイターを育てるといふ視点で、こういった企業の誘致にも取り組んでまいります。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） なかなか直接今から入るのはどうなのかなというところもあると。株式会社OUTERは、次の質問にも関連してくるところがちょろっと出てきますのであれですが、この高知アニメクリエイター聖地プロジェクトに関係しまして、アニメ制作にプラスしてグッズを作る会社まで高知市に立ち上がったりと、関連企業の裾野も広がる要素があるような事業ですので、直接入れんでも、またそういったところもぜひ香美市へ来てよということについては、積極的にアンテナを広げて情報を集めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、⑤でございます。

昨年より、高知県、高知市、公益財団法人高知県観光コンベンション協会、公益財団法人高知市観光協会、高知県教育委員会が後援となって、よさこいアニメフェスティバルが行われております。これも写真を入れさせてもらっています。これは8月19日、20日に開催の第3回のフライヤーとポスターでございます。

コスプレは日本発のサブカルチャーですが、今では世界各国で若者を初め、多くの

方々に楽しまれているエンターテインメントの一つでございます。

さきの質問でも言いましたが、高知県も昨年から高知アニメクリエイター聖地プロジェクトを立ち上げ、日本が誇るアニメを本県の産業の柱にし、アニメ関連の企業や制作者を高知に呼び込み、雇用の創出や地域の活性化につなげようと取り組んでいるところでございます。息の長い活動になりますが、これはしかし続けた先にはかなり裾野の広い産業になっていくと考えられますし、こうした文化は今後ますます広がっていくと思われまます。現在、このイベントは高知市のみで開催のようでございますが、先ほど言いました後援団体を見ますと、県内全域に広がっていてもいいような感じもしております。これは香美市も、ぜひ共に歩むべきことではないかなと私自身は思っております。数年前からかなりのスピードでこの世界は広がっていますので、乗っかれるものがあれば、これも積極的に乗っかっていってほしいなというところでございます。

この質問を作っているときに、まさにタイムリーなことに、市長のフェイスブックを見ますと、「ユリコタイガー見参！」とありました。彼女は、前後して高知空港で行われました、JCの空港イベントに出演されたようでございます。これは先ほどの市長の答弁の中にありましたOUTER様の御縁、そのつながりで、どんどん広がっていている部分かなという気もしております。

この分野におきましては、市長は私ども議員よりはるかに多くの情報、そして、早い段階で接していると思っておりますので、私どもが情報を得て提案する頃には、もう既に先にいってしまって、自分らが手の出ないところにある可能性も十分考えられます。積極的に素早い対応をお願いしたいと思っておりますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） コスプレのお話もありましたけれども、私自身が特に詳しいわけではないことではあります。いろいろな御縁を得て、先ほどユリコタイガーさんのお話もありましたが、香美市は非常にコスプレの皆さん方にも喜ばれるような素材があるのではないかなと思っております。例えば、彗びす昭和横丁のようなところに、コスプレイヤーの皆さんが写真を撮りに来るというのも、考えられんこともないのかなと思っております。

それで、先ほどありましたユリコタイガーさんにつきまして、コスプレというサブカルチャーでございますが、5月に新聞やテレビで放送されましたので御記憶の方もいらっしゃると思っておりますが、コスプレイヤーのユリコタイガーさんが香美市にて写真集の撮影を行いました。情報発信力のある方ですので、香美市もこの写真集の発売を機に売り込んでいきたいと思っております。その一環で、ユリコタイガーさんに他市でも事例のある一日市長をお願いし、御快諾をいただきました。現在、一日市長としてどういった形で活動いただくのか、検討しているところでございます。

また、「ふるさと納税ニッポン！」という雑誌の2023年夏秋号にて香美市の商品を掲載しているのですが、この雑誌の運営会社であるアイハーツ株式会社は、コスプレ

についての事業も行っております。コスプレ研究所株式会社という企業でございますが、今後、香美市での活動についても情報交換し、香美市の新たな魅力の発信に取り組んでまいります。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 香美市は香美バルもちょうどハロウィンの時期になって、いろんなコスプレをした方が結構町にあふれて、何か楽しいなという雰囲気を醸し出しておりますので、市長が言われるように、素地としてそういったものを楽しむ人なんかも結構いるんじゃないかなという気がいたします。

どちらにしましても、サブカルチャーというか、これもう新しい分野になるのかな、もう既に新しい分野を通り越しているかもしれませんが、新しい分野とか手法ですので、試行錯誤する場面も出てくると思います。また、文化とか、芸術とか、遊びに関わる分野では、必ず何かやろうとしたら批判も出てくることもあろうかと思っております。しかし、市長がこれだと思うものがあればぜひチャレンジしていただきまして、市民の皆様は今までと違った景色を見せていただきたいと思いますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、大きな2番目の質問へまいります。学校の安全対策でございます。

学校の危機管理と聞いて思い出すのは、2001年6月8日に発生した大阪教育大附属池田小学校児童殺傷事件でございます。出刃包丁を持った男が自動車専用通路から校内に侵入し、校舎1階にある1年生と2年生の教室で児童を殺傷いたしました。これは教諭も含めましてかなり負傷者が発生した事件でございます。この事件は教育現場、特に小学校の防犯や安全対策に実務レベルでインパクトを与えました。これまでの登下校時における不審者や、連れ去り、誘拐のイメージが強かった子供の危機のイメージを一変させ、学校の敷地や校舎内に侵入した不審者にどう対応するか、対処するかという問題提起をすることになりました。

文部科学省も事件の翌年である2002年12月に「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」を作成、続いて、2007年1月に改訂版の「学校の危機管理マニュアルー子供を犯罪から守るためにー」を作成しております。学校の危機管理マニュアルの作成の手引は手直しが加えられながら、現在でも不審者対策について重要な項目であり続けております。

現在、登下校時については防犯ブザーなどの対応、地域の方々との連携等、多くの対応・対策を取られているようでございます。また、自分的にはまだまだ情報が遅いような気がしておりますが、プッシュ通信・SNS等を利用した不審者情報も以前よりは早く届くようになっております。

そういうこともありまして、今回は不審者侵入対策に絞った質問にしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、（1）でございます。

都市部では、校門の門扉も常時閉じられて登下校時以外は施錠され、インターホンや監視カメラがついている学校も一定多いようでございます。香美市も、防犯カメラにつきましては一定設置が進んでいるように思いますが、最近の事件や全国的な対応の流れを見ますと、監視カメラの全校、全出入口設置が望ましいと思います。また、現在は、侵入防止という当初の目的より、侵入者早期把握の必要性の要素が多くなっているように思いますので、新規設置に合わせまして、現在のカメラの取り付け場所、角度、そういったものも再検討が必要じゃないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） お答えします。

現在学校施設に設置している防犯カメラ等の設備につきまして、設置時から現在までの設備の経年劣化や学校を取り巻く環境の変化等に合わせて、学校への聞き取りも行いながら、今後設置、移設、取替え等も含めて検討したいと考えております。

また、保育園につきましても、現在設置できている保育園もあれば、できていないところもありますので、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） ぜひどんどん進めていっていただきたいなど。予算が要ることでございますが、後の質問でもありますように一定補助なんかもつくような体制もできてきておりますので、ぜひ進めていっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、（2）の質問へ移ります。

侵入された場合の対応でございますが、職員室には、緊急時に対応するためのグッズとして、カラーボール、さすまた、不審者確保用のネットなどを設置、全てしているのかどうか分かりませんが、していると思っております。設置状況と、教職員がそれに対する使い方とか、さすまたとかは特にそうと思っておりますが、訓練の頻度はどうなっておりますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） お答えします。

全小・中学校の設置状況としまして、さすまたは全小・中学校に設置されております。カラーボール、不審者確保用ネットは現在設置しておりません。今後、グッズの設置につきましては、どのようなものを設置すると効果があるのかも併せて検討していきたいと考えております。教職員の訓練状況につきましては、年に1回程度実施している学校が7校、実施できていない学校が3校です。ただし、現在実施できていない学校も、来年度以降は実施するように検討していきます。

また、各保育園では、さすまたを設置済みのところもありますが、今年度中に設置予定となっている園もあります。訓練につきましては、年に1回程度、道具を使った訓練

を行っております。現在、さすまたのない園では警察のさすまたを使って訓練を行っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） これもぜひそろえて対応していかなければならないかなど。確かに、抑止とか、警察とかが来るまでの時間稼ぎの意味もありますので、そういった意味では、カラーボールとかよりは、さすまたとかネットとか。後にも言いますが、警察関係の通達でも、警察が積極的に教育機関と協力してということもありますので、いろんな助言が得られるようになると思います。何が必要なのかということにつきましては、自分たちで研究するのにプラスしまして、ぜひ警察とも連絡を取りながら指導いただいて、進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（3）に行きます。

以上の準備を物理的にしましても、動的な対応ができなければ効果がありません。全国的には年数回の避難訓練、防災訓練に加えまして、年1回は不審者侵入対応の訓練をしている学校もあるようでございます。その訓練は、何年何組に不審者が侵入したというような想定で行い、毎回侵入する想定箇所を変えて、今年はここへ侵入したとき、こっちへ逃げんといかんとか、翌年は別のところに侵入したから、こっちへ逃げんといかんとかいう訓練でございます。ちょっと香美市もそんなものもしたらどうかなと思います。全校で。さっきは教職員のことでしたが、全校でそういうことをしたらどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） お答えします。

児童・生徒、教職員での合同訓練は、小学校での実施はなく、中学校1校実施する予定でございます。ただし、その他の学校での訓練でも、教職員だけですが、警察の協力を得ながら、議員のおっしゃるような訓練を実施しております。

また、保育園では、一部の園でコロナ禍のために実施できていない園もありましたが、今年度は全園で不審者対応訓練、誘拐被害防止教室を実施、または計画予定です。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） やっている学校、やっていない学校があるようですので、ぜひ全校でやるような方向で進めていただければと思っております。よろしく願いいたします。

（4）に行きます。

近年整備が目立つのは、教室から職員室への通報装置でございます。学校には校舎が複数あるところもあり、それぞれが教室として仕切られ、それなりの広さがございます。緊急時、特定の場所から侵入者の存在をいち早く職員室や全校に伝える装置は、子供を

避難させるために重要な設備と言えます。また、職員室からは110番通報できるホットラインの設備を設け、警察にも迅速に通報を行うようにしているところもあります。香美市の対応状況をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） お答えします。

現在、全ての小・中学校におきまして、非常通報装置の設置はできていない状況です。

また、保育園には110番通報できるホットラインはありませんが、全園ともに各教室から職員室及び警備会社へ通報する防犯ベルは設置しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） これも一定費用がかかることなので、一気に全部ということは難しいと思いますが、全国的にはそういったことに対して非常にもう今、神経質になって動いておりますので、そういったよその流れを見るというよりも、やっぱり自分でちゃんと進めていくことかなと思いますので、ぜひ予算の許す範囲内で強力に手を挙げていただきまして、進めていただきたいなと思っております。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 先ほどの質問についてでございますけれども、おっしゃるように、全ての小・中学校に設置するには少し予算も時間もかかるかと思いますが、ただ、例えば笛、それからメガホンといったものを各教室に配布などをして、アナログ的にもすぐに危険を知らせられる状況につきましても、しっかり整備を整えてまいります。どうも御質問ありがとうございます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） それでは、（5）の質問にいきます。

まさに今回の質問は、この記事を見たところからスタートしたものでございます。

本年3月に埼玉県内で、少年が学校に侵入して、職員に対して切りつける事件が発生したことを受けまして、同年3月に、不審者の侵入事案を受けた学校安全の確保に向けた対策について、文部科学省通知が出ております。皆さんのお手元に、最後の資料として、その一部で見やすい文章じゃないところだけを示させていただいております。

①です。

この通知につきましても宛先は、各都道府県・指定都市教育委員会でございますが、この「・」の意味が自分もよく理解できなくて、香美市に届いているのかどうなのか、香美市も通達内容は把握しておりますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） お答えします。

本市にも通知は来ており、内容も把握しております。

また、各小・中学校に対しまして、本年4月の校長会にて当該通知に関して説明し、内容の共有を図っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） この「・」の意味を間違えると、ここへは届かないようなことになるので、確認をようしなかったのが、この質問をまず1問目でしました。

②です。

その中では、危機管理マニュアルの点検を求められております。期限は4月28日までであったので、届いているということは提出済みと思われませんが、香美市の状況はどうでしたでしょうか。

また、今回は、調査の内容といたしまして、マニュアルがあるかないかのみが多分調査票やったと思います。内容の調査はなかったようでございますが、不審者増、侵入事件の多発など、状況に応じた内容のチェック、改修のチェックはすごく重要になってくると思います。こういった犯罪とか事件の流れを受けてマニュアルを変えていくのは非常に重要だと思いますが、常にそういう体制をつくる必要があると思います。その辺はどういう状況でございましょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） お答えします。

点検調査票は提出しております。なお、マニュアルのチェック・改修は、各小・中学校で毎年実施しておる状況でございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） チェックは毎年しているということですが、チェックの全体的な流れにつきましては警察も指導とか相談に乗ってくれますので、大きな流れというが、そっちのほうでも並行してつかんでいていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

③に行きます。

学校施設環境改善交付金及び私立学校施設整備費補助金等について、防犯対策に係る整備の補助率かさ上げ等の措置を行う予定とあります。情報は入っておりますでしょうか。これはぜひ、今までの質問の中でもあったように予算のかかることが多いので、利用してそこも一気に進めたらと思っておるところでございます。

特に、答弁中でなかったような、職員室と教室がそれぞれ1対1ではなくて、全部の教室、職員室が一斉に状況を把握できるタイプの非常通報装置があれば、被害拡大が防げた例が世界的にも多く報告されています。例えば、アメリカなんか特にそうですが、銃の発砲事件が起こったときに、逃げられるのに逃げず、怖いので教室に座り込んで隠れて、結局そこへ来られたとか、まだ逃げられるところ、もう逃げれんところの判断が

もう何もできないまま、どんどん被害が拡大していったというようなことも世界的にありますので、多分それを受けて、いろんな世界的な流れ、日本のそういった流れになっているんじゃないかなというような気がしております。

こういったタイプは費用も結構かかります。さっきの質問でもしましたが、110番通報できるホットラインの整備とか、いろんな整備に合わせましてこういった設備も検討してはどうでしょうか。有利な条件があるときにこういったものは整備しないと難しいかなと思いますので、ぜひこの補助金の利用も検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） お答えします。

従来からある学校施設環境改善交付金に対する期限付きの補助拡充として、文部科学省から事前に情報が来ております。既に各学校へ必要な設備等のヒアリングを行っており、現在は来年度及び再来年度の積極的な交付金活用に向けて、メーカーや施工事業者に対する予算用の見積り徴収などを行っているところです。その中で、非常通報装置に関する要望が出ている学校もあり、メーカーの協力を得て、現在ある小学校でデモ運用も行っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） とにかく早く逃げるのが最重要でございます。一刻の猶予もない中、現在主流の、教室から職員室内、そして校内放送とワンクッション、なかなか対応が間に合わないことも想定されますので、今言われたようなシステムについても、また警察やメーカー、自分が調べたところでも幾つかのメーカーでそういったものの研究が進んでいるようでございますので、そちらの知恵もお借りしまして、ぜひ進めたいなど。令和7年度までの期限付きの補助率かさ上げで、今言われたように、来年、再来年で一定形にしないといけないようなことですので、ぜひえいものにしてもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

最後の質問④へ行きます。

その通知の中に、「警察等関係機関との連携を含め、各学校における防犯対策の強化のため、御確認いただくようお願いいたします」とございます。また、警察は警察で、各都道府県警察本部長宛に「学校安全の確保に向けた対策に対する支援等の推進について」という通達がほぼ相前後して出されております。これには各学校に対する支援・連携について書かれております。先ほどから言っておりますようなマニュアルの作成の相談とかも含めまして、連携の仕方がいろいろ書かれておりますので、ぜひ利用していったほうがいいんじゃないかなというような感じがしております。

これを受けて、警察との話合い、相談等は行われましたでしょうか。持たれていましたら、その内容をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） お答えします。

本年7月に県警本部より、様々な防犯対策に関する事業の御紹介に来ていただいております。その中で、不審者侵入防止対策に係るお話もお伺いしております。

個別案件に関する話合い等は現時点において行ってはおりませんが、先ほどのお話にもありました、カメラの取り付け角度などの効果的な箇所等について、今後必要に応じて御協力をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） こういった事件は突発的に発生しまして、そのパターンもすごくいろいろあって、なかなか対策は大変やと思います。設備の充実、訓練の実施に合わせまして地域警察との連携を強化し、子供たちを守っていただきたいと思っております。ぜひよろしくお願いたします。

以上で、私の質問を全て終わります。

○議長（山本芳男君） 利根健二君の質問が終わりました。

次に、4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 4番、子どもと町を明るくする会の西村剛治です。議長の許可をいただきましたので、通告に沿って一問一答方式にて質問させていただきます。アイデア型のまちづくりで、私たちの暮らす香美市を子供たちが笑顔で育つまち、若い世代が暮らしたくなるまちにしていくことを目標に掲げ、コミュニケーションを大切にしていって真摯に取り組んでいく所存であります。本日の質問に対してもどうか前向きな御答弁をいただきますよう、よろしくお願いたします。

今回から質問時間の変更があり、以前60分まで可能でしたが、50分までとなっております。その割には少し質問を詰め込み過ぎたなど自分で今反省しております。駆け足になるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いたします。

さて、7月22日に、县市町村議員が参加する、高知オーガニック議員連盟が設立されました。この議員連盟には27人が参加し、超党派での議員連盟となっております。さらに、40人規模の参加意思表示があり、今後大きな派閥となっていく、オーガニックがメジャーになっていく礎になるのではないかと考えております。私自身も副代表として尽力をしたいと考えております。国、また地方自治体、様々な分野でオーガニックや有機に取り組む実例が増えております。

また、さらに食育という分野も興味をわくテーマであります。今、モニターにも映しておりますが、資料1の謎の丸い物体、これは大宮小学校の庭にひょっこり生えてきた「謎の植物」ということにさせていただきます。1学期に2年生が様々な野菜を育てている畑の中で、いつの間にかひよろひよろとつるが伸び始め、近くにある木に絡みつき、そこからぶら下がる形で丸い実がなり始め、夏休みの間もぐんぐん大きくなり、夏の台

風、また大雨にもめげず、夏休みが終わって2学期になった子供たちを、ちょうど校門の前にあっただけですけれども、校門の上から見下ろして、みんな喜んでいました。また、保護者の間でも謎の物体として話題になっておりました。そして、2学期となり収穫されましたが、ここからがすばらしいと思うのです。この謎の玉を題材に、子供たちは様々な考察を立て、情報収集、そして、意見交換を行い、まさに探究を自発的に、そして、楽しんで行っている姿がありました。この丸い謎の物体は生きた教材となったわけであり、子供たちにとって、食べ物や動物、植物は最も身近で、そして最も興味がある題材であります。そういった面からも、食育を教育にしっかり取り入れ、そして生きる力、学ぶ力を身につけてもらう取組に、ぜひ活用しなければならないと思います。

大きな1番です。香美市の教育、子育ての在り方です。

①です。

小・中学校における食育の取組状況について、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） お答えします。

今年度も全小・中学校で、ヘルスマイト食育事業、給食指導の実施、食育教材の活用を実施しております。

また、小学校では、家庭と連携した生活リズム名人に取り組み、生活習慣とも関係づけながら、家庭と学校が一体的に取組を行っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 食育という言葉自体は結構古くなってはいますが、近年、食育という言葉がより教育分野に近づいてきたと実感しております。それはもちろん給食が教育の一環であることも含めてですが、子供たちが、必ずする行為の食事が、ただ単に食べるため、栄養を取るためではなく、先ほども言いましたが、生きる力になる、そういう場を提供できるのは学校だと考えております。

香美市の教育における食育を推進していくかじ取り役、これは誰になりますでしょうか、栄養教諭でよろしいでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） お答えします。

栄養教諭が在籍する学校では栄養教諭が担当する場合がありますが、その他の学校では養護教諭が担当しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 確認ですが、養護教諭ですか、はい、分かりました。

関連でお伺いします。保育施設においては、食育のかじ取り役としたら、同じように栄養教諭がいれば栄養教諭が関わることはあるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） お答えします。

保育園におきましても、栄養士がそういった役割を担うことになるとは思いますけれど、今年度につきましては、栄養士の配置ができていない状況にありますので、今後また栄養士の配置については総務課とも協議等しながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 栄養士が中心になって、あと養護教諭などとも情報交換を行いながら、一体的な食育を進めていくということだと思います。

栄養教諭についてお伺いしたいのですが、この栄養教諭は香美市内に何人いらっしゃって、その設置基準、またその配置状況などが分かれば教えていただけますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 西村議員、通告にないため、数字的なことはやはりきちっとお答えしなくてはなりませんので、ずれていますので気をつけてください。

○4番（西村剛治君） 分かりました。今の質問は取り下げいたします。

②の質問に移ります。第3期食育推進計画についてお伺いします。

この計画をどのように進めていくか、教えてください。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

第3期食育推進計画は、第4期健康増進計画・第2期自殺対策計画と一体的に、本年度末までに策定予定となっております。

策定に当たっては、食育推進協議会の委員と健康増進計画策定委員会の委員に集まっていたいただいて、合同で策定する予定です。食育推進協議会は、保育園保護者会連合会、小中学校PTA連絡協議会代表など、食育は子供の頃からの取組が大切であるため、教育委員会を含む委員となっております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 以前策定されたものを拝見させていただいておりますが、どちらかというと福祉に軸足を置いたものだという印象を受けました。食育、先ほども言いましたが給食とかも当然、今後活用するものだと思います。ちょっと順番がおかしかったのですが、先に質問させてもらいましたように、教育分野における食育の重要性が増していると考えております。教育委員会としてその計画策定に意見を述べていくお考えはありますか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） お答えします。

策定の担当をしております健康推進課や関連機関との連携をこれからも十分強化しながら、積極的な食育活動を教育委員会としましても実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 食育を進めていくのは、簡単なようで実はとても横のつながり、連携が必要になってきます。もちろん福祉の視点も必要ですし、教育現場の視点も必要になってくると思いますので、しっかり連絡を取りながら進めていただけたらと思います。

③に移ります。香美市教育大綱の策定についてです。

これまで、香美市に教育大綱がないのは認識しておりましたが、教育振興基本計画がそのものに当たるのだと解釈しておりました。しかし、今回新たに教育大綱の策定を市長が宣言、発表し、同時に教育振興計画も進行していくわけであります。今回新たに教育大綱を策定する意義と、その策定方法についてお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 香美市の教育大綱につきましては、議会冒頭でもお話ししましたとおり、市長部局と教育委員会のベクトルをより一層合わせ、まちづくりも念頭に置いて取り組むために策定いたします。具体的には、探究学習をまちづくりの中心に置いて、子供たちだけではなく、大人も含め、学びたいときに学び直しできる環境をつくることを表現したいと思います。

また、策定方法については、これまでの第2期香美市教育振興基本計画の議論の過程を踏まえ、この計画を香美市として力強く推し進めるためのメッセージを市の原案として打ち出し、総合教育会議で御議論いただいた上で策定したいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 教育大綱は、国の教育振興基本計画の基本方針を参酌し、つくられるものであります。また同時に、教育振興基本計画も国の教育振興基本計画を参酌し、つくるものであります。この2つというのは、どちらかが上位であるとか、またどちらかを内包するという関係性はあるのでしょうか、それとも完全に独立したものと考えたほうがいいのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、考え方としましては、香美市がつくったものに対して、国が指導するとか、県が指導するといった関係にはないということであります。

ただ、当然、人づくりは国・県と一緒にやっていく、予算も含めて。そういったところも含めまして、しっかり私としまして、国・県の方向性と一致する前提の上で、香美市の特色を出せればと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ④に移ります。人権尊重のまちづくり条例についてです。

こちらに関しては、質問の後にパブリックコメントが実施されておりましたので、そこで草案は公表されておりますので、大方内容については把握できましたが、少し確認だけさせていただきます。

この人権のまちづくり条例は、どちらかという人権全般を取り扱うものだと思うのですが、この中に、例えば個別の人権をうたったものを、もう全て香美市においてカバーしてしまうという認識になるのか、お伺いしたいです。具体的に言いますと、子供の人権といったものを具体的に取り扱う条例を各自治体がつくっておりますが、香美市にはありません。仮に香美市において子供の人権条例のようなものをつくろうとした場合に、この人権尊重のまちづくり条例が全てをカバーしてしまうものであれば、もう少し内容についてそういう目でチェックしなければいけないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） ふれあい交流センター所長、植田佐智さん。

○ふれあい交流センター所長（植田佐智君） お答えいたします。

人権尊重のまちづくり条例第7条に、基本的な方針を定める予定にしております。その下の第8条、行動計画で、個別の人権課題に分けて計画を策定するようにしておりますので、子供の人権条例であるとか、そういう個別のものはございませんけれども、現在あります行動計画に、子供であるとか女性であるとか、教育のところに、子供の育ちに関する部分がかかれております。

現在、こちらの行動計画も見直しをしておりますして、後期計画を策定するように準備しているところです。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 他市町村の人権関係の条例は、LGBTとかもありますし、障害者に対する人権を取り上げた条例、たくさんつくっている自治体がありますので、それを見ていると、やっぱり詳細に書いてあることによって、その役割ですとか目的をしっかりと明確にして、それをしっかりと掲げて市民に説明する姿勢を行政が持つためのツールになるという、切り分けた人権条例をつくるのも一つの手だと思います。

今回、香美市人権尊重のまちづくり条例の中にも子供に関する記述がありますが、どちらかという大枠のような気がしますので、もし機会があれば個別の人権条例を一度見ていただいて、これで果たして香美市における人権全てをカバーする、基本となる条例として大丈夫かという視点のチェックもしていただきたいと思っております。

⑤に移ります。

子ども・子育て会議の取組と、第3期香美市子ども・子育て支援事業計画の策定についても、広報等に質問後に掲載され、また議事録等も拝見したので、内容についてはあらかじめ把握しておりますが、確認したい部分だけ後で質問させていただきます。とりあえず、子ども・子育て会議の取組と、第3期香美市子ども・子育て支援事業の策定をどのように進めていくか、御説明をお願いします。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） お答えします。

子ども・子育て会議では、第2期香美市子ども・子育て支援事業計画進捗状況につき

まして報告を行い、委員の方々から御意見をいただいております。また、昨年度は、第2期香美市子ども・子育て支援事業計画の中間年度であったことから、地域子ども・子育て支援事業の実績と計画策定時の量の見込みを比較し、計画の見直しが必要かどうか検討を行い、見直しを行いました。

第3期香美市子ども・子育て支援事業計画の策定につきましては、現在見直しの予定で準備を行っているところでございます。

以上です。

- 議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。
- 4番（西村剛治君） この2つはほぼ同時期に策定されている段階ですが、この2つの取組は、メンバーとか、また協議する内容は重複するのではないかと思うんですが、実際はどうなんでしょうか。
- 議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。
- 教育振興課長（一圓まどか君） 議員のおっしゃるとおりでございます。
- 議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。
- 4番（西村剛治君） 一緒に考えるわけではないということですね、分かりました。

⑥の香美市高等学校等奨学金の継続を望む市民の声に応える対策をです。

この件に関しては、市長も折りに触れ見解を述べられておりますが、8月25日に香美市議会に対して、香美市高等学校等奨学金の廃止に関する陳情書が、香美市の教育を考える会より提出され、現在取扱いを検討しているところであります。このことについて個別に聞くことはしませんが、どうでしょう、市長として市民が望む声に対してまずどのように応えていくか、お聞かせいただければと思います。

- 議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。
- 市長（依光晃一郎君） これまでも御答弁させていただいたとおり、香美市高等学校等奨学金につきましては役割を終えたものとして廃止いたします。
- 一方で、今定例会議で補正予算を出させていただきましたように、香美市奨学金返還支援補助金の充実、そして、香美市高等学校等通学費補助金基準額の見直しなどを検討しており、主として高校生の学びを支援してまいります。

- 議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。
- 4番（西村剛治君） 今おっしゃいましたけど、奨学金の返還に対する補助金というのは、例えば、これから高校を選ぼう、これから大学を選ぼうという子たちの支援ではないので、教育支援ではないと思っております。どちらかという、定住が条件になっておりますので定住策とか、生活支援に当たるのではないかと思います。教育支援という認識をされているのでしょうか。

- 議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。
- 市長（依光晃一郎君） まず、先ほど高校を選ぶ、大学を選ぶ選択肢を増やすというお話がありましたが、そもそも香美市高等学校等奨学金は、選択肢を増やすための補

助制度ではないと思っております。この奨学金制度は、高校への進学率が低い状況、パーセンテージは分かりませんが、例えば、高校に7割しか行けていない時代に、高校に行ける選択肢を増やさなければならないということで作られた補助金と認識しております。高校を選ぶ、大学を選ぶ、選択肢を増やすということに関しましては、市として考えてはおりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ですので、返還の補助金は奨学金とは全く異なるものなので、同じ言葉は入っていますが、そこはしっかり使い分けていただかないと困ります。

これまでも市長は、香美市高等学校等奨学金は役割を終えたという見解であると言われております。ただ、旧土佐山田町時代にある制度を今現在もそのままの目的で運用されているわけではありません。実に多様な使い方、そして多様な目的を住民が考え、そして、子供たちが活用し、様々な進路を切り開いていっている、現在進行形の制度であります。設立当初の目的を達成したのは確かに分かりますが、今現在利用している方たちは、今現在の目的、今現在必要だという事実をもとに、奨学金を利用していたわけがあります。開始時の制度目的が達成されても、何度も仕切り直しをしてきて、利用者がそれに対応してきたのが実情であります。行政が一方的に人生を狂わせるようなことをしてはならないと思います。もちろんそういうつもりはないとは思いますが、奨学金に対してどのような認識をしているか、ちょっと不安になってきております。香美市は奨学金制度の重要度、必要性をどのように認識しておりますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 奨学金制度の重要性は認識しておりまして、また、国におかれましても、県におかれましても、いろいろな形での奨学金、給付型も含めて、今制度としてつくられているものと認識しております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 実際、国も給付型の奨学金を推進するというところで、様々な施策を打ち始めております。ただ、注意しなければいけないのは、その給付型の奨学金制度のほとんどが大学レベルの進学に対応したものであり、高校選択、高校進学時の奨学金は非常にレアであるということです。そのレアである制度を香美市が運用しており様々な利用者がいたことを、どうしてマイナスに考えてしまうのかが、どうしても納得できない部分ではあります。

市長は、3月定例会議において、香美市奨学金制度に代わる新たな施策、代替案をつくと表明し、半年の猶予をいただき検討したいとの旨の答弁をしております。私もその市長の答弁を聞き、市長の約束、決意であると受け止め、6月定例会議の一般質問では奨学金を取り上げるのを見送りました。しかし、今9月定例会議に代替案は出されておらず、現在の奨学金は9月までの支給となっておるため、10月からは穴が空くとい

う状況になります。この点について、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、1年間もらえる前提でいた方もいらっしゃると思いますが、香美市としましては半年ですということを示させていただいておりますので、計画どおりというか、お知らせしたとおりに半年ということでもあります。

また、先ほど代替案というお話がありました。ここにつきましては、先ほど答弁しましたように、香美市奨学金返還支援補助金、また、香美市高等学校等通学費補助金によりまして、奨学金返還のお手伝いをしたり、現在交通費としてお支払いいただいている部分を香美市で負担するということでありまして、一定の支援策になると思っております。

一方で、多様な使い方というお話がありました。この多様な使い方というところを、もう一度香美市として、私としましてもいろいろ整理しました。その中で、なかなか市民の御理解をいただけるような制度設計まで至っておらないということでもあります。前提としまして、私が市長としまして財政もお預かりしておりますし、また、住民の皆様から税金を納めていただいております。通知書には私の名前が入ったものが行っております。そういった意味におきまして、税金をお支払いいただいた方にもしっかりと説明できるような制度設計をつくりたいということでもあります。議員御指摘の多様な使い方に当たるもの、市民の皆様から御理解いただけるような制度設計までなかなか至っておらない状況でありまして、現状では香美市奨学金返還支援補助金、また香美市高等学校等通学費補助金がベストな方法であると認識しております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 奨学金制度自体は教育委員会の管轄であります。先ほど御紹介した香美市の教育を考える会の皆様と、教育委員会が面談を行われました。そのときどのような意見交換がされたか、可能な範囲で御紹介いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

御紹介のごございました協議につきましては、公開を前提に協議したものではありませんので、本日この場での情報提供は控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 当然かと思っております。教育委員会のメンバーは、ほかに4人いらっしゃると思いますが、その方からは、今回奨学金が廃止になった件について、何か意見は出なかったのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） その御質問は協議についてという。

(4番、西村剛治君、質問席から「通常の委員会とか」と発言する)

○教育長(白川景子君) 教育委員会といたしましては、市長が先ほど答弁いたしましたように、今後の方向性について市長部局、市全体としてしっかり、先ほど2点お話しさせていただいておりますけれども、やはり時代も変わってきておりますのでこれまでよりもっと多様な使い方はないだろうかということと、それから、市民の皆様の御理解をいただけるものとして、新たに策定できないものかということにつきましては、市長部局と一緒に考えていこうというところで現在対応しておりますので、そういった意見でございます。

以上でございます。

○議長(山本芳男君) 4番、西村剛治君。

○4番(西村剛治君) 同様に、市長も保護者のグループと面談行われておりますが、可能な範囲で御説明いただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長(山本芳男君) 市長、依光晃一郎君。

○市長(依光晃一郎君) 教育長と同じ答弁にはなりますが、私を感じたことに関しましては、当日は実際県外の高校に行かれたお嬢さんもいらっしゃると思っております、なかなか厳しい状況であることも聞きました。何とかしたい思いは当然ありまして、いろいろ自分としましても悩んだのが正直な感想でございます。

以上であります。

○議長(山本芳男君) 4番、西村剛治君。

○4番(西村剛治君) 情報を入れていただきました。

今回このような陳情書が出たのも、普通に考えれば、香美市に奨学金制度がなければ、新たに就学支援として奨学金制度の創設を求める提案をすることはあったとしても、こういった問題になることはなかったと思います。

しかし、香美市にはすばらしい支援制度があって、高校、大学へ進学する香美市の子供たちをこれまで支え、今現在進行形でも支えている制度であったという事実、実態をしっかり把握していただきたいと思っております。

先ほどの市長との面談の際には、副市長も同席されたと聞いております。副市長は着任前の事案であり、また面食らったというか、困惑したものではないかと想像しますが、それだけ逆に先入観のない客観的な視線で、香美市の行政と市民の対話の様子を御覧になることができたのではないかと思います。間近で対話の様子を御覧になっていて、何か問題点、もしくは改善するヒントのようなものがなかったでしょうか。

○議長(山本芳男君) 副市長、村上真祥君。

○副市長(村上真祥君) 私もその面談に同席させていただきました。御指摘のように、約20年ぶりの市行政に携わる機会でありまして、市民の方の生の声を直接聞けるのは、市行政として非常に大事なことであることを認識いたしました。

一方で、どうやって応えていくのかということについては、制度としての整合性もし

っかり検討していく必要があると考えております。今回、その奨学金から、返還支援、あるいは交通費の支援ということにシフトしていくというようなことを考えておりました、そういったところも市民の方々の意見も聞きながら、さらに検討を深めていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） もちろんすぐに解決するとか、何かを変えていくのはできないと思いますが、リアルにこういう場面に副市長が一緒にいてくれたということも、この面談に参加した方たちからの率直な感想を聞いたところ、いや、本当に市長に話に行きよってよかったと、市長の思いも、難しさもあるんでしょうけれども、やっぱり自分たちの思いをじかに聞いてくれる市長でよかったとおっしゃってございました。ましてや、実際にその制度を利用している高校生が同席したのも、なかなか市長としてはつらい場面だったとは思いますが、真剣に聞いていただけたということで自分は評価したいと思っております。

最後に、教育委員会については少し意見を言わせていただきたいと思います。

先ほども言いましたが、奨学金制度は教育委員会の所管であり、確かに財源等は市長が管理されている、握っている状況ではありますが、香美市の子供たちの将来、学ぶチャンス、機会をつくる役割は、やはり教育委員会のものであると認識しております。ぜひ、市長と闘えとまでは言いませんが、積極的に情報交換、そして、言うことは言う、しっかり通すことは通す、そういった強い教育委員会になっていただきたいと思います。ぜひ、この辺は期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

⑦に移ります。着任半年がたった推進官の活動状況と役職的位置づけの確認です。

すみません、この質問書のほうで、「推進員」は「推進官」の間違いでありました。失礼しました。

6月定例会議の同僚議員の質問において、設置根拠と職務について御説明を聞かせていただいておりますが、やはりどうしても活動が分かりづらいという声をよく聞きます。着任半年たった推進官お二人の活動状況と役職的位置づけについて、御説明いただけますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 推進官につきましては、私が設置をお願いしたものでありますので、私からお答えさせていただきますが、推進官のお二人には、先ほどお話をした教育大綱についてのアドバイスをいただいております。また、香美市学園都市という概念を実態あるものにすべく、住民へのヒアリングなどを通じ、具体的な施策について検討していただいております。分かりやすい事例では、来年2月のよってたかつて生涯学習フォーラムを担っていただいております。

役職的位置づけですが、生涯学習振興課地域教育班に所属しておりますが、課の通常業務からは独立して業務に当たっていただいております。

- 議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。
- 4番（西村剛治君） 市長の希望で教育部局に職員が配置されている状況で、正直意思疎通が健全にできるものなのかなという疑問がまずわきますが、先ほど言われた推進官の活動の評価は、そうしたら市長が行うことになりますでしょうか。
- 議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。
- 市長（依光晃一郎君） 評価につきましては、私が日常業務を全て見ているわけはありませんので、教育委員会の中で適切に評価いただき、また、仕事上のいろいろなことについても調整してやっていただいておりますものと認識しております。
- 以上であります。
- 議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。
- 4番（西村剛治君） 肝煎りというか、今後の香美市の教育、また、まちづくりを担う非常に重要なポストであるという認識は一致しておりますが、少々やっぱりどうしても役職的曖昧さと役割的曖昧さ、どちらもつかみにくいところがあります。
- あえて踏み込んだ形で質問させてもらいたいんですが、推進官は会計年度任用職員での採用であります。特別な任務が与えられている一方で、2人の経歴から判断するところ、役職的位置づけは余り低いものではないと考えております。その辺は、例えば班長級とか、そういう位置づけみたいなのはされているのでしょうか。
- 議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- 生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 推進官は、会計年度任用職員ではなくて、任期付任用職員という職になっておりまして、正職に含まれております。教育研究所長とか、美術館長と同等の権限を持っております。
- 議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。
- 4番（西村剛治君） 会計年度任用職員については認識が間違っておりました。すみません。
- ただ、教育研究所長と同等と言ったらまあまあ高いなというので、それはどうなんですか。役所で働いている皆さんはそういう認識を持たれているのかなと思いますが、その辺は丁寧に説明していただけたらと思います。
- 議長（山本芳男君） 暫時休憩いたします。
- （午前10時34分 休憩）
- （午前10時49分 再開）
- 議長（山本芳男君） 正場に復します。
- 休憩前に引き続き会議を行います。
- 一般質問を続けます。
- 4番、西村剛治君。
- 4番（西村剛治君） 大きな2番、香美市のプール運営、水泳教育について伺います。

今年の夏は観測史上最も暑かった夏であったと言われております。そして、熱中症警戒アラートなどと連動して運用される、クーリングシェルターという新しい言葉も登場しています。香美市でも、施設の会報や住民への情報発信に取り組みれていたことと思います。このクーリングシェルターは、また新しい横文字だなというような印象もありましたが、日本語に訳してみると避暑施設、暑さをよける施設になるということです。

暑い夏の涼のとり方、涼みの仕方ということで思いつくのは、打ち水や行水、川や海での水遊びといった水と親しむものが多いと思います。その中でも、子供たちが思いっ切り利用できる学校プールや親子で安全に楽しめる市民プールの存在は、誰にとっても、記憶の中でも最もなじみの深い涼み方の一つではないでしょうか。そういった当たり前に存在し、利用できたプールにまつわる事情が近年急激に変化していることを踏まえ、香美市のプール運営、水泳教育について問います。

①です。

今夏の市内小・中学校におけるプール開放の開催状況と運営体制をお伺いします。これについては、過去4年分の詳細なデータを提出していただきありがとうございました。今夏の学校プールの様子を、お伺いできますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 各小学校の夏休みプール開放状況につきましては、別添資料のとおりとなっております。

また、運営管理体制としましては、香美市立小学校プール開放事業実施要綱に基づきまして、各小学校PTAのほうに委託して行っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 前提として確認させていただきたいのですが、夏休みに学校のプール開放を行う理由、ひょっとしたら根拠というんでしょうか、それは何かあるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 夏休みの小学校の児童の健康増進及び健康な生活づくりのために行っておると認識しております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） まさにそうだと思います。提出いただいた資料を自分なりに分析してみました。もう一目瞭然であります。プールの開放日数、実施日数が減少しております。開催予定日の減少傾向が続いている状況であります。教育委員会として、開催日数減少についてどのような理由があると考えておりますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） やはり各小学校の運営体制がそれぞれ違っておると考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 詳細に自分なりに分析してみたのですが、プールの開放日当たりの1日の児童参加数は、コロナ前、2018年、2019年と2020年、2022年、2023年で比較した場合、減少はなく、どちらかという増加しておりました。これは、開催日数が減ったことによって子供が集中したことも考えられると思いますが、減少はしていません。

しかし、一方で、市内のプール開放開催予定日、当初契約する段階で立てた実施できる見込みの日数が、2018年は16.9日、2019年は15.6日なのに対し、2022年は8.7日、2023年の今年は9.1日、開催予定日の平均値も約半分近くまで落ちております。この2年の間にはもちろんコロナがあり、また、社会的に少子化が進んでいると言われておりますが、自分の分析ではそれが原因の一部ではないと判明しました。その説明を今回はする時間ありませんが、単純に開催日数が減ったことに対して、教育委員会としてどのように考えているか、教えてください。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 昨年度の日数が減ったことに関しましては、やはりまだコロナがたくさん出ておった状況もあります。ただ、PTAの方々も、できるだけ子供たちがプールを利用できるようにという思いもありまして、昨年のような日数となっております。

今年度も若干減ってはおりますが、やはりPTAの方々の御負担もありますので、各学校での判断だと認識しております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 各学校が判断しているわけではなく、香美市がPTAと契約を行うわけですね。そのPTAが保護者を集められない状況が増えると、必然的に開催日数が減るといった仕組みではないかと思えます。そこら辺も分析してみたところ、あくまで状況の積み重ねの推測ではありますが、恐らくそういったPTAから保護者に対して参加をお願いする際に、保護者が感じる負担感が急激に強まってしまった結果ではないかと、私は把握しております。こういった負担感について具体的に考えると、やはりその大本となる仕様書、またはもっと大きな実施ガイドラインといったものの中身が、やはりハードルになっているのではないかとということで、この辺をしっかりと見ていくべきであると考えております。

学校プールの開放は、市と運営主となる各学校PTA間で仕様書に基づく取り決めがあり、学校プール開放運営実施計画書を作成して実施されております。市と運営主となるPTAとはどのような契約を行うのか、教えてください。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 実施計画書に基づきまして、PTAと学校プール監視委託業務としまして委託契約を結んでおります。

- 議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。
- 4番（西村剛治君） 確認ですが、こちらの委託契約は有償でしょうか、無償でしょうか。
- 議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。
- 教育振興課長（一圓まどか君） 無償となっております。
- 議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。
- 4番（西村剛治君） P T A、保護者の善意、ボランティアにより成り立っているのが、現在のプール開放であります。
- 仕様書によれば、複数の心肺蘇生講習受講者を含む監視員体制が条件となっており、30人以上の利用が見込まれるプールでは最低7人が必要と書かれておりました。この仕様書の内容、この最低7人とかいう数値は、どうやって決められているものなのでしょうか。
- 議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。
- 教育振興課長（一圓まどか君） ガイドライン等につきましては、令和2年に香美市教育委員会で、他市のガイドラインを参考にしながら作成しております。
- 仕様書も同様であります。
- 議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。
- 4番（西村剛治君） ちなみに土佐町の例ではありますが、こちらは学校プールではなくて市民プール、土佐町には7つぐらい廃校を利用した市民プールが夏の間運営されていて、プールの委託は市民団体のN P Oに出しており、その管理は2人で行っているということであります。
- もちろん7人が多いか少ないかというのは、人の人命に関わることであるので軽々には言えませんが、実際この7人を集めることが非常にハードルになっていることも考えると、実情に見合った修正をしていく必要があるのではないかと思います。
- 併せてお伺いします。この仕様書には明記がありませんでしたが、運営主はP T Aでなければならないという決まりがあるのでしょうか。
- 議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。
- 教育振興課長（一圓まどか君） 要綱では、開放校のP T Aが児童と関わりのある団体に委託するものとするのとありますので、P T Aでないといけないことではないと認識しております。
- 議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。
- 4番（西村剛治君） そこは見落としていましたが、児童と関わりのある団体であればP T Aでなくてもいいということですね。今後は、P T A以外へのプール見守りの呼びかけも積極的に行うべきであると考えております。運営主を民間やN P Oなどに委託している自治体もあるようですし、子供の安全に対する親の心情を考慮すると、なかなか一気に第三者というわけにはいきませんが、今の取り決めによれば、P T A、もし

くは関わりのある団体ということであるので、安心もできるかと思えます。そういった点で、学校運営協議会、コミュニティ・スクールなども、今後そういう管理に加えていくことは考えておりますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 現在のところそういったことは考えておりませんが、今後、学校運営協議会であるとか、地域学校協働本部といったところでも検討はしていきたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 同様に、時代に合った条件の見直しも必要だと思います。仕様書の中には、監視員等は満20歳以上70歳未満のものとするという記載があります。香美市には高知工科大学もあります、山田高校もあります、そしてどちらにも水泳部があります。そういった優れた人材、地域に貢献したいという若者を活用すべきであると考えます。また、学生、高校生が有償ボランティアなどとしてプール開放に参加できるように、若干仕様の変更を検討すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 有償になりますと予算のこともありますので、この場でお答えすることは控えさせていただきます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ②に移ります。

今夏は、香美市民も多く利用していた、高知市のセリーズ、そして南国市の巨峰園の両大型プールが営業を行わず、地元紙には老朽化、資材高騰を理由に再開のめどは立たないといった内容の記事が掲載されました。

香美市においても、安価で誰でも利用できる市民プールであった、香北B&G海洋センタープールが、令和3年、4年に続き今夏も休館となっております。今後の協議状況によっては廃止も視野に入れた検討が進んでいる状況であります。そうすると、市内で市民が誰でも利用できるプールは、香北町にある健康センターセレネのプールだけということになります。今夏は非常に暑かったということで、健康センターセレネのプール利用者数も多かったのではないかと思います、いかがだったでしょうか。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えします。

健康センターセレネのプール利用状況につきましては、プールのみの利用者の記録はしていませんので正確な数値は分かりませんが、参考までに、8月のセレネ利用者は延べ2,405人となっており、夏はほとんどプールの利用者であると聞いております。昨年よりは多いと聞いております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 自分もよくアンパンマン広場に行きますが、たくさんの子供

たち、また、お母さん、年配の方も非常に多く利用している印象がありました。しかし、この健康センターセレネは、旧香北町時代に町民の健康づくりの拠点としてつくられた福祉目的の施設であります。合併後も、香美市健康センターの設置及び管理に関する条例において、設置目的を、住民の休養と健康増進を図り、併せて地域の活性化に資することを目的とすると明記されています。一言で言えば、市民プールではないということでもあります。それを考えますと、本格的な25メートル掛ける6コースの競泳プールがあり、小さなお子さんが親子で安全に楽しめる子供専用プールがあった、香北B&Gプールの持つ市民プールとしての価値を、もっとしっかりと市は認識すべきだったと思います。廃止が決まったわけではありませんので、この問題は後ほど取り上げます。

③です。

香美市内の小学校におけるプール授業の開催時期、また開催期間はどのようになっているか、教えていただけますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 各小・中学校におきまして、プール授業期間はまちまちですが、おおむね6月上旬から9月上旬頃となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） こちらは保護者からの声でもありますが、プールが、まだ肌寒い6月中旬から始まり、夏休みを挟んで2学期が始まった8月にすぐ終わってしまうことについて、子供たち、保護者は少し残念がっております。残暑の厳しい9月にプール授業をしない、何か理由はあるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 理由は特に伺ってはおりませんが、各学校での判断だと認識しております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ぜひ一度プールに対してのアンケートなどをとってみていただいて、例えば1週間、2週間でもプールを延長することがもしできたら、子供たちは大喜びだと思いますし、行事との関係もあるとは思いますが、それほど難しいことではないような気がしますので、8月、9月の頭は暑いですので、子供たちもまだプールを恋しがっていると思います。

1点関連でのお伺いになりますが、同様に、香美市の小学校開始時期も早いのではないかと。こちらにも、結局暑い時期に、子供たちが無理して学校に行っている状況をつくっているのではないかとという保護者の声を聞きますが、この点については何か御意見いただけますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 質問を通告していませんので、お答えはできませんね。

○4番（西村剛治君） 分かりました。今の質問は取り下げます。

④については取り下げいたします。

⑤です。

鏡野中学校屋内プール及び武道館は、平成30年に竣工し、今回で5シーズン目を迎えております。鏡野中のプールについてお伺いします。鏡野中プールの利用状況とその維持費はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 利用状況としましては、授業での利用と部活動での利用となっております。維持費につきましては、水道料とろ過器等の電気料ですが、それぞれの料金に含まれており、プールだけの使用料については把握できておりません。ただ、ほかの学校と余り違いはないものと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 鏡野中学校のプールについてはちょっと自分も誤解があって、温水プールではないのは知っておりましたが、屋内プールであるにもかかわらず、冷暖房、空調が全くないと聞きました。これは本当でしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 議員のおっしゃるとおりです。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ヒアリングを行い、ちょっと驚いた部分でもありますが、立派な屋内プールであるが、プールの利用期間は6月から9月の約4か月間のみであります。残りの8か月はほかの用途での利用も含め、有効に活用されていないのが現状であるという聞き取りでした。これは当初建設段階で想定したとおりの利用状況なのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） そのとおりだと認識しております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 議会でもさんざん議論されてきた問題でありますので、余りこの場ではひっくり返すようなことは言えませんが、正直屋根が本当に必要だったのかと感じる問題もあります。というのも、屋内プールであるがゆえに、屋根があるがゆえに、日射が入らないことによって水温が上がらず、6月などは生徒たちが震えながら、水泳部でしょうけれども練習をしている現状があると聞きます。逆に、プールに屋根があることがマイナスになってしまっているということでもあります。また、水泳部は10月から5月は陸上でのトレーニングを行い、月1回程度、南国市の天然の湯ながおか温泉に協力してもらって、お金を払って温泉水プールを利用して練習をさせていただいているという話でした。何とも奇妙な印象を受けます。この施設は非常にお金もかかっておりますし、ただ、建物としては非常にすばらしいと思っております。もう少し有効活

用ができないかと思い、最後の質問です。鏡野中学校プールの市民への開放の可能性と
いうのはありませんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 市民開放につきましては考えておりません。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 建物の用途的に、市民開放できないという縛りがあるわけ
はないのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 市民開放につきましては、いろんな課題が出てく
ると考えております。その点、議員のほうで何かいい案とか、そういうものがあるので
しょうか。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ぜひ夜間での開放をお願いしたいと思っております。仕事帰
りに寄ったり、子供を連れていくことができるようになりますので、ぜひ検討いただき
たいと思います。いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 議員のおっしゃった件につきましては、いろんな
課題があると考えますので、この場での御返答は控えさせていただきます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ⑥に移ります。

香北B&G海洋センタープール及び施設の今後について、現在の進捗状況など、進展
があればお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） パブリックコメントの期間が終わりまして、
3件ほど意見をいただいております。

今後は、その意見を参考に、社会体育施設運営協議会や教育委員会で検討していき
たいと思っております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 実施されたパブリックコメントは、4件だったような気もす
るんですけど、3件ということで、これは今後の判断に必要な市民の意見が集められた
という認識でしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 意見の数が少ないということも、判断材料に
なるのではないかと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 意見の数を判断材料にするのはちょっと間違っていると思

ます。ならば、少ないのは問題がない施設というふうに簡単になってしまいますので、それは間違っていると思います。

香北B&G海洋センタープールを、実は一度施設内を見させていただき、確認しました。自分は建築士なので建物の状態は分かります。プールは非常に悪い状況でした。本来プールというのは、水を張ることによってプール槽やピット、またその周辺の保護剤を水で保護するという役割があるのですが、B&Gプールは水が完全に蒸発しており、コケなども変色するほど乾燥しておりました。これがいつからこの状態だったのか確認するすべもありませんが、あえて大きな声で述べさせてもらいますが、このB&Gプールが公に廃止を前提に検討を始められたのは、今年の春からです。それ以前に、本年度は休館しているとはいえ、現役の公共施設であります。市民の大切な財産であります。管理計画云々、修繕費の工面がどうのこうのという前に、しっかり当たり前の維持管理をすべきだったのではないのでしょうか。余りにもひどいプール棟の状況でした。こういった管理をどこが行っているか、しっかり市長も考えていただきたいと思います。非常に施設管理がおざなりになっておりますので、気をつけていただきたいと思います。

仮に、施設を廃止し、管理棟、プール棟を解体するとなった場合、大体で構いませんが、どれくらい解体費がかかるものなのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

B&G財団より、同等の施設の解体には約2,000万円ほどかかると聞いております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 2,000万円かけて壊すというのが、老朽化判定オールA、健全度10の管理棟を含むという、この現実をしっかりと議論していただきたいと思います。市として、建物の状态的に全く問題ない施設を、廃止することを理由に除却する行為は適正でしょうか、市長の見解をお伺いします。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 健全な建物というのは管理棟ですので、先ほど言われたとおり、プールに関しては改修が必要な施設と考えております。

また、月に一度担当の職員が見にあって、水を入れる作業は行っていると聞いておりました。議員が行かれたときは水が空っぽだったと聞いて、今ちょっと驚いております。以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 水を入れる理由も把握されていないと思います。その辺はやっぱ知識が必要な部分でもありますので、施設管理に対しては慎重に検討するべきだと思います。

B&Gプールについて提案させていただきます。正直、私も前はプールの存続を願っ

ておりましたが、現在の状況では相当な改修費を伴います。現実的な提案として2点述べますので、聞いていただけたらと思います。

まず1つ目は、吉野のグラウンド一帯を整備するということ、すなわち、香美市にスポーツツーリズムを導入することです。黒潮町などは大規模なスポーツツーリズムを早くから導入し、定着し、結果を出しております。香北町吉野のグラウンド一帯は、様々な複合的な施設が存在し、資料にも入れておりますが、資料②-1です。実は様々な施設が点在しており、また県の宿泊施設もあるという、ツーリズムが実施できる状況であります。言い方を遠慮せずに言えば、どうしても吉野のグラウンド周辺の整備は、香美市において少しお荷物的な印象を持っていらっしゃるのかなと思っておりましたが、あえてここを投資の対象と見て、香美市の新しい取組、新しい地域振興の要をつくるということで、一旦これを研究するぐらいの価値はあるのではないかと考えております。この点についていかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 吉野周辺整備について御提案がありました。

私自身は、吉野を見捨てているというようなことは全くありません。体育館も修理いたしましたし、また、剣道大会であるとか、稼働率もよいと認識しております。

その中で、スポーツツーリズムというお話がありました。香北青少年の家の有効活用、県の管理でありますし、また、私も県の監査委員のときにいろいろと整備についてもお話ししたことがありますので、そういったことも含めて県とも連携しながらツーリズム、またお客様を呼び込めるようなことも検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ぜひ検討していただいて、すぐに結果が出せるものでもなし、実現までには相当丁寧な計画づくりが必要になってきます。ぜひ研究を進めていただけたらと思います。

2つ目の提案ですが、これはB & Gプールの施設そのものの有効活用です。先ほどお話があったように、この施設はB & G財団が建てたものであります。プール棟と管理棟2つがB & G財団の施設であります。

ただ、この施設は、プールが駄目になったのでプールを廃止するといった場合でも、管理棟も一体で壊すことが契約上書かれているということでもありますので、やむを得ず解体するとはいえ、状態のよい施設も一緒に壊さなきゃいけないことが果たして正しいことなのか。ほかの選択肢を探るべきではないかということでの提案になります。

資料②-2を御覧ください。左下にある写真ですが、こちらは他県のB & G施設をプールから屋内スポーツ施設に改良した事例の紹介であります。近年、パラスポーツの普及や、年齢や性別を問わない、幅広い参加者が一緒に汗を流せるスポーツが好感を持たれて広がっております。また、スポーツ以外の施設利用、イベントや上映会、ミニコンサート、健康増進の取組などの利用もできるかと思っております。また、ネットを適切に設置

すれば、フットサル、またバスケットなどの利用も可能な施設のサイズになっております。周りにも写真がありますが、このようにすばらしい芝生のグラウンドが吉野にあります。この施設などで大会を開催した際に、そのトレーニング施設、ウォーミングアップ施設などとして屋内施設を利用することもできますし、何より通年利用ができ、雨天時でも利用できる全面人工芝敷きのスポーツ施設が、新たに安い金額で建設することができるという提案になります。B & G財団も、同様の取組を応援したいという話をしております。もちろんそれを実施するに当たっては、B & G財団からの補助も受けられるものであります。

管理棟は、シャワー、更衣室、トイレがしっかりした状態であります。これを、吉野のグラウンド周辺の一帯的な施設利用の中にしっかり組み込み、新たな用途を見つける協議をするよい機会ではないかと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 提案いただいた施設については、香美市内に類似施設がたくさんございます。利用者の利便性とかも確かに必要かと思いますが、維持管理費に必要な費用、または人件費のバランスなんかも考えながら、みんなで協議を進めていきたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ぜひ市民の財産を大切に扱ってください。

大きな3番は取り下げいたします。

4番、ふるさと納税についてお伺いします。

①です。

香美市がふるさと納税を取り入れている理由を御説明ください。

○議長（山本芳男君） 定住推進課まちづくり班長、中島昌之君。

○定住推進課まちづくり班長（中島昌之君） お答えします。

香美市まちづくり寄附金条例第1条により、香美市を応援しようとする個人または団体から広く寄附金を募り、これを財源として各種事業を実施することにより、多様な人々の参加による個性豊かな活力あるまちづくりに資することが目的となっていると認識しています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） おおむねそういう認識だとは思いますが、そもそもふるさと納税は任意の制度であるわけです。自治体が参加申請、参加の意思表示をして初めて実施できるものであるということです。香美市も意思表示をして参加しているわけです。

では、このふるさと納税に対してデメリットはないか、もし何か思いつくものがあれば、お願いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） ふるさと納税のデメリットというお話がありました。10月から制度の大きな改編があるということで、国ではこの制度につきまして、バランスの面、不公平感とか、都市と地方で戦いのような構図になっておるとか、いろんなことがあると思っております。ただ、私の認識としましては、香美市を応援していただける方を募って、そのお金で香美市の事業を進めていくことはやっていきたいと思っておりますので、国においてのデメリットがあることは承知しておりますが、香美市におきましてはしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） あえてデメリットという言葉を使った理由ではありますが、実は香美市に寄附されるのと同様に、香美市から香美市以外の市町村へ寄附している方が一定数いるわけです。

②です。

その金額はしっかり把握されていますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課まちづくり班長、中島昌之君。

○定住推進課まちづくり班長（中島昌之君） お答えします。

令和5年度は2,764万5,911円、令和4年度につきましては2,084万1,383円、令和3年度につきましては1,438万147円、令和2年度につきましては1,000万5,219円、令和元年度につきましては995万1,510円となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ふるさと納税全体の利用者数も増えていると話題になりますが、香美市においても、この香美市からお金が出ていく、香美市から寄附している方の金額も順調に増えております。現段階で香美市が赤字になっているわけではありませんが、厳密にこの部分を計算に入れて、しっかりそのプラス部分を増やす必要があると思います。

③と④は取り下げます。

⑤です。

職員の努力ではなく、コストと時間をしっかりかけられる、横断的なふるさと納税対策チームの設置が急務であると考えます。これは、先日、総務常任委員会で視察に行った香美町でも、同様の取組をして成果を上げております。大きく切り替えるきっかけだと思いますが、市長はいかがお考えでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課まちづくり班長、中島昌之君。

○定住推進課まちづくり班長（中島昌之君） お答えします。

今後も、寄附額の増額に向け、効果があることは検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員の皆様方も視察をしていただいておりますということでありまして、いろんな議員とも意見交換をしながら、先ほどもお話しさせていただいたとおり、10月から制度改正がありまして、駆け込み需要的な形で9月時点では増えておるんですが、私自身もふるさと納税をやっているいろいろな市長と意見交換をする機会が先日もありましたので、香美市にとって一番いい方法、また寄附をしていただけるような戦略づくりに取り組み、体制も整えてまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 担当職員が1人で抱え込むような制度ではなくなってきております。しっかり組織として対応することがまず第一歩だと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

大きな5番です。戦争遺産の調査と継承です。

①です。

香美市内の戦争遺産の調査状況、伝承の取組状況はどのようになっていますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 鈴ヶ森四国軍管区総司令部、練習機白菊空中衝突事故の碑、平和の碑の3件については調査しております。伝承材料としては、佐岡空襲慰霊碑建立発起人会が「佐岡空襲」という冊子を作成しており、平成17年に佐岡小学校長が再版してくださっているものがございます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 恐らくそれ以外にもたくさん実はあって、でも、その辺をしっかりと把握しておかないと、語り部がどんどん減っていく状況もありますので、一旦本当に漏れてないかとか、新たな情報はないかということも、広報などを使って募集してみてもいいかなと思います。

②です。

こういった香美市内の戦争遺構、戦争遺産を、学校教材として取り上げてはどうかと思います。実際、取り上げたりしておりますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 「佐岡空襲」は教材として活用していただける冊子になっておりますので、ぜひ活用していただきたいと思います。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ぜひ活用してください。よろしく申し上げます。

③です。

香美市内には数多くの忠霊塔、忠魂碑、また、慰霊碑もあるとは思いますが、こういったものの管理は確実に、適切にされているのでしょうか。あと、数と管理者の把握は

されていますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） お答えします。

香美市内にあります忠霊塔、忠魂碑の正確な数については把握しておりませんが、高知県遺族会の調べによりますと、忠霊塔、忠魂碑は香美市内に6か所あり、数としては12個となっております。香美市遺族会に確認したところ、これらのうち5か所、9個の忠霊塔、忠魂碑の管理を香美市遺族会がされております。

そのほかにも、昭和の市町村合併前に各町村に設置されていたものが幾つかあったようですが、把握はしていないとのことでした。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 忠霊塔は史跡なのかなと思ったので、生涯学習振興課の担当なのかなと思いましたが、違うんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 史跡という認識はしておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 特に忠霊塔になりますが、建築以来90年ぐらいたっているものもありますし、非常に大きなものがあつたりします。その中には納骨堂を兼ねているものがあると聞きました。もし仮にお骨がある状況であれば、こちらは衛生とかいったものにも関わるのかなという気はするんですけど、ひょっと何か分かれば教えてください。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） お答えします。

建てられた時期はこちらのほうでも把握していないのですが、墓地埋葬法が施行された昭和23年以前に建てられたものであれば、問題はないと考えておりますが、もし今後老朽化等で移設とかになった場合には、また衛生部門のほうと検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 昭和23年以前であればということで、ただ、現実もう各地にある忠霊塔は老朽化しており、高いものは5メートルを軽く超えるようなものもあつたりします。それが築90年で耐震性もないような状況です。地域住民の安全を守る、また、忠霊という取組を継承していくために、香美市として何か今後対策を検討していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 香美市としては、香美市遺族会に補助金を交付しておりますので、こうした関わりの中で遺族会総会等へ参加するなどして、一定情報交換をしておりますので、その中で施設の現状とかをお伺いして、状況は把握していると考えています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 遺族会の高齢化は非常に急激に進んでおります。同時に、戦争の記憶、体験を後世に残すことも重要であります。香北町史には、戦争編として、戦時中の生活や暮らし、そして、戦没者名簿が載っておりました。今後編さんされるであろう香美市史に、こういった戦争の記録を取り込む予定はありますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 通告にないのでお答えできないところではありますが、私としましては、戦争を二度と起こさないという決意のもと、香美市におきましてもいろいろな意味で残さなければならないものは残してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） すみませんでした。ありがとうございます。

以上で、質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 西村剛治君の質問が終わりました。

次に、16番、小松紀夫君。

○16番（小松紀夫君） 16番、自由クラブ、小松紀夫でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に沿いまして、一問一答方式で質問させていただきます。

1点目は、指定管理者制度の運用について、お伺いいたします。

長く続きましたコロナ禍も、5類への移行によりまして以前の日常を取り戻しつつあり、これまで自重されてきた行動もコロナ前の様子を見せてきております。そこで、市民の皆さん、また市外の方が利用される、本市の公の施設における指定管理者制度の運用現状と将来展望につきまして、お伺いさせていただきます。

①です。

ここに、少し古いですけど総務省自治行政局長の通知文書（資料を示しながら説明）、平成22年の通知文書なんですけれども、この通知文書によりますと、公の施設の指定管理者の指定に当たりましては、最も適切なサービスの提供者を民間の事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましいと記されております。本市におきまして、適切なサービスを提供できる指定管理者の指定が行われていると考えておりますでしょうか。ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート以下、順次お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

商工観光課からは、ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート、こちらにつきましては、以下6Dホテルと省略させていただきます。そのほか、日ノ御子河川公園キャンプ場、べふ峡温泉について、お答えさせていただきます。

6Dホテルは、平成29年度から香北ふるさとみらいが管理しており、顧客分析を生かした質の高いサービスを提供しております。特にスタッフの対応には定評があり、旅行サイトでも高い評価を得ております。

日ノ御子河川公園キャンプ場は、平成4年度からラフディップが管理しており、自然を生かしたイベントを随時開催し、市内外から訪れる方が増えつつあります。従来、夏場だけの運営でしたが、冬場も宿泊やデイキャンプを受け入れるなど、幅広いニーズに対応したサービスの提供ができております。

べふ峡温泉は、平成24年度から香美市観光協会が管理しており、長年施設を管理運営してきた知識と経験を生かして、安定した運営をしておりましたが、従業員不足などにより、近年は適切なサービスが提供できているとは言い難い状況が続いております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） やなせたかし記念館の運営に関しては、最も適切なサービスを提供できる指定管理者であると考えて委託しております。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 健康センターセレネにつきましては、株式会社香北ふるさとみらいを指定管理者としています。指定に際しましては、住民の休養と健康増進を図り、併せて、地域の活性化に寄与することを目的として、施設利用者の皆様に適切なサービスが実施できるよう進めております。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡 亮君。

○物部支所長（片岡 亮君） お答えします。

ライダーズイン奥物部についてですが、指定管理者の選定は選考委員会において公正に審査されたものであり、適切な管理者の指定が行われたものと認識しております。

○議長（山本芳男君） 16番、小松紀夫君。

○16番（小松紀夫君） それぞれにお伺いいたしましたが、自分の質問の意図が分かっていたのは物部支所長だけで、その適切なサービスを提供できる管理者が指定される過程のことを言いたかったわけですが、大体分かりました。

あと、事前にちょっと調べましたら、公募によらない指定がほぼほぼで、アンパンマンミュージアムは当然財団が全てのやなせさんの作品を所有しておりますので、もうこれは致し方ないというか、もうそこでしかできないわけでございます。また、日ノ御子河川公園キャンプ場については、確か公募によるプロポーザルが行われたと思っております。あとは、以前の指定管理者に引き続き公募によらず指定管理者として指定をしていると思っておりますが、それで間違いないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） 6 Dホテルにつきましては、平成29年度に香北ふるさとみらいに対して指定した場合も、公募は行っておりません。

べふ峡温泉につきましても、平成24年度以降、更新の際には公募せずに今まで指定管理をしております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 健康センターセレネにつきましても、議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（山本芳男君） 16番、小松紀夫君。

○16番（小松紀夫君） 本市の多くの施設が公募によらない指定管理者の指定となっておりますことから、本市におきましては、この指定管理者制度導入の本来の目的は達成できていないように思います。一部達成できているところもございますが。

公募によるプロポーザルによって、よりよい提案ということが認められて審査会で選定された事業者と、公募によらずに3年間から5年間の指定管理料を保証された事業者では、施設の運営に対する姿勢であったりとか、熱意であったりがおのずと違ってくると思いますし、サービスの質も変わってくるんじゃないかと考えます。

市長は、定例会議の初日に、本年度で指定管理期間が終了するべふ峡温泉の指定管理者につきまして、新たな指定管理者はプロポーザルにて公募したいと考えておりますと、また、企業の参入意欲を呼び起こすような募集要項となるように、しっかりと準備してまいりますとの御報告がありました。これは議会の提言も反映していただいた方向でございまして、大いに評価するものでございますけれども、その他の施設につきましても、同一の事業者を公募なしで指定するという従来のやり方ではなくて、最も適切なサービスの提供者を公募によるプロポーザルにて指定するように求めるものでございますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員のお話のように、熱意を持った事業者に、いろんな新しい提案もいただきながらということでもありますので、私も原則公募でいきたいと思っております。

ただ、これまでの経緯もある施設が、先ほど御指摘のあったような形で合併前からの施設もありまして、議会からもいろんな御提言をいただきながら適切にやっていきたいと思いますが、方向性は公募によって選んでいきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 16番、小松紀夫君。

○16番（小松紀夫君） ぜひ、原則的には公募プロポーザルということで進めたいと思います。

②の質問に移ります。

これも総務省の通知文書に書かれておるんですけども、指定管理者制度は、公の施設を民間事業者等が有するノウハウを活用し、市民サービスの質を向上することで施設を設置した目的を効果的に達成するために、平成15年9月に設けられた制度であります。それぞれの施設で、市民サービスの質の向上は図られているとお考えなのか、お伺いします。6Dホテル以下、順次お願いいたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

6Dホテルでは、香美市在住者に限定した割安料金を設定し、市民の方にも質の高いサービスの提供を行っております。

日ノ御子河川公園キャンプ場では、キャンプ場周辺の清掃活動を定期的に行い、市民が利用しやすい環境を整備するとともに、営業日数を増やすことで、より多くの市民がキャンプ場を利用できるようになっております。

べふ峡温泉では、大浴場の入浴料が市民の方は半額となっており、またランチバイキングを定期的に行い、市民の方の施設利用を促進しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） やなせたかし記念館等では、市内の3歳から中学生までの子供たちには、年6回入館無料となる券を配布しております。

また、市内保育園、幼稚園や各種学校からの遠足や社会見学など、教育目的での来館者については入館料免除として、市内の子供たちに親しんでもらえる機会を増やすよう努めております。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 健康センターセレネにつきましては、施設利用者の安全を確保しながら、施設の設備を利用した運動などにより、生活習慣病やメタボリックシンドロームの予防だけでなく、セレネで心と体の健康づくりをコンセプトとして質の向上を図るよう、健康推進をサポートできるような担当課との連携事業等も計画しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡 亮君。

○物部支所長（片岡 亮君） ライダーズイン奥物部では、現在の指定管理者は令和元年度からですが、例えば2019高知・物部川ボルダリングフェスティバルとか、おとなのびくにつく、これは野外イベントですけども、など、独自の催しも開催されております。施設の維持管理や修繕等も実施されておまして、サービスの質の向上が図られていると考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 16番、小松紀夫君。

○16番（小松紀夫君） それぞれにお伺いいたしたところでございます。

まず、6Dホテルですけれども、市民向け割安料金は季節的にかな、常にというわけじゃない、閑散期ですか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

ピーク時を除いてになりますので、やはりどちらかという閑散期になります（後に「4月29日から5月5日と8月8日から8月12日を除いた期間」と訂正あり）。また、電話予約のみでの受付という形でやっております。今年については9月1日からやっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 16番、小松紀夫君。

○16番（小松紀夫君） 6Dホテルは香美市にあるので、ホテルに泊まるということとはなかなか香美市民は少ない、当然なんですけれども。もう何度も言いましたけれども、やはり香美市の税金を使って建てたホテルであって、この改修にも2億円ぐらいかけて、今度また大浴場が5,000万円以上というものであったわけでありまして、確か大改修をした折に、結構広いウッドデッキがありますけれども、そこで市民がお茶を飲んでくつろぐ場所にいたしますというような話もあったんです。ただ、レストランを市民に開放するとなると、多分採算が取れないからようやらないという話であろうと思いますけれども、毎日の必要ないですね、週に1回とか。言うたら、レストランを開放すること、もう市民サービスはそこかなというふうに思うので、その辺は検討していただきたいと申し上げておきます。

アンパンマンミュージアムは15歳まで6回無料、着ぐるみショーとか新作映画も無料で見られるサービスをされております。

日ノ御子河川公園キャンプ場は、割と評判がいいです。地域住民にも評判がいいということで、やっぱり公募プロポーザルの甲斐があったのかなと思っております。

あと、健康センターセレネなんですけれども、ここは自分も会員でございまして時々行くんですけど、トレーニングルームなんかも非常に立派な機材を置いています。ただ、トレーニングルームやジムに行く方の中には、筋力をつけたい人からダイエットをしたい人までいろんな方がおりまして、トレーニングの上級者から初心者までいるということでもあります。立派なトレーニング器具はあるんですけれども、じゃあ、どういうふうにそれをメニューにするかというところが難しく、分からないものが多いんです。毎週土曜日に1時間だけトレーニング講習、インストラクターの方が来るというわけなんですけれども、1週間に1時間なので、これをできれば指定管理者、もともとのノウハウはないわけなんですけれども、勉強すればある程度指導ができるようになると思うんです。ですから、1週間に1時間だけのトレーニング指導じゃなくて、トレーニングに初めて来た人たちなんかにはトレーニング目的を聞いて、こういうメニューでどうですかと言え

るぐらいにはしてほしいと思います。会員として指定管理者に何回か言ったことはあるんですけども、なかなか実現しないわけで、1時間は実現しましたが、もう答弁結構ですので、このことを申し上げておきます。

ライダーズイン奥物部はいろいろ結構やっていますね。大栃のカラオケクラブが毎月定期的にあそこでカラオケ大会やったりとか、いろいろ市民との触れ合いなんかもあるかなと思いました。

べふ峡温泉につきましては、市長から初日に報告もございましたので、ここについてはもうこれ以上申し上げないということにして、③に移りたいと思います。

- 議長（山本芳男君） 暫時休憩いたします。
（午前 11時55分 休憩）
（午後 1時00分 再開）

- 議長（山本芳男君） 正場に復します。
休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。
16番、小松紀夫君。

- 16番（小松紀夫君） 午前中に引き続きまして、質問を続けさせていただきます。
③の質問となります。

指定管理者に対する監督との観点から、管理業務及び経理の状況などにつきまして、どの程度の報告を求めていますか。恐らく協定書には定められていると思いますが、お伺いします。

- 議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

- 商工観光課長（石元幸司君） その質問に移る前に、午前中、小松紀夫議員から6Dホテルの市民割引料金適用時期につきまして、ピーク時を除いた時期なので閑散期になると回答いたしました。実際の適用時期は、4月29日から5月5日と8月8日から8月12日を除いた期間となり、閑散期のみではございませんでしたので、ここで訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

それでは、管理業務や経理状況の報告頻度につきまして回答させていただきます。

6Dホテル、べふ峡温泉につきましては毎月、日ノ御子河川公園キャンプ場につきましては2か月に1回、月ごとの入込み客数、売上げについて報告を受けております。

また、毎年度終了後に年間の事業報告書を提出してもらい、管理運営業務の実施状況などについて報告を受けております。

以上です。

- 議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

- 生涯学習振興課長（黍原美貴子君） やなせたかし記念館につきましては、管理業務の報告は月次単位で、経理状況についての正式報告は決算時としておりますが、中間決算期に運営状況の聞き取りも行っております。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 健康センターセレネにつきましては、管理運営に関する協定書により、定期モニタリングとして毎月、月ごとの利用人数と事業収入を業務報告書として確認させていただいております。

また、年度終了後も同様に、1年間の利用者数と収支実績の合計を事業報告書によりまして確認しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡 亮君。

○物部支所長（片岡 亮君） ライダーズイン奥物部につきましては、指定管理者に対して、毎月、日報・月報・月別収支報告書の提出により、管理状況及び経理状況について報告を求めています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 16番、小松紀夫君。

○16番（小松紀夫君） 管理業務、そして経理の状況、ほぼほぼ毎月、アンパンマンミュージアムは決算時ということでございますけれども、しっかりと報告は受けているということでございます。

その経理状況などの報告を受けて、それを把握した上で、指定管理を変更した例はあるのかと思うのですが、特に、令和5年度から指定管理料が計上され、それまでは指定管理料なしで運営しておりました6Dホテルにつきまして、以前から経営状況を把握されていたのでしょうか。その上で、令和5年度から1,200万円でしたかね、指定管理料が発生したということなののでしょうか。少しそのあたりをお伺いします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

6Dホテルにつきましても、もちろん毎月収支状況を確認させていただきまして、前年度に比べてやはりコロナ時期についてはマイナスになっているというところなんです。毎月いただいているのが入込み客数と、あと実際の売上げというか、収入額になりますので、それに対する経費はその時点で把握しておりません。そういったところにつきましては、また個別に指定管理者と相談して、もう少し何らかの補助が欲しいといった相談等は個別に受けて、コロナ時期につきましてはホテルに対する支援等を行った経緯がございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 16番、小松紀夫君。

○16番（小松紀夫君） 収入だけの報告を受けて経費の報告は受けていないというのは、非常に不十分じゃないかと思えます。収支がどうなっているかということは、やはり把握していくべきだと思いますので、今後協定書にどのように記されているかは分かりませんが、収支報告を受けていただきたい。その上で、確か6Dホテルの指定

管理料は債務負担行為ではなかったように思いますので、次年度の指定管理料に反映していくということはできるんじゃないかと思います。答弁は結構でございます。

それでは、④に移ります。

管理の状況を把握するために、それぞれの公の施設に直接出向いて、定期的に調査をされているのでしょうか。また、そういう直接出向いて調査した結果を踏まえて、必要な指示とか、協議とかいうことを行っているのか、6 Dホテルから順次お伺いします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

年1回の施設点検のほか、改修工事などの打合せの際に施設を訪問し、ヒアリング調査を行っており、必要に応じて管理などについて協議しております。

令和4年度に施設へ出向いた回数につきましては、6 Dホテルが7回、日ノ御子河川公園キャンプ場が10回、べふ峡温泉が6回となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） やなせたかし記念館につきましては、直接出向いての調査は年に1回となりますが、そのほか必要なことが生じた際には、直接その都度出向いております。その際、必要があれば改善を依頼することもございます。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 施設には年間を通じて直接出向くことが月に1回、また必要に応じては2回以上なるときもあります。その都度必要事項を確認して協議を行っております。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡 亮君。

○物部支所長（片岡 亮君） ライダーズイン奥物部につきましては、指定管理者の報告に応じて随時調査を実施しております。定期の調査時期は定めておりません。施設の修繕や管理方法等については、調査結果を踏まえて指示しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 16番、小松紀夫君。

○16番（小松紀夫君） 自分も事前にそれぞれの施設で話もしたんですけども、週に1回、もしくは2回、電話も含めてコミュニケーションをとっており連携は良好ですと、アンパンマンミュージアムはおっしゃっておいりました。また、健康センターセレネもしっかりと現地に直接出向いているようでございます。

ただ、何か要望したときだけ来ますというような施設もありました、どことは申しませんが、そういうところもあったということで、担当課によって結構温度差があるようですけれども、指定管理を任せたからと指定管理者に丸投げしないで、やはり指定管理者と協議、連携なんかをしながら、担当課もしっかりと一緒になって、その施設を盛り上げていってほしいと思うところでございます。

自分が直接出向いていろいろ見せてもらったんですけれども、施設及び施設の周辺はおおむねどこも適切に管理されております。

ただ、タブレット、モニターを御覧いただきたいです。今通知が着いたと思います。

これが6Dホテルなんですけれども、大体正面から写真を撮りました。写真だと分かりにくいかもしれませんが、正面から見たときには屋根が非常に傷んでいます。この写真では分かりにくいですが、円形になった部分の屋根なんかは、もう上の塗装が全て剥けているような状況になっておりました。

続きまして、アンパンマンミュージアムでございます。6月定例会議のときに山崎眞幹議員が質問されたところが、まさにこれでございます。正面から見たときに非常に外壁が傷んでいるところであります。

そして、健康センターセレネ。これも正面なんですけれども、やはり壁が黒く垂れてきておるわけで、不健康そうな建物に自分が見えるんですけれども、こういう状況がございます。

このように、3つが3つの施設とも、正面がこのような状態でありますと、施設の第一印象としてすごく何かみすぼらしく思います。この状況をそれぞれ認識しておりますか。この3つの施設で、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

ホテルの屋根及び壁につきましては、年1回の施設点検のときに、やはりホテル側からも少し板目がくすんできているのでということで話は来ております。ただ、優先順位的に、やはり今回はお風呂の改修等もありましたので、こちらについては今後協議ということで対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） アンパンマンミュージアムの外壁について、議会でも質問を受けておりますし、その前からも確認して認識しております。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 改めて見ると、こんなにひどかったかなというのが第一印象なんですけれども、健康センターセレネとは常に話をしておりまして、まずは運営に直接関わる中身のポンプ故障でありますとか、そちらのほうに大変お金がかかっておりまして、過去には、この横にあるトイレとかを何とかやりましたけれども、壁にはまだ手が届いていない状況でございます。

○議長（山本芳男君） 16番、小松紀夫君。

○16番（小松紀夫君） それぞれ把握はされておりますけれども、やはり業務に直接関係する修繕等が優先される、確かにそうだろうと思います。ただ、建物はもう老朽化をどうしてもしていくものでございますので、やはり計画的に修繕を入れていく必要

があると思います。何となくメンテナンスが後手に回っているように、3施設とも思うところがございます。こういう部分につきましては、早めのメンテナンス、計画的なメンテナンスが必要と思いますが、これは市長に見解をお伺いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 施設管理につきまして御指摘いただきました。先ほど課長からお答えさせていただきましたとおりであります。第一印象のことでもありますとか、あとやっぱり来ていただく方にいい施設だとまず思ってもらうことが重要だと思っております。メンテナンスについて計画的にというお話もありましたので、しっかりと管理について検討してまいります。

○議長（山本芳男君） 16番、小松紀夫君。

○16番（小松紀夫君） ⑤に移ります。

指定管理者制度には指定の期間、香美市でしたら大体が3年ですけど、長いところで5年という指定管理の期間があるわけがございますけれども、だから3年過ぎたら次、5年過ぎたら次ということで、このことは、指定管理者を変更したりとか、指定管理料を見直したりとか、施設の存続とか廃止も含めた見直しの機会を設けるために、指定の期間はあるということになっております。それぞれの施設におきまして、これまで指定期間終了を迎えるに当たって、見直しの検討は行われてきたのか、お伺いいたします。順次、6Dホテルからお願いします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

6Dホテルにつきましては、平成29年度から令和4年度までの管理運営状況をもとに指定管理者と協議した結果、令和5年度から指定管理料を支払うこととなっております。

日ノ御子河川公園キャンプ場につきましては、前の指定管理者の運営状況から判断した結果、令和4年度からの新しい指定管理者を公募し、株式会社ラフディップが令和4年度から指定管理者として管理しております。

べふ峡温泉につきましては、近年の運営状況等から判断し、令和6年度からの指定管理者を新たに公募する予定で考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 指定管理者と協議しながら、状況により見直しを行っております。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 健康センターセレネの指定管理期間は5年となっております。現在は令和2年度から令和6年度までとなっております。指定管理者の指定などの見直しにつきましては、指定管理期間の終了年度に検討しております。過

去に社会情勢に応じて管理料等を変更してきた経緯はあります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡 亮君。

○物部支所長（片岡 亮君） ライダーズイン奥物部については、現在の指定管理者は平成31年に指定し、令和4年に更新しております。この間、施設が適切に維持管理されていること、年間利用者数及び施設収益の実績から継続的な運営が可能であること、各種イベント等の開催など、サービス向上に向けての取組の実施など、施設設置目的ののりとした運営がなされておりますので、現時点における見直しは不要と考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 16番、小松紀夫君。

○16番（小松紀夫君） それでは、2番目の項目に移らせていただきます。

観光振興策を効率的に、また機動的に推進して、魅力のある観光地づくりを目指していくためには、担当課が本市の観光施設や観光地を包括的に捉えた取組がなされなければならないと考えております。その上で、観光資源のネットワーク化が必要不可欠と考えます。このことは、第2次香美市振興計画に載っていた部分でございますが、しかし、本市の観光に関する担当課の体制は合併時のままでございまして、今の担当課の体制のままでは、観光資源のネットワーク化となると難しいのではないかと感じます。観光に関する担当課の見直しを求め、お伺いいたします。

①です。

観光資源のネットワーク化を図るためには、主要な観光ルートの確立が大切でございます。このことも振興計画に記されております。観光客が観光ルートに沿って市内観光していただきますと、本市での滞在期間も長くなりまして、その分お金も落ちるということになろうと思います。

観光ルートの確立につきましては、ここにごございます香美市観光ガイドブック「かみんぐ」でございますけれども（資料を示しながら説明）、これは非常によくできておりまして、観光地と観光施設だけではなくて、民間のグルメなども組み合わせた充実の観光ルートが「香美たび」として、目的別、また、年代別というか客層別に紹介されています。

そこで、この「香美たび」でも紹介されております観光ルートの中で、日本三大鍾乳洞の一つであります龍河洞の担当課は、商工観光課でございます。そして、日本の滝百選に選ばれております轟の滝の担当課は、香北支所でございますが、観光地の資源、施設をつなぐ観光ルートとして、この担当課で連携はとれているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 御指摘いただきました龍河洞と轟の滝の連携につきましては、現在、政策的な観光ルートとしての連携はございません。先ほど言っていたきま

したとおり、主要観光ルートとして、今は自然体験であるとか、らんまんブームに合わせて、いろいろな新たな観光ルートの可能性も探っていきたいとは考えておりますが、政策的な議員がおっしゃられている意味では、現在ございません。

○議長（山本芳男君） 16番、小松紀夫君。

○16番（小松紀夫君） 政策的な連携はないと、轟の滝は香北支所、そして、龍河洞は商工観光課ということでございます。

②でございます。

同じく、この「香美たび」にございますが、これは時刻までちゃんと書いてくれておりまして、午後0時に鏡野公園でピクニック、多分弁当持参でという話だと思えますけど、その後、午後2時にアンパンマンミュージアム、そして最後に、午後4時に秦山公園でアスレチックというような、半日間のルートはあるんですけども、子供たちが喜びそうな、また比較的金がかからない、アンパンマンミュージアムの入館料だけで済むルートとして、若年層にもお勧めと思ったりもしたんです。そこで、秦山公園は都市公園ということで担当課は建設課でございますが、アンパンマンミュージアムが生涯学習振興課でございますが、同じく観光地の資源、施設をつなぐ観光ルートとして、担当課の連携はとれているのか、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 秦山公園とアンパンマンミュージアムの連携につきまして、子供の視点からガイドブックにも載っておるところではありますが、先ほどと同様、現在、政策的な観光ルートとしての連携はございません。

○議長（山本芳男君） 16番、小松紀夫君。

○16番（小松紀夫君） ③に参ります。

アンパンマンミュージアムは、美術館であることから生涯学習振興課の担当になっておりますけれども、香美市を代表する観光施設でもあることから、担当課の見直しなんかも必要じゃないかと考えますけれども、いかにお考えなのか、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） アンパンマンミュージアムを観光施設と捉え、所管課を生涯学習課から変更してはとの御質問をいただきました。

アンパンマンミュージアムは、県内観光地として統計調査も受けておりまして、観光地として位置づけることもできる施設でございます。一方で、やなせたかし先生の作品を今後も保存、展示していくという役割もありますので、私としましては、今後も生涯学習振興課で運営していきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 16番、小松紀夫君。

○16番（小松紀夫君） 確かに美術館であって、やなせ先生を顕彰していくということもございますので、今後も生涯学習振興課の担当ということでございますが、第2次香美市振興計画の83ページからが観光の振興なんですけれども、この書き出しが、

本市を代表する観光地としては、龍河洞、アンパンマンミュージアム、べふ峡がありますとなっているんです。確かに、美術館であるから生涯学習振興課というのは、それはそうかなと感じるんですけども、観光、主要な観光施設という捉え方すると、僕は商工観光課じゃないかなと思うんですが、担当課にお聞きいたします。担当課として、アンパンマンミュージアムの業務、例えば展示物であったりとか、企画展なんかに対してコミットされているんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 報告は受けておりますけれども、こちらからの指示は特にありません。

○議長（山本芳男君） 16番、小松紀夫君。

○16番（小松紀夫君） ですよ。ほぼほぼ備品の購入とか、修繕などではないかなと思いますけれども、それであれば、商工観光課が担当課でも別に構わないじゃないかと。どちらかという、観光施設という意味を考えると、商工観光課のほうがいいんじゃないかなと、望ましいのではないかなと思いますけれども、一度答弁いただきましたし、同じ答弁になると思いますので、お聞きいたしません。

④に移ります。

セレネ広場ですけど、タブレットにも来ましたかね。ここには、アンパンマンの遊具や、長く連なったあずまやなどが設置されております。これは全てアンパンマンミュージアムが寄附したものだろーと思っておりますけれども、設置されて自由に散策できる魅力的な観光施設、この芝生のセレネ広場でございますけれども、担当課は、健康センターセレネとひっつけて健康推進課となっております。ここについても、やはり商工観光課が所管するほうがよろしいんじゃないかと思っております。担当課の見直しが必要と考えますけれども、どのようにお考えか、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） セレネ広場を観光施設と捉え、所管課を健康推進課から変更してはとの御質問をいただきました。

私としましては、セレネ広場を観光視点から新たな施設整備を行うなど、リニューアルするタイミングがあれば、その際に改めて検討したいと思っております。それまでは、健康推進課がこれまでどおり関係課と情報交換して、既存の施設管理を行ってまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 16番、小松紀夫君。

○16番（小松紀夫君） 将来的にリニューアルされて、やなせたかし先生の館みたいなものも計画されたりしておりますので、そういうふうなタイミングで前向きに検討していただければと思います。

最後に、⑤の質問をいたします。観光交流拠点の形成という観点から、お伺いいたします。

アンパンマンミュージアム周辺につきましては、一見したら、観光施設とか観光資源が集積された観光交流拠点のように思えますけれども、施設の連携によるイベントであったりとか、にぎわいの創出や施設間の相乗効果を図る取組などを考えたときに、ちょうど今写真にはそれぞれの施設が出ているんですけれども、アンパンマンミュージアムは、先ほどからお話ししていますが生涯学習振興課、6Dホテルは商工観光課、そして、この広いセレネ広場につきましては健康推進課、そして、これは山だけで分かりにくいですが、この南の山には、最近らんまん効果でかなり人も来ていただいております、香北の自然公園がございましてけれども、この香北の自然公園は香北支所という体制になっております。これで果たして観光交流拠点の形成ということができるのか、疑問であります。同じく担当課の見直しが必要ではないかと思っておりますけれども、もう一つ付け加えて言えば、物部地区では、べふ峡温泉は商工観光課、奥物部ふるさと物産館は物部支所、ライダーズイン奥物部も物部支所というふうな体制であると。同じような観点から見直しが必要ではないかなと思っておりますけれども、見解をお伺いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） アンパンマンミュージアム、6Dホテル、セレネ広場、香北の自然公園を一体の観光交流拠点として、担当課を見直すべきではとの御指摘をいただきました。御指摘の趣旨は、それぞれの施設が相乗効果を生んで、より一層観光客に来ていただけるようにというものであると思っております。

そもそも、これまでこれらの施設を一体的に考えて、政策立案したことはなかったと思います。議員の御指摘を踏まえて、今回私が全て答弁をさせていただいておりますが、やはりそういった視点は弱かったと、改めて私自身認識しました。また、これらの施設で連絡会議のようなものを過去には設けておったようですが、その実際は形骸化しておるといふところでもあります。

それと、私の感想というか、御質問いただいた内容で、商工観光課がいろんなところを管理するとなると、香美市の広い施設管理も含めて、先ほどの質問の中に施設管理のお話もありました。例えば、ボイラーが故障するたびに、商工観光課の担当がいろんなところに行き来する状況が今生まれております。さらに、ボイラー施設とか、割と壊れやすいような施設もありまして、例えば、健康推進課からまた商工観光課に移すと、施設管理のところが結構大変かなと。そういう意味では、副市長とも相談しながら、施設管理については、例えば管財課が力を貸すであるとか、それぞれの課が今は正直施設管理にもかなりマンパワーを割かれているような状況でありますので、議員御指摘の政策的な観点からの連携という視点をしっかり持った形で、これから市政運営してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 16番、小松紀夫君。

○16番（小松紀夫君） よく分かりました。

ただ、やはりこの観光を一体的にしたほうがよろしいんじゃないかと。先ほどの管理

状況なんかも、直接出向いてといたら、やっぱり課によって温度差があったりするんですよね。アンパンマンミュージアム周辺が全部商工観光課だったら、1日でばっとすぐ回れるとか、観光協会と連携する場合においても、香美市の窓口を一元化しておいたら、観光施設の連携がとりやすいのではないかなとも思います。

ただ、職員の配置等、なかなか担当課の見直しとなると時間もかかるでしょうし、職員定数条例の関係なんかもあったりもするとは思いますが、なるだけ本市の観光振興を前進させるという意味で、検討もいただければと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 小松紀夫君の質問が終わりました。

次に、17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 午後お疲れのところ、どうぞよろしくお願ひいたします。

17番、自由クラブ、村田珠美でございます。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

1つ目の質問、子供の時を大切に考えた取組をです。

親の幸せが子供の幸せに大きく関わっています。ユニセフが2020年に公表した報告書「子どもたちに影響する世界」によりますと、日本の子供の幸福度は、先進38か国中20位でした。2013年に行われた前回調査の6位から、かなり順位を落としております。特に、精神的幸福度については、生活満足度の低さや自殺率の高さが影響して、ワースト2位という結果でした。1位はオランダでございます。

健康や学力、経済面はトップクラスなのに、子供が幸せを感じられないという事実がございます。人はどうすれば幸せを感じられるでしょうか。心理的統計学をベースとし、人はいかにすれば幸せになるのかを追求する学問「幸福学」の第一人者である慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科教授の前野隆司氏は、幸せを感じるための要素として幸福の4因子を挙げています。また、前野氏は、幸福学を活用したまちづくりの提言もされております。

そこで、幸せには4つの因子があると先ほど申しましたが、その1つ目、やってみよう因子です。幸せを感じるためには、やりがいを見つけること。小さいことでもいいので、何かトライすることがとても有効だと書いています。そして、学びを得て成長することに人は幸せを感じるのです。2つ目は、ありがとう因子で、感謝の気持ちを持つ人は、周囲といい関係を築けるため幸せを感じやすい。また、人を喜ばせたいという気持ちがある人も、相手から感謝されることが多く、幸せを感じることができます。3つ目は、何とかなる因子で、リスクテイクできることは大きな強みになります。何とかなると、失敗を恐れずチャレンジをできる人は、自分の世界が広がり、幸せの道筋を生み出すことができるでしょう。4つ目は、ありのままに因子です。人との比較で勝って得た幸せは、長続きしないことが分かっています。人は人、自分は自分と、ありのままの自分を受け入れることが幸せにつながるとおっしゃっています。つまり、幸せな人は、

自己肯定感が高く、利他的で人への感謝を常に持ち、楽観的である人と言えるのではないかと思います。前野教授は、幸せは自分でコントロールできると断言しております。

香美市に生まれて生活していく子供たちに、香美市で生まれてよかった、幸せだな、楽しいと感じる思い出がつかれるまちづくりの仕組みについて、質問いたします。

①です。

本市の体験型として楽しめる施設名を、お尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員から幸福というような形でお話をいただきました。私自身が、切り口としてあまり考えたことのないことでありましたので、きちんとした答弁になるかは分かりませんが、御質問の体験型として楽しめる施設について、まず、自然を体験するという意味では、日ノ御子河川公園キャンプ場などのキャンプ場がありますし、木材など森林資源の体験ができる高知県立森林研修センター情報交流館がございます。また、ほっと平山では陶芸の体験ができますし、その他、地域の方々が子供たちのために、スポーツや文化活動などの体験教室を開催してくれています。自然があり、いろいろな施設があり、また、いろいろな地域の方々が子供たちに関わってくれている町であると思っております、香美市の子供たちは恵まれているのではないかと、私自身は感じております。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 確かに、市長がおっしゃるように、たくさんのいろんな施設があつて、地域の方々が学校のコミュニティーを初め、様々な面で協力してくださっていることは、よくよく分かっております。

②の質問に参ります。

子供たちに香美市で生まれてよかったと思ってもらえることは、どんなことだとお考えでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 子供たちにとって、香美市に生まれてよかったと思う経験が今の年齢であるかと言えば、実は少ないのではないかと私自身は思っております。子供たちにとって香美市のよさが本当に分かるのは、進学で他の地域に出たり、大人となって世界が広がったときなのではと想像しております。子供たちには、家族や地域から愛されたという実感を持ってもらい、幸せな子供時代であったと、大人になってから振り返ってもらえるよう、例えば、コロナ禍によって困窮した御家庭や、複雑な背景を持つ御家庭の子供への支援に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 私のほうからもお答えさせていただきます。

人口減少や過疎化といった課題はございますけれども、香美市は自然環境の豊かさ、

伝統や歴史、文化の多様性、安心・安全な環境に恵まれた町でございます。また、保育園、幼稚園、小・中学校、山田特別支援学校、山田高等学校、高知工科大学など、優れた教育機関があり、豊富な教育機会と質の高い教育を受けることができ、将来の可能性を広げることができる町でもございます。さらに、教育に惜しみない協力と声援をくださる市民の方々、地域の皆様とつながっている町でもございます。香美市では、このような風土をベースに、郷土を愛し、未来を開く人づくりの考えのもと、市民、行政、地域が一体となり、地域の強みを生かした教育を推進しておるところでございます。

学校、保護者、地域の方たちとともに、遊びや学習活動、行事、体験活動を通して、満足感や成就感、達成感、そして何より感動を共有し合うことで、ここでよかった、みんなと一緒によかった、香美市でよかったと思ってもらえているのではないかと思います。また、各御家庭、御家族で、香美市の様々な場所、施設や体験活動等にも参加していただくことで、一層実感を持つことができるのではないかと考えております。

香美市の子供たちは、香美市の未来であり、希望でございます。子供たちのために、皆様とともに香美市の強みを生かした教育の実現に、今後もしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。また今後ともよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 市長と教育長から御答弁をいただきました。

私の質問は、生まれてよかったと思ってもらえていることと、現在進行形のところを聞いたかったのではございますが、確かに私も孫もおりますし、子供たちが鏡野公園で汗をいっぱいかいて帰ってきたりしたときに、どうやったと聞くと、楽しかったと言ってくれます。そういった子供たちが満足できる遊びができたときに、楽しかったことではないかなと思いました。

1位になったオランダの子供たちは、反抗期もないということを書かれていました。日本の子供との違いは、幸せを感じることができるかどうかにあると述べられています。日々の生活の中で幸せを感じて言葉にしたり、行動にしたりする習慣が少ないこともあると思います。そこには、親の影響も少なからずあるようです。子供を幸せ体質にしている1位のオランダの親たちの特徴を、「子どもを幸せ体質にする親の特徴6つ」の中から見ると、特徴1、子供をできる子に育てようと思っていない、特徴2、子供の外遊びに親が付き添わない、特徴3、駄目、何々しなさいとは言わない、特徴4、とにかく忍耐強い、特徴5、完璧主義ではない、特徴6、自分時間を大切にしていると述べています。オランダでは、幸せのベースになると考えてられているのは平等主義で、このことから精神的なストレスが減り、親子関係でも同じで、親は子供と対等でありながらも、人生の先輩としてよいお手本となることが推奨されているそうです。なかなか生活基準とか様々な習慣等が違いますので、同じようなことにはならないと思いますが、参考にいただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。

③の質問です。

子供たちは遊びの中で様々な経験をして大きく育ち、社会人になったときも、子供の頃の遊びが経験となり、困難も乗り越えていけると思います。宿題ゼロの日が数日あったら思いっきり遊んでみたいとか、昔のように遊ぶ場所がない、自由に遊べる場所がない、遊べるところに連れて行けない、時間がないと聞きます。15歳までの子供が自立して生活できる大人に成長するためには、屋内外での遊びが大きな経験となると思います。見解をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 村田議員御指摘のとおり、子供は遊びを通して、人や自然、社会と関わり、成長して社会性を身につけていきます。時には失敗からも学びつつ成長していきます。学習活動におきましても、遊びの重要性が非常に重要なポイントとして認識されておりまして、教育課程の中にもしっかりと位置づけられてございます。

今後、発達段階に応じて効果的な活動をしっかりと組み立てていきたいと考えます。以上でございます。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ④の質問に参ります。

住民が幸せを感じるウェルビーイングの事例として、港区芝地区総合支所と慶應義塾大学の協働による「地域をつなぐ！交流の場づくりプロジェクト」の拠点として、2008年にスタートしたそうです。ビルの1階を改装した「芝の家」には、家の中と外をつなぐ縁側のような空間が設けられ、運営側からの仕掛けは一切なしだそうです。ただ、お年寄りがお茶飲み話に花を咲かせたり、子供たちが放課後ただいまと言って上がってくる。そうこうしているうちに、ここに集まる人たちの間で、今度の祭りで何々をやらぬかといった話が持ち上がったたりして、実行に移っていくそうです。年代を超えた交流があって、生きがい生まれ、楽しく、安心して暮らせる地域づくりになると思います。幸せの4つの因子が自然に芽生えてくるわけです。

旧図書館跡地、または旧山田保育園跡地を、子供から高齢者まで利用できる公園にしてほしいという声を聞きます。見解をお伺いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 旧図書館跡地や旧山田保育園跡地を公園にという御提案をいただきました。これらの敷地につきましては、将来の香美市も見据えた上で適切に判断してまいります。

また、先ほど年代を超えた交流ということがありました。公園に限らず、香美市には先ほどからお話ししているようなよってたかって教育など、いろんな形で世代間の交流ができていのかと思っておりまして、生涯学習フォーラムであるとか、いろんな形で仕掛けとして交流を促進するようなソフト事業にも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 将来の香美市を見据えた形でということですが、まだ全く何も検討されていないですし、話自体は上がってきていないということでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 施設利用につきましては、いろいろな御意見がございます。そういった中で、都市計画も含めて、町のいろいろな施設の配置ということも考えなければならぬと思っておりますし、いろいろな可能性は探っていて、必要な時期に判断をし、また議会にも御審議賜りたいと思っております。御意見に関しましてはいろいろございます。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） せっかくの有効地でございますので、早期と言ってもなかなか厳しいかも分かりませんが、計画を実現に向けてるように、ぜひともお願いいたします。図書館跡地なんかも、お買い物とかに行ったら帰りに休んで帰りたいとか、そういった設備があるとすごく憩えるということをよく聞きます。自由に市民の方々が利用できるスペースを、公園、または何らかの施設を利用、また、新しくできる施設の中にフリースペース、「芝の家」ですね、先ほど申しました安らぎの場所ができればいいという声も聞きます。なかなか何時までという形で管理されているところばかりなので、集える場所が欲しいという声を聞きますので、またぜひ、市長、覚えておいてください。よろしくお願いいたします。

⑤の質問に参ります。

平成27年6月議会で、漫画教室の開講をということで提案させていただきました。前回の答弁では、子供たちを対象に、アニメーション体験を中心にした漫画教室の実施を予定している。市民対象は考えていないということでした。現在はどうなっているのでしょうか。一言に漫画教室といっても難しいと思います。絵が好きな子供たち、漫画が好きな子供たち、何かを描きたい子供たち、絵の中に自分の思っていることを描きたいだけでは、漫画教室は難しいのでしょうか。専門的な先生にアドバイスしていただき、決められた時間内に漫画を描くようになると、家庭でも時間を意識して生活ができるようになり、切替えができる子供になる。すると、様々な思いが実現に向かい、子供たちの能力を確実に伸ばしていけると思います。少し指導してあげることにより、子供たちの絵が上達し、ストーリーの中で主人公の気持ちや登場人物の気持ちを考えながら描くことで、思いやりのある感情豊かな人に成長するのではないのでしょうか。

子供たちが様々な体験から学び取り組むことは、将来へつながります。本市には、くさかり樹さんやおかもとあつしさんなど、プロの漫画家の先生方がいらっしゃいます。その先生方のお力をお借りして、漫画教室ができないのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

令和2年8月、コロナ前のことですが、中央公民館で、夏休みこども教室事業の一環として、正木先生をお招きして教室を開催しておりますので、同等の教室は可能かと思えます。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） そのときの子供たちは、大変楽しかったのではないかと想像させていただきます。私が今回提案させていただいたのは、学校の中とか、みんながみんな描きたいわけではないとは思いますが、小学校とか中学校のクラブ活動の中で、こういったことが可能ならば、ぜひそういった教室を設けていただけたらと思えます。いかがでしょう。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

現在も全ての学校の状況を把握しているわけではございませんけれども、一部の学校には漫画クラブがございます。どのようにそれを運営しているかは、見に行ったことはございませんので、はっきりとは承知しておりませんが、そういったクラブはございます。

ただ、村田議員がおっしゃったように、本当に多彩な先生方がおられるということで、学校に来ていただけるのは素晴らしいことではないかと思えますので、今後また検討してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 私も知らなかったんですけど、どこかの小学校でクラブとして、継続して行っているかどうかは分からないということだと思います。それこそ、香北中学校なんかもすごく絵が上手です。廊下で見せていただきましたけど、校長先生もそんなふうにおっしゃっていました。絵が好きな子供は本当にたくさんいると思えますので、ぜひ将来の子供たちの夢、そして、今日、同僚議員からもアニメのことで様々な提案がございましたが、そういったところにもつながっていきますし、ただ単に漫画というだけではなくて、社会性が絡み合って考える力が育ちます。子供たちの可能性を本当に伸ばすことができるので、ぜひまた生涯学習振興課の担当とか、また学校にも本物の先生に来ていただいて漫画の授業をしていただくとかいう形で、ぜひ行っていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、⑥の質問に参ります。

文部科学省では、2008年に小学校と中学校の学習指導要領が改正され、小学校から中学校2年生まで体育の授業でダンスが必要になっていると思えます。2012年の改正では、中学校でのダンス科目が必須化となって、ダンス教育の効果としては、コミュニケーション能力や自己表現能力、決断能力の開発など、様々な教育的効果が注目されています。ダンスには、社交ダンス、フォークダンス、ヒップホップダンス、ストリ

ートダンスなど、ジャンルがたくさんございます。ダンスの種類の中で、ヒップホップダンスにスポットライトが当たっているようです。

文部科学省がヒップホップダンスを通じて学んでほしいのは、ダンスを踊れる運動神経だけではなくて、仲間とのコミュニケーションなんだそうです。ヒップホップダンスは、社交ダンスやフォークダンスと違って3人以上で踊ることが当たり前で、チームプレーが重視されるダンスです。ダンスを通じて子供の間力を育みます。全員が同じ動きをする必要はないので、分担して一つのパフォーマンスをつくり上げる中で、心配りや連帯感を養うことを期待しているそうです。子供たちがダンスを踊ることで集中力や基礎体力がアップし、リズム感、表現力が身につく、さらに、ほかの子供たちと一緒にダンスをすることで、他人をいたわる心や、思いやる心、社会性、自立した行動力などが身につくと言われており、近年、新たな教育コンテンツとして注目されています。まねをしながら踊ることが、運動、学習に関係する脳領域に影響を与えるそうです。

これは香美市内のある小学校なんですけれども、学校で1回だけ体育の時間にダンスみたいなことをやったと聞きました。1回やっただけでは何か全然分からなかったとも聞きました。ダンスを習いたいけど習うところがないという話も聞きます。

今年も奥物部湖水祭は、定番となったディスコダンスで大変にぎわったと聞きました。もう長きにわたり、この曲が流れるとたくさんの方が集まって楽しそうに体を動かして踊っている。そういった姿を見るのも本当にうれしいものです。大人も子供も音楽に合わせて踊る楽しさは、健康増進にもつながります。

近年、子供たちの運動能力や学力の低下が、たびたびメディアなどで取り上げられています。勉強しなさいだけではなく、子供の脳を鍛える効果的な方法は、とにかく体を動かす運動だそうです。また、運動神経やリズム感の能力開発は、学力向上にもつながるという事実が各方面で証明されており、ワーキングメモリや自分をコントロールするのに大切な自己制御力、他人との関係を円滑に行うための社会コミュニケーションなど、通常の授業科目ではうまく伸ばせない能力機能によい影響をもたらすそうです。つまり、勉強しなさいだけではなくて、そういったことで必然的に身につくということです。

子供たちの中には、ダンスが好き、習いたい子供がいると聞きます。高知市などにある教室に行くのには、授業料も高いし、遠いし、その子供は習いたいけど、連れていってもらえないという話をしていました。集中力や基礎体力のアップ、表現力が身につく、社会性、自立した行動などが身につくと言われていたダンスを、なかなか学校の先生では厳しいと思いますので、専門的な講師の先生に依頼してダンス教室ができないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 香美市でダンスが身近に学べる場をとの御提案をいただきました。

ダンスにつきましては、議員御指摘のとおり、子供たちの成長にとって非常によい影

響を与えるものだと認識しております。山田高校にはダンス部がありますし、市内には指導できるだけの実力がある方もいらっしゃるのではと思っております。実際に、香美市文化協会にダンスの団体が10団体ありまして、バレエも2団体ございます。その中には、ヒップホップダンスを教えられる先生もいると認識しております。

また、先ほど御紹介がありました湖水祭でも、市民がダンスを楽しんでおると。また山田祭では、今回、ダンスで舞台に上がる時間も設けまして、かなり踊れる子もいたように認識しております。

市がダンス教室を市のお金で開設することは考えておりませんが、例えば、山田高校とのマッチングなど、お手伝いができることは市としてもやらせていただきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 2月に、よってたかって生涯学習フォーラムがございますよね、そういったときに、山田高校ダンス部の生徒たちに一緒に混ざってもらって、踊りたい子供集まっておいでみたいな形で、大人もですけど、やっていただけるのもいいように思います。

漫画教室と同様に、学校の中にそういった仕組みができれば、子供にも本当に身近になると考えますが、すぐにとっても、これを提案したのは今回初めてでございますので、またぜひとも今後、考えていただきたいと思います。そうすることによって、子供たちの学力にもつながる。いろんな面でやっぱり相乗効果がありますし、社会へ出たときにしっかりどんなことにもくじけにくい大人に成長すると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

現在もダンスだけではなくて、サッカーですとか、野球、バレーボール、書道など、たくさんの習い事を時間外にしている子供もいて、本当に心から応援してあげたいと思いますので、可能性のある子供たちをこれからも市として応援し、推進していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、2つ目の質問に移ります。がん患者アピアランスケア用品購入費用の助成金についてです。

アピアランスケアは、外見の変化に対するケア、手術の傷跡など、治療によって起こる外見の変化に対して、患者の悩みに対処し、支援することをいいます。高齢化が進んでいる今日、日本人の2人に1人は一生のうちに何らかのがんにかかると言われています。また、今日では、各種がん検診を受けられて早期発見につながり、治療の成果もあり、術後もがんの治療をしながら、これまでどおりに仕事や通常の生活をしている方も多くいらっしゃいます。

多くのがんの原因はまだ解明されておらず、証明されていません。がんと告知されると、しばらくは不安や落ち込みの強い状態が続くようです。眠れなかったり、食欲がなかったり、集中力が低下する人もいます。苦しくても、今生きていることこそがかけが

えのないことです。少しでもその不安や悩みが和らぐように願っています。

がん患者の心理的負担を軽減するとともに、治療と就労、社会活動を支援・応援のために、医療用ウィッグや補整下着等の補整具購入費用助成を求めて、質問します。

①です。

がん治療に対する認識を、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

肉体的・心理的な負担だけではなく、金銭面や社会生活を送る上でも大変な負担があると認識しています。治療方法も、入院治療だけではなく、就業しながら治療を続けることができる通院治療や、その職場における理解や支援も大切ですし、在宅での療養などの選択肢も増え、がんと共生を実現していく上で、医療、行政、社会が多様な支援を行っていく必要があると認識しております。

市としましても、病気になっても安心して暮らせる環境づくりを進めていきたいと考えます。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 担当課として、とても心強い御答弁ありがとうございます。

香美市でも各種がん検診が実施されています。検診で見つかったという方もいらっしゃいます。がんと診断されたとき、多くの患者さんや御家族は、大きな衝撃を受け、気持ち揺らぎ、つらさを感じます。つらい気持ちとの向き合い方、医療者との関わり方、情報の探し方、生活や暮らしについて考えておくと、大きなストレスも少しは緩和されるのではないかと思います。

②の質問です。

治療中の方が心理的なことなどを相談できる窓口を伺います。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 香美市では、がん専門の相談窓口はございませんが、健康推進課にて検診後の健康相談や、治療中の悩みなどを受けることは可能です。

県内の窓口としては、がん相談センターこうちや、県内病院にて開催されているがん患者サロンについて、高知県庁のホームページ等には掲載されております。近いうちに、香美市のホームページからも行けるようにはしたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 専門はないということで、健康推進課で対応していただいているとお聞きしました。

がん相談支援センターは、御家族の心のつらさへの対処はもちろん、患者御本人の副作用への対処や治療費支払いの仕方、そして各制度の活用など、仕事や生活全般にわたって幅広い相談ができます。家族だけの支援ではなかなか限界もございます。関係機関の様々な制度を利用できるようにしていただきたいので、先ほどおっしゃったホームペ

ージも、ぜひ早めに対応をお願いいたします。

③の質問に参ります。

がん治療中の方や退院された方が、治療に伴う外見の変化による気持ちのつらさを和らげるケアとして、アピアランスケアを導入されている自治体が増加しています。がん患者医療用補整具の認識について、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 医療用補整具の具体例といたしましては、医療用ウィッグや乳房補整具などが挙げられ、がんの治療中及び治療後において、生活の質を高め、積極的な社会参加への一助となるものと認識しております。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） それでは、④の質問に参ります。

全国には、アピアランスケア用品として、ウィッグ購入補助を実施している自治体はたくさんございます。四国内では香川県が多く、医療用ウィッグ、そして乳房補整具購入費用の補助を、今年6月26日現在では、丸亀市、坂出市、三豊市、三木町、綾川町にお住まいの方々が受けられ、それ以外の方は県対応となっているようです。愛媛県は西条市でした。また、高知県と徳島県の助成金情報は出ていませんでした。

がんの治療中にウィッグが必要になり購入した方々が、病気だけでもショックなのに、ウィッグのことで悩んでいる、外出もしたくなくなりひきこもりそうになる、購入費が高額でなかなか大変だと聞きました。また、このウィッグも、なかなか合う、合わないがございまして、結局幾つも買ってしまうことにもつながっていて、経済的にも大変だともお聞きしました。

ひきこもりにならないためにも、ぜひともアピアランスサポート事業を実施し、助成していただきたいと思っております。医療用補整具、医療用ウィッグ購入費助成金制度の取組について、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

担当課といたしましては、できれば令和6年度からアピアランスケア支援事業の実施に向けて進めていきたいと、今調査しているところです。

国でも、第4期がん対策推進基本計画が令和5年3月に見直され、策定されております。その中にも、今まではがんの予防とか、がんの医療とか、それからがんの共生が3本柱でしたけれども、そのがんと共生という部分で、アピアランスケアを独立した項目として計画の中には記載されました。これからは、このがんと共生について、市町村も力を入れていくべきではないかなと考えております。前向きに考えていきたいと考えています。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 令和6年度からやっていただける形で進めたいとおっしゃ

っていただきまして、本当に嬉しく思います。ありがとうございます。

ほかのところなんかを見てみますと、ウィッグは全頭用という形がすごく多かったんですが、部分的なものでいい方も中にはいらっしゃいますので、そういったところも含みを広げて、ほかではやっていないような対策を香美市ではやっているというところで、少しでも安心できる形の内容にさせていただけたらと思いますので、ぜひしっかり予算を取っていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

今回、この提案をさせていただいて、すごくよかったです。ぜひ市長も、市民の健康のために予算をよろしくお願ひいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（山本芳男君） 村田珠美さんの質問は終わりました。

次に、8番、小松 孝君。

○8番（小松 孝君） 8番、小松 孝です。通告に従い、議長の許可を得て、一問一答方式にて一般質問を行います。

ようやく副市長も決まり、市民もほっとしていることと思います。特に職員はいろいろ協議ができ、併せて副市長の経験なども聞け、大変プラスになると考えています。ただし、約1年4か月も決まらなかったことは異常ではないかと思われまふ。市長は過去の議会において、副市長不在でも業務に支障はないとの答弁であったが、協議などの遅れもあったように聞いています。副市長が就任し、約1か月たったわけですが、よりよい方向の市政運営へ向かっていけないといけないとの思いから、以下の質問をします。

①です。

当初には市役所職員OB、その後には県庁職員OB、国の議員など、いろいろな話がありました。1年4か月も決まらないことはやはり異常な状態と思います。やっと村上副市長が国土交通省から来てくださり、本当によかったと感じています。なぜもっと早く決まらなかったのか、経過も含め、説明をお願いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 副市長の着任までなぜ時間がかかったのかとの御質問をいただきました。

これまでの議会でも御説明させていただいたように、市長就任早々、香美市役所幹部職員の状況を見て、人事異動を含む内部昇格は不可能と判断いたしました。そこで、香美市役所OBに狙いを定めて打診していたところ、昨年7月末にお断りのお返事をいただき、OBについても断念いたしました。

そんな中、現村上副市長との出会いが昨年11月にありました。私としましては、村上さんを念頭に、国土交通省へ要望して、結果8月1日の着任となりました。長くお待たせはしましたが、私としましては、この間の空白を埋めて余りある方に御就任していただいたと考えております。

○議長（山本芳男君） 8番、小松 孝君。

○8番（小松 孝君） 副市長が来てくれたということですが、市長の任期はたった4年間です。早く実行しなければ終わってしまいますので、何かこれだという若いパワーを期待します。

それでは、②の質問に移ります。

何か理由などがあり、国から来ていただいた副市長です。どのような事業を進めてもらうのかなど、特別な使命、任務、ミッションがあるのか、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 副市長について、特別な使命や任務があるのかという御質問をいただきました。このことにつきましては、議会冒頭で述べさせていただいたとおり、これまでの御経験を生かせる分野を力強く引っ張っていただくこと、そして、将来の市役所の人材育成を担っていただくことの2つを、お願いしております。

○議長（山本芳男君） 8番、小松 孝君。

○8番（小松 孝君） 今後、継続しての検討課題かもしれませんが、香美市にはいろいろ解決しなければならない案件ばかりです。特に、その中でも早期に対応してもらいたいことがあれば。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 副市長が来て間もないわけですが、建設関係の案件がいろいろとございます。そういったところでは、これまでの御経歴を生かして、いろいろな形で進めていただいております。

合併特例債の期限もあるようなところは、時間も決まっておりますので、しっかりと対応していただきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 8番、小松 孝君。

○8番（小松 孝君） 先ほども言いましたが、早急な対応を期待しています。

③に移ります。

特別な使命や任務があるなら、ある程度の時間が必要と思われませんが、いつまでいてくれるのか。通常、任期は4年と思いますが。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 副市長の任期について御質問がありました。地方自治法上の副市長の任期は4年間あるのですが、国土交通省から副市長として出向された方は、2年から3年で本庁に戻ることもあるようです。私としましては、できるだけ長くいていただけるよう、国土交通省に要望していきたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 8番、小松 孝君。

○8番（小松 孝君） 国、国土交通省との協議となると思いますが、できる限り長くお願いします。

④の質問に移ります。

副市長にお聞きしますが、約1か月たち、香美市の問題点なども見えてきたと思われます。今後、どのように改革し、進んでいくのかなどがあれば、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） お尋ねありがとうございます。改めまして、非常に大きな期待を感じておりまして、この場に立つに当たり、非常に身の引き締まる思いでございます。

お尋ねのございました本市の課題などについて、まず着任から約1か月余りがたちました。今定例会議の冒頭の御挨拶でも申し上げたのでございますが、本市には非常に大きな可能性を感じているところでございます。具体的に申しますと、豊かな自然環境、それから、農林水産業、歴史と伝統のあるものづくり、今日も答弁のやり取りがございましたが、特色のある学び、そして、きめの細かい福祉といった、多彩な市民の皆様の活動を支えるような仕組みが既にあると、見てとっているところでございます。また、今後さらにどんなことが新しく見えてくるのか、私自身大変楽しみにしているところでございます。

一方で、お尋ねのありました本市の課題であります。自然環境、自然災害への対応といったところ、あるいは、今日も議題に上っております、インフラの更新といったところ、継続して対応すべき分野というところもさることながら、今全国に広がっております少子高齢化、そして、いろんな分野で顕在化している人材不足、あるいは自己実現のための生涯を通じた学びの機会の充実ということで、人、あるいは人材の育成というところが、大きな課題になってくるのではないかと考えております。市行政として、市民お一人お一人に安全・安心に生活していただき、さらに自らの可能性を探求していただく、そして、それぞれの力を発揮していただくために、市としてどのようにしたらよいのかということが、これからの市行政の大きなポイントになってくるのだろうと考えております。

着任に当たりまして、先ほど市長からも答弁をさせていただきました。私に対しては、今までの行政経験を生かすということ、そして市職員の人材育成についても御指示があったところでございます。職員の皆さんには、市民生活をよりよくするために、市の内外から知恵を集めること、そして、職員自身が新しいアイデアを出すこと、さらに、地域の様々なプレーヤーを巻き込んで、市だけではなくてさらに大きな力として仕事を進める、市ならではの立ち位置を追求するという、攻めの姿勢を期待したいと思っております。このために、より働きやすい環境をつくること、私の役割であろうと考えております。まずは皆さんとよく議論させていただいて、目標を共有して、より効率的な業務の進め方はどうしたらいいのか、あるいは、新しい施策を始めるに当たってどうしていったらいいのかといったところを、一緒に考えて進めていきたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 8番、小松 孝君。

○8番（小松 孝君） 市長は政治家です。いろいろあることから、市長と地域や職

員などとのパイプ役となっただき、香美市をよい方向へ進めてください。香美市には優秀な職員もたくさんいますので、何か副市長直属のブレーンをつくり、進んでもらいたいと思います。

副市長、何かあれば。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 御指摘がございましたとおり、約1か月余りでありますが、大変優秀な職員が多々いることが見てとれたところでございます。

また、もう一つ言えることは、本市の職員は非常に若い職員が多いと感じておりますので、ブレーンと言わず、皆さんがそれぞれのよさを発揮していただけるような環境づくりを、ぜひ進めていきたいと考えております。引き続き御指導よろしく願いいたします。

○議長（山本芳男君） 8番、小松 孝君。

○8番（小松 孝君） 今までの経験などをもとに、職員育成をお願いします。

先ほども言いましたが、任期が限られています。スピード感を持って早急な対応をお願いします。期待もしていますので、よろしくをお願いします。

以上で、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（山本芳男君） 小松 孝君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時23分 休憩）

（午後 2時37分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、14番、山崎龍太郎君

○14番（山崎龍太郎君） 14番、山崎龍太郎です。通告に従い、順次質問いたします。一問一答であります。

最初に、JR土佐山田駅北整備について、お尋ねします。

本質問は、令和元年、令和3年、今回と、約2年サイクルでの質問を行わせていただいているところです。最近、JR土佐山田駅は、駅員による窓口対応の時間が少なくなり、みどりの券売機対応となっております。JR四国の方針でしょうが、特急停車駅としては寂しい限りであります。

さて、駅北整備を質問してきた中で、前担当課長の答弁では、新町西町線の後の核となる事業とのことであります。

そこで伺います。①です。

新町西町線工事も延びに延びて、工事完了が見えてきたところであります。完了時期、全面開通はいつなのか、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

現在工事中でございますけれども、年内完了の予定で工事を進めてございます。また、開通につきましては、工事完了後、諸手続の上、遅くとも年度内の予定と考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 完了が年内で、開通については年度内にいうことでありましたが、実際、あけぼの街道等への信号設置なんかしなければなりませんけど、そういう諸手続は進んでるのかどうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

道路本体の工事と併せまして、警察署等とも協議しまして、信号機といったものも年内完成を目指して工事中でございます。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 警察とも話しながらですが、ちょっと心配されるのは、開通した後、車の動きが違ってきていますわね。課長も分かると思いますが、秦山公園のほうに北へずっと抜けていくと。そうなるときに、やっぱり結構駅北には子供たちもたくさんおられまして、通学路に横断歩道の設置等がされてないところもあつたりしますが、そういうところも踏まえて警察とはお話しされて、早急な設置を私どもは望みたいのですが、そういう要望も前出ていたような記憶もありますけれども、そこら辺はお考えなのか、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） 現在も、商店街との交差点のところで事故などが起こらないようにということで、看板をかけたとかの対応をしておるところでございます。

全面開通となりますと、あけぼの街道と現在の国道195号がつながりまして、その先には秦山公園もあるということで、交通の流れなども変わってくると思います。当然、横断歩道や信号機などにつきましても、警察署と協議を進めておるところでございます。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 延びに延びた工事でありますので、ぜひ年内工事完了、その後、開通セレモニー等もやると思いますが、年度内と言っても早い時期にやってもらいたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） 年度内とは申しましたけれども、開通可能になれば、年度末を待たずに開通したいと考えております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ②です。山田バイパスについて伺います。

前課長の答弁では、山田バイパス県工事完了までには、駅北整備を行いたい旨の答えがございました。佐岡側からの工事は進んでおりますが、用地交渉にてブレーキがかかっているとの話も伺っております。進捗状況をお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） 令和5年度現在でございますが、工事につきましては22.9%、用地につきましては67.3%の進捗率となっております。全体の進捗率としましては31.0%と聞いております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 工事はどんどん行くと思いますが、実際のところ、用地のことが私は気になるところであります。67.3%は取得完了しているということですが、いつぐらいをめどにこの取得が全て完了するのか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） 県も随時用地交渉を行っておると聞いております。具体的な数値については確認しておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） これも急がねばならない件ですが、最初の頃は、令和の1桁台には全面開通をとか言っていましたけど、最終的にはいつになりますか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） 現在お聞きしておるところでは、令和10年代の中期頃供用開始予定とお聞きしております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 関連してくるかと思いますが、今回の補正等で、工業団地の基本設計委託料等が入ってきました。これもやっぱり結局は、山田バイパス間が開通するという事を見越して動いてるわけですよ。それから言ったときに、こちらのスピード感がやっぱりどうなのかというのがあるんですわ。これは一つの私の見解で答弁どうのこうのじゃなくて、やはり片一方で工業団地をやっていこうというときに、片一方の駅北のほうが遅れているような感覚ということを、まずは述べておきたいと思います。

③です。

都市計画マスタープランにおける本県の位置づけは、あけぼの街道から土佐山田駅北側へのアクセス道路として、都市計画宮前秋月丸線の整備を進めます。また、一般送迎車両等の動線や待機スペースを確保した駅前広場の整備を図るとともに、土佐山田駅をまたいだ北側と南側の往來を円滑化する自由通路の整備について検討しますというのが、これは以前の質問でも述べたことです。前回の質問はマスタープランが決まった後のこ

とでしたので。このことを述べた上で、前任課長からは、振興計画の第6次実施計画、2022年から2024年には、何らかの工程等は入れていかねばならないとの答弁がありました。第7次実施計画、2023年から2025年のものですが、これにも表記がございません。どういう流れ、経過なのか、答弁を求めます。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） 都市計画マスタープランには、土佐山田駅及びその周辺につきましては、景観づくりや交通結節点としての機能や、インフォメーション機能の強化を図る方針ということ掲げさせていただいております。

先ほど議員からもお話がありましたけれども、現在の第6次、また第7次実施計画には、位置づけができてございません。新町西町線が本年度完成見込みとしておりますので、完成しましたら、その次のまちづくりの核としまして、今後の実施計画へは位置づけていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 実際工事が遅れたということもありますが、前任課長が希望的観測で答弁されたことになるかと思えます。野村課長のほうでは、今確約したということよろしいですね。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） 次回となりますと、第8次実施計画になると思えますけれども、担当課として位置づけるように上げていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ④です。

手つかず状態であることが確認できましたが、本市の中核事業との認識は課長も示されました。駅北広場整備に向けてのスケジュールについて、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） 駅北広場につきましては、ロータリーなども含むような計画がございますけれども、駅北広場単独での整備ではなくて、駅南も含めた計画をしていくことが必要であろうと考えております。先ほどもありましたけれども、今後の実施計画へ位置づけをしまして、これから検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 駅南も含めて検討ということは、質疑か、何かの質問でも聞いたような記憶があります。ただ、やはり駅北になると、特に用地交渉も踏まえて、進入道路なんかは相手のあることですので、これはやっぱり計画を早急に立てていなかったら動きがとれませんわね。そここのところはどのようにお考えなのか、再度伺います。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

特に、駅北につきましては、おっしゃられたように用地補償などが存在いたします。

それは時間も当然かかることではございますけれども、この駅北、駅南だけではなく、後ほどの質問にも関係してきますが、自由通路なども一体的に考えていかななくてはなりません。そこも含めて、補助事業であるとか、予算の関係、用地だけではなくて工事といったことも含めての検討が必要と考えております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 全体のあれは大体課長の頭の中では描けていると思うし、課全体の認識にも、もちろん市長の認識にもなっていると思いますが。ただ、その頭の中が、きれいな計画という形、絵に落とせていないというレベルが、私どもにはやっぱり見てとれるんです。やっぱり核である事業やったら、早く手をつけねばならないということを申しておきます。

⑤です。

自由通路もマスタープランにて位置づけております。JRには、マスタープランに記載することについての了解はもらっているということは、以前の答弁でもございました。これの進展について、伺います。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

この自由通路につきましても、先ほどの駅北、駅南と一体的に考えていかなければならないものと考えております。また、自由通路につきましては、今後、実際に検討を進めてまいりますけれども、身の丈に合った計画であることが必要でございます。その工事費だけではなく、将来の維持管理費なども含めて検討していく必要があると考えております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 自由通路も含めて総合的に考えていくということで、マスタープランにはもうたっていますので、やらないという選択肢はないと思いますが、身の丈に合ったということも言われました。

⑥です。

この間、市長もJRと協議を行ったとも伺っております。現状の跨線橋活用にてのエレベーター設置は難しいということも伺っております。自由通路から2番、3番ホームへエレベーターを下ろすことは、1点目に、技術的には可能なのかということ、2点目に、本市としてその方向性はお持ちなのかということについて、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

自由通路から2番、3番ホームへのエレベーターの設置はどうかということでございました。技術的には不可能ではないと考えております。ただ、エレベーターの仕様などの検討が必要になってまいりますし、自由通路の工事と同時期、または自由通路施行後に後づけになるのかということも含めまして、自由通路からホームへのエレベーター設

置が可能なのか、また、その設置する予定はどうかというところも含めまして、今後の協議課題と考えております。

ホームへエレベーターを設置することになりますので、それはもうJRの所有になりますことから、その設置や維持管理費などの問題も生じてくるであろうと考えておりますが、技術的には可能であろうと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 市長にも聞きたいところですが、JRとの協議も、以前ちらっと駅まで市長が行かれて話をいろいろされたと聞いてはおりますが、今後、このことをやっぱりJRとの協議でどのように進めていくのか、思いがあれば少しお話しください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） JRとの協議につきましても、私自身がいろいろな形でこれからも議論を進めてまいりたいと思いますが、なかなかJRも経営が厳しいということもあって、大型投資は厳しいという感触があります。

ただ、バリアフリーの問題といいますのは国としてやっていくべきことであると国も方針を出しておりますので、私としましては、国の動向も見ながら、香美市としてのバリアフリー対応をしていきたい、そういったことで要望していきたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 課長にもう一点だけ。

今、令和15年に山田バイパスだということを言われました。それより先に、やはりこの駅北、ロータリーも踏まえて、全てを総合的に考えながらやらんといかんという難しい立場にもあるかと思いますが、ぜひお願いしたいと思っております。そこについての見解を。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

具体的になかなかお約束は難しいですけれども、もちろん少しでも早く整備は、これから公共交通の利用なども必要なことは間違いございませんので、努力して頑張ってまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 2番目に移ります。庁舎南側の土地購入及び西庁舎建設等に関してであります。

本庁舎周辺の土地利用については、総合的な庁舎機能の向上、市民の利便性等を踏まえた上での検討が必要であります。西庁舎建設は、合併特例債を利用しての建設でもあることから、時間的制約もつきまといまいます。そこで、数点伺ってまいります。

①です。

平成日曜市の土地購入の話が6月定例会議に出てまいりました。不動産鑑定は終わったのでしょうか、その後の進展をお伺いします。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 不動産鑑定につきましては、7月末をもって完了しており、ただいま先方に鑑定評価の結果をお知らせし、現在は連絡を待っている状況にあります。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 連絡待ちの状況ということですが、どうでしょう、感触は。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 今の時点では、まだ何とも申し上げられません。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） でしょうね。もし話がまとまるとしたらいつぐらいになるか、まず伺います。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） そちらにつきましても、現時点では時期は未定であるということしかお答えできません。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） そういう状況ですので、②に移ってえいかどうか分かりませんが、一応書いてあるので伺います。

私どもの議員団で話をしている中で、そこそこのスペースもあるので、これがスピーディーに行くのであれば、西庁舎ではなく南庁舎を建設してはどうかという意見をお持ちの議員もございました。第一義的に、時間的に間に合うのかという懸念もありますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 議員がおっしゃられましたように、本庁南側の土地につきましては、現在の建設予定地と比べましても、より本庁舎に近く、利便性に優れるということから、早期購入が可能となれば南庁舎としての建設は有益と考えます。

しかしながら、スケジュールの制約があること、また懸案事項でもあります来庁者用駐車場の問題もございます。そういったことから、総合的に判断する必要があると考えております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 総合的に判断するということは、まだその可能性があるという認識でいいんですかね。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） やはり土地購入の話の進み具合にもよりますし、そこは

まだ今は何とも申し上げられません。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 難しい答弁を強いて申し訳ないところではありますが、これってそういうことがもし念頭にあるんやったら、すごく大事なことになりますので、ぜひまた変わるような状況があれば、全員協議会等でお示しをしていただいで、スピーディーに行くように考えていただきたいと思います。

現状の工程で行ったら、西庁舎建設ということで動いていますので、③に移ります。

倉庫は残すということではありますが、新たな西庁舎全体の敷地の広さはどれぐらいか、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 現在建設予定をしております、西別館及び西庁舎の総敷地面積になりますが、登記面積で2,463.12平方メートルとなっております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） これは倉庫部分をのけてですか。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 倉庫部分も含めての面積になります。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 倉庫は解体する予定はないとちらっと聞いたんですけど、倉庫分をのけたら、どれぐらい有効活用できる面積はありますか。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 倉庫自体の面積が約90平方メートルございますので、先ほど申し上げた、2,463.12平方メートルから約90平方メートルを差し引いた面積が、有効利用できるという計算になります。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ④です。

せんだっての質疑では、西別館を解体して西庁舎を建設し、その後、現在の西庁舎を解体するというものでありました。庁舎の位置、面積、階層について、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 現構想における新庁舎の位置は、西別館が建っている場所を想定しております。階層につきましては、3階建てか4階建てのどちらかを検討中でありまして、建築面積につきましては、400平方メートルから500平方メートル程度のものを想定しております。

なお、今後関係する各課との協議を進めつつ、さらに検討を進めていくこととなります。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 3階もしくは4階ということで、後でも聞きますけれど

も、どういう業務が入るのかということも踏まえてですが、400平米から500平米ということで、3階か4階によってこの部分が違うてくるということですかね。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） おっしゃられたとおり、3階建ての場合と4階建ての場合で若干建築面積が異なるということで、今のところは想定しております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ⑤です。

そのことにもよりますが、駐車スペースは何台ぐらいとれるのか、お願いします。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 駐車場のスペースとしましては、現在のところ、大体40台から50台程度の想定であります。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） これは、基本的に西庁舎を利用する方と、南の関係も出てくるかもしれませんが、本庁舎を利用する方とめられない方が利用するという格好の想定でいいんですか。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 新たに建設された施設の来庁者及び、もちろん本庁舎で不足しておる駐車場もカバーするという意味、さらには、新たに新庁舎に入る内容にもよりますが、そちらの職員が使うことも一定想定はしております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ⑥です。

初日の質疑を聞いておまして、社会福祉協議会が近くにあるのは望ましいが、動かす考えはないとの市長答弁がございました。再度伺いたいのは、介護事業部門を社会福祉協議会が持っていますので、それは現在のプラザ八王子内で業務するのが望ましいと思いますが、市との連携強化が必要な本部機能を含めた部分については、本庁周辺にあるのが望ましいのではないかと考えます。見解を求めます。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先日の定例会議初日にお答えしましたとおり、今回建設を予定している建物につきましては、介護事業部門と本部機能を分けるべきではないとの考え方から、社会福祉協議会の入居は想定しておりません。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） もちろん社会福祉協議会が一体にあるのが望ましいと思いますが、やはり介護の部分というが結構独立採算的にやってる部分ありますが、市長がその考えに至ったという理由は、やっぱりもう根本的に一緒じゃないといかんというレベルなんですか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 介護事業所にいろいろお聞きしたところによりますと、人手のところを管理しないといけない、人の部分の管理はやはり本部機能が担うということでありまして、実際に分けて今の介護事業所の運営が成り立つのかを聞き取ったところ、やはりそれは厳しいであろうということでした。そういった意味から、今回分けることは考えていないということでございます。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） そこまで社会福祉協議会とも話し合いをされたということで、私どもは、実際に美術館の状況を見たときに、収蔵庫の問題も取り沙汰されて、この間一定の対策もされたわけですが、やはり今後のことを考えたら、そういう方向も検討すべきじゃないかということで提案させてもらいました。一定、市長から答弁をもらいましたので、そのことについては納得したところでございます。

⑦です。

この西庁舎事業の総予算及びスケジュールについて、確認の意味も含めて、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 現時点において、総予算につきましては約11億円を想定しておりますが、今後、建設市場の動向も踏まえながら精査してまいります。

スケジュールにつきましては、先日の定例会議初日にお答えいたしましたとおり、令和6年5月頃から西別館解体工事が始まりまして、その後、新庁舎の建設、西庁舎の解体、駐車場の整備までを、令和8年3月末までに完了することを想定しております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 総予算11億円、資材等も高騰している折ですので分かりませんが、3階建てか4階建てのどちらになるかはこれから検討していくと思っておりますけれども、実際に入る教育支援センターふれんどる一むとか、現在ある教育研究所、それから、保護司会ですかね、それ以上にはもう考えていないということなんですかね。ほかに何か入ってもらうことは考えていなくて、4階建てになって400平米から500平米ぐらいのスペースやったら、ほかに何に使うかなとかいう思いがありますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 現在のところ、現在の西別館及び西庁舎に備わっております機能を集約させることが一つの考えではありますが、各課からの要望の取りまとめをしておるところではあります。

なお、会議室をそれに加えることを想定しております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 西別館には、様々な資料めいたものを保管していたりも

しますけど、そういうことも踏まえて考えているということかもしれません。

もちろん余裕があるぐらいの建て方、私も本庁を見たときには、5階建てであって、香南市なんかは7階建てでやって、結局手狭になって北庁舎はそのまま残って、西は西の役割を持つんでしょうけど、本庁内の1か所で収まり切らないようにどんどん広がってきて、最初に合併特例債を使ってのこの本庁の事業のときによかったかどうかは、議会も入って検討してなったんですけど、新たにまた11億円の予算を投じてやると、合併特例債を使うといえどもやっぱり負担は負担として残りますのでね、現実問題として。ただ、そのことを否定しているわけではないんです。やっぱりこれはまだ精査されて、きれいに議会にも報告して、どういう方向、実際には議会の要望もあるかもしれないので、そのことは伝えておきたいと思いますが、全員協議会等でまたこのことについての報告は、私はあつてしかるべきと思いますが、課長いかがですか。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） もちろん精査して進めてまいりたいと思います。議員の皆様に対しましても、内容、進捗等につきまして、適宜御報告させていただき、御理解をいただきますよう努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 3番目に移ります。市営住宅入居に関してであります。

もうそろそろ連帯保証人は必要としない方向を、市としても示すべきではないかという観点から、そういう結論を求めての質問であります。

①です。

住宅使用料の徴収状況について、伺います。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 過去3か年度の現年度分における市営住宅の徴収率につきましては、令和2年度が99.58%、令和3年度が99.69%、令和4年度が99.71%となっております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 令和4年度決算を見ても、収入未済が20万円そこそこということで、すごい優秀なわけですね。これは課の努力もあるろうし、入居者にもきれいにそういう方向を示してきたところでもあるき、このことはすごく評価した上で、②に移ります。

総務常任委員会の所管事務調査で、令和4年2月時点では、諸事情で連帯保証人が現状いない方が14人おり、改善を目指すということでありましたが、その後いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 令和5年8月末時点においての人数は12人となり、昨

年2月からは2人減少となっております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 14人が12人になってマイナス2人ということで、この間には新たに連帯保証人がいなくなった方はおらないということではないですか。連帯保証人が死亡等によっておらなくなって、空白になった方は、台帳も備えているということでしたので、そこら辺の揺り動かしはあつての14人から12人ということなのか、プラスマイナスがあるのか、そこを。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 実際のところ、連帯保証人につきましては、新たに保証人となられたケースが3件ございます。対して、事情により保証人がいない状態で入居されたケースが1件ございまして、差し引きで2人の減となっております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 事情により保証人なしで入居された方が1人おるということですね、入るときから保証人はいなかったと、これは後でまた聞きますけれども。

改善を図ろうと思つても、新たに今まで保証人になってくれた人が亡くなったり、諸事情でのいたりすることによって、結局なかなか激減することにはならないということですよ。

実際に、その方々がこの間連帯保証人がいないことで、不都合があつたかどうか、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 今のところ、その方々に保証人がいらっしゃらなかったことで、何かしら不都合があつたということはありません。ただ、その方々に限ったことではありませんが、病院、警察等との対応が必要となつた際、保証人の存在によって物事が円滑に進んだケースというのはございます。保証人がいない場合には、そういったときの対応に苦慮することも想定されます。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 大体、家賃の滞納とか使用料の滞納とかで、連帯保証人の役割を果たすということですが、警察対応とかもあるということで、それはちょっと私の想定外でした。

③です。

令和2年の条例改正において、連帯保証人を2人から1人にすることになりました。そのことで、事務サイドも労力から言えばかなり楽になつたのではないかと推察しますが、それでも1人も確保できず入居できなかったケースはなかったかということで、先ほど1人は保証人がおらなくて入つたというケースがありましたが、そのことも踏まえて、具体の答弁を求めます。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 連帯保証人が見つからないことによって、入居できなかったというケースはございません。なお、原則的には連帯保証人を構えていただくようにはなっておりますが、先ほど申しあげましたように、特別な事情がある場合等は、柔軟な取扱いを行うようにしております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 具体には聞きませんが、特別な事情があるということで現時点では確保できなかったけど、その方にもやっぱり連帯保証人を確保するような努力を続けていただくということでしょうか。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 連帯保証人の確保につきましては、引き続き努力いただくよう、お願いしているところでございます。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 入居できなかったという残念な結果にならなくてよかったと思います。

この間、2人から1人に連帯保証人がなったことで、やはり2人は必要だというふうな管財課内の声や、1人になったことで行政のリスクが増えたというような事例はあるのか、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） もちろん1人よりは2人のほうがリスクの回避につながるとは考えますが、特に保証人が2人から1人になったことによって支障が出たことはございません。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 以前の答弁で、連帯保証人がいることで、明渡し請求にまで至らずに完納されたケースがあると言われていましたが、現在もそういう事例があるのか、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 連帯保証人がいらっしゃることで、明渡し請求まで至っていないと思われるケースはございます。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 99.何%の使用料徴収率を示している中で、収入未済の人が20万円。言ってみたら、その方々がそういう対象だということではないんですか。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） そこまで詳細な分析はできていないのですが、連帯保証人の存在によって、やはり一定家賃滞納の抑止になっているということはあると考えております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 一般論としてはもちろん分かるんですけど、実際に抑止はするでしょうが、実際私どもは、もうほぼほぼ100%、1件か2件のその20万円ぐらいの人、そのほかの人はもうほとんど年度末には払っているわけですよ、そのことを言っているんです。そういう状況の中で、実際のところことここまですいたら、すごい優秀な管財課の市営住宅管理班の中で、まだ連帯保証にこだわる必要があるのかということを私は聞いているんですわ。実際は必要ないんじゃないですか、課長もそういうふうに、保証人がおったら安心やと。私は、連帯保証をつけるつけんの事務で、忙しい管財課の方々がいろいろするのが大変やないのかと思って、善意で物事を言ってるんです。そのことをお酌み取りいただきたいと思います。

④に移ります。

連帯保証人を必要としない自治体も増加しております。最近では、安芸市においてもそのような方向性が示されております。国が保証人免除を推進している中、本市も積極的にその立場に立つよう求めます。正確に本市の状況を入居者選考委員会に示し、メリットやデメリット、課長は保証人がおることのメリット等も述べておりますけど、実際のところ私はデメリットはほとんどないと思ってるんですわ。そういったことから、やっぱり再度の条例改正を求めたいと思います。入居者選考委員会にきれいに事実を示して、香美市の状況はこうやからどうですかということで、もちろん何かあったときには保証人が必要という課長の見解も分かりますよ、ただ私は、それはもう身元引受人的なものでもいけるんじゃないかと思ったりもするんですよ。そこについて、再度の見解を求めます。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 国でも一定そういうような方向性が示されていることは、もちろん承知しているんですが、やはり現時点におきましては、入居者の家賃債務保証に限らず、緊急時の連絡先、単身入居者が亡くなられた場合の遺留品等の撤去依頼であるとか、先ほど申し上げましたが、家賃滞納の抑止、これは保証人に迷惑をかけたくないという意識も働いてのところが一定あると考えております。そういったところから、連帯保証人の設定は必要と考えております。したがって、現時点において早急に連帯保証人を不要とし、入居者選考委員会に諮る、あるいは条例改正を行うということは、今のところ考えておりません。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 一つ安心したのは、連帯保証人を準備できなくても、特別な事情があるということを勘案して入居ができたケースがあったのは、市民に対して優しい行政であるということです。

ただ、やっぱり制度として保証人免除申請もあるんですよ。昔、住宅新築資金貸付金のときなんか、保証人になり合うことで悪いほうの波及効果になってしまったことがあったりするんです。やっぱりそのところを考えたときに、保証人というが基本

的に住居者より資力がある人になるんですわ。今現在は極度額なんかもうたっていますので、実際はなりたがらない方向もあつたりします。都会を中心に、もう連帯保証人をやめて、保証会社等にその責を担ってもらうとかいうのもあつたりするんですわ。そういうこともぜひ考えてください。だから、現時点で入居者選考委員会に諮るあれはないというのも分からんでもないですけど、私は、課の負担から言ったときには、もう全体的な状況を見ながら、全国の状況も見ながら、本市において今の徴収状況を見たときには、もう保証人なんかは必要としないような方向性も模索して、要らん事務を行わないというふうな、要らん事務と言ったら語弊があるかもしれませんが、そういうことも今後検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 先ほどお話がございました、保証人免除申請等につきましても、もちろんそういったことがございましたら、検討しまして入居を諮るということではございますが、まず保証人を探す努力をしていただくようお願いするところではあります。ただ、今後につきましては、連帯保証人に関してのメリット、デメリットを整理しまして、さらなる検討はしていきたいと考えます。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会とすることに決定しました。

次の会議は9月13日午前9時から開会します。

本日の会議はこれで延会します。

（午後 3時27分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和5年香美市議会定例会

9月定例会議会議録（第3号）

令和5年9月13日 水曜日

令和5年香美市議会定例会9月定例会議会議録（第3号）

招集年月日 令和5年9月1日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月13日水曜日（審議期間第13日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有光収三	10番	比与森光俊
2番	公文直樹	11番	山崎晃子
3番	中平麻衣	12番	笹岡優
4番	西村剛治	13番	濱田百合子
5番	西山潤	14番	山崎龍太郎
6番	森田雄介	15番	利根健二
7番	山崎眞幹	16番	小松紀夫
8番	小松孝	17番	村田珠美
9番	舟谷千幸	18番	山本芳男

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	健康推進課長	宗石こずゑ
副市長	村上真祥	商工観光課長	石元幸司
総務課長	竹崎澄人	環境課長	依光伸枝
企画財政課長	佐竹教人	管財課長	三谷恵司
防災対策課長	中川英斉	《物部支所》	
高齢介護課長	中山繁美	支所長	片岡亮
市民保険課長	萩野貴子		

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	教育振興課長	一圓まどか
教育次長	中山泰仁	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

なし

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	一圓幹生	議会事務局書記	今井沙織
議会事務局書記	横田恵子		

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和5年香美市議会定例会9月定例会議議事日程

(審議期間第13日目 日程第3号)

令和5年9月13日(水) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 7番 山崎 眞 幹
- ② 5番 西山 潤
- ③ 10番 比与森 光 俊
- ④ 11番 山崎 晃 子
- ⑤ 2番 公文 直 樹
- ⑥ 3番 中平 麻 衣
- ⑦ 13番 濱田 百合子
- ⑧ 9番 舟谷 千 幸
- ⑨ 6番 森田 雄 介
- ⑩ 12番 笹岡 優
- ⑪ 1番 有光 収 三

会議録署名議員

5番、西山 潤君、6番、森田雄介君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長(山本芳男君) おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして、順次質問を許可します。

7番、山崎眞幹君。

○7番(山崎眞幹君) 7番、市民クラブ、山崎眞幹でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして順次質問させていただきます。

まず、第1点目、G k H(香美市で暮らす幸せ感)についてお尋ねしたいと思います。定例会議の初日に市長から紹介がありました、お悔やみ手続の窓口対応については、G k Hの好例として、私自身が一般質問の中でも御紹介しようかなと思っていた事例でした。実際、私が市民の方から預かって市長に伝えた伝言の中で、これをぜひ市長さんに伝えてくださいと言われたところの紹介が、遠慮してか何かよく分かりませんが、抜かっていました。そこを付け足すと、市長さんが変わって本当によかったというのが一番最初に来たんですよ。ほんまの話です。そのことをお伝えしたかったと、市長さんにもぜひお伝えくださいというものでした。

①です。

対応職員の自発的な改善ということでしたけれども、これは市長が変わってからのことなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長(山本芳男君) 市長、依光晃一郎君。

○市長(依光晃一郎君) まず、私自身にお褒めをいただいたことは、もう本当にありがたいことではありますが、ちょっと答弁はそれに沿っていないかもしれませんが、お悔やみ手続に関する改善の時期について御質問いただきました。

お悔やみ窓口については、近年、全国的に始まった取組であり、例えば、高知市や南国市では、お悔やみ窓口という常設コーナーを設けております。香美市役所におきましても、私が市長就任前から少しずつ改善していたものであろうと思います。よって、私が市長就任してからということではございません。

○議長(山本芳男君) 7番、山崎眞幹君。

○7番(山崎眞幹君) そこに遠慮があったわけですね、なるほど。私自身は、今回再登板なんですけど、その前からG k Hということはずっと言わせていただいておりますので、そういうふうやっていったことはすごくいいと思います。

②です。

同様の幸せ感を表明する声が届けられているようであれば、お尋ねしたいと思います。

○議長(山本芳男君) 市長、依光晃一郎君。

○市長(依光晃一郎君) 市民からの幸せ感の表明、お褒めのお声について把握して

いるかとの御質問がありました。

まず、組織として、市民からのお褒めの言葉を直接いただいた際に、集約して情報共有するシステムはございません。そのため、現状で私が把握できているものはないというのがお答えでございます。一方で、苦情につきましては、市長宛てのお手紙、投書、メールなどがありまして、全てに目を通し、できる限り改善できるよう、担当課と協議しているところです。クレームにつきましては把握しやすい一方、お褒めにつきましては、わざわざお声がけいただく場面は少ないと思われまますので、把握しづらい面がございます。

私としましては、褒められることがなくとも、日々改善に努めてくれている職員に頭が下がる思いです。私の勝手なお願いで恐縮ではございますが、議員の皆様から見てよい仕事をしている職員には、直接お褒めのお声がけをいただければうれしく思います。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） いいことというか、うれしかったことは、よかったよとはなかなか言わないというのは、それはそうだと思います。

ただ、やっぱり苦情というか、苦情じゃなくて困り事と私は捉えていますけど、苦情と言うと何か悪いイメージがあるので、ぜひそのところは困り事と捉えていただければと思います。そういう一つ一つの困り事に答えを出していくことが、それぞれ市民の皆さんの幸せ感につながると思われますので、ぜひそのような形で事務を進めていただければと思います。

それでは、2番目の質問に移ります。組織と機能の微調整。

これも一緒の話なんですけれども、市民の日々の幸せ感の増進に向けては、寄せられる声や変化する社会情勢に沿った組織と機能の微調整が欠かせないと考えることから、以下にお尋ねします。

①です。

現在、本庁舎1階の総合案内で行っている業務の内容には、どのようなものがあるでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） おはようございます。お答えいたします。

総合案内は、来庁された方が最初に接する場所でありまして、スムーズに目的の部署にお客様を案内するとともに、様々な問合せの対応を行っているところです。

具体的には、庁舎の案内、イベントや業務等の案内、拾得物の対応、迷子のお客様などの対応、周辺の道案内、その他一般的に案内業務と考えられるものへの対応を行っているところです。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） ②です。

本庁の代表電話の応答について、現在は、かけたときに総務課、誰それですという対応だと思いますけれども、これに対して、本庁にかけたはずなのに総務課と言われることに何か戸惑うという声がありました。これも戸惑いですね、苦情でもないし、困り事でもないし、戸惑う。これに対して、例えば、香美市役所でございます、どちらに御用でしょうかというような対応ができれば、そういう戸惑いも少しは減るのかなと思いましたので、お尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

御質問のとおり、代表電話の対応につきましては、総務課で受けるようになってございます。総務課という一言に、戸惑う市民の方がいらっしゃるとの御意見をいただいたところでございます。現在、代表電話につきましては、何課の誰が受けているかを相手の方に伝えることで、安心感を与えられるという観点から実践しているところでございます。現在のところ同様の対応をしたいと考えておりますが、議員の御意見は参考にさせていただきますしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） ③に移ります。

先ほど、総合案内は最初に接する場所という認識であることをお聞きしました。代表電話も同じようなことだと思います。代表電話を総合案内に振り分けることは可能かどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

現在のところ総合案内は1人体制で行っており、代表電話を受け取りながら来庁者の対応を行うことは困難と考えております。お昼の午後0時から午後1時につきましては、来庁者も電話も少ないため代表電話も受けてもらっておりますが、他の業務時間中は代表電話も複数かかってくるため、総合案内での代表電話の取り次ぎには職員の増員が必要と思っております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 分かりました。そういう声があると、戸惑いがあることで、よろしく願います。ということだけで5分も使ってしまいました。

それでは、3番目の大きなテーマ、教育振興基本計画について、お尋ねしていきたいと思います。

この計画に関連しましては、現計画の策定時、前期計画には委員として私自身が参画しておりまして、後期計画についてはパブリックコメントで参画いたしました。タイミング的には次期計画の検討が行われているはずなのに、ホームページ上での情報公開がないことから、6月定例会議において、策定に至るまでの経過が分からないことには、パブリックコメントに向けての準備ができないなど、計画策定に関連した質問をさせて

いただきました。

その後、令和4年度の委員会情報は公開されていないものの、本年度の委員会情報が公開されたことから、去る8月1日に開催された委員会を傍聴させていただき、現在の進捗状況を確認するとともに資料等もいただいたことから、骨子案をめぐって以下にお尋ねしますということで、通告させていただいております。

ちなみに、政府の公表しております教育振興基本計画は78ページでありまして、今回の質問の前提として必要だと思うところをこの場で読み上げますと、もう質問時間なしになってしまいますので、必要だと思うところについては、質問通告の際に質問要旨として引用させていただいております。答弁者は既に読んでいただいているものと思いますので、質問に際しては通告書の内容を全て読み上げずに、要点を示しながらということにさせていただきますことを、あらかじめお断りさせていただきます。とは言いましても、質問の前段として確認は必要だと考えますので、少し長めの前段ですが、よろしくお願いたします。

教育振興基本計画は教育基本法第17条に位置づけられております。この計画は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策、その他の必要な事項について、基本的な計画を定めたもので、地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならないとされていることから、本市でも平成26年3月に第1期の計画が策定され、現在第2期の計画に向けた検討が行われているところでございます。

国が令和5年6月16日に閣議決定した新たな教育振興基本計画（令和5年度から令和9年度）の、I. 教育の普遍的な使命では、教育基本法の条文を挙げながら、教育の目的は、人格の完成、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成であること。また、その目的を達成するために設けた、目当・手段である教育の目標は、①の幅広い知識と教養を身につけ、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うことから、⑤の伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことまでの5つの目標があり、教育基本法の理念・目的・目標・機会均等の実現を目指すことは、先行きが不透明で将来の予測が困難な時代においても変わることのない、立ち返るべき教育の不易である。さらに、教育振興基本計画は、不易を普遍的な使命としつつ、社会や時代の流行の中で、我が国の教育という大きな船の羅針盤となるものと言えよう、流行を取り入れてこそ不易としての普遍的使命が果たされるものであり、不易流行の元にある教育の本質的価値を実現するために、羅針盤の指し示す進むべき方向に向けて、必要な教育政策を着実に実行していかなければならないと結んでいます。

また、その流行の部分について述べている、II. 今後の教育政策に関する基本的な方

針の中で、総括的な基本方針・コンセプトとして、（１）２０４０年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成、（２）日本社会に根差したウェルビーイングの向上を挙げ、それを受けた５つの基本方針として、①のグローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成から、⑤の計画の実効性確保のための基盤整備・対話までを挙げるとともに、Ⅳ．今後５年間の教育政策の目標と基本施策では、目標１、確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成から、目標１６、各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップまでの１６の目標を挙げ、それぞれの目標に関連する基本施策と、評価に係る指標を掲げております。

また、高知県の第２期教育大綱第３期教育振興基本計画では、基本理念を目指すべき人間像とされていますけれども、学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子供たち、そして、郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材を掲げ、その目指すべき人間像（目的）を達成するために設けた目当・手段である教育の目標の部分、子供の成長、知・徳・体の調和のとれた生きる力とし、知の分野では、学びに向かう力・思考力・判断力・表現力・知識・技能、徳の分野では、他者と今日協働する力・自己肯定感・規範意識、体の部分では、基本的な生活習慣・健やかな体力という３つの分野に整理し、それらを実現するための６つの基本方針としては、Ⅰ．チーム学校の推進から、Ⅵ．生涯学び続ける環境づくりと安全・安心な教育基盤の確保までの６つを挙げるとともに、６つの基本方針に関わる横断的な取組として、１、不登校への総合的な対応、２、学校における働き方改革の推進と書き込んでいます。

非常に長い前置き、とりあえず以上のことを前提として、以下についてお尋ねします。

まず、（１）基本理念。

国は、地方自治体の計画では、基本理念の部分に相当する計画の目的を、人格の完成、そして、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成としています。

また、本市を含め県内の小・中学校に教職員を配置し、高等学校を設置する県は、教育行政の基本理念（目指すべき人間像）を、学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子供たち、郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材としております。

本市の次期計画の基本理念である、郷土を愛し、自ら考え、未来を創る探究人の育成は、国の目的や県の基本理念の領域や守備範囲の広さを十分に参酌し切れておらず、本市の教育が不易として立ち返る軸足としては再考を要するのではないかと考えますが、見解をお尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 教育次長、中山泰仁君。

○教育次長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

次期教育振興基本計画は、令和４年７月に設置しました検討委員会で、これまでに６

回の審議を重ねており、その過程で現行計画の内容を継承・発展させた内容とすることとなりました。次期計画の基本理念案である、郷土を愛し、未来を創る探究人の育成につきましても、現行計画の基本理念、郷土を愛し、未来を拓く人づくりを継承し、より発展させたものとなっております。審議が大詰めを迎えている現段階におきまして、基本理念案の大きな変更は予定しておりません。

市の次期計画骨子案の検討に当たりましては、基本理念のほか、計画の基本的な考え方と体系を通じまして、計画全体として国・県計画の内容を踏まえたものとなるよう、議論を進めてまいりました。今後も、この基本姿勢を維持しながら、本市の教育のさらなる推進を図るため、市の実情に応じた計画策定に取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） もう6回やったということで、見直しをしたという話ですけど、私の目からは見直ししていないなということで、そこは見解の相違といたしますかね。本当に何と言うたらいいのか、香美市がつくった教育振興基本計画の基本となっているのは、国がつくった、タイミングで言うと第1期と第2期ですね、そして県がつくった第1期の教育振興基本計画を参酌しています。国も第1期目はすごくまだ混沌とした状態だったんですね、あんまりはっきりとした形ではなくて、確かに、この後の議論にもなりますけれども、流れとしては、方針だとか、方向だとかいう言葉を使っています。でも、今はそれじゃなくて、これは基本理念の話ですけど、基本理念が一番基になる源流ですよ、一番基になるところなので、こういう、まあ後でやりますので後でやろうか。

初めがこれで、最後は市長に振って、市長の英断というか、いろいろばらばらあります。8月1日に僕が行ってびっくりしたのは、ええ、これなのということで慌てて、これじゃあ自分が幾らパブリックコメントをやったって、自分は幾つもの計画について、例えば都市計画マスタープランとか、あと振興計画とか、直近では男女共同参画計画ですね、共同プランにも関わって、議論の流れの中でパブコメはもう最後で、大きな変更にはもちろんならないし、その変更を委員会に対して説明もできないですよ、流れとして。それはよく理解しているから、これは一体どうしたらえいやろうということで、今回質問に至りました。その中で、ちょっと本当にばらばらになりますけど、市長が教育大綱という話を、私にしたら突然だったんですけど、所信表明でしていただいたので、これはひょっとしたら何とかかなという一縷のある種の望みを抱いて、今回の質問を組み立ててみました。

調べれば調べるほど、香美市の教育委員会のせいなのかは分らんけど、6月にコンサルは昔と一緒にしたという話をしたら違うと言うから、そうしたらちゃんとやってくれるかなと思っていましたら、僕に言わせれば全計画を余り見直していないというか、その計画の言葉をいじってやったということでしかないわけで、そんなことも含めて一

且話を聞いて、本当にそれはそうだと思うんですよ、そういう今の教育委員会での検討状況だと思います。なかなか難しいだろうと。それも含めて、次の質問にいきながら、順次何とか着地点に行きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、（２）計画の体系です。

計画の体系は、流れの源流となる基本理念から川下を見ても、川下を潤すそれぞれの施策から川上の基本理念を見ても、どこにも目詰まりがなく、演繹と帰納の論理的な整合性が保たれていることが必須で、幼・保・小から生涯学習の分野まで幅広く多重・多層に重なり合う地方教育行政の基本計画においては、特に重要であると考えております。

資料の１枚目と２枚目を御覧ください。

まず、１枚目は、国の流れです。国は、目的、目標、５つの基本的な方針、そして、今後５年間の教育目標と基本政策という流れで、源流から川下に向かって扇状にきれいに流れております。県は、基本理念（目的）、子供の成長（目標）、６つの基本方針、６つの基本方針の実現に向けた施策群で、国の場合と同様に淀みなくスムーズな流れが保たれております。

２枚目は、本市の体系。本市は、現計画の体系では、基本理念、視点、基本的方向、施策の柱としている体系を、第２期の骨子案、途中の５月３０日は一応変更されているので飛ばして、７月２８日の分では、基本理念、方針、目標、主な施策に置き換える方向で検討されております。

このことを、さっきもちょっと言いましたけど、この第１期の計画のときには、県もその第１期の計画がありました。そして、国も第１期、第２期の計画では、確かに言葉の流れ的にはこんな流れだったんです。県は、その手前に土佐の教育改革ということできずと取り組んでいまして、それをやっているうちに国が教育基本法を全面改定して、基本計画をつくりなさいとなったので、その余韻というか、それを残しながらの計画で、第１期目の計画はあれだったんですけど、平成２８年に教育大綱をつくるときには大幅に見直されまして、そのときには国の第２期教育振興基本計画にある知・徳・体という物事を入れた時点で一旦整理し直して、その中で現計画を組み立てていることになりました。

資料の３枚目、この計画に関連する一般的な定義・解釈をまとめたもので見ていただきます。一番上の理念から方針までが、一応一般的でスムーズな流れだと私は思います。違うという多分意見があるかもしれませんが。国・県の計画では、この流れで体系がつけられております。

そこで、①の質問です。

２枚目の資料を御覧ください。本市の体系と国・県の体系を見比べると、現計画では目標の部分、国の計画の一般的な流れを左側を書いてあります。目標の部分が視点とされています。基本方針の部分が基本的方向であって、これではスムーズな流れとなっていませんけれども、現計画を見直した直近の検討案では、目標の部分が方針、基本方針

が目標となっております。

再度、資料3枚目の言葉の定義を御覧ください。方針は、一般的に目標よりもさらに具体的に、主体性を持って計画を立てていくこととされております。この案では、目標と方針の位置が逆転していることから、体系としてはスムーズではなく、分かりづらくなっております。国・県の体系を参酌して整理し直してはどうかと考えますが、見解をお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 教育次長、中山泰仁君。

○教育次長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

検討中の次期計画骨子案におきまして、施策体系の項目を、本来、目標から方針の順にすべきところ、方針から目標と逆になっていることは御指摘のとおりでございます。この項目名につきましては、目標から方針と修正するよう、次回検討委員会に諮りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 打合せはしていないんですけど、思ったとおりの答弁で、これの位置を入れ替えたとするでしょう、方針ではなくて目標であるとしても、ほかの懸念があるんですよ。

資料3から資料4を御覧ください。何か打合せしたみたいな話になってはいますがけれども、打合せはしていません。

この目標というのは、目的を達成するための手だてですよ、そこに向かう道です。山の頂上に向かう道なんですよ。それを探究・創造・協働と置くわけですよ、目標とすれば。ところが、言葉の定義を見ていただいたらいいと思うんですけども、探究は、物事の真相・価値・在り方などを深く考えて、筋道をたどって明らかにすること、思考によって論証したり問題解決を図ったりすること、あるいは、論証や問題解決のために深く思考することでしょう。創造は、人が異質な情報群を組み合わせ、統合して問題を解決し、社会、あるいは個人レベルで新しい価値を生むこと、これは日本創造学会。新しいものを生み出すこと、創作や発明、あるいは新しい考え方など、オリジナリティの強いものに対して使うことが多い。協働は、協働のまちづくり条例の中で拾うと、まちづくりを推進するために、市民と市がそれぞれに果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、相互に補完しながら共に行動することを言う。協働推進計画をつくったときにも、市役所の中でも、委員の中でも、その協働という概念を理解することが物すごく難しかったんです。その理解を進めるために、協働推進計画の中では、職員に対しては職員ハンドブックみたいなものをつくっていきましょとか、それぐらい気を遣ってやったすごい難しい概念なんです。これを置いてしまうと、国や県が目標に置いている事柄に相当できるのか。国や県が言ってるのはもっと幅広いものなんですよ。

後の質問にも関わってきますけど、多分同じもので、香美市よってたかって教育のこ

れ（資料を示しながら説明）。これは「探究あふれる学園都市香美市」となっています。探究という大きなベクトルがあって、左側に、幅広い層に対応できる教育、高知工科大学、山田高等学校、山田養護学校、小・中学校、保育所・幼稚園、右側に、どこよりも質の高い教育、公民館、図書館、美術館、文化・スポーツ施設、文化団体、スポーツ団体、各種団体・サークルとなって、人がいっぱいいます。確かにここにありますけど、僕が見たら全然現場を見れていないと思うんですよ、この人たちが見えていない。例えば、保育所・幼稚園がありますけど、実際その現場では、昨日の話でもあったような気がするんですけど、シングルの方が子供たちをどうやって保育所や学校に行かせたらいいだろうかという心配とか、いろんな状況が生まれてるわけですよ。実際にどこにでもあるそういうものを、一番上の目的として、探究・創造・協働で拾い上げられますか。僕はちょっと無理やないかと思うがですよ、本当に。うまく伝わったらいいなと思うんですけど。これを目標と入れ替えると言うかもしれないと思っていましたが、やっぱり言ってしまいましたね。そうじゃないと思うんですよ、相当することはできない。例えば、県は知・徳・体、さっきも資料の1枚目を見てもらったけど、目標をそれぞれ見てください。入れ替えられますか、これ。国が1から5までの目標、県は、知・徳・体、知の分野、徳の分野、体の分野、それぞれ参酌してくださいと言っているわけですよ。これを僕は否定しているわけじゃないですよ、目標としてそこへ置けますかという話をしているわけです。探究・創造・協働を拾い上げられますかと思うんですけど。ここでは次長も答弁に困るかもしれないですが、一応聞きましょうか、どう思いますか。

○議長（山本芳男君） 教育次長、中山泰仁君。

○教育次長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

御指摘の点でございますけれども、現行計画におきましても、協働・創造の部分につきましては、視点というくくりになってはおりますけれども、目標と言い換えても構わない施策の体系中に位置づけられているといったこともございますので、これに倣えば、今回この項目の修正につきましても無理はないではないかと考えるところでございます。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 質問にお答えいたします。

8月には御参加いただきまして本当にありがとうございました。第1期香美市教育振興基本計画を策定するに当たり御尽力をいただき、様々な御意見もいただいております。今回、このように御意見いただいておりますことにも、大変心強く思っておりますので、どうぞ今後ともよろしく願います。

先ほど御質問の探究・協働・創造というこの3つのキーワードにつきましては、国の今期改定となりました学習指導要領の大きなキーワードとなっております。私たちも、この振興基本計画を今回改定するに当たり、非常に苦労しながらやっておる点は、先ほどおっしゃっていただいた知・徳・体を探究・協働・創造のどこに、例えば具体的な施策になりましたときに非常に分けにくい。区分けしづらいので、その探究・協働・創造

にぱっちり分けることはなかなか難しいと。けれども、香美市は第1期の取組の中で、それをきちっと分けることよりも、いろいろなところで融合しながら、ここでは知のことに重点化する、こちらでは徳の部分で重点化して施策を打っていく、そうして打った施策が知とは離れているものかというところと全然そうではないというように、3つが絡まり合っているんだけど、一番重点化するものとしてはここに置きましょうということ、今まだ協議を重ねておるといのが正直なところでございます。先般8月に公開させていただきましたものにつきましても、途中経過でいろいろ迷いもあるものを公開させていただいております。

検討委員の皆様方からもたくさん御意見をいただいておりますので、山崎議員からいただいております御意見等も取り入れながら、これまでの香美市よってたかって教育の成果をベースにしたもの、そして、これからの予測がなかなか困難な社会を生きていくことになる子供たちでございますので、香美市におきましても同様の教育環境になってきております。そういったところをしっかりと取り入れたものにしていきたいと考えております。探究・協働・創造につきましては、そういった観点で現在一つの方向性として考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） すみません、ちょっと興奮したのか、質問を抜かしてしましまして、一番大事なところを抜かしたなと思って。②の質問に行っていなかったですよ。今言われたところ、教育長がお答えになって、探究・協働・創造はキーワードであると言われてました。そうなんです、キーワードです、目標じゃない。僕はそういう認識です。

②の質問が大事ですので返りますけど、②です。

基本理念の後には目標が来るのが普通でスムーズな流れになります。本市が基本理念に置いている探究は、探究的に学び、社会を生き抜く力を持った人材の育成、協働は、市民が協働し、ともに支え合い、高め合う地域社会の構築、創造は、夢を育み、新たな価値を創造する教育の展開が方針であれば、目標などの基本方針として置くか、県の例に倣って基本方針に関わる横断的な取組とすべきだものと考えますが、見解をお尋ねしますということで、これがまさにそこに関連するところで、目標ではなくて、方針であったり、それからキーワードであることについて、何ら僕はそのことについては言っていないですよ、置く位置が悪いから救い切れないんですよ。この計画は内に向けての計画ですし、外に向けての計画ですよ。じゃあ、内の職員たち、教育委員会も含めて皆さん現場で働いている人たちが、目標として、探究・協働・創造となったら、えっと思うんじゃないですか、多分。それよりは、知・徳・体と言ったほうが分かりやすいというか、みんながそうだよねというふうに思うのかなど。探究・協働・創造を僕は否定しているわけではなくて、置く位置が悪いんじゃないですかということをする言っているわ

けです。

これも答弁は構えていますよね、多分。じゃあ、一旦聞きましょうか。

○議長（山本芳男君） 教育次長、中山泰仁君。

○教育次長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

現時点の骨子案では、基本方針、基本方向、基本視点、基本目標という複数の項目が混在しており、これを今後整理し直すことが必要だと考えております。議員御指摘のとおり、目的、目標、方針の順で構成することを念頭に再考したいと考えます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） そこはもう本当にその方向で行っていただいたら、おのずと流れがちゃんと整理できて、誰が見ても分かりやすい、外から見ても内から見ても分かりやすい計画になると思いますので、よろしくお願いします。

時間がいろいろないので行きますけど、③です。

同じことですが、私自身が学校運営協議会に関わっている片地小学校の学校評価は、教育基本法の目標に沿って設定された、県の目標である知・徳・体を体系とした、確かな学力、豊かな心、健やかな体、保護者地域との連携の評価項目で行われており、他の小・中学校も同様ではないかと思えます。本市もこれを参酌した新たな目標を立てて、帰納的に新たな不易に足る基本理念を立てるべきだと考えますが、見解をお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 教育次長、中山泰仁君。

○教育次長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

先述しましたとおり、次期計画の基本理念案につきましては、検討委員会での議論が進んできた現在、大幅に変更を加えることは予定しておりません。御提案いただきました事項につきましては、第3期計画の策定に向けまして検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 今資料を探していましたが、現計画の、学ぶ、つながる、未来を拓くという3つは、国の第2期計画の中で生涯学習という視点で見たときに、こういうキーワードみたいなもので示されていたんです。今後の社会の方向性、自立・協働・創造の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会を構築するというのが、その国の第2期計画では言われています。これを多分そのときのコンサルの方が見たと思うんです。それはそれでそういう流れがあるのかなと思えますけれども、でもそれは救い切れない、あくまでも生涯学習計画の話ですから、そこはよろしくお願いします。後で整理してください、僕もよく整理できないので。

（3）よってたかってです。

本市の教育現場では、よってたかってという言葉も、日本国民の一般的な用法に反して肯定的な意味で多用しております。このよってたかってという言葉につきましては、

第1回の生涯学習フォーラム開催に向けて行われていた委員会の中で、キャッチコピーとして承認され、それが後期計画の表紙を飾り、本市での市民権を得た形となったものです。

資料の4枚目を見てください。そこに、普通の使い方と意味合いを載せています。よってたかっては、みんなでいじめるとか、笑いものにするとか、そういうのが一般的な使い方なんです。その現場にいた生涯学習振興課の方はもうこの場にいませんけど、その経過がもし分かるようでしたら、自分が話していることが間違ってるかもしれないので、議事録があればそれを確認していただけますと。当時の委員長は著名なコピーライターなんですけれども、その方が、初めて生涯学習フォーラムをやるから、何か皆さんに来ていただけるようなキャッチコピーはないかなという中で、自分がどの立場で参加していたかは忘れましたが、そのときの委員がいろんな話をして案を出していました、これはどうですかと。その中で、それはおもしろい、それもおもしろいなど、いろいろ却下した中で、ある方がよってたかってと言ったときに、ああ、それおもしろいなど一言で決まってしまった。自分もその場ではよってたかってかえと思いました。あくまでも生涯学習フォーラムのキャッチコピーというたてりでしたから、それはそれで、いいわけじゃないけど強力に反対するようなことでもないなと思っていました。

ところが、後日、先ほども紹介しましたように、後期基本計画の表紙が、もういきなり香美市よってたかって教育ときたわけですよ。今も使っているこのイラストも、そのフォーラムのものがそのまま、よっぽどうれしかったのかどうかはよく分かりませんが、何でやと思いました。本当に、この言葉は否定的な意味合いで使われるのが世間一般の常識ですから、公式な計画の中で使用されるべきではなくて、次期計画の表紙を例えば同じように飾るようなことがあったら、僕はある意味恥ずかしい。さっきも言ったように、この計画は公式なものなんです。だから、外から見ても内から見ても、ちゃんと皆さんがそうだねとすぐうなずくことができる、ちょっと待ってというふうにワンクッション置かれるようなものではよくないと、私は思っております。だから、公式な計画の中での使用は行われるべきではなく、次期計画の表紙を飾るようなことのない対応が必要だと考えますし、教育現場での使用も控えるべきではないかと考えますが、見解をお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 貴重な御意見、大変ありがとうございます。さすがに、香美市の教育の歴史をつぶさに御存じの山崎議員からの御意見であったなど、いろいろと本当に考えたり、感じるころは多々ございます。

さて、御質問の件に関してでございますけれども、香美市よってたかって教育という表現は、議員御指摘のとおりのところもございますけれども、香美市におきましては、これまで市民と行政、地域とが一体となって育てていくという香美市の教育の方向性を示す表現として、ある意味インパクトがあり、覚えてもらいやすいことや、これまでの

様々な取組の中でなじんできておるところでもございます。引き続き使っていくかどうかにつきましては、いただいた御意見も踏まえながら、今後しっかり検討してまいりたいと存じております。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） そうなんです、インパクトはあるんですよね、でも、それだけしかないんです。本当にそれをちょっと考えてほしいです。これは使い始めて5年ぐらいしかたっていませんから、まだまだ引き返せます。一体となって育てていくと言ってどこが悪いんですか、みんなで協力してやっていくと言ってどこが悪いんですか、よってたからいでもえいって、僕は言うことももう嫌なので言いたくないんですけど、それじゃなくてもえいと思います。だから、キャッチコピーとしてはすごくインパクトがあるんですよ、本当に全国でも著名な方が、幾つもの案が出た中でそれと決めたわけですから。でもそれだけです。弊害のほうが僕は多いと思っていますので。でも、これをあんまりみんなは知らないから、そんな弊害はないかもしれんけど、でも肯定的な意味合いだととる子供たちが育っていくと、日本の社会の中でどうなのかなという心配もあります。それはぜひ考えてください。

大分時間がなくなってきましたので、慌てて次の教育大綱、これから市長に託す部分ですので、よろしくをお願いします。

（4）教育大綱です。

昨日も同僚議員が少し触れておりましたけれども、市長は定例会議開会日に教育大綱の策定を今年度中に目指すと所信表明されました。

教育大綱は、昭和31年に形成された教育委員会制度が平成27年4月に改正されたことを受けて、その策定が必須化されたもので、文部科学省が改正に当たって発出した教育委員会制度、こう変わるという概要では、改正の主なポイントとして、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置、教育に関する大綱を首長が策定の4つが挙げられております。大綱の策定に関し、平成26年7月17日に文部科学省から通知された大綱の策定についての主なところは、質問通告書に記載したとおりでございます。

本市では、平成27年5月26日の第1回香美市総合教育会議で、教育大綱の制定について協議が行われ、地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画、その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に変えることと判断した場合には、別途大綱を策定する必要はないとされていることから、前年度に策定した香美市教育振興基本計画をもって大綱とし、その期間は平成30年度までとするという合意がなされております。

また、令和元年5月27日に開催された令和元年度第1回香美市総合教育会議の中で、前教育長は、後期についても教育大綱と教育振興基本計画とが一緒になったものとして、こういう冊子を作りましたということで、さっき見せたこれですね（資料を示しながら説明）、こういう冊子を作りましたということです。大綱からいけば、この基本理念「郷土を愛し、未来を拓く人づくり」、それから視点のところ、基本的方向のあたりまでが大綱の大きな役割の部分だと思っています。それを受けて、施策の柱、それから33ページからずっと続いて教育で細かくどのようなことをするのか書いてあります。そういう意味で、これ自体が大綱であって、そして、教育振興基本計画の骨子案というような捉え方でいけるとおもっていますと、このように言われています。分かったような分からんような感じですけども、総合教育会議の中でこのように前教育長が後期計画について紹介されています。ということは、本市では現在でも大綱と合意されているこの振興基本計画を用いながら、大綱により市長部局と教育委員会のベクトルをより一層合わせ、まちづくりも念頭に置いた人材育成に取り組んでまいりますと、このようにあえて大綱策定へと踏み込んでおられます。

実は、教育委員会と市長が協議を行う総合教育会議は、ホームページ上の情報では令和3年7月19日以降開催されていないんです。知らないでしょう、市長も私と同様ですよ。だから、流れ的には多分この第3期教育大綱とされるんですね。第2期教育振興基本計画の策定状況については、情報を得る機会がなかったのかもしれませんが。だから、こっちでは今大綱をやっている。そんなこともあるのではないかと思いつつ、お尋ねしていきたいと思います。

①の質問です。

大綱の内容はどの程度まで予定しているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 大綱の内容についての御質問いただきました。

教育大綱につきましては、議員から御説明があったとおり、総合教育会議において、教育委員会と十分に協議・調整を尽くして決められることから、先行する香美市教育振興基本計画の議論を私自身が理解するところからスタートしております。私自身は、現状の案である香美市教育振興計画と同じ考え方であり、市長部局として予算の編成、執行について、しっかりと取り組んでいく決意です。

新たに教育大綱をつくることで、市長部局も福祉や地域振興など、まちづくりの面から教育に関与していくことを明確にします。そして、香美市教育振興基本計画を市として力強く推し進めるためのメッセージとして、また香美市の特色として対外的にPRもしていきたいと思います。具体的には、探究学習をまちづくりの中心に置いて、子供たちだけではなく、大人も含め、学びたいときに学び直しができる環境をつくることを表現し、また、県の目的にもある郷土への愛着と誇りを参酌して、地域を支える人材育成という文言を加えられないか、検討してまいります。

また、先ほどの議論の中で、私自身は、この香美市における教育大綱や教育振興基本計画といったものは、国・県の本かれていることは当然やるものと思っております。先ほどお話もありましたとおり、例えば、子供の課題、あるいは先ほど貧困、あるいはシングルマザーというようなお話もありました。こういった福祉面をしっかりと教育の中で支えていかなければならないということもありまして、人事異動も含めてやっていくように、今年から思っております。

探究・協働・創造につきましても、香美市におきましては割となじみのある言葉かなと思っております。協働は、議員も香美市協働のまちづくり条例、まちづくり委員会で協働について啓蒙活動をしていただいておりますし、また、探究に関しましても、山田高校がグローバル探究科、あるいはビジネス探究科として探究という言葉も使っています。香美市の中で、山田高校を通じて探究という言葉も、そういう組織、学校もあることにもなっております。

そういったことで、いろいろな教育の面を幅広く包括して、私自身に関わるという点で大綱をつくる必要があると考えました。

また、いろんな地域の大綱を見ているんですけども、どこもある意味同じような形になっておりますので、私としましては、書かなければならないことを書いた上で、探究という言葉をしかりと大綱に位置づけることによって、探究のまちという形でPRしていきたいという考えでおります。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 探究ということについて、自分はそれがどうのこうのとは言っていないです。あくまでも形として、置き場所が悪いという話をずっとここでしています。これは全然否定していません。そこは考えていただきたいなと思います。

ちょっといろいろ今お答えいただいたことを一問一答でやり取りするには、もう僕もあと5分しか命がなくて、とても時間が足りないのもそれはそれとして、先ほど市長からも、探究はこうこうという話がありました。だから、探究できるに至るまでに、子供たちが持たなければいけない様々な基礎的なものがあると思うんです。みんながみんな、じゃあ、探究に行けるかといったら、とてもそういうふうには思えないので、実は大事なところはそこに至るまでの、変な言い方ですけど、ある意味厳しい子供たちもそうじゃない子供たちも、しっかりとウイングを広げて支えていることによって、目指す探究に向かうことができる人たちを育てていくという形の組み立てじゃないと、やっぱり地方自治の本旨は住民福祉の増進ですよ、住民福祉というのは住民の皆さんの幸せですよ。幸せを増進することで考えると、今回のメインですが、目的がそこになると、そこにはまらない人たち、救われない人たちがいっぱい出るという話を聞かれています。後で整理してください、僕もあと4分14秒しかなくて大変なことになっておりますので、カラータイマーがピーピーと鳴っています。①についてもいろいろ言いたいんですけど、そこはそれとして。

じゃあ、②です。策定までのスケジュール感をお尋ねしたいと思います。

私が参画した第1期の検討委員会では、平成26年2月の原案策定までに、骨子案を平成25年5月、7月、素案を平成25年9月、11月、その11月の素案を基にパブコメを行って、その意見を反映した素案を平成26年1月に検討と、かなりのことを重ねているんですね。だから誰と一緒にその大綱をつくるかも含めて、そのスケジュール感をお願いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） スケジュール感についての御質問をいただきました。

議会冒頭で述べさせていただいたとおり、今年度中の策定を目指し、総合教育会議にて審議したいと考えております。

また、前提としまして、この大綱があって基本計画があるというようなことで、本来、今回の国の改正、過去にあった改正では、市長部局も教育に関わるべき、あるいはこれまでは教育委員会と市長部局、市長という政治家が教育に余り関与するべきではないという形から、大幅に変わったものだと思っています。ですから、私自身の政治姿勢も含めて、一定方向性は同じくしておるんですが、私の色も出したいということもありまして、市長部局で検討しております。そういった意味では、できるだけどういった形でこういう大綱になったかということは、きちんと説明させていただきたいと思いますが、時間的な制約もあることから、これまでの経緯も含めて、先行している部分をしっかり見ながら、皆様方に御理解いただける、みんながこれで香美市の教育をやっていこうという形で、先ほどからお話がある、福祉面も含めた形の大綱という形で書き込んでまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 市長部局で検討するという事です。かなり厳しいかな。既に6回の検討委員会をやって、その中である種の合意を得ながらやってきているから、これを何とかするというのはあれですし、振興計画と大綱の関係で執行するのは教育委員会ですから、大綱について定められたことを全てやらなければいけないということではないというふうに、エクスキューズも書かれています。だから、会議でよくよく協議されて、今後やっていただきたいと思います。

③です。

結局、振興計画の検討状況や私が指摘した問題点を考慮して、大綱自体が今回の通知には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけられると考えられると言われておりますので、基本理念、目標については、国・県の計画を参酌しながら新たに策定して、県の例に倣って大綱、基本計画とすることが時間的な面を含めても現実的かなと思います。この件について、見解をお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 国や県の計画を参酌すべきとの御指摘をいただきました。

私としましては、現状の香美市教育振興基本計画案は、国や県の計画ともベクトルを同じくするものだと思っております。一方で、議員から今日いろいろな御指摘をいただきましたので、そういったところもしっかり整理しまして、今後の議論をいたしてまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 私の質問の一番の骨子は、まず、教育立国、そして教育を中心としたまちづくりを目指す香美市として、やっぱり理念から隅々の細かい施策まで、その流れをスムーズにしてほしいということでございます。

それで、市長も探究ということにこだわっておられますし、創造も、そして協働も、これはある意味大事なキーワードではありますけれども、先ほども言いましたように、それに迎えるというか、そのことを身につける、そのことを理解することが、まずやっぱり一番大事だと思います。伝わっているかどうか分かりませんが、やっぱり地方自治というのは、くどいですけど、ここに住んでいる皆さん、香美市であればG k H、それぞれの幸せ、不安がない状態をたくさんつくっていくことが役目だと思っております。教育は本当に大きな役目を担っておりますので、できるだけたくさんの人たちがしっかりとそこに寄りすがっていける、クモの糸じゃないですけども、すがっていけるようなちゃんとした基本理念を立てて、そして目標を構えて、そこから施策を流していただいていきたい。今教育長も言っていましたけど、どこへひっつけていいか分からんと、この施策をどこにひっつけろって、そういう議論もされていきました。よろしくお願ひします。

以上で、私の質問を全て終了します。

○議長（山本芳男君） 山崎眞幹君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午前10時10分 休憩）

（午前10時23分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） みんなの願いを届けたい、日本共産党の西山 潤です。議長の許可を得ましたので、一問一答式で、質問のみ、約40分でやります。

今回まず、質問に入ります前にお礼を申し上げたいと思います。

さきの6月定例会議で片地・楠目地域の交通安全対策を質問し、その中の一つで楠目ローソン前交差点を取り上げたところ、ローソンとその西側のL A C O美容室の塀に、注意喚起の立て看、横断幕が早速先週設置されました。そのほかにも、道路標示がきれいになったり、樹木や草が剪定されたり、少しずつですが改善されつつあります。中央

東土木事務所もやってくれたことと思いますが、私、この9月で議員をやっと1年間務めることができたわけですが、自分が質問で取り上げたことが実現すると嬉しいものです。もちろんほかの議員の方も一緒だと思います。ということで、今回の質問で取り上げることもぜひ実現してもらいたいと期待して、本題に戻ります。

大きな1番、改めて本市の子育て支援の取組強化について、お尋ねします。

7月31日から8月1日まで、教育厚生常任委員会の視察研修に行かせてもらいました。視察して学んだことを本市の行政にも生かしてもらいたいと考え、今回の一般質問で取り上げることにしました。

まず、兵庫県加西市の子育て支援5つの無料化です。加西市は加古川市の北にあり、中国自動車道が通っています。北条鉄道で神戸三宮まで1時間30分という便利な場所にあります。

資料を御覧ください。加西市の取り組んでいる5つの無料化がよく分かるチラシをもらってきました。

1、保育料の無料化。ゼロ歳から5歳児まで、加西市は保育所、認定こども園の保育料を無料にしています。さらに、認可外保育施設でもゼロ歳児から2歳児は4万2,000円、3歳児から5歳児は3万7,000円を上限に加西市が補助しています。

2、給食の無料化。保育所、こども園、小学校、中学校、特別支援学校の全ての給食費を、市が全額負担しております。もちろん所得制限もありません。

3、乳幼児・こども医療費の無料化。高校3年生18歳までを対象に、外来、入院ともに無料です。こちらも所得制限はありません。

4、おむつ等の無料化。生後3か月から満1歳までの乳幼児を育てているお家に、毎月1回、子育て経験のある配達員が子育て用品を届け、同時に子育て相談、情報提供をするシステムです。子育て用品はおむつに限らず、毎月カタログで3,000円相当のものを選ぶことができます。

5、病児病後児保育の無料化。私は個人的にこれが一番いいなと思ったんですが、子供が病気になったとき、もちろん子供は学校や保育所へ行かせることができなくなります。多くの御家庭ではどうしたものかと困ることが多いと思います。加西市ではそういうときに、クリニック併設の保育施設で無料預かりをしてくれます。

そのほかにも、③の質問で取り上げています、国民健康保険の18歳以下の子ども均等割無料化、子育て世帯、小・中学生は市内バス無料、3歳未満の乳幼児のいる家庭には指定ごみ袋50枚を支給などなど、単に無料化というだけではなく、子育てに安心感を与える施策に取り組んでいることを学んできたわけです。

加西市がこれらの取組を始めるきっかけとなったのは、かつて5万3,000人だった人口が4万2,000人まで減った。そこに危機感を抱いた前市長が、5つの無料化に踏み切ったそうです。視察のとき私たちに説明してくださった方の名刺を見ますと、加西市ふるさと創造部人口増政策課と書いています。人口増政策課という課で取り組ん

でいるということです。その財源には、ふるさと納税を充てているそうです。昨日も同僚議員よりふるさと納税についての質問がありましたが、加西市のふるさと納税は65億円、全国第12位、返礼品の一番人気はアラジングラファイトトースターで、その工場が加西市にあり、3万円のふるさと納税をすると、アラジンのトースターを送ってしてくれるそうです。本市とは条件も違うわけですが、参考になることも多いと考えます。

少子高齢化という言葉は、もうたくさん聞いておりますが、昨年1年間を振り返ってみますと、改めて大変な状況だったことが数字に表れております。県の出している「高知県の推計人口年報」令和5年2月版より、令和3年10月から令和4年9月の間の出生数と死亡数の表を作ってみました（資料を示しながら説明）。これを見ていただくと、出生数から死亡数を引いた数が、転入・転出を除いたいわゆる自然動態と言われるものです。この数字ですが、一番多いのはもちろん高知市で、1,984人に対して4,274人の方が死亡されて、マイナス2,290人となっているわけですが、香美市が第2位なんですね、115人の出生数に対して493人が死亡して、マイナス378人です。それに四万十市、南国市が続いて、ちょっと離れて香南市となっているわけですが、特に、出生数が周辺市に比べても少ないということが非常に気になるわけです。

①の質問です。

市長は、この数字、マイナス378人をどのような思いで受け止められましたか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 香美市の自然動態についての御質問がありました。

毎年400人以上、先ほどの表では493人でしたが、の方が亡くなる一方で生まれる子供の数が120人程度、先ほどでは115人でしたが、本当に市長として厳しい状況が続いておると認識しております。多くの子供が生まれる香美市に戻すには、若い年代に選ばれる魅力ある町にならなければなりません。つまり、若者や子育て世代の雇用をつくり出すことが、人口問題の解決には不可欠であると考え、改めて決意を新たにいたしました。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） 若い世代に選ばれる、そして雇用もつくるということは、非常に私も同感でございます。

②の質問に移る前に、もう一つ気になることで、この人口割合という表を作ってみました（資料を示しながら説明）。これは若い世代、つまり15歳未満が全人口の中に何%いるかという表でございます。これは一番新しい資料、今年8月1日時点の人口で調べました。第1位は大川村なんですね、400人の村でございますけれども、何と15歳未満が13.1%で、若い人が一番多くいる市町村が何と大川村です。そして、2位が香南市12.2%、3位が南国市11.9%、4位が土佐市11.3%、高知市、四万十市と続くわけですが、香美市は一番下に9.7%と書いていますが、じゃあ、香美市は何位かということでございます。別にあれするわけではございませんが、ベストテ

ンではなくて、これが何と13位ということで、若い人の人口割合が非常に少ないことに、私も危機感を持っているわけでございます。

市長が言われるように、若い年代に選ばれることで、②の質問です。

現在、15歳、中学3年生までの医療費窓口負担無料を、18歳、高校3年生まで無料にすることは子育て支援として大きいと考えます。昨年10月定例会議でも質問しました。それから、6月定例会議でも同僚議員が質問しましたが、現時点での市の見解はいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 医療費助成制度の18歳までの拡充につきましては、先ほどおっしゃられました令和4年10月の西山議員からの御質問以降、令和5年3月の定例会議及び前回の6月定例会議でも同じ質問をいただいておりますが、現時点でも同様の見解です。拡充は住民サービスの向上につながりますが、財政規模に見合ったものにすべきであります。現段階で拡充の予定はございません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） これもまたボードを見ていただきたいのですが（資料を示しながら説明）、昨年度の時点で作りましましたので、少し抜けているところがあるやもしれません。昨年度時点で18歳までの医療費無料化に進んだところが、①宿毛市から日高村、土佐清水市、大月町、奈半利町、三原村、北川村、安田町、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、仁淀川町、中土佐町、津野町、馬路村と県下で16市町村あります。

そして、さらに驚くべきことが、本年6月議会で18歳までの医療費無料化に進むと表明したところ、まだ実現には至っていない表明だけですので、どうなるかはまだ分からないのですが、室戸市、田野町、いの町、越智町が表明したということで、多分私はこの4市町村も進んでいくのではないかと考えております。となると、先ほどの16市町村と合わせて、県下34市町村のうち20市町村が18歳までの医療費無料化に進んでいくと、もうこういう流れです。私、市長にぜひこの流れの中でどう考えているか、お聞きしたいです。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほど課長から答弁したように、なかなか香美市で今すぐにとすることは考えてございませんが、全国市長会も含めまして、もうこれは国によってやっていただくのがいいだろうということで、そういった形で動いているところではあります。現状ではなかなか難しいのではないかと考えておりまして、今までの答弁と変わるところはございません。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） 付け足しますと、本年度より東京23区が高校生までの医療費無料化に取り組み出しました、いや、失礼しました。正式には令和4年6月からです。

東京23区が取り組み出しまして、さらに、香川県内全ての市と町で高校卒業までの医療費無料化が実現しました。何とあの人口の多い高松市が、この8月から実施されているということも付け加えておきます。香川県の知事を私は浜田知事とっていたら、池田知事になっておりました。この池田知事は、経済的負担が子供を産むことをちゅうちょする原因となっているので、一つの安心材料だと思えば、この18歳まで医療費無料化について述べています。ただ、これだけで子供を産むかということも難しいので、別の政策も必要と述べております

さらに、全国を調べてみますと、北海道南富良野町が22歳までの医療費無料化をやっております。しかも、この北海道南富良野町では、高校、大学で県外に転出した子供も無料にするという、驚くべきことを実現していますので、もう答弁は結構ですが、ぜひそのことも考えて次のステップへ進んでいただきたいことをお願いします。

③へ移ります。

国民健康保険の18歳以下の子ども均等割は、国のガイドラインに当たらない法定外繰入を一般会計から行い、減免させることはできないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 現在、保険料水準の統一に向け、34市町村と県で議論を重ね検討している状況であることは、何度か答弁させていただいております。保険税額に影響する子供に係る均等割の軽減を、香美市独自に行うことは考えておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） ④に移ります。

現在、本市では、保育料についてこのようになっていると思います（以降、資料を示しながら説明）。18歳未満の子が3人以上いる世帯の3人目以降の児童で、3歳未満の保育料が無料、子供が3人以上いて、3人目以降が3歳未満というのは、なかなか条件に当てはまるのが難しいと。この条件を一つでも取っ払うことができないかなど、私は強く思うわけがございます。この条件で私も考えてみましたら、例えば、子供が2歳、1歳、ゼロ歳という場合は、この2歳の子と1歳の子は1人目と2人目なので無料にならないんですね、3人目以降ですから。それから、最初に18歳未満のとありますので、レアなケースかもしれませんが、例えば、18歳、1歳、ゼロ歳という御兄弟でしたら、一番上が18歳ですので、この子は数に入れてもらえないんですね。だから、1歳の子もゼロ歳の子も無料にならないということですよ。もし私の認識が間違っていたら教えてください。

ということで、④です。

段階的に保育料を無料化する方向で考えることはできないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） お答えいたします。

保育園運営の財源として重要なものと考えておりますが、将来の市の財政状況等を見据えながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） 確認ですけど、先ほどの認識は間違っていないですか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 私も本当に勉強不足で申し訳ないんですけど、ゼロ歳から2歳までは今現在無償になっておると思いますが、

○議長（山本芳男君） 暫時休憩します。

（午前10時45分 休憩）

（午前10時51分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） すみません。ただいま私が話をしましたゼロ歳から2歳までの無償については、私の認識が間違っておりましたので、ここで訂正させていただきます。

あと、18歳未満という話がございましたけれど、それは県の指標になっておりまして、香美市は在籍されている子供を第1子、第2子、第3子と考えておるような状況でございます。ホームページにも載っておりますので、また御確認ください。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） 時間をとりまして、申し訳ございませんでした。

⑤へ移ります。

満1歳までの子育て世帯に、毎月1回、子育て用品やおむつ等を配布する加西市の取組は、少ない予算で実現可能だと思います。こうち生協等と連携し、子育て経験のある配達員に依頼すれば、育児相談にも乗ることができ、子育てに安心感を与えると思っておりますが、実現に向けて取り組めないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 現在、香美市では、令和5年2月から国の子育て応援ギフトとして、産後、子供1人につき5万円が現金で支給されております。本来なら、現金ではなくおむつ等の使用用途が子育てに限定される現物と交換できる、クーポンなどを支給するのが望ましいとされている事業ですけれども、香美市では給付のスピード化と御家庭で育児用品をそろえやすくするため、現金支給を現在行っているところなんです。今のところ子育て応援ギフトの中で賄っていただきたいと考えております。

ただ、今後は、県下全域でクーポン券の検討も始まっていますので、その情報収集に努めて研究はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） ぜひ、よろしくお願いいたします。

続いて、⑥へ行きます。

雨天でも親子で遊べて、しかも親もテレワークできる、かさいこども広場&パパママオフィス「アスモ」が加西市では人気です。

視察研修のときに同僚議員が撮ってくれた写真を見てください（以降、モニターを示しながら説明）。ここが、かさいこども広場&パパママオフィス「アスモ」の入り口です。加西市民であれば年間予約で利用できるわけでございます。ここを入りますと、こういう遊び場がありまして、親子で遊ぶこともできるし、それから、この名札をつけている方は、指導員といいますか、保育士のような役割をしておられる方で、一緒に遊んでくれるということでございます。子供だけでも預かってくれるので、子供だけで積み木等で遊ぶこともできるということです。さらに、これがオフィスですね。ここで子供を預けて、パパやママはテレワークできることになっております。トランポリンとか、いろいろな遊び道具があって、本市には秦山公園があるんですけども、雨天のときの遊び場がないということです。

それから、今定例会議の提案の中で、シェアオフィスについてニーズ調査するという予算が出ておりましたが、例えば、本市で子育てしている皆さんが、子供を遊ばせながらお仕事も同時にできるスペースをつくるのも、一つの大きな魅力になるのではないかと考えてこの質問をいたしますが、どうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 加西市の「アスモ」について、香美市でも同様の施設をとの御提案をいただきました。

「アスモ」の取組につきましては、ホームページで拝見しただけですが、香美市で同様の施設建設については考えておりません。子育て世代にとって暮らしやすい香美市となるよう、できることから取り組んでまいります。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） ぜひ、子育て支援に全力で取り組んでいただきたいと思います。次の大きな2番に移ります。官民挙げてごみの減量化とリサイクル推進の取組をです。

同じく、教育厚生常任委員会では、三重県伊賀市にある三重中央開発株式会社の三重リサイクルセンターを視察いたしました。

これが（モニターを示しながら説明）、ごめんなさい。これは先ほどの加西市へ行く北条鉄道ですね。三宮駅から1時間30分で加西市の終着北条駅まで来るということで、私は詳しくないんですけど、この列車が非常に人気だということで、たくさんの鉄道マ

ニアも来ているそうです。

その次の資料 8 枚目が三重リサイクルセンターの写真です（以降、モニターを示しながら説明）。本市が、田中石灰工業を通じて、災害時のごみの受入れ契約も結んでいる施設でもあるそうです。広大な敷地に驚くほど様々なリサイクル施設があって圧倒されたわけでございます。これも写真を見ていただきたいんですが、次の写真がエネルギープラザというところございまして、1日に636トンの処理能力を有する焼却施設を初め、焙焼施設、乾燥施設、炭化施設を備え、廃熱利用による4,050キロワットの発電システムや、地域へのエネルギー供給が可能なトランスヒートコンテナシステムを有する複合リサイクル施設です。資料10枚目が、RPF製造施設と言いまして、廃プラスチックと紙くずを混ぜ合わせた固形燃料を製造する施設です。真ん中のあたりに出てきている灰色のものがRPFだそうです。RPFは、燃焼率が高く、化石燃料の使用削減につながるそうです。次が炭化炉設備で、先ほどのエネルギープラザの内部になるところでございます。その次が堆肥化施設、堆肥、肥料ですね、堆肥化施設を外から見たところです。次のこのタンクが、メタン発酵によるバイオガス発電施設で、食品廃棄物や有機性汚泥からメタン発酵によってメタンガスを作成し、ガスエンジンによる高効率発電を行う施設。昨年11月に稼働したばかりで、一般家庭消費電力の5,000世帯分の電気を1年間供給することができるということです。次が先ほどの堆肥化施設入り口部分でございますが、イオングループと提携しておりまして、イオングループから出た食品廃棄物を強制発酵して堆肥化すると。そして、その堆肥はイオン農場で利用されて、また次の野菜の育成に使われるということでございます。最後が管理型最終処分場で、広大な敷地の中で最終的に無害化されたものが埋立処分されており、最終処分場まで備えていることが本当に素晴らしいなと思ったわけでございます。

香美市も非常にももちろん努力はしてくれておりまして、私が調べたところ、2015年度に7,687トンあったごみが、2021年度には7,315トンですので、2015年度と比較すると372トンも減少していることは素晴らしいと思います。さらに、生ごみ処理容器購入補助制度もつくってくれておりまして、これも素晴らしいことだと思います。

その上で、もう1段ステージを上げるために取り組めることはないかということで、一緒に考えていきたいと思っております。

①です。

まずは、香美市内の事業者、特にバリュー、マルナカ等に協力依頼し、包装ごみ削減に取り組めないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えします。

ごみのリサイクル促進のため、本市では素材に応じて分別された包装ごみをごみステーションで回収しております。プラスチック製の包装は、中身を取り出して水洗いをし

た後、プラスチック製容器包装として、紙製のものは雑がみとして、また、汚れているものは燃えるごみとして市民の皆様へ排出をお願いしております。

量販店等での包装ごみの削減は、ごみの発生を抑制する重要な取組であり、直接的にごみの削減に寄与します。各事業者は、この重要性を認識し、利用する市民の皆様のニーズも考慮しつつ、できる形を模索しながら取り組まれているとは思いますが、市としても、包装ごみの削減に向け、機会を捉えて協力をお願いしていきたくと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） 全国の自治体でも取り組んでおられることですが、ごみ削減のための5Rを表にしました（資料を示しながら説明）。リフューズ、ごみになる物を断る、リデュース、ごみを発生させない、リユース、物を繰り返し使う、リペア、物を修理して使う、リサイクル、資源として再生利用ということで、先ほどの三重中央開発などは、本当にこのリサイクルを徹底して進めているところだと思いますが、私個人としましては、2番目のリデュース、ごみを発生させないというところが非常に重要なポイントではないかと考えております。必ずと言っていいぐらい、スーパーとかで買いますと、こういうパックに入っているわけがございますね（資料を示しながら説明）。さらに、このパックには、半額とかのシールが貼り付けられてあって、このシールを剥がすのに非常に苦労していたら、あまり剥がさなくても大丈夫と言われましたけれども、とにかくこのパックや包装そのものを削減するという意味で、その量販店や事業者の方へお願いすることを、ぜひ進めていただきたいと思います。私には思っております。

今回、視察は実現しませんでした。私が前回も取り上げた岡山県総社市は先進的な取組で、ごみ削減を推進しつつあると考えております。

②の質問です。

総社市ではSOJAごみ減量サポーターを市が募集し、団体や個人とごみ減量化の取組を共有しています。本市でもこれに倣い、自治会、老人会、学校、PTA、企業、各種団体等に協力依頼をし、ごみの分別化と減量化をさらに進めることはできないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

議員に御提案いただきましたとおり、総社市では、市内でごみの減量に関心を持つ団体、グループ、個人などが、ごみに関する情報を市と共有し、ごみの減量やリサイクルを推進するための自主的な取組を行う、SOJAごみ減量サポーターの登録制度を設けております。この制度では、登録団体の同意を得て、市のウェブサイトへ登録名を掲載し、ごみの減量に対するアイデアや活動状況など、御報告いただいた内容を市の広報誌にて紹介するというすばらしい取組をされており、平成24年1月現在で20団体が登

録しているようです。

本市におきましても、市民の皆様からごみ減量化のアイデアを募集し、それを広報誌などで共有するといった検討を行いたいと考えております。

さらに、本年2月に開催しました「よってたかって生涯学習フォーラム」、また7月に開催しました「よってたかって香美市でエコ！」で行ったイベントにおきましても、来場者の皆様からごみの減量やエコ活動に関するアイデアを募集しておりますので、御家庭での実践に役立てていただけるよう、今後、市のウェブサイトなどに掲載する予定です。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） ぜひそういう取組を進めていっていただきたいと思います。

③です。

同じく、総社市では、生活用品交換銀行を市が主催し、家で不要になったものは譲ります、欲しいものは求めますに登録し、リユースを進めています。本市でもこの仕組みづくりができませんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） かねてより不要になった商品のリユースに関する要望もあり、市として交換の仕組みを検討しておりましたが、保管場所や人員確保の課題からも実現できておりませんでした。

今回、議員の御提案による総社市の方式は、無料での交換を原則とし、保管場所も不要とのことですので、今後実現に向けた研究を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） ぜひ研究していただいて、実現に向けてお願いします。

④へ行きます。

広報香美9月号に「雑がみの分別にご協力ください」の記事が出ておりました。これ自体は非常によいことだと思いますが、市民を動かすには至っていないのではないのでしょうか。私も持ってききましたけども（資料を示しながら説明）、雑がみは意外とたくさんで、いろいろな箱とか、ティッシュの箱とか、お菓子の外側とか、こういうのが雑がみに入るのだと思いますが、意外と雑がみはたくさん集まるなというのが実感です。

先ほどの総社市では、雑がみ2キログラムを窓口へ持っていくと、燃えるごみ用指定袋と交換してくれる仕組みになっています。本市でも、ペットボトルとアルミ缶はkamicaポイントになる取組をされておりますが、雑がみでも何らかの手だてができませんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） 今年度から、本市では雑がみの本格的な収集を始め、回

収方法はステーション方式を採用しております。雑がみは、紙類の収集日に合わせて、新聞・チラシ、段ボール、雑誌、牛乳パックを分別の上で、同時に回収しております。一方、議員御提案の総社市の取組は、雑がみの収集を拠点施設の窓口で行い、持ち込んだ量に応じてごみ袋との交換が可能な方式を採用しております。

紙類は、燃えるごみの約半分を占めるとも言われており、その資源回収の推進は非常に重要です。しかしながら、回収方法や保管場所、人員確保などに関する課題があり、また新たな経費を伴うことも想定されることから、雑がみの回収量の動向も踏まえ、慎重に判断していく必要があると考えております。

また、毎年2月に開催しております、よってたかって生涯学習フォーラムなどのイベント会場限定で、雑がみを持ち込んでいただくことにより、何らかの粗品提供や、k a m i c a ポイント付与といった手だてを講じることは、可能であると考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） ぜひ、市民の方が動き出す仕組みをつくっていただきたいと思います。最初に言い抜かりましたけれども、先ほど言われたように、非常に可燃ごみが多いということでございますので、二酸化炭素排出削減の観点からも、ぜひ取組をお願いします。

大きな3番へ移ります。香美市内校の校則見直しについてです。

文部科学省は、昨年12月、生徒指導提要进行を12年ぶりに改定しました。その中に子ども基本法が成立し、子供の権利擁護や、意見を表明する機会の確保等が法律上位置づけられました。例えば、校則の見直しをする際に、児童・生徒の意見を聴取する機会を設けたり、児童・生徒会等の場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けることが考えられると記述されています。これはまさに探究教育を推進している本市の方向性とも合致していると思います。

私が所属している高知県教育科学研究会という民間サークルで、5月14日に大東文化大学の山本宏樹先生を講師に、そもそも校則って何と題した学習会も開催し、香美市教育委員会の後援もいただき、ありがとうございました。

その流れの中で、香北中学校では生徒提案でポロシャツ制服が実現したと、7月13日付地元紙に載っておりました。

このような取組の拡大を願って、①です。

文部科学省の生徒指導提要进行は各校で周知されているか。特に、中学校では職員会、生徒会等で議論されているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 西山議員の御質問にお答えいたします。

12年ぶりに改訂されました生徒指導提要进行は、社会の変化、そして、子供たちの主体的な社会参画等への方向性をしっかりと見定めていく必要があることなどが、改訂の重

要なポイントとして記されております。

香美市におきましても、生徒指導提要につきましては、校内研修等で教職員への周知を行っております。校長会等でも複数回、生徒指導提要の大きく変わった点などにつきまして、共有させていただいております。

各校におきましては、生徒総会や生徒会活動などでこういったことを取り入れて、積極的に行っておると認識しております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） 香川大学の柳澤良明先生は、日常の学校生活の体験が、公共的なものへの関心や政治的なものへの参加意欲を喚起すると述べておられますので、この点でも校則見直しというようなことについては、ぜひ生徒参加を進めていただきたいと思います。

②の質問に移ります。

高知市教育委員会は校則見直しガイドラインを作成し、各校に下ろしています。本市で具体的な校則見直しの動きはありますか。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

各中学校におきまして、毎年2回程度、生徒総会を開催しております。その中で、アンケートや生徒の直接的な意見を踏まえ、校則の見直しを行っております。そういった取組が、先ほど議員からもお示しいただいた、香北中学校の制服見直し等につながっておるところでございます。

12年ぶりに改訂されました生徒指導提要におきましては、校則の見直しについては社会の変化や教育的意義を踏まえ、絶えず見直しを行うことと記されております。本市におきましては、一定の見直し等の取組が進んでおるところではございますけれども、なお、ガイドラインにつきましては、ホームページ上に見直しの経緯についても公表することなど、細かい記述もございますので、そういった点につきましては校長会とも協議をしながら、校則見直しガイドラインにつきましては今後策定の方角で進んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） ぜひ、その動きをつくり出していただきたいと思います。

③です。

特に、制服の在り方について、生徒も含めて議論されているでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

香北中学校、大柘中学校におきましては、生徒の意見を踏まえた議論を行い、見直しがなされたところでございます。今後、ジェンダーの観点から、香北中学校では、性別に分けた制服の在り方について再検討するとともに、鏡野中学校におきましても、制服の見直しの検討に着手しておるところでございます。その際、生徒の自主性を重んじ、生徒会を通じて主体的に協議が進むことを大切に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） 校則については、土佐弁で「言うたち無益」という言葉がございますが、そういうふうな感じに生徒がなれば逆効果ではないかと思っておりますので、ぜひ生徒たちの意見を生かす方向でやっていただきたいと思います。それで、自分たちが言ったことが実現すると、その生徒はやがて大人になって、自分たちの力でこの政治も変えられると、投票にも行こうという若者になっていくのではないかと期待しておりますので、その点でもぜひお願いします。

大きな4番に移ります。児童クラブの今後の在り方です。

香美市児童クラブは、来年度、契約更新時期となります。教育厚生常任委員会においても、昨年度より児童クラブについての勉強会を行ってきた経過があります。児童にとっても、保護者にとっても、よりよい児童クラブとなることを願っております。

運営の在り方については、設立当初より様々な意見があったと聞いております。現在香南市は、5クラブが直営で、2クラブが委託契約で運営中です。南国市は、全てのクラブが委託契約です。本来は旧野市町の5クラブのように、公設公営の直営方式が望ましいと考えていますが、いかがでございましょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 香美市放課後児童クラブは、平成31年4月1日から指定管理者制度を導入し、特定非営利活動法人かみっこベースが市内10か所の児童クラブの管理運営を行っており、令和5年度末で5年間の指定期間が満了します。

来年度以降の児童クラブの管理運営につきましては、前回同様に指定管理者制度を導入し、多様なサービスの提供と、今までにも増した効果的な運営が期待できる公募型プロポーザル方式を採用し、実施する予定となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） ぜひ健全な運営、そして安全性、それが確保できますようお願いして、私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本芳男君） 西山 潤君の質問が終わりました。

次に、10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 10番、比与森光俊です。通告に従い、一般質問を行います。

1項目、ヤングケアラー支援について、お尋ねいたします。

御存じのように、ヤングケアラーとは、本来大人が担うようなケアの責任を引き受け、家事や家族の世話や感情面のサポートなどを日常的に行っている、18歳未満の子供のことです。例えば、障害や病気のある家族に代わり、買い物や料理・掃除・洗濯などの家事を、また、障害や病気のある家族の身の回りの世話や看病・介護、そして、幼い弟や妹の世話などを行っている子供たちのことです。通学も含め、学業や友人関係などに影響や支障が出てしまうことがあるようです。

令和3年度の調査結果によりますと、世話をしている家族がいると回答したのは、小学生が6.5%、中学生が5.7%、高校2年生が4.1%となっています。

以上を述べまして、①です。

未成年、児童・生徒にとって日常生活が大変なヤングケアラーの実情がありますが、この現状に対する見解をお尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） お答えします。

子供がケアを担う背景には、ひとり親家庭や共働き世帯の増加、高齢化、地域のつながりの希薄化などから来る、地域力の低下、子供の貧困といった様々な要因があります。高齢化等によりケアを必要とする人が増加する一方で、労働市場での女性や高齢者の活躍がより一層広がり、大人が家庭にかけられる時間やエネルギーが減っていると思います。

また、家族によるケアを当たり前とする文化的背景もあり、ヤングケアラーとなった児童は、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、子供自身の育ちや教育に影響が出ていると認識しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） ②です。

先ほど述べました調査結果において、世話をしている家族がいると回答した小学生の71%、中学生の61.8%が、弟や妹の世話をしていると回答しています。世話をすることがつらくなければよいのですが、世話をしていることで自分自身の時間が取れないと回答した小学生が15.1%、中学生が2.1%となっています。通学に影響していないか心配するところです。

本市、小・中学校教職員の方々は、不登校児童・生徒への家庭訪問など、様々なサポートをされていますが、小・中学生ヤングケアラーの実態は掌握されているのか、お尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） お答えします。

ヤングケアラーについての調査内容については、議員が先ほどおっしゃったとおりの

数字が出ているということで、高知県におきましては、令和4年6月から7月にかけて、県内の特別支援学校を除く中・高生に対しての調査が実施されており、その調査後は四半期ごとに、要保護児童対策地域協議会から県へヤングケアラーの疑いのある家庭件数を報告しています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 香美市の実情として、数的なことは分かりませんか。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 調査の市町村別結果は公表していないということで、この場での答えは控えさせていただきますけれども、一番直近で、福祉事務所の要保護児童対策地域協議会から県へ疑いのあると思われる御家庭件数は、香美市で6世帯と報告しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） ③です。

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから、表面化しにくい構造になっています。社会的認知度が低く、支援が必要な子供がいても、子供自身や周囲の大人が気づきづらい部分もあります。また、ヤングケアラーに対する支援策や、支援につなぐための窓口が明確でないように思います。支援体制の在り方からの検討も必要ではないでしょうか。

厚生労働省、文部科学省の副大臣を共同議長とする、ヤングケアラー支援に向けた連携プロジェクトチームは、社会的認知度の向上を目指し、昨年度から3年間をヤングケアラー認知度向上の集中取組期間とし、社会全体の認知度調査に取り組んでいます。

高知県内におけるヤングケアラー実態調査は、先ほど県が推進しているということですが、都道府県は全部やっているようです。実態調査は、令和5年2月28日現在、県内では、土佐清水市、大豊町、四万十町の3市町の自治体のみです。県内自治体での取組はこれからだと思います。全ての自治体での取組が求められるのではないかと思います。

ヤングケアラーの支援体制を強化するための実態調査、また、福祉・介護・医療・教育などの関係機関職員が、ヤングケアラーについて学ぶための研修を実施する地方自治体に対し財政支援を行う、ヤングケアラー支援体制強化事業もあります。たしか3分の2が国の補助やったと思います。こうした財政支援を受け、一日も早く取り組むべき課題ではないかと思いますが、今後の対応をお尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） お答えします。

まず、香美市としての実態調査につきましては、昨年高知県による調査が実施されたばかりですので、今すぐに調査が必要であるとは考えておりません。その実態調査でも、正確な数字を把握できているかというところもございますので、直近では調査について検討はしておりません。

ヤングケアラー支援体制強化事業の実施についてですけれども、実施主体が都道府県、市町村とされておりまして、事業内容としましては、実態調査や関係機関等職員研修の実施、ヤングケアラー・コーディネーターの配置、相談支援体制の整備等となっております。

本事業の直接的な活用について、現状では考えておりませんが、高知県が実施する研修会への参加や、ケース検討に必要な場合には、高知県が設置するヤングケアラー・コーディネーターの派遣を依頼できるようになっておりますので、間接的な形で本事業を活用していく予定にしております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 間接的にということですけど、現実として市町村がこの問題に取り組み、調査をし、先ほど言いました、福祉・介護・医療・教育などの職員研修も自治体で今全国的に、急速ではないですけど、取組が進められているところです。現在、それぞれの都道府県が主体となってやっていると思いますけど、現実的に全国で130市町村中の高知県が3市町という現状にあるわけで、この辺も含めてお聞きしたいです。

初めに、現在ヤングケアラーに対する相談に来られたときに、相談窓口はどこになりますか、小学生、中学生のそういう困った家庭の相談が来たとき。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） ヤングケアラーについて御質問がありました。

ヤングケアラーの課題に関しましては、香美市としましても非常に重要な課題と認識しておりまして、香美市の場合は、窓口といいますよりも、それぞれで把握することが重要であると思っております。やはりヤングケアラーというところがなかなか世に出ない。また、子供たちにとっても、私が県議会で聞いたときには、なかなか自分の状況がヤングケアラーと言われるものではない、ある意味、当たり前とっていたりもするわけです。そういったことを、地域のつながりであるとか、また、いろいろな学校現場で把握したりであるとか、そういったいろいろな情報として上がってくるものと思っております。

そういった中で、香美市としてしっかり学んでいけるように、そして、家族をまずサポートしないと子供の学びにつながらないということでもありますので、しっかり子供が子供らしい、そして、幸せを感じられるような香美市であるために、いろいろ研究もしてまいりたいと思います。今、全然やっていないというわけではございません。しっ

かり県の事業も活用してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 市長にはこの後、今の言葉をお聞きしようと思っ
ていましたけど、答弁いただきましたので、次の質問に移ります。

2項目です。小・中学校の熱中症対策について、確認することも含め、お尋ねいた
します。

皆さんもテレビ、新聞報道で御存じのように、2学期がスタートして間もない、去
る8月22日正午前、北海道伊達市伊達小学校におきまして、4時間目のグラウンドでボ
ール投げの体育授業の後、グラウンドから校舎に戻る途中、2年生女子児童が倒れ、熱
中症とみられる症状で救急搬送され、その後死亡が確認されました。当時の伊達市は、
最高気温33.5度で、暑さ指数は32.3、環境省から運動の原則中止を呼びかける暑
さ指数の基準値31を超えていました。伊達市の小学校では、当面の間、屋外での体育
授業を中止しています。伊達市教育委員会は、翌23日の朝、臨時の校長会を開き、小
学校の不適切な対応を認めました。同日、伊達市の堀井市長は、ガイドラインは設けて
いて、それに則した対応をしていたということではあるが、こうした結果になったのは
十分な対応ができていなかったと認識していますと述べられました。担任・教職員の
方々もつらい思いをしていると思いますが、御家族の心中を察すると本当にかわいそう
でなりません。

以上を述べまして、児童生徒の健全な成長を願い、お尋ねいたします。

①です。

児童・生徒を熱中症から守るためのガイドラインは設けられているのでしょうか。設
けられているとは思いますが、確認させてください。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 比与森議員の御質問にお答えいたします。

本市といたしまして、現段階ではガイドラインを設けておりません。けれども、本年
度、複数回にわたり各校へ通知をいたしたところでございます。次年度以降も、本年度
同様の対策を取る必要性を強く感じておりますので、年度末までに作成する方向で準備
を進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） ガイドラインというのは、やっぱり文部科学省から、特
に強制でもないですけど、そういうたたき台というものはないですか。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 文部科学省や国の厚生労働省等の通知につきましては、ガ
イドラインよりも詳細な記述があるものが今回送られてきておりますので、それに基づ
きまして対応を行ってきたところでございますけれども、議員御指摘のとおり、やはり

ガイドラインを作成して、学校としっかり取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） よろしくお願ひします。中学生は自分の判断でそれぞれ体調管理もできるかと思ひますけど、亡くなられた小学2年生、本当に低学年の児童にとっては、もう先生に言われればそのまま頑張る子供が多いと思ひますので、その辺の配慮をぜひお願ひしたいと思ひます。

②です。

ガイドラインはどのように周知徹底されているのか、さっき聞きましたけど、よろしくお願ひします。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

比与森議員からございました、伊達市の子供さんのことにつきましては、私どもも非常にショックを受けました。事故の後すぐに学校とは連絡を取りまして、1学期等にも行ってきました熱中症対策につきましては、再度教職員全体でしっかりと確認をしていただきたいといった旨の、これは電話連絡を通じて行いました。

熱中症対策につきましては、国や県の通知文及び国から提供される参考資料に基づき、具体的対策につきまして、各学校へ都度都度周知をいたしました。全小・中学校では、暑さ指数計で暑さ指数を計測して、その指数に基づきまして屋外での活動を制限する等の判断をしております。28以上の指数になってまいりますと、各学校の地域状況にもよりますけれども、非常に厳しい状況がございますので、数値が出ましたら、その対応策が提示されておりますので、そのような対策を取っております。まずは屋外での活動を制限したり、子供たちにしっかりと休息を取らせたりというようなところでございます。また、小まめな水分補給や休憩を取るなどの熱中症対策を頻繁に、今年の夏は特に行いました。

夏休み明けの時期につきましては、子供たちが暑さや運動等に体が慣れていない場合が多くございます。従いまして、熱中症事故の発生リスクが高い時期であるため、特に小学校では、暑さ指数に応じて休み時間の外遊びを中止した事態もございました。こういった細心の注意を払い、対応を今も続けておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） その都度、適切な対応がされたと認識します。

それで、北海道伊達市のように33.5度、暑さ指数32.3、先ほど28が基準という答弁でしたけど、こういう気候の場合、本市では屋外での体育は中止と、環境省のほうでも暑さ指数32.3を超えると中止となっていますけど、こういう今回の北海道のような気温の場合、香美市では中止という確認をさせていただきます。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 環境省から提示されております指数を用いまして、校長会のほうでは、28は警戒になってまいりますけれども、もう30になれば即座に中止という確認をしております。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） こういった気候の場合の中止の判断、そして、決定権はもう全て校長先生にあるということでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） そうでございますけれども、私どものほうからも注意喚起を促すように、電話やメール等で都度都度お知らせをし、共有させていただくようにしております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） ③です。

図書室や理科室なども含め、市内小・中学校の全ての教室にエアコンが設置されているとの認識でよいのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 設置されております。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） ④です。

グラウンドでの体育授業ができない場合、体育館を使用することもあります。多額の費用を要するとは思いますが、移動式エアコンも含め、体育館へのエアコン設置を検討すべきではないかと思っております。

先日、テレビで、体育館を利用する地域のスポーツ競技を楽しむ方が、休憩時に移動式エアコンを利用する映像を見ました。その際、学校の体育時間休憩時に、移動式エアコンを利用すればといった言葉が記憶に残っています。固定されたエアコンで体育館全体の気温を下げることはすばらしいと思っておりますが、休憩時間を取り、移動式エアコンを活用すれば、十分熱中症対策になるのではないかと考えています。

一昨日、香美市内には、コロナ対策の補助金で、移動式エアコンを各校設置したというようなことも聞きましたけど、そのことも含め、生徒数にもよりますが、二、三台あれば運動した後の休憩、熱中症対策として最適ではないかと思っておりますけど、より多くの設置も含め、今後の対応をお尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

お尋ねは、新型コロナウイルス感染症対策事業による移動式エアコンとのことでございますけれども、令和2年度にスポットクーラー、これは冷風機となっておりますけ

れども、これを鏡野中学校に3台、そのほかの学校には1台設置しております。なお、鏡野中学校におきましては、アリーナにエアコンを設置して、体育の授業ですとか、部活を行う場所は確保しております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 小学校は1台ということですが、人数にもよりますが、これを2台、3台に増やすというような考えは、今のところないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

今年度の気温上昇は、これまでとは随分違ったものであることは、子供の命の安全を預かる者として、非常に危機感を持って日々心配しておったところでございます。

お尋ねの件に関しましても、予算が伴うことではございますけれども、実情に合わせて検討していく必要があるかと存じます。今お答えできるのはそこまででございます。以上でございます。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 分かりました。個人的に来年6月頃の気温を予言するとかなり暑いと思いますので、よろしくお願いします。

多額の費用ということがありましたので、ふるさと納税の活用はできないか、これは通告にはないので、お聞きいただきたいと思います。ふるさと納税のかがやきコース、未来を担う青少年の健全育成事業に該当しないかということです。

令和4年度のかがやきコース寄附額5,041万円、そのうち、バカロレア教育、新図書館のイベント、音楽祭で2,178万円を使っています。残りの2,863万円はまちづくり応援基金として残っています。このかがやきコースがうたっています、未来を担う青少年の健全育成事業として、熱中症対策に使いましたという報告は、納税者に本当に喜んでいただけるのではないかと感じるところです。

昨日の同僚議員の質問の中に防犯カメラの設置もございました。多額の費用ということもありましたが、防犯カメラについては以前自分も質問させていただいて、学校敷地外を映す分につきましては、県警が主導しています補助金で、今も必要などころには設置していただいているとは思いますが、校内、敷地内の児童・生徒の安全対策へのふるさと納税かがやきコースは、納税者に対して喜んでいただける使用方法だと思います。基金として残すことに反対ではありませんが、5,041万円寄附をされ、そのうち2,863万円が基金に回ることは、果たして納税者にお応えしているかなという疑問もあることから、この件についての答弁は必要ありませんが、ぜひ検討をよろしく願いしたいと思います。

⑤です。

先日、小学校の児童保護者から、わずか4日間かもしれませんが、熱中症対策として、

以前のように9月1日からの2学期スタートはできないかとの御意見をいただきました。間違っているかもしれませんが、私の記憶では、児童・生徒の学力向上のため、授業時間確保の点から、現在の8月28日からの2学期スタートになったように記憶しています。当時、ちょうど全国学力テストなどで、高知県の点数も低い時期ではなかったかなというふうにも思っています。

香南市の小学校では、昨年まで9月1日からの2学期でしたが、今年度から香美市と同じ8月28日から2学期がスタートしています。長期の休みから不登校や児童のつまずき防止に対応するための「ほっとスタート」との入野教育長の話でした。各校の保護者に相談し、保護者の賛同を得て8月28日から2年間の暫定でスタートしたとお聞きしました。

9月に入り、朝夕の涼しさ、気温の違いを感じるころです。熱中症対策に限定すれば、9月1日のスタートもありかなとも思います。2学期のスタート時期を教育委員会が児童・生徒のために判断すれば異論はありませんが、本市の目指すものは明確にすべきだと思います。本市の目指すもの、メリットをお尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

本市におきましては、やはり不登校児童・生徒の数が決して少なくないというところで、今年度も引き続き最重点課題として取り組んでおります。

夏季休業期間を8月26日に終了して、27日から2学期をスタートさせるというこの取組につきましては、長期休業明けの児童・生徒に、学校生活を緩やかにスタートさせてもらいたいというところを目的に、本市でも実施しております。

これは8月いっぱいということになりますけれども、第1週目は午前中のみの時間割を設定することにより、エアコンなどもフル稼働して、給食もしっかり食べていただいて、それからゆっくりと水分補給もしながら下校していただくという、緩やかな学校生活のスタートを切る大切な期間として捉えております。子供たちは、2週目以降の学校生活に柔軟に対応できておるのではないかと考えております。2学期はまた1年間で一番期間が長く、行事等も多く計画されている学期でもございます。今後も熱中症対策を講じながら、こういった点にも配慮しながら、しっかり教育活動を行ってまいりたいと存じております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

昼食のため暫時休憩いたします。

（午前 11時56分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 11番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は、住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう、丁寧な質問に努力いたします。率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、認知症に関して、介護保険制度について、物部町の市営住宅について、ザ・シックスダイアリーホテルかほくホテルアンドリゾートについて、地域日本語教室についての5項目をお伺いいたします。

初めに、認知症に関してお伺いいたします。

①です。

6月の国会で、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立しました。認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、基本理念には、全ての認知症の人が基本的人権を共有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることや、認知症の人への良質で適切な保健医療サービスや福祉サービスが切れ目なく提供されること、家族を初め、支援者への支援が適切に行われることなど、7項目が掲げられています。

この基本法の成立により、国や地方自治体は、基本理念に基づいてどのような取組をするのか、具体的な計画を策定することが求められていますが、この基本法に対する認識と本市の今後の進め方について、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） 山崎晃子議員の御質問にお答えいたします。

認知症基本法は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症政策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会、共生社会の実現を目的としております。その目的に向け、法の基本理念に基づき認知症施策を進めていくことが求められております。

本市もこれまで、認知症があっても、安心して自分らしく住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症支援事業に取り組んでおりまして、今後も継続して取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今後も継続して取り組んでいかれるということですが、私はこの認知症基本法ができたことで、今までは予防に重点が置かれていたと思うんです

けれども、この基本法が成立することによって、みんなで支え合っていくという共生に重点を置いたことと、それから、基本計画、対応等についても、認知症の方というか、当事者、それから家族などの意見を聞ける、そういう当事者や家族が基本計画などを立てるときに参加できることは、大変よいことではないかと、すごく評価しておるところなんですけれども、当事者や家族が今後意見を述べる、参加できるようなことも考えていかれるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） そのとおりでございます。御本人の人権尊重、そしてまた、認知症のことを皆様が理解できるような形で尊厳も大事にしていかなければいけませんので、今の認知症の事業を十分に継続して取り組んでいきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そうしますと、この認知症に関する対策等も含めて、第9期介護保険事業計画の中でそういったことをうたっていくということでしょうか。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

国からの指針でも、第9期介護保険事業計画の中で重要なポイントに入っておりますので、十分その点も含めて計画策定していきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

②の質問に移ります。

高齢化により要介護状態になるケースが増えてきますが、中でも深刻なのが認知症です。定期的に地域を訪問していると、体はお元気でも認知機能が低下してきた方が増えているのを肌で感じます。

厚生労働省によりますと、認知症の人は2020年が600万人で、2025年には700万人に達すると推定されています。これは、65歳以上の方の5人に1人に相当します。また、県内の認知症の人の数も、2035年には4万9,000人ほどになると推計されています。これは県民の十数人に1人という割合になると聞きました。このことは、私たちの誰もが認知症当事者、または介護する立場になる可能性があるということではないでしょうか。非常に心配な状態ですが、本市の状況をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

認知症高齢者の推移につきまして、香美市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画におきましては、平成27年が1,789人で令和元年が1,840人となっており、年々増加しております。

また、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、現在資料を策定中でございます

が、年々増加傾向となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 国で示していますように、本市でも増加傾向ということが分かりました。

それでは、③の質問に移ります。

先ほど増加傾向ということでお聞きしたわけですが、認知症を早期発見し、初期の段階で適切な治療に結びつけるなど、早期対応が大事であると聞きます。家族等と同居している場合は、いつもと違う変化に気づきやすいと思いますが、独居の方の場合は変化に気づかれないまま症状が進行している場合があります。

今後も独居世帯が増えてくると言われていますので、こうした方々に適切な支援をしていく必要があると思います。本市の取組、対応等についてお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

認知症の初期対応につきましては、主に診断のための受診や必要なサービス利用等についての支援を行っております。独居の場合に特別な対応を行うことはございませんが、一人暮らしで閉じこもりがちの場合などは、生活に困難が出ていることに気づくのが遅れてしまうことがあるかと思っております。

認知症の早期発見、早期対応につきましては、市民の皆様に認知症についての知識と理解を深めていただきまして、地域での見守りの大切さ、御本人や御家族、御近所などから、地域包括センターや社会福祉協議会等に気軽に御相談いただけるよう、啓発を今行っているところでございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 啓発を行っているとお聞きしたんですけれども、具体的にはどういった啓発をされていますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

認知症サポーター養成講座とか、ほかにも研修会とか講習会とか、社会福祉協議会にも委託しておりますが、そういった啓発事業を行っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 気づきがすごく大事だということで、特に、一人暮らしの方などはなかなか気づかれないままで、ほかの人と話をするときにはすごくそんなことがない感じで話をしますよね、初期の段階は、あれっと思ってもちょうと対応できる状況ですが、家の中に帰っていけばそうでもないことがありますので、なかなか最

初が見分けにくいとか、気づきにくいところがありますので、そのあたりはもうどこまで踏み込んでいけばいいのか、地域の方なんかにもそういう思いがありますので、そこを上手に気づいて、必要な支援に結びつけていくということが、すごく大事になると思います。特に、一人暮らしの方に関してはそのあたりを啓発しながら、十分対応できるようにしていただきたいと思います。

それでは、④の質問に移ります。

独居の方で、認知機能の低下によりごみの片づけ等ができず、物が散乱しているケースがあります。このようなことにならないよう、ひどくなる前に早めの対応ができないかとの声を聞きました。最終的には訪問介護サービスの利用に結びつくことになると思いますが、ひどくなる前の対応として、市としての手だてはないのか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

ごみの片づけなどにつきましては、介護保険サービスを紹介いたしまして、訪問介護、ホームヘルプサービスを御利用していただいております。

高齢者の総合相談窓口につきましては、地域包括支援センターが担っておりまして、令和4年度は、電話、訪問、来所による相談を月平均で約600件ほど受けている状況でございます。相談窓口を周知し、早めの相談を呼びかけることや、民生委員や関係機関と連携した見守りによりまして、認知症により支援を必要とされている方の早期発見、早期支援につなげていきます。

引き続き、先ほども申しましたが、香美市の認知症支援ガイドブックや、また介護予防講座など、それから、講演会などを通じて、本人や家族、地域の方に向けた認知症の啓発に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そうしますと、こういう場合に一緒に掃除をすることとかいうような具体的な何かの手だては、もう介護保険での対応しかないということですか。手前にそれを発見した場合、市で一緒に片づけをすることか、市とか社会福祉協議会ということにもなろうかと思っておりますけれども、そういった体制はあるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

介護認定をまだ受けていない方につきましては、自費のホームヘルプサービスもごさいますし、あと、シルバー人材センターでも、庭の草引きとか、剪定、ごみ出しとかも、シルバー人材センターのほうでも請け負ってやっております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そういふところもあろうかと思っておりますけれども、緊急の場

合は、やはり市が社会福祉協議会と連携して、早めの介入ということも場合によっては出てくると思いますので、そのあたりはケース・バイ・ケースで対応していただきたいと思います。

それと、相談窓口は地域包括支援センターとお聞きしたがですけれども、この前の高齢者アンケートでは、まだまだ地域包括支援センター相談窓口が知られていないという結果が出ておったようですので、そうした窓口の啓発も引き続きしていただきたいと思っています。

それでは、⑤の質問に移ります。

警視庁のまとめによりますと、昨年認知症が原因で行方不明になった人は1万8,709人だということです。統計をとり始めた2021年からほぼ倍増しているそうです。この中で、一昨年以前の不明者を含めると491人が亡くなっていると聞きました。

認知症の人が安全で安心して外出できるように、地域の方々や商店街、交通機関などとも連携した支援体制を整備していくことが重要です。本市の現状をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

認知症の方が安全で安心して外出できるためには、早期診断・早期対応により適切なサービスを利用しながら生活していただくことはもちろんでございますが、地域において認知症への理解を深められるよう、香美市認知症支援ガイドブックの配布や講演会等を通じて啓発を行っております。

また、令和4年度からは、市内の企業等に御協力いただきまして、地域の見守り支援体制の整備に取り組んでおります。現在12社、金融機関とか高知新聞の販売所等に協力企業として登録いただいております。

今後も、協力企業や民生委員などを初めとした地域住民との連携を強化し、認知症の方など支援の必要な住民の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 見守り支援体制は昨年度から取組を進めているということですが、今はメンバーとしてどういう形になっていますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

見守り協力企業につきましては、金融機関とか、葬儀社、高知新聞、あと一般の民間企業等もございます。何か見守りをしていて、独居老人とか、認知症とか、いろんな早期発見があった場合につきましては、地域包括支援センターのほうに相談や報告をしていただくような形になっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そうしたら、何かあったときに相談ということになるので、年1回情報交換をすることはしていないということですかね。この見守り支援体制は、企業とかも入って、もちろん民生委員やケアマネジャーとか、あるいは認知症サポーターの方とか、そういった大きな仕組みの中でネットワークをつくっていくことも必要ではないかと思うんです。ただ協力相談窓口として連絡してくださいねということだけではなくて、その中で情報交換は行われているのか、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） 年に何回とかは決まっておりますが、例えば講演会とか、それからサポーター養成講座とか、いろんな研修に来ていただいたときに企業にもお話を聞いたりとか、サポーターのほうからこういう変わったことがあったとか、そういう情報交換はできていると思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） これはすごく大事なことなんです。認知症の方は、皆さんがそうということではないんですけれども、どうしても外出をされる方が出てきます。いろんな目的があつて外出すると思うのですが、おうちに帰ってくればいいんですけれども、不幸な状況もあつたりしますので、この見守りネットワークはすごく大事でして、近所の人、顔見知りの方で声をかけ合つて、どこに行くんですかというふうな声かけもしながら、不幸なことにならないように体制を整えていくことが、非常に大事になってきますので、この点についても引き続き、見守りネットワークがずっと香美市内全域で広がっていくような形で、取り組んでいただきたいと思います。

それでは、⑥の質問に移ります。

認知症になったら何もできなくなる、認知症は恥ずかしいことという誤解・偏見も少なくありません。このことは、当事者や家族を苦しめ、孤立させてしまうことにもつながります。認知症に対しての正しい知識を持ち、理解を深めていただくためには、認知症サポーター養成などの普及啓発事業にも継続して取り組む必要があると考えます。本市の状況をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

地域において認知症の正しい知識と理解が広がることは、認知症の方にとって住みよいまちづくりにもつながり、その観点からも認知症サポーター養成講座を初めとする普及啓発事業の実施は、とても重要だと考えております。

本市では、平成18年度から認知症サポーター養成講座を実施しておりまして、これまでに2,417の方が受講しております。新型コロナが流行しいたしました令和2年度、令和3年度は、この養成講座の実施を見合わせておりましたが、令和4年度より再開しております。今年度も市民を対象に実施を予定しているということでございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） これは非常に大事なことです。正しい知識・理解を深めていくということで、すごく大事なことですけれども、2,417人は、現在市で把握している数だと思うんですけど、ちょっと私は少ないと思います。これをどんどん広げていかないといけないと思いますけれども、学校とかそういうところでの、こうした養成講座はどういう状況になっていますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

令和元年度以前でございますが、小・中・高でも開催しております。大栃中学校、鏡野中学校、香北中学校、大宮小学校、山田高校などで開催しております。また、市役所、それから市議会、警察署でも開催をしております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 学校でも取り組んで、私も大栃中学校で実施したときには参加させていただいたんですけども、子供たちにも理解していただくということも非常に大事になってきます。

それで、市役所でも取組をされたということですが、新しい職員も入ってきていますし、当然、市長も養成講座は受けられているかとは思いますが、認知症に対する知識を広げていくことが非常に大事なわけですが、市長に見解をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、お恥ずかしながら、私自身が認知症サポーター養成講座を受けてございません。ただ、認知症に関しましては、これまでもいろいろな取組、県での取組も見させていただきましたし、先ほどお話がありましたとおり、学校現場も含めて世代を超えてやらなければならないと思っております。市役所でもこれまでもやってきた実績があるとお聞きしましたので、できるだけこういった知識を香美市民に広げていけるように、私自身も努力してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ぜひ知識を広げていただいて、認知症になっても住み慣れた香美市で安心して暮らしていける地域づくりというか、そういった社会、地域になっていただきたいと思いますので、市長を先頭に、よろしくお伺いしたいと思います。

それでは、大きな2番の質問に移ります。介護保険制度について、お伺いいたします。

①です。

介護保険制度は、改定されるたびに使い勝手が悪くなっています。厚生労働省は、昨

年、社会保障審議会介護保険部会に、利用料の2割負担の対象拡大や保険料の負担増を提案しました。結論は先送りされていましたが、7月から議論を再開し、2024年度の制度改定に向けて、今年度末までに結論を出す構えです。原則1割負担となっていた利用料は、現在、一定所得以上の世帯を対象に、2015年度に2割負担、2018年度には3割負担になっています。例えば要介護2の場合、現在支給限度額が19万7,050円になっていますので、その1割負担が1万9,705円、これが2割になりますと倍になるということで、年間約24万円ほどの負担増になります。

通所の場合は、このサービス利用料のほかに昼食代が個人負担になってきますので、思った以上に負担が重くなります。このように負担増が進むと、利用者の利用控えに拍車がかかって重度化したり、介護する人の負担が重くなってしまうものと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 高齡介護課長、中山繁美さん。

○高齡介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

令和6年度の介護報酬改定につきましては、診療報酬及び障害福祉サービス等報酬の同時改定になるとともに、医療と介護に関わる関連制度の一体改革にとって大きな節目であることから、今後の医療及び介護サービスの提供体制確保に向け、国が検討している最中ございまして、報酬の告示につきましては、今年度末が予定されているため、市としてもその動向を注視しながら、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定を予定しております。

本市の見解といたしましては、高齢者の方々が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら、国におきまして検討を行っていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 介護報酬はこれからですけれども、やはり負担が重くなって利用できないために重度化することのないように、また香美市においても注意を払って、あと動向を見てもらいたいと思います。

それでは、②の質問に移ります。

厚生労働省が発表した国民生活基礎調査では、要介護者とそれを支える家族が同居している世帯のうち、要介護者・家族とも65歳以上の世帯の老老介護の割合が、過去最高の63.5%となりました。75歳以上同士も35.7%と、ここ20年でほぼ倍増しています。介護を受ける側から見た主な介護者は、同居している家族等が45.9%、別居の家族等が11.8%で、事業者は15.7%となっています。同居、別居とも主な介護者の7割を女性が占め、介護が女性の負担となっていることを改めて裏づけています。

同居者の介護時間は、要介護度が重くなるほど長くなっており、要介護3以上では、

ほとんど終日との回答が多くなっています。このことは、介護者の健康や精神に深刻な負荷を与えています。老老介護が調査のたびに深刻化するのには、家族がいることを前提に設計された介護保険制度になっているからではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

介護保険制度導入の背景には、高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護ニーズが高まる一方で、核家族化の進行、介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきました家族をめぐる状況が変化し、従来の老人福祉・老人医療制度による対応での限界を迎え、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして介護保険が創設された経緯を踏まえ、今の現状を予測した制度設計であると考えております。

ただし、介護サービスの利用状況につきましては、女性に比べ男性高齢者の利用率が低く、結果として、同居する妻が主な介護者となっている高齢者世帯が多い現状もありますので、男性の介護サービス利用促進につきましては、今後検討課題であると考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 予測した制度設計と言われましたけれども、この介護保険制度がスタートしたときと比べますと、かなり後退してるわけです。それは、この制度を維持するためにどんどん削られて、後退してきているということです。社会全体で支えようということで介護保険制度がスタートしたんですけれども、果たしてそういうふうになっているのでしょうか。この老老介護割合が増えていることを見ますと、決してそういうふうにはなっていないと思います。

そして、また、国は、今後在宅介護を推進しています。でも、在宅介護をするには、家族の介護者なしでは実現できないんです。私も実際10年余り、在宅介護をしてきましたけれども、介護保険制度はそれを支えるものとなっていないと私は感じておりますので、その点でも、この介護保険制度が本当に在宅を支えるものになっているかというところは、再度、これが予測した制度設計にはなっていないと申し上げておきたいと思っております。自分が介護をしてきた実態の中からそう感じておりますので、そのことを申し上げておきたいと思っております。

それでは、③の質問に移ります。

2025年には団塊の世代が75歳となり、介護保険サービスの需要もますます増えてくるのではないかと思います。介護保険料は見直しのたびに値上がりし、今後どれぐらいになるのか、高い介護保険料を払い続け、いざ介護が必要になったとき、本当に介護サービスが利用できるようになるのかと危惧する声を聞きます。見解をお聞かせくだ

さい。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

介護が必要になったときに必要なサービスが提供できるよう、介護サービス基盤の計画的な整備や、また介護人材確保及び介護現場の生産性向上につきまして、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定の際に検討するとともに、サービス利用に対する不安を少しでも減らせるよう、介護保険制度全般について高齢者やその家族に理解してもらえるような制度の周知と普及に取り組みたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 先日、私は住民の方々と介護保険制度について勉強する機会をいただきまして、この第8期介護保険事業計画のパンフレットを基に学習したわけですが。その中で、大変介護保険制度については、関心の高いお声をいただいたがですけれども、この質問にもありますように、介護保険料はどんどん上がってきていますので、これを払い続けて、いざ介護が必要になったときに、本当に私たちは介護サービスを利用できるようになるのか。今ヘルパー不足も言われています、ヘルパーがいなくて介護事業所を閉じたとか、それからまた利用抑制、制度当初は例えば特別養護老人ホームであれば要介護1から入所できたわけですがけれども、今は原則要介護3になっております。要支援1の方も介護保険サービス利用ができましたけれども、今は総合事業に移されるという形でどんどん後退している中で、介護保険料だけ払って、本当に必要になったときには、サービスが利用できなくなるんじゃないかという不安の声をお聞きしたわけですが。

ヘルパーがない、それから、ケアマネジャーが不足している事態も、新聞の報道にもあったかと思うんですけど、こうした状況も含めて、本当にこの介護サービスが利用できる、介護保険料を払っても利用できるサービスというか、そういう制度になっていかなければならないと思うんですけど、この点についての見解をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

ホームヘルパーが不在になったら困るというお声でございますが、人材確保におきましては、国施策の重要なポイントとなっておりますので、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定する上で検討していきたいと考えております。

また、介護人材の連絡協議会へも参加しておりますので、県や高知市などを含め、近隣市町村と共同して検討していくことを考えております。

また、本市の独自施策といたしまして、昨年度から介護人材確保支援事業助成金事業を実施しており、ホームヘルパー初任者研修受講費用を助成しております。昨年度は1事業所2人の方に、この助成をしております。また、9月8日に実施いたしましたキャ

リアチャレンジデイには、香北中学校では介護職の内容について、香美市社会福祉協議会ではヘルパーステーション八王子に講義してもらおうなど、若い世代への普及啓発も進めております。いろいろ活発な御質問も出ましたので、未来の介護人材が育ってくれることを願っております。

市民が介護サービス面におきまして不安が起こらないように、要支援、要介護者の全ての方が介護度に応じ必要なサービスが受けられるように、介護保険サービスの充実を今後も努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 分かりました。第9期計画がこれからということですので、また見せていただきたいと思います。

それでは、大きな3番の質問に移ります。物部町の市営住宅について、お伺いいたします。

①です。

三笠団地の3室は長年空き室となっています。庭や玄関周りは夏になると雑草が生え、つるが木に巻きついたりしています。現在は物部支所の職員が草刈りを行っていますが、またすぐに伸びてくる状況で御苦労されていることと思います。このような状況では、入居希望者もいないのではないかと心配する声もあります。この問題は、以前に取り上げさせていただいた際に、防草シートを貼るとか、舗装するとかできないかと提案しました。そのときの答弁では、草刈りをするということでした。草が小さいときから再々刈ったり、引いたりすればいいのですが、支所もなかなか手が回らないのが実情ではないでしょうか。

そこで、再度提案させていただきますが、防草シート、または舗装、砂利を敷くなど、もともと砂利は敷いていたようではすけれども、対策を再検討することはできないでしょうか、見解をお聞かせください。

資料として、タブレットに写真を載せております。1枚目は駐車場側から見たもの、2枚目が正面、3枚目の庭にはこんなに草が生えています。4枚目もそうですけれども、前に目隠しになる木を植えていたと思うんですけれども、木があつたりなかつたりと枯れた感じになっています。それで、5枚目は、フジカズラが木に巻きついて伸びてきている状態です。それから、庭と最後は玄関回りということで、写真を載せさせていただきました。今年はすごく雨が降ったので、草の伸びも非常に早かったのではないかとと思うんですけれども、これに対する対応をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡 亮君。

○物部支所長（片岡 亮君） お答えします。

現在、支所職員により年間3回草刈りを実施しております。今のところ防草シートは使用しておりませんが、今後、費用対効果を検証したいと考えております。

また、舗装とか砂利を敷くという御提案をいただきましたけれども、庭つき住宅の庭の利用法として、入居者が植物を植えることも想定されます。ほかの住宅でも、庭を舗装、または砂利を敷くということはされておられません。したがって、舗装や砂利を敷くことは適さないと考えております。ただし、庭以外の玄関前や通路の部分については、検討の余地があると考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 費用対効果を見てということで、ぜひ検討してください。

確かに庭つき住宅にはお花を植えたいという方もおいでますので、それはよく理解いたしました。それ以外の部分においては検討していただけるということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、②の質問に移ります。

物部町の市営住宅には空き室があり、随時募集をしている住宅があります。先ほど取り上げた三笠団地は長年空き室となっています。このような空き住宅はほかにもあると思いますが、定期的に室内の空気の入替えするなど、きちんと管理をされているのか気がかりです。人が住まなくなった住宅は傷みが早いと言われていますが、長年空き室となっている状況をどのように考えておられるのでしょうか、認識をお伺ひいたします。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 長期間空室となっている住宅につきましては、やはり室内の空気の入替えであったり、水回りのチェックといった定期的なメンテナンスを行わないと、かびの発生であるとか、あと臭気の発生など、不具合につながることは認識しております。

そういったことから、室内の空気の入替えにつきましては、除湿剤の定期交換時であるとか、消防設備の定期点検時など、おおむね年に2回程度は行っております。しかしながら、現状未実施の住宅も一部ございまして、今後の取扱いにつきましては、内容であるとか頻度等も含めて検討しまして、改善につなげていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 閉めたままということは、非常に住宅にとってはよくないわけです。ずっと空き室状態が続くことは、これは市民の財産でもありますので、適切に管理していただいて活用していくことが非常に大事になってきますので、そのあたりはもう一度ちゃんとチェックをし直して、いい状態で受入れができるような形を整えていただきたいと思います。

それでは、③の質問に移ります。

市営住宅については、条例等で入居要件が定められていることは承知していますが、物部町という条件不利地域を考えた場合、入居しやすいように入居要件を見直すことも必要ではないでしょうか。空き室が続いているということでの質問になりますけれども、

見解をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 市営住宅の入居要件につきましては、公営住宅法に基づき、香美市営住宅条例により規定されております。要件の見直しにつきましては、見直しによって公営住宅本来の趣旨であります、低額所得者かつ住宅困窮者に対する住宅の提供に影響を及ぼすといったことへの懸念もございまして、慎重な取扱いが必要と思われれます。

今後、地域の条件が類似しております他の自治体の取扱い等も参考にいたしまして、要件の見直しにつきましては、必要性であるとか、その可能性について研究していきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 研究してくださるといふ御答弁をいただきました。長年空いている住宅を見るのは本当に忍びないです。特に、三笠団地は草もぼうぼう生えて、もう何とも悲しい思いがするわけです。住民の方も、こんな空いたまま置いちゃかずに、何かもうちょっと人が来てくれたら香美市にもいいんじゃないかという思いでいますので、ぜひ、条件等の見直しについては研究していただきたいと思います。市長にこの点をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほど課長から答弁させていただいたとおりであります、物部地域の活性化に取り組むことにつきましては、議会でもお話しさせていただいておりでありますし、また、先ほど答弁させていただいたように、他の自治体も参考にさせていただきながら、しっかり物部地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） よろしくお伺いいたします。

それでは、大きな4番の質問に移ります。ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートについて、お伺いいたします。

①です。

ピースフルセレネが、ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートとしてリニューアルオープンして5年が経過しました。アンパンマンミュージアムのそばにある宿泊施設として、宿泊した子供たちに喜んでもらえるよう、客室などをアンパンマン仕様に変更し、多くの予算をかけてリニューアルしました。これまでの改修費と、今回の改修費等を含めた総額をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） 平成28年度から平成29年度にかけて実施したホテルの改修事業が約1億9,200万円で、今年度は大浴場改修工事を約4,600万円

で実施したいと考えております。

また、平成30年度から令和4年度までに実施した修繕や工事につきましては、ボイラー設備改修、高圧引込みケーブル取替え、ろ過タンク取替え、井水給水加圧ポンプ取替え、エレベーター修繕など、全部で18件、約1,500万円となり、総額で約2億5,300万円となっております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 大きな工事としては、最初の改修と、浴室がアンパンマン仕様のものになってくるかと思うんですけども、2億5,300万円ほどかかったということですが、昨日同僚議員の質問がありまして、屋根の工事も必要になるかと思いますが、今後、大きな改修ということでは、何か計画はあるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） 現時点では、そういった大きな改修等は予定しておりません。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そうしたら、アンパンマン仕様に関わるようなものは、もうこれで終わったという理解でよろしいでしょうか。

②の質問に移ります。

利用状況についてですが、ピースフルセレネ時代の平成25年が2,716人、平成26年が2,508人、ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートとなつてからは、平成元年が4,323人、令和2年は2,454人、令和3年は2,367人、令和4年度は4月から12月までで2,969人で、この間、コロナによる集客減はありましたが、高単価にもかかわらず、多くの方が利用されているとお聞きしました。

ホテルは大浴場を除けば高評価を得ているとも聞いていますが、時期により単価設定が異なるため、利用人数だけでは運営状況が把握できません。昨年度までの経営上状況と今後の見通しについて、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） ホテルオープン2年目に当たる令和元年度には黒字化を図りましたが、その後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度と令和3年度は営業利益段階で大きく赤字化いたしております。令和4年度も引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響が残る環境下ではあったものの、営業利益段階における赤字額はわずかにまで圧縮でき、また資金繰りの指標となるキャッシュフローは黒字化に至っております。

今年度も、電気代を初め物価高騰の影響を受け、厳しい収益環境が続いておりますが、営業利益段階での黒字化に向けて取り組んでいるところと聞いております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） コロナがあって大変厳しいというのはどこも同じだと思うんですけども、今後の見通し的にはどうでしょうか。前にお聞きしたときには、このホテルは国道195号沿線で中心地から離れている立地上、通りすがりに泊まろうというホテルではなく目的を持って来る場所、また、親子連れをターゲットとした施設ということで、主には週末とか、ゴールデンウィークとか、夏休みとかがかき入れ時になってこよいかと思うんですけども、今後についてはどういう見通しを立てているんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） 先ほど申し上げましたとおり、今年度は大浴場の改修工事を行いまして、今まではやはり評価の中でお風呂が一番低くなっておりましてので大浴場を改修し、アンパンマンの絵本の世界をそこへ再現することで評価が高まり、ホテル全体の付加価値も上がってくると思いますので、今まで以上に、ハイシーズンはもちろんですが、それ以外のシーズンにおいても集客が見込めるのではないかと考えております。それによって、経営も黒字化に向けて進んでいくのではないかと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） お風呂ができれば、評価も上がって人もどんどん来るようになってほしいと思いますが、また、今後の状況を見せたいと思います。

それでは、③の質問に移ります。

市民の方々から、多くの税金を使って改修したのに、香美市民が利用することがないのはおかしいのではないかと、市民も利用できるような、地域に親しまれる施設にすべきではないかなどの根強い不満の声もあるのは事実です。オープン当初はランチなども行っていました、いつの間にか中止になり、市民が気軽に施設を利用する機会がなくなりました。本年度は大浴場もアンパンマン仕様に改修することになっています。私は予算審議のときに、多くの税金をかけてリニューアルした施設が、地域の皆さんに愛され、喜ばれ、貢献する施設であってほしいとの思いから、市民への還元策を検討するよう求めてきましたが、その後の協議等はどのようになっているのでしょうか、状況をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） 市民の方にも宿泊していただけるよう、9月1日から、香美市在住者限定の割安プランを提供しております。

また、大浴場改修工事完了後に、地元の保育園児などを招いての見学会が開催できないか、ホテル側と現在調整しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ホテルの割引が9月1日からと言いましたか、昨日も答弁があったかと思うんですけれども、そういたしますと、香美市民ではどれぐらいの方が実際利用されているのでしょうか。昨日もありましたけれども、市民の方がなかなかホテルを利用するのは少ないのじゃないかとも思うし、一番やっぱり気軽に施設を利用するというのは、あそこのホテルで言ったら昼食とかですよ。そういうランチ、あるいはあそこはピザ釜もあったと思うんですけれども、あれを使って何か提供することなんかもできるんじゃないかと思うんですけれども、そういった還元策は考えていないのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） ランチについては以前からもお話をいただいておりますが、再開については指定管理者の経営状況にもよるところもあり、まだ協議が行われておりませんが、今回議員からも御指摘をいただいておりますので、少しでもランチを提供できる体制がとれないか、また指定管理者と協議を進めていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 6月20日付の地元紙に「とさビズ」というコーナーがありまして、それが大変目に留まったわけなんですけれども「住民と地域売り出す」ということで、オーベルジュ土佐山の副支配人、土井芳久さんの記事が出ているんですけれども、そこを読ませていただきます。

鏡川の支流沿い。山に囲まれた温泉宿泊施設は旧土佐山村が整備し、オリエントホテル工事が指定管理者を担う。飲食店から転職して15年、フロントや配膳など業務全般に携わる。日常離れてのんびり過ごしてもらおうと、客室にテレビや時計はあえて置かない。夜は満天の星が癒してくれる。自身も10年ほど前に、家族で高知市中心部から土佐山に住まいを移した。「自然の中で子育てできるのはいい。川で泳いだり、山菜を取ったりで満喫しています」もとより、公的施設の使命は地域の活性化だ。料理に地元のショウガやユズを使うほか、ホームページで住民活動やイベント情報を発信する。ホテルというより地域を売り出す姿勢で「神社の奇祭や嫁石の巨岩などは、まだあまり知られていない」とPRに意欲を見せる。従業員は祭りの運営に参加し、住民との協力関係を築いてきた。現在は7月の開業25周年に合わせ、住民の宿泊体験を企画。「土佐山あってこそその施設。住民と一緒に自然体験やツアーも企画し、波及効果を広げたい」

こういう記事の内容なんですね。ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートだけが公的な施設ではないので、これに限ってということではないんですけれども、こうした姿勢がすごく大事ではないかと感じます。今御紹介させていただいたことに関して、何か思いとか、見解をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） ホテルに対しまして、地域に溶け込むホテルにとい

うことで、以前からやはりあそこのホテルだけが少し孤立して、何をやっているホテルか分からないというような御意見もいただきましたので、なるべく地域に溶け込んで、地域と一緒に歩んでいけるホテルを目指して頑張ってくださいように、一緒に協議をしております。

現在は、ホテルのホームページを見ていただくと、地域のいろんな施設紹介とかも積極的に載せていただいておりますし、食材についても地域のをいろいろ使っておりますので、ホテルのほうも、香美市、特に香北町美良布を宣伝していけるように、頑張ってくださいしていると私は認識しております。

ただ、地域住民の宿泊につきましては、やはりスケジュールとかいろんな協議がございますので、先ほど山崎議員から御紹介していただいた記事とかも参考にしながら、こういったこともやっていくことを地域へ還元していく方法であると、話していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後の5番の質問に移ります。地域日本語教室について、お伺ひいたします。

少子高齢化が進む中、近年、農業や介護などの担い手として、外国人労働者の就労が増えてきていると聞きます。高知県の外国籍住民の数は、全国の中では少ないほうですが、2022年には5,000人を超えたと聞きました。しかし、技能実習生などの形で就労している外国人のほとんどが、地域の日本人コミュニティと接点がないのではないのでしょうか。そうした外国籍住民の増加を背景に、2019年に日本語教育の推進に関する法律が成立しました。

本市でも、外国の方がネギやニラ農家などに就労している場面を見かけますが、本市在留外国人の数と、日本語教育推進法についての認識をお伺ひいたします。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 香美市の在留外国人数は、9月1日現在で422人です。

日本語教育推進法については、先日、定住推進課に県の文化国際課の方が、高知県における地域日本語教室開設支援についての説明においでいただいたそうで、その際の資料が私の手元にあります。その中で一番気がついたのですけれども、県下で在留外国人が80人以上いる15市町村の中で、香美市を含んだ3団体が日本語教室を開設していないことが分かりました。そのようなことで認識しております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 422人といいますと、これは結構県下の中では多い人数だということで、分かりました。

それでは、②の質問に移ります。

日本語教育推進法の成立により、地域日本語教育の体制づくりは都道府県の責務となりました。このことから、県は2021年度に日本語教育の推進に関する基本的方針を策定しています。そして、2022年度から県内の地域日本語教室の拡充に取り組んできました。令和5年4月時点では、高知市、室戸市、南国市、土佐市、須崎市、土佐清水市、四万十市、香南市、日高村、黒潮町の10市町村に地域日本語教室があり、本年度、安芸市、芸西村が開設予定と聞きました。

先ほど、外国人の数が結構多いとお聞きいたしましたので、本市でも地域日本語教室に取り組む必要があるのではないかと思うところです。取組状況をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 現在、生涯学習振興課には該当する事業はございません。これからは、先ほど言いました県の文化国際課の御協力をいただきながら、まずは在留外国人の皆様へのニーズ調査から始めなければいけないと考えております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 実際行うとしたら、日本語教育のコーディネーター派遣なんかしてもらえるようになっていたかと思うんですけども、ニーズ調査を始めるということですが、具体的にはどういうスケジュール感というか、開設の方向と受け取ってもよろしいでしょうか、もう一度確認いたします。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 日本語教室が必要であるかということなども聞きたいですし、香美市で快適に暮らしていただきたいという目的もありますので、お困り事とかないですかみたいなことも一緒にニーズ調査したいと考えております。

スケジュールとしましては、本年度は特に予算化しておりませんので、ニーズ調査の予算などをまた要求していきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今から始めるということですが、やはりここでも共生社会ということが出てくると思うんです。外国人と日本人の共生、また住民との交流とか、居場所づくりに関わってくるかと思いますので、ニーズ調査をしていただいて、また先に進めていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 山崎晃子さんの質問が終わりました。

次に、2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 2番、市民クラブの公文直樹です。議長より許可をいただきましたので、一問一答方式により、通告書に従い2点質問いたします。よろしく願いいたします。

質問事項1つ目は、特認校就学及び市内進学奨励金制度（仮称）の創設についてです。

依光市長は、地元進学について、6月定例会議でもお考えを示され、今期定例会議冒頭の御挨拶の中では、市長部局の教育大綱を作成するとの御発言がありました。また、昨日には、西村議員より質問があった、新たな教育支援策に関する御答弁においても、多様な使い方ができて、納税いただいている皆さんに納得してもらえるような制度設計を考えたいといった旨の御発言がありました。

一方で、県は中山間地域再興ビジョンの骨格案として、地元高校への進学率の目標を50%とすることなどを先日発表し、市長の目指す学園都市に向けて追い風が吹き始めたのではないかと感じているところです。

そこで、学園都市構想をさらに推進するため、市長が目指す市内で完結する学びの支援策の参考として、私の考える新たな奨励金制度を提案いたします。

新制度案の内容は、市内の特認校へ入学または転校及び県立山田高等学校や県立高知工科大学への進学を奨励することを目的として、就学や進学に必要な物品のうち、市内の商店等で購入した費用の一部を対象としてk a m i c a（カミカ）ポイントを給付するものです。小・中学校については、対象を特認校である片地小学校と大栃小学校及び大栃中学校に限定することで、学校存続の一助を期待します。

さらに、就学や進学に必要な学用品等の補助対象品目は、市内商店等で購入することを前提として、例えば、通学用自転車、パソコン、スマホ、送迎用の自動車、洗濯機や冷蔵庫などの家電も対象とし、大学生については、入学金や学食定期券、原付バイクなども対象とすることを想定します。

これらは一例ですが、就学・進学する本人が必要とする学用品のみならず、保護者が児童・生徒を養育していく上で必要とする物品まで幅広く対象とします。もちろん、ゲーム機類や玩具類は対象としませんが、教育や養育に関連する多くの品目を補助対象とすることで、地元商店を活用していただき、購入していただいた領収書などを根拠として、相応のk a m i c aポイントを給付することで、さらに地元商店の活性化を促すことが可能となります。

付与ポイントは購入費用に対して給付率を100%とし、上限ポイントは、小学校5万ポイント、中学校10万ポイント、山田高校15万ポイント、高知工科大学20万ポイント、合計50万ポイント。香美市で就学から大卒まで学べば最大50万円相当を給付と掲げれば、事業効果も十分期待できると考えます。

年度当初に向けた予算計上は、申請者数を小学校21人、中学校7人、高校55人、大学10人を見込み、合計で1,200万円、このことから申請件数は100件足らず、申請から給付までの事務処理を簡素化することにより、k a m i c aのシステム改修費や専従の人件費などは不要と考えます。財源としては、本年度で終了する高等学校等奨励金制度の昨年度事業費相当分を充てれば、歳出規模は令和4年度並みと考えます。さきに申し上げた、申請見込み数の根拠としましては、小学校については片地保育園の年長組さんの人数、中学校は大栃小学校6年生の人数、高校は市内3つの中学校から山田

高校へ進学した人数、大学は山田高校から進学した人数を参考として、これらに余裕を持たせた見込み数としておりますが、基本的には1,200万円の中でそれぞれの限度額を振り分けたものです。

このことから、事業目的や給付条件を市内に絞り込み、kamicaポイントを活用して、特認校から大学まで連続した支援策を創設することで、小規模校存続及び地元進学奨励と地元商店の活性化を図ることができる、複合的な制度設計は検討できないでしょうか、見解を伺います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 山田高校や高知工科大学へ進学する生徒への奨励金制度の御提案がありました。

まず、議員御提案の内容について、後でコメントもしたいと思いますが、通告時点での答弁でいきますと、私としましては、香美市で連続した学びを選ぶ子供たちを応援したいという思いがあります。一方で、奨励金という形での支援は、多くの市民からの賛同を得られないのではとも危惧するところです。まずは山田高校の魅力化について、香美市としてできる支援を行い、結果として香美市で連続した学びを選ぶ生徒が増えればと思っています。例えば、探究学習に関する費用について、研究支援金のようなものが実現できないかと検討してまいります。

また、議員から連続した学びに対するメリットという御指摘も受け止め、現在、香美市高等学校等通学費補助金の基準額変更について検討しているところです。香美市のどこに住んでも、山田高校やJR土佐山田駅までの費用を香美市として応援していけるよう、取り組んでまいります。

先ほど具体的な御提案がありました。まず、昨日答弁させていただいたとおり、多様な使い方ではなくて、一定目的を絞った形で補助金は出していきたいと思っております。先ほどいろいろな使い方の事例があり、学用品という形で絞るのかといったところではありますけれども、ただ、商店街の活性化につながるようなお話でもあったと思いますので、いろいろな観点から研究してまいりたいと思っております。

私自身も、学校の存続ということは議会の冒頭でも述べさせていただいたとおりでありまして、議員の御指摘と気持ちは一緒であります。また、探究というところにつきましては、いろいろな自分の学び、一番よい学びができる環境は香美市にあるというような形で、魅力アップにつなげてまいりたい。そして、研究支援金というお話をさせていただきましたが、現在でも山田高校の地域活動に関わることに关しましては、支援をしているような状況もありますので、何かを探究するといったときに、例えば講師を呼びたいとか、いろんな資料を購入したいとか、そういった学びにつながるようなことは考えたいという思いでおりますが、来年度予算に向けていろいろ検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 研究支援金であるとか、通学費補助の拡充ということは昨日もお伺いしましたがけれども、いずれにしても、市長には市長のお考えがあつてのことと存じますが、どのような新しい支援策であっても、地元進学を奨励するものであると期待しております。

また、冒頭に申し上げましたが、県は中山間地域再興ビジョンの骨格案として、地元高校への進学率目標を50%としておりますので、当該目標を達成するために、立案段階から県中山間地域対策課と協議をして取り組めば、その中のアクションプランにおいて県補助金を獲得できるのではないかと考えますので、県と連携して今後検討していただければと思います。

次に、質問事項2つ目は、市町村史の編さんについてです。

本市が平成18年3月に発足して17年が経過し、令和8年には市制20年の節目を迎えます。これまで本市においても様々な出来事がありましたが、時間の経過とともに記憶は曖昧となっていきます。

広報香美や議会議事録を読み返せば思い出せることもあるとは思いますが、これとは別に長く将来にわたり語り継がれるべき地域の歴史や文化をひも解く市史について、いまだに編さん計画もないことから、現状と今後の予定について伺います。

（1）です。

7月12日の高知新聞紙面には、本市生涯学習振興課の意見として、この機会を逃すと郷土史家も少なくなる。着手するなら今が最後という思いはあるとしながらも、事業の優先度は低いとの記述がありました。

この記述について、①です。

この機会とは何を指しているのか、今が最後とは具体的に何年後と考えられているかを伺います。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 電話で文化財担当職員への取材がありましたけれども、この4月より担当職員が不在となっておりますので、代わりに私が電話取材を受けたことを覚えております。

この機会とは、高知県史編さんが始まったことのもりでお話しさせていただきました。また、市史編さんに協力していただきたい方がどんどん高齢化している現状を、今が最後と表現したと思います。具体的に何年というのは考えておりません。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 具体的に何年後ということではないとのことですけれども、やはり編さん作業には複数年、時間がかかりかかるのではないかなと考えております。

そこで、次に、②です。

昨年6月定例会議においても同様の議論がなされた中で、黍原課長は、市史編さん業務ができる職員体制と費用低減方法を調査していくと発言されていますが、準備から刊

行まで何年を要するか、予算や人員の概算は検討されているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） ケース・バイ・ケースであると思いますけれども、ほかの自治体のホームページや新聞報道などから考えますと、少なくとも準備を開始して5年は必要かと思います。具体的に何人要って、予算がどれくらいということの話はしておりませんが、教育委員会内では市史編さん室をつくりたいという話はしております。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 5年ぐらいで相当人数必要ではないかと、私も予想しております。編さん室ということですが、専門として取り組む部署をお考えということ、すごく心強く思っております。

次に、③です。

優先度は低いとのことですが、市史の必要性についての御認識を伺います。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 優先度が低いという言葉を使った覚えがあまりないのですが、この4月より文化財専任職員が不在となりましたので、取り組みたくても取り組めない現状を説明させていただいたように覚えております。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 取材された記者の受け取り方なのかもしれませんが、いずれにしても早期に編さん準備、または計画に取り組んでいただけたらと考えるところです。

（2）です。

そう思いますのも、限界集落において、当該地域の歴史や文化は人知れず消滅しようとしています。昨年の10月定例会議における私の一般質問に対して、当時の定住推進課長は、本市には22の限界集落があり、既に機能限界に来ている集落も多く、10年以内に消滅する集落は少なからず発生すると述べられていました。

こうした状況の中、現地で暮らしている住民が1世帯1人となってしまった物部町別役地区について、地元出身の皆様がふるさとを後世に語り継いでほしいとの思いから、自ら立ち上がり、地域保存に現在取り組まれております。全盛期であった昭和30年頃の別役地区には、51戸、278人が幾つかの小集落において生活を営んでいたそうです。こうした歴史を記すため、地元出身の有志が、約70年前の往時を知る親戚や知人を訪ね歩いて調査を重ね、郷土愛と資金を結集し、各小集落跡地の目立つ場所に石碑を建てられています。加えて、7月11日の高知新聞で紹介され、その後に同紙の声ひろばでも話題となり、広報香美9月号でも紹介されたこちらの別役唱歌ですけれども（資料を示しながら説明）、これがCD化されるまでの経過は周知の事実であり、依光市長もこの唱歌の優しい音色をお聞きになりながら、別役の歴史に思いをはせられたことと

存じます。ぜひ皆様もこの別役唱歌をお聞きになって、消えゆくふるさとに思いをはせていただきたいと思います。

さて、一部の限界集落では、地元出身の方々が率先して地域の歴史や文化の保存に取り組まれている現状、市長は昨年6月定例会議において、今やっておかないともう失われてしまうような緊急を要する部分については、今から聞いておく、残しておくことも検討課題と発言されていますが、22集落にも及ぶ限界集落への対応は緊急を要するのではないのでしょうか、市長に今後の対応を伺います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員から御質問がありました。先ほど言われたとおり、限界集落の聞き取りは、私自身が急を要すると思っておりますし、生活に根差した文化、食文化であれば、例えばどこにどういった植物があって、季節によって、この植物でこういう食べ物を作るんだといったものは、なくなってしまうと本当に取り返しがつかないと思っております。私としてもしっかり残したい。ただ、香美市役所のマンパワー不足もありまして、なかなか手をつけられていない状況であります。ただ、先ほど別役唱歌のお話もありましたが、地域でそういった保存に取り組まれている方々は、私としてもしっかり応援していきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 先ほど黍原課長から編さん室というような御発言もありましたけれども、繰り返すにはなりますが、とりわけ限界集落に残されている時間はごくわずかです。市長が先ほどおっしゃられた、生活に密着した文化であったり、食文化というのは、本当にその人たちがいなくなると引き継いでいくことが困難になる現状は、もう危機が迫っております。当然、先ほど準備から刊行まで5年程度見込んでおるということもお伺いしましたが、市史編さんには膨大な労力と費用を必要とすることから、今後計画的に取り組むことは当然のことですが、繰り返しますが限界集落に残された時間は少ないので、どうか先行して調査や保存が行えるよう、地域おこし協力隊制度を利用して地域づくり支援員を早期に配置するといった、格別の御配慮をお願いしたいと思います。

（3）です。

改めて、市史をいつ刊行するのか、市長にお伺いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 私自身も、しっかりやっていきたいという思いがございます。その中で、早い段階にということについてのお答えにはなろうかと思っておりますが、市史というところでいくと県が先行しておりますので、いろんな意味で教えていただきながら、やるべきことはやらなければならないと思っております。

市史とはまた別に、先ほど言ったような生活文化に関わる場所もできれば残したい。今、高知工科大学とかがアーカイブの形で残していただいておりますし、また、食に関

していろいろと調べておられる方もいらっしゃると思いますので、そういったものを地域で、例えば道の駅で売っていけるような商品にならないかとか、いろんな可能性があると思います。しっかりと市史編さんに向けて体制を整えてまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） ぜひ危機感を持って、早急に対応していただきたいとお願い申し上げます、以上で私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本芳男君） 公文直樹君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時31分 休憩）

（午後 2時44分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 3番、市民クラブ、中平麻衣です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、一問一答方式にて質問いたします。よろしくお願ひいたします。

大きな1番の質問です。山田小学校前庭の水たまりについて、お伺いします。

山田小学校の南側正門から入ると、滑り台などの遊具の設置もある前庭があります。この前庭に広く深い水たまりができて久しく、長らく解消されないままになっております。また、児童クラブの舗装された敷地から車で正門に抜けて公道に出る際には、前庭の一部を通行することになりますが、児童クラブから前庭に進むときのルート上には大変大きな段差が生じており、危険な状態であると言えます。この前庭の整備について、お聞きします。

①です。

令和4年10月定例会議において、同僚議員より、山田小学校前庭の水たまりに対する認識を問う質問がありました。それに対し、当時の教育振興課長からの答弁は、対策を図っていきたいというものでした。質問及び答弁があったときから1年近くがたちます。この間に実際どのような対策をされてきたのか、教えてください。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 令和5年度に対策工事を行えるよう、予算計上に向けた準備に加え、当面の応急処置として、遊具付近に土と細かな砂利を入れております。その他、児童クラブとの段差につきましては、土のうを設置するなどして対応をしております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 先日、校長先生からお話を聞く機会がありました。資料の画像に緑色のマットが映っているかと思うんですけども、滑り台のすぐ下のところについては、土を入れてマットを敷くことで随分ましになったとのことですが、マットを敷いてあるすぐ先には、写真のとおり大きな水たまりができています。面積だけではなく、深さも約10センチメートルにもなろうかというほどのものです。昨年度、中学校から持ってきた砂利を入れる処置をしていただいたとのこと、こちらについてはかなり効果があったのではないかといいことでした。ただし、十分ではないとおっしゃっていました。昨年質問の中では、砂利を入れるような応急処置について検討しているという答弁でありましたので、そういった対応をしていただいたものと思います。ただ、先ほど申しましたとおり、校長先生からは十分でないとも聞いております。抜本的な対応を完了するまでの応急処置として、さらに砂利を入れることは可能でしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 後ほどの質問③のところでお答えしようかと思う内容になるんですけど、改良に向けましての工事設計を8月までに完了して、9月に工事の入札契約を行い、そこから施工するように準備しております。その間に、その部分がなかなか厳しい状況であれば、また対応はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ②です。

同じく、令和4年10月定例会議において、児童クラブ送迎車の通行部舗装について、担当課からは見積書を徴取しているという答弁及び遊具周りを一体として地盤改良の必要があり検討しており、当該見積書の徴取を行っている旨の答弁がありました。その上で、抜本的な改修をすると金額的にも大きくなるということで、遊具周りの浸透性確保のための地盤改良について、令和5年度予算に計上していきたいということでした。地盤改良、あるいはその他の方法による改修について、予算のどの部分に計上されているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費内の学校管理費において、地盤改良に要する工事及び設計管理委託費の中に予算を計上しております。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 校長先生から、1学期の終わりに調査が入ったというようなこともお聞きしています。どんな状態であったのかは、学校側に伝わっていないようです。その後どのような工事や処置を行うということも、当然示されていないとのことでした。この調査で明らかになったのは、どのようなことなんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 調査というよりかは、地盤改良の設計管理をやるに当たっての準備をしておいたというところでは、学校とのやり取りにつきましては、校長先生がそのときお休みされていた状況もありまして、教頭先生と打合せをしたと聞いております。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 冒頭でも申しましたが、この前庭は子供たちの外遊びの場所としての機能だけではなく、児童クラブから出る車の通行ルートとしても利用されています。西側の児童クラブ敷地から小学校敷地に進入するときの段差は、通常車が進むにはかなり大きなものだと感じています。資料の画像だと高さまでは分かりにくいんですけども、土のうを置いて応急処置をしておいてはいるんですが、かなりの徐行運転をしても、なお通行時にはとても大きな衝撃があるような状況です。この段差について、具体的な高さなどは担当課でも把握されているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 把握はしております。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） その上で、車で通行するのに支障がないとお考えでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 決していい状態ではないと認識しておりますので、昨年からは砂利や土のうなどを置きまして、できるだけ交通とか、子供たちにも不便が生じないようにという形で、いろいろ改良を行っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 車での送迎時、このルートを通行可能なのは、平日の午後5時以降と時間帯が限定されています。下校後の時間になりますので、子供たちがこの付近にいる可能性はそう高くはないと思うんですけども、ゼロではありません。実際遊具で遊ぶことは禁止されてはいても、この周辺に子供たちがいるのを見かけます。車を運転する上で、当然、周囲の状況には万全の注意を払わなくてはなりません。しかし、普通であればそこまで注意を向ける必要がないであろう改善できるはずの地面状態の悪さに、相当の注意を払わねばならない状況は、全体の走行に何らかの影響があるのではないのでしょうか。万が一の事故の防止のためにも、この段差の早急な解消を望みます。

③です。

実際には、今後どのような対策をどのようなスケジュールで行う予定でしょうか、お示してください。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 先ほども少し説明させていただきましたが、令和5年8月に設計が完了し、9月に工事の入札、契約を行い、そこから施工する準備をし

ております。学校運営を行いながらの工事になりますので、学校と施工スケジュールの調整が必要になりますが、現在のところ年内に工事完了する予定です。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 今年度が半分終わろうとしています。前庭では1、2年生が遊んでいます。始業前の朝の時間と放課後は上級生がサッカーをすること、1、2年生は北側のグラウンドで遊ぶことは禁止になっています。午前中にもお話がありましたが、この夏は熱中症警戒アラートが何度も発表されまして、暑さ指数が高くなってくると、子供たちは外遊びができません。最近では雨が降ったり止んだり安定しないことも多い中、貴重な晴れ間の外遊びが、水たまりのせいで存分にできない状況が続いていることを、どう思われますか。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 中平議員の御質問にお答えいたします。

教育委員会でもこの件につきましては、昨年来、御指摘をいただいております。ごいまして、都度都度対応はしておりますけれども、御紹介いただいております現状であるということは、非常に課題であると捉えております。

先ほど課長からも説明がございましたとおり進めておりますけれども、それまでの間もできることはしっかり対策を行って、子供たちが安心して遊べるように取り組んでまいりたいと思っております。しっかりと取り組んでまいります。御心配おかけしまして、大変申し訳ございません。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 重ねてになるんですけれども、単に楽しく遊べるようにというだけではありません。この水たまりの深さは10センチメートルにも達するものでありと述べました。子供は、10センチメートルの水深でも溺死し得ることを認識されているでしょうか。

○議長（山本芳男君） 通告をしていませんので。

○3番（中平麻衣君） 水たまりの関係のことなので。

○議長（山本芳男君） いや、答弁もなかなか。

教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 御質問にお答えいたします。

溺死する場合は、本当に数センチメートルで命の危険に至ることも十分認識しております。顔の半分が水にひたる時点で、非常に危険だということは十分認識しております。

今後、恐らく秋になりますと、秋雨前線も活発になってこようかと思っておりますので、そういったことも含めて、御心配をかけないようにしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 安全な学校につながるように、早急な処置をしていただきたいと思います。応急処置的なことではがちが明かない状態ではないかとももちろん思うんですけれども、できるだけ日々楽しく遊べるように、安全に過ごせるように、砂利を入れていただくとか、抜本的な工事が始まるまでにできることをしていただきたいと思います。より総合的な視点で捉えて、より一体的な対応をお願いして、次の質問に移ります。

大きな2番の質問です。ペットの防災について、伺います。

平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震等の災害時における避難の状況を踏まえ、国は災害が起こった場合のペットの同行避難を推奨しています。ペットがいるために避難をせずに車中泊を続け、エコノミークラス症候群（静脈血栓塞栓症）を発症した方などもいたと聞きます。ペットを置いていけないからと、避難すべき状況であるのに避難しなかった方もいれば、ペットを置いて避難したことがストレスになり、肉体的、精神的な症状が出たり、最悪死に至ったりという影響が出てくる方もいます。総合的な防災の視点から、本市におけるペットの防災同行避難について、伺います。

①です。

現在、香美市で登録されている犬の頭数及び飼育世帯数はどのくらいになるでしょうか。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） 9月5日時点で、香美市で登録されている犬は1,747頭です。飼育世帯数については把握しておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 猫やその他の動物については登録も必要ではないことから、ペットの数はさらにプラスされてくることになろうかと思います。

②に移ります。

今年3月に修正された香美市地域防災計画の第1編、一般対策編、第1章、総則、第5節、防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱に、防災関係機関に関する定めがあります。市や県、そして通信会社、電力会社、銀行などの指定公共機関等の一覧が表になっております。

指定地方公共機関として、一般社団法人高知県医師会や公益社団法人高知県看護協会が、その他公共団体として、香美郡医師会などが挙げられていますが、公益社団法人高知県獣医師会等の動物に関する機関、獣医師会以外の動物やその飼育に関連した機関は一覧の中に入れておりません。動物に関する機関が入っていない理由を、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

本市においては、ペットの同行避難について、飼い主の責任において飼育管理をしていただくことになっており、現時点では地域防災計画に定める防災関係機関として、御指摘の公益社団法人高知県獣医師会等の動物に関する機関は含まれていません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 犬の登録数も先ほど教えていただきましたが、ほかにもペットを飼っている人は大変多い状況です。動物やその飼育に関連した機関に、指定公共機関として専門的に関わってもらうべきではないかなと思います。

③です。

山田小学校や山田高校など、一部の避難所運営マニュアルには、ペットの受入れについての記載があります。地域防災会等で行われている避難訓練でも、その内容は取り上げられているのでしょうか。また、有事の際には、運用可能な状況になっているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

地域防災計画において、指定避難所での飼育動物対策を定めているところであり、一部の避難所運営マニュアルにも記載しておりますが、実際の避難訓練において、ペットの同行避難訓練は実施しておりません。今後、避難訓練実施の際には、ペットの同行避難実施についても検討してまいります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 山田高校避難所運営マニュアルを見てみますと、避難所の受入れの中に、2-6、ペットの受け入れという項目があります。こちらには作業実施者の受入れ作業実施手順を示すにとどまっておりますが、詳しい記載は特にありません。避難所の運営の中に、ペットのルールというページと、飼育者名簿の管理と飼育者によるペットの自主管理の指導を行うことなどを示した、環境衛生班の活動に関するページがあります。ペットの飼育の項目には「ペット飼育ルールを飼育者が理解し、実践できるよう指導・管理します。一方でペットが他の避難者にとっても癒しの存在になるなどの効用について理解を求めるようにします」との記載があります。

さらに、奥物部ふれあいプラザ避難所の開設運営の手引きを開きますと、手順4、避難所の開設、1、避難所の配置の中に（10）飼育動物の避難場所という項目があり、また、避難所の運営の中には、避難所のルールの一つとして、飼育動物の管理について、飼育動物の管理責任を飼い主が負うということ、動物を指定された場所につないでおくか、ケージに入れるかすること等、7項目にわたって掲載されています。避難場所について書かれた部分を読み上げますと「飼育動物の避難場所の必要性、動物愛護の観点か

ら、飼育動物の避難所への受入れを勝手に妨げてはなりません。飼育動物の避難場所を設置する場合には、必要に応じて、市に対して、管理上、公衆衛生上の指導・助言を求めてください」という記載になっていますが、指導・助言を求められた場合、現在市として適切な指導・助言ができる状況にあるでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

今のところ具体的にそういう指導ができるようまだ定めていませんので、今後、関係課と調整したいと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ④です。

ペット同行避難の受入れ体制を整えるためには、自治体の危機管理部局、動物愛護管理部局の協力体制が不可欠です。本市の防災対策課と環境課においては、どのような取組・連携が行われているでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

ペット同行避難の受入れ体制について、現時点では防災対策課と環境課との連携は行っておりませんが、今後、動物愛護の観点から必要性も含めて研究してまいります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 災害時動物救護活動マニュアルを整備している自治体も多くあります。行政として救護本部を置くこと、その対応・活動についての内容をマニュアルとして整備したものです。公益社団法人日本獣医師会が公表している災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン、災害時動物救護の地域活動ガイドラインに、策定について詳しく記載もされています。

令和2年に県が策定した、第3次高知県動物愛護管理推進計画の基本目標の一つに、人と動物の安全の確保が掲げられています。内容は「動物による人への危害や生活環境被害、人と動物の共通感染症を防止するとともに、南海トラフ地震等の自然災害を想定した災害時対策として、県、市町村、関係団体等が連携した危機管理体制をつくります」となっています。また、災害発生時の市町村の役割として「同行避難を前提として、避難所における動物の取扱いなどについて一定のルールを設けるなど、地域の実情に応じた対策の検討と設備や物資の備蓄を行います」という記載があります。

県が設置する高知県南海地震対策推進本部でも、現在、災害時動物対応マニュアルの策定について取組が進められており、既にマニュアル案を策定され、年度内の計画策定完了が見えてきている状況にあるようです。

市として、この県のマニュアル策定の進捗及び内容については、どの程度把握されて

いるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

防災対策課として、その情報については把握しておりませんでした。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） このマニュアルは市町村と共有されるということなので、ぜひとも有効に活用していただきたいとお願いします。

⑤です。

同行避難がスムーズに行われるためには、ペットを飼育している市民はもとより、飼育をしていない市民に対しても、自治体による啓発が必要であり、重要なものとなってきます。

先ほどの避難所運営マニュアルに記載されている内容も含め、避難者または避難所運営者になり得る市民、動物を飼育している、していないにかかわらず、市民全体に情報として共有はされているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

ペットの同行避難につきましては、市のホームページの「まさかの時に備えて」の中に「ペットと避難するために備えましょう」として、環境省が作成した人とペットの災害対策ガイドライン及びその「一般飼い主編」である「災害、あなたとペットは大丈夫？」を掲載しております。また、全戸配布しています市のハザードマップの67ページにも「ペットも同行避難」として、飼い主に留意していただきたい点等を記載して啓発を行っています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ホームページのことは後で触れたいと思います。

令和元年9月、同僚議員の日頃の飼い主への啓発計画に関しての質問に対し、当時の環境上下水道課長の答弁は「動物愛護管理法の改正内容につきましては、今後情報が整い次第、広報やホームページ等で掲載していく予定です。また、災害時に関する事項につきましては、防災対策課と協議し、協力体制を整え、対応していきたいと現状考えております」というものでした。さらに、こうも答えられていました。「登録犬の飼い主の方へは、春に狂犬病予防注射の案内に併せて、飼い方等の啓発を広報に掲載するとともに、個別に送付しています案内通知に啓發文書等を同封し、周知できると考えております。飼い猫につきましては、現在、ホームページに掲載の内容に追加すること等で対応していきたいと考えています」ということだったんですが、その後、このときに示されたような広報や計画は進んでいるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） 議員がおっしゃられた内容につきましては、私も把握できてないところがありました。災害が発生した際には、まず、飼い主自身や家族の安全確保が重要となりますが、飼い主はペットの安全確保についてもふだんから備えておくことが必要と考えますので、犬の新規登録の折などにガイドラインやチラシを配布するなど、周知を図っていきたいと思っておりますし、今後、防災対策課と連携を図り、普及啓発に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ホームページを見てみますと、先ほどの「ペットと避難するために備えましょう」というこのページの説明文は、たったの2行だけです。このページには幾つかリンクが貼ってありまして、先ほど課長から紹介がありました、環境省が作成しているペット関連の分厚い資料になっています。人とペットの災害対策ガイドラインは176ページもある資料です。「災害、あなたとペットは大丈夫？人とペットの災害対策ガイドライン〈一般飼い主編〉」は27ページあります。その下にも、環境省のペット防災対策のページをリンクとして貼られているんですけども、こちらのページは、資料に出ているチラシと、たくさんガイドラインなどがずらりと並んでいる形になっています。その一番上にある「人とペットの災害対策ガイドライン、災害への備えチェックリスト」は39ページある資料になっています。環境省のページからいろんな資料を見られる形にはなっているんですけども、基本的に香美市のホームページにはただ資料が貼り付けてあるだけという印象です。これで十分な啓発となっているのかなと、正直なところ疑問に思います。担当課では、これらのガイドラインやチェックリストなどの資料には一通り目を通されて、内容をしっかり把握していらっしゃるでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

御指摘のペットの同行避難に関するホームページですけれども、確かに情報提供について掲載している資料の容量が多くて、災害時には見づらいと、改善すべき点があると考えておりますので、今後ともより市民に分かりやすい情報発信に努めてまいります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ⑥です。

災害時のペットの扱い、ペットの同行避難、ペットに関する防災の備え等に関して、市民が情報取得することについて、お伺いします。

香美市ホームページからそういった情報を得ることは、非常に難しいかと思えます。

そもそも先ほどの関連ページにもなかなかたどり着くことができません。今モニターに出ているものは、香美市ホームページのトップページから、組織で探す、防災対策課、防災班と選択をしていくと表示されるページです。先ほどの「ペットと避難するために備えましょう」というページへのリンクは、防災対策のページのずっと下のほうにありまして、かなりスクロールしていかないと表示されないものです。ちなみに、カテゴリメニューの動物・ペットという項目を選択しても、ペットの防災情報、避難に関する情報のページに行き着くことはできません。せめて、例えばペットの防災ということであれば、ペットという言葉から、犬から、猫から、防災から、避難からと、一見して関連していると分かるワードから、すんなりとたどり着けるようにしていただきたいと思います。

また、同じ防災対策のページに「避難所運営マニュアルについて」というページがありますが、この避難所運営マニュアルの説明は非常に解像度の低い画像によるもので、何が書いてあるのか全く見えません。このページを開いたときに、私は正直びっくりしました。単純に画像化したものを貼り付けても、なかなかこうはならないと思うのですが、きちんと分かるものに変更する、改善することは可能でしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 御指摘のありました点は、修正して見やすくなるようにさせてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 修正していただけるということなので安心しました。

ホームページを整備して、本当に必要な情報にたどり着ける、そしてしっかり分かる形にしていきたいと思います。

南海トラフ地震などの災害に備えて、あらゆる情報の提供や啓発をしていかななくてはならないと思っています。ちょっと気になることがあると思ってアクセスしたときに、簡単に十分情報が得られる形にしていっていただけるでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

香美市ホームページの構成があると思いますので、そういうのも考慮しながら、できるだけ分かりやすいようにしたいと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） よろしくお願いします。

有事において、人命こそが最優先で、ペットのことなどには構ってられないのではないかと、ペットのことを顧みる余裕はない、犬や猫なんて捨て置けと考える人もいるかもしれません。けれども、家族のように慈しんでいる存在について、安心できる状況にあって初めて人の命も守られるのではないのでしょうか。そもそも動物を飼育することに

は多大な責任が伴います。動物の命を、健康に安全に最後まで全うさせる責任、地域社会にあってできるだけ迷惑をかけないような飼育をする責任です。飼い主自身はその責任を考えたとき、防災という視点を持つことにもつながるかと思います。災害時にペットと一緒に生き残り、切り抜けられるような方策を選択することができるよう、行政としても啓発に努めていただきたいと思います。人命を守るためにこそ必要なことであると改めて申し添えて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本芳男君） 中平麻衣さんの質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会とすることに決定しました。

次の会議は9月14日午前9時から開会します。

本日の会議はこれで延会します。

（午後 3時20分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和5年香美市議会定例会

9月定例会議会議録（第4号）

令和5年9月14日 木曜日

令和5年香美市議会定例会9月定例会議会議録（第4号）

招集年月日 令和5年9月1日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月14日木曜日（審議期間第14日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有光収三	10番	比与森光俊
2番	公文直樹	11番	山崎晃子
3番	中平麻衣	12番	笹岡優
4番	西村剛治	13番	濱田百合子
5番	西山潤	14番	山崎龍太郎
6番	森田雄介	15番	利根健二
7番	山崎眞幹	16番	小松紀夫
8番	小松孝	17番	村田珠美
9番	舟谷千幸	18番	山本芳男

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	高齢介護課長	中山繁美
副市長	村上真祥	福祉事務所長	野邑裕永
総務課長	竹崎澄人	市民保険課長	萩野貴子
企画財政課長	佐竹教人	健康推進課長	宗石こずゑ
定住推進課長	小松伯聖	建設課長	野村文紀
防災対策課長	中川英斉	農林課長	川島進
税務収納課長	猪野高廣	環境課長	依光伸枝

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	生涯学習振興課長	黍原美貴子
教育振興課長	一圓まどか		

【消防部局】

消防長 宮地義之

【その他の部局】

農業委員会事務局長	和田雅充	上下水道局長	西村安史
-----------	------	--------	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局書記	横田恵子	議会事務局書記	今井沙織
---------	------	---------	------

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和5年香美市議会定例会9月定例会議事日程

(審議期間第14日目 日程第4号)

令和5年9月14日(木) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 13番 濱田百合子
- ② 9番 舟谷千幸
- ③ 6番 森田雄介
- ④ 12番 笹岡優
- ⑤ 1番 有光収三

会議録署名議員

5番、西山潤君、6番、森田雄介君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長(山本芳男君) おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして、順次質問を許可します。

13番、濱田百合子さん。

○13番(濱田百合子君) おはようございます。13番、日本共産党の濱田百合子でございます。一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

まず初めに、1番目、自衛官募集についてを質問いたします。

まず、お手元のタブレットの資料①を御覧ください。防衛省の資料ですが、自衛官募集のために2022年度に名簿を提供した自治体は、全国1,747自治体中1,068自治体となり、初めて6割を超えました。閲覧は534自治体で前年度より約2割減少しています。

内容は、住民基本台帳情報の4項目、氏名、生年月日、住所、性別の個人情報です。従来の台帳閲覧による対応から、住民の個人情報を、電子・紙媒体の名簿や宛名シールなどの形式で自衛隊に提供する自治体が全国で増えています。こうした名簿などは、自衛隊募集のための適齢者名簿と言われ、主に募集案内ダイレクトメールの送付に利用されています。名簿化は、自衛隊にとって最大の勧誘対象である、高校3年生、18歳を中心に、近年では大学新卒者の応募も増えていることから、大学がある自治体などでは、22歳の住民も対象とされる場合が多くなっています。

そこで、質問させていただきます。①です。

2019年3月の同僚議員からの質問についての答弁では、名簿の作成は、住基システム(住民基本台帳ネットワークシステム)で抽出を行い、名簿の印刷を行っているということでした。現在も紙媒体の名簿を提供しているということでしょうか。

○議長(山本芳男君) 市長、依光晃一郎君。

○市長(依光晃一郎君) 現在も紙媒体による名簿を提供しております。

○議長(山本芳男君) 13番、濱田百合子さん。

○13番(濱田百合子君) そうしましたら、その名簿は毎年いつの時点で作成して、いつ頃に自衛隊のどの部署の方が取りに来られるのでしょうか、それとも、こちらから担当本部に送るのでしょうか、そのあたりをお示してください。

○議長(山本芳男君) 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長(竹崎澄人君) お答えいたします。

本年で言いますと、令和5年2月21日付で自衛隊高知地方協力本部長から情報提出についての依頼がございまして、これに基づいて対応してございます。

以上です。

- 議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。
- 13番（濱田百合子君） 依頼に基づいて提供しているのは、向こうの方が取りに来られるのでしょうか、それとも、プリントされたものを送っているのでしょうか
- 議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。
- 総務課長（竹崎澄人君） 受け取りの方法については、今現在、私の情報として捉えてございません。
- 議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。
- 13番（濱田百合子君） ②に移ります。
- 直近に名簿を提供した対象年齢と、その人数をお聞きいたします。
- 議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。
- 市長（依光晃一郎君） 対象年齢は18歳で、平成17年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた方が対象者になります。該当人数は182人となっております。
- 議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。
- 13番（濱田百合子君） そうしましたら、香美市では18歳の方が対象で、22歳はないと理解してよろしいでしょうか。
- 議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。
- 市長（依光晃一郎君） そのとおりでございます。
- 議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。
- 13番（濱田百合子君） それでは、③に移ります。
- この名簿の提供につきまして、広報やホームページなどで住民への周知はされていいますか。
- 議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。
- 市長（依光晃一郎君） 特段の周知は行ってございません。
- 議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。
- 13番（濱田百合子君） 資料⑤を御覧ください。これは、最近の本市ホームページからプリントしたものですけれども、2019年6月1日更新から変わっていないように思います。名簿の提供については記載がありません。前後いたしますが、資料④の住民基本台帳法第11条第3項によりますと、市町村長は、中抜きしまして、公表するものとする明記されています。公表し、周知すべきと思いますが、いかがでしょうか。
- 議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。
- 市長（依光晃一郎君） ホームページの内容につきましては、更新できておらなかったということですので、最新バージョンに更新したいと思います。議員の御指摘も踏まえた上で更新したいと思います。
- 議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。
- 13番（濱田百合子君） その更新内容は、同じような6月1日時点の内容ではな

くて、やはり今年度も情報提供を18歳の方にされておりますので、その旨を明記して公表すべきと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 御指摘のとおり対応させていただきます。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ④に移ります。

名簿の提供につきまして、本市の個人情報保護審査会に諮問はしていますか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 個人情報保護審査会への諮問は行っておりません。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） その根拠は何でしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 個人情報の保護に関する法律第69条第1項の法令に基づく場合に該当するため、名簿は提供できると考えております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 法令に基づく場合の対象になるということですが、それは対象住民には知らせなくてもいいとの理解でしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 法律としましてはしっかり根拠がありますので、周知はしなくていいと考えておりますが、ホームページにはしっかり明記させていただきたいと思えます。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 法令に基づいているということですが、冒頭に述べました住基の4つの個人情報は、個人識別情報として憲法第13条で保障されました人格権のうち、プライバシー権によって保護の対象とされております。当然、審査会にどうなのかという質問をすべきと考えますが、再度そのあたりの見解をお聞きお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 繰り返しになりますが、諮問の必要はないと私は考えております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ⑤に移ります。

2003年4月23日に開かれました、衆院個人情報の保護に関する特別委員会では、自衛隊への適齢者名簿の提供をめぐる問題が集中的に審議されました。当時の石破茂防衛庁長官は、名簿提供について「市町村は法定受託事務としてこれを行っているわけでございます。私どもが依頼をしても応える義務は必ずしもございません」また「私ど

もは依頼をしておるわけでございますし、そのことについて応えられないのであれば、それはそれで致し方がないということでございます」と答弁しています。また、5月19日の参院個人情報保護に関する特別委員会では、住民基本台帳法を所管する当時の片山虎之介総務相が「事実上の要請でありますから、自治体が要請を断ることは当然あります」と答弁しています。地方自治体に応じる義務がないことは、確立していた政府解釈ではなかったのでしょうか。

お手元の資料②を御覧ください。自衛隊法第97条第1項では、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うとあります。また、資料③の自衛隊法施行令第120条では、自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができるとあります。

前回の答弁では、自衛隊法第97条、自衛隊法施行令第120条を法的根拠に外部提供を行っているので、法定受託事務とのことでした。私は、法定受託事務も大事な業務であるとは思っておりますけれども、個人情報の適切な管理は、自治事務として非常に重要な事務だと思っております。

また、資料の提出の「資料」とは、住民基本台帳の一部の写しと解釈されているのか疑問です。依頼文書が来ているので、あくまで依頼であります。資料④の住民基本台帳法第11条では、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項に係る部分の写しを、当該国または地方公共団体の機関の職員で当該国または地方公共団体の機関が指定するものに関覧させることを請求することができるとなっております。自治体が、公用・公益性が高いと認めた場合に限り、台帳情報の閲覧が可能とされています。あくまで閲覧させることができるものです。私は、本市が名簿を提供する根拠にはなっていないと思っておりますが、見解をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 繰り返しの御答弁になろうかとは思いますが、お答えさせていただきます。

自衛官等募集事務につきましては、市町村の法定受託事務と定められており、自衛隊法施行令第120条では、防衛大臣は、自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができると定められ、これを根拠に、各市町村に対し募集対象情報の提出についての依頼があります。

防衛省と総務省による令和3年2月5日付「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について」では、自衛官の募集に関し必要となる資料の提出は、自衛隊法第97条第1項に基づく市区町村長の行う自衛官等の募集に関する事務として、自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができること、また、募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いるこ

とについて、住民基本台帳法上で特段の問題を生ずるものではないことが通知されています。

さらに、個人情報の保護に関する法律第69条第1項では、法令に基づく場合は個人情報を提供することができる旨を規定しており、自衛隊法施行令第120条に基づく募集対象者の個人情報の提供については、適正な情報提供であると認識しております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 市長から丁寧な御答弁いただきました。

私の見解といいますか、やはり冒頭でも述べましたけれども、これはあくまでも国からの依頼でありまして、自治体が独自で判断をするということで、市長が独自の判断をしているとは思っておりますけれども、市長が先ほどおっしゃいました、特段の問題を生じるものではないということですのでけれども、その特段の問題とは、市長はどのようなことと考えられて、それが生じるものでないと思っているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 個人情報の取扱いにつきましては、民間企業でも情報漏えいの事例があつて、そういった情報が悪用される、例えば、いろいろな詐欺に使われるといった形で、市民生活に影響を与える場合が想定されると考えております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） それでは、⑥に移ります。

今年2月に防衛省が全国の自治体に通知した「自衛官募集等の推進について（依頼）」は、昨年12月16日に閣議決定されました、安保3文書を受けての依頼文ではないでしょうか、そのあたりの見解をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） おっしゃるとおりであると思っております。昨年12月に閣議決定された防衛力整備計画には、採用の取組強化のために、募集施策の推進及び地方公共団体との連携を強化することについて明記されており、このことは、令和5年2月10日付で防衛大臣より通知された「自衛官募集等の推進について（依頼）」の文書においても確認できます。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） その安保3文書でございますけれども、国家安全保障戦略は、自衛隊員に対して防衛力の中核と位置づけた上で、人的基盤の強化を強調し、自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化が明記されました。国家防衛戦略は、防衛力の抜本的強化のために、自衛官の必要な定員は増やさずに必要な人員を確保するとして、募集能力の一層の強化を図るとしました。防衛力整備計画においては、より具体的に、領域横断作戦や情報戦等に確実に対処し得る素養を身につけた隊員を育成する必要があるなどとし、採用の取組強化の項目で、地方協力本部の体制強化や地方公共団体及び関係機関との連携を強化すると明記しています。自衛隊への適齢者名簿の提供が、市長も

言いましたけれども、安保3文書に基づく軍事力の拡大を遂行するための、地方自治体との連携強化の一環であることは明らかです。

人的基盤の強化のために、対象者を特定して名簿を提供するのに公益性があるのか疑問ですが、そのあたりの見解をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 見解の相違があると思いますが、軍事力の拡大というよりも、これからは少子化もありまして、なかなか自衛官募集に苦労されておるということで、国家にとりまして、安全保障は非常に重要な観点だと思っておりますので、私は強化することも必要ではないかと考えております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 見解の相違と市長がおっしゃいましたが、⑦に移ります。

名簿の提供を中止すべきと私は思っていますが、改めて見解をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほどの御質問でお答えしたとおり、名簿の提供はできると考えておりました、現時点で中止は考えておりません。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 名簿の提供につきましては、今後、国の動向も見ながら慎重な判断を求めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

⑧に移ります。

資料⑥と⑦がお手元にあると思っておりますけれども、これは、いの町のホームページの自衛官募集事務に係る募集対象者情報提供についてでございます。名簿を提供してほしくない当事者や保護者からの除外申請制度を導入してほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議長、反問の許可をお願いいたします。

○議長（山本芳男君） どういう内容でしょうか。

○市長（依光晃一郎君） 先ほどの御質問の趣旨について、私自身が正確にお答えするために、自衛隊について議員がどのようなスタンスでいらっしゃるのか。今のお話の流れでいきますと、自衛隊が募集することは、先ほど悪用というような話もさせていただいたけれども、そういったおそれがあるということなのか、自衛隊の組織自体をどうお考えなのか、お聞きしたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 質問につきまして、正確にお答えするためにということでございますので、議長としては反問権を許可いたします。

市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 趣旨は先ほどお話ししたとおりであります。自衛隊についてどういったお考えなのか、お聞きしたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 自衛隊につきまして、私は名簿の提供を中止すべきと言いました。それは、いろんな団体が閲覧しに来ておりますけれども、もし自衛隊の地方協力本部の方が入手したいのであれば、閲覧しに来ると言うことが筋ではないのかなと思います。

自衛隊の存在を私は否定しておりません。自衛隊は、地域住民の命と暮らしを守るために、特に災害なんかにおきましては、日頃から訓練をされている自衛隊員でなければできないことも、また、装備も備えておりますので、救助については本当にいろんな面で、今、気候状態もおかしい中で、本当にいいと思っておりますけれども、この保安3文書を見たときに、防衛力の抜本的強化という面については、国民の命と暮らしと守るだけではなくて、やはり自衛隊員が命がけですると、命も守れない状況にも波及していくということを考えますと、しいて自治体で自衛隊員の対象となる適齢者名簿を提供するのは、いかななものかと思うところでございます。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） お答えいただきましたので、そのスタンスもお聞きした上で私の考えを述べさせていただきますが、まさに災害の際に自衛隊の皆さん方には大変お世話になっておまして、平成30年の豪雨災害には孤立集落もできましたことから、自衛隊の皆さん方に集落を助けていただいた、香美市にとっては非常に恩があると思っております。

先ほどお話の中で、防衛力の強化と災害への支援を分けてお考えになられているようですが、私としましてはもう一体のものでありまして、そもそも自衛官の数が少なくなれば災害でも助けていただけないと。なぜ自衛隊にお願いするのかというところに関しましては、自衛隊は身の危険を顧みずにいろいろな行動ができる組織でありまして、例えば、安全確保ができていないところに、私が市の職員に行ってもらうことはなかなか難しいと。やはり危険な場合には、自衛隊への協力を要請することが必要だと思っております。

私自身のスタンスとしましては、自衛隊に情報をお渡しして、それが漏えいする、あるいは悪意を持って使われることは想定しておりませんし、また、自衛官は非常に大事な仕事であって、志す方々、そして今自衛官として365日24時間体制で国の守りに頑張っている方を応援したいと思っております。

こういった非常に重要な仕事に対しての選択肢として、情報を見ていただくことは、私はあってもいいのではないかなと思います。香美市では、過去キャリアチャレンジデーの中で、自衛官の仕事を中学生に紹介したこともございます。そういった意味で、私自身は、この除外申請に関しまして今すぐの導入は考えておりませんが、県内では一部導入しておると先ほども御紹介がありましたので、近隣自治体の動向にも注視してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 市長より丁寧なお答えをいただきました。この除外申請制度を、冒頭にも述べましたようにホームページが2019年から変わっていなかったもので、やはりあのページ上できちんとそういうことをしているんだと周知していただきたい。そして、やはりそれを見たときに、いや私は名簿を提供してほしくないと思った方、また保護者の方からの除外申請制度は、今後検討していってほしいと思うところ です。

それでは、次に、大きな2番目の市職員のハラスメントについて、質問をさせていただきます。

国際労働機関（ILO）の仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約では、あらゆるハラスメントとは、1回限りであれ繰り返されるものであり、性差別に基づくものも含む、肉体的、精神的、性的、あるいは経済的苦痛を与えることを目的とし、もしくはそのような結果を生み出す、受け入れがたい全般的な振る舞い、行為、あるいは脅しを言い、ジェンダーに基づく暴力及びハラスメントを含むとあります。日本政府はまだ批准しておりません。大和田敢太滋賀大学名誉教授・法学博士は、ハラスメントは、個人的なトラブルではなく構造的な要因から生じるから、社会的レベルでの対応こそ必要になる。そして、コロナ禍を経験して、個人の貢献と各自の判断を問う自己責任の風潮が強くなり、また、オンラインによる業務遂行によって、労働時間管理が曖昧になる傾向も現れている。改めて、人間的な労働を実現するために、根本的な働き方の改革が必要と述べています。

私は8月に、京都第一法律事務所の尾崎彰俊弁護士のハラスメント学習会に参加しました。なぜハラスメントの勉強が必要か、その弁護士によりますと、世代により様々な文化イデオロギーの中で育っているがゆえに、どこでもハラスメントが起きるのであり、そのつもりがなくてもハラスメントをする可能性もあるので、気をつけて話をする必要がある。人は相手を選んでハラスメントをしている。対話するときには相手をリスペクトして話す。日頃からの人間関係が大事。善人がハラスメントをしない人、悪人がハラスメントする人ではないということ。加害意思を持ってハラスメントをする人はそんなにいないから、まずは徹底的に勉強し続け、認識をアップデートすることが大事とのことでした。

本市には、市職員のハラスメント防止に関する要綱があり、平成31年1月4日から施行されています。

そこで質問をいたします。①です。

今日までのハラスメントに関する苦情、相談、その対応について、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

本市のハラスメント対策につきましては、議員がおっしゃいましたとおり、香美市職員のハラスメント防止に関する要綱を定め、対応してございます。

今日までのハラスメントに関する苦情、相談につきましては、令和元年度が2件、令和2年度が2件、令和3年度が1件、令和4年度と本年では実績がございません。それぞれ相談員が各相談に応じ、また必要に応じて調査委員会を開催し、ハラスメントの認定を行っているところです。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ハラスメント調査相談員を設置しているということですが、それを見ますと、総務課職員と職員団体が推薦する職員2人とありますが、現状をお聞きいたします。どういう方が当たっているのか、例えば保健師ですとか、資格的なこともあるかと思うんですけれども、推薦する職員2人とはどういった方がなられているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

総務課職員につきましては、具体的には職員班の職員になっております。そしてまた、職員団体が推薦する職員としては、固定ではございません。男女1人ずつという形になっていると思います。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ②に移ります。

ハラスメント調査委員会は、適切な対応するためにどのような研修をしてきているのか、お聞きします。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

ハラスメント調査委員会メンバーで独自の研修は行ってございませんが、全体の職員研修としまして、ハラスメント関連の研修に参加してございます。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ③です。

ハラスメントが原因でメンタルに支障をきたし、鬱病などを発症するケースもあります。ちょうど9月10日から16日は自殺予防週間ということで、この庁舎1階市民フロアには資料が展示されています。それを見ましたら、鬱病は日本人の5人に1人が経験すると言われております。厚生労働省の平成26年患者調査では、40歳代の鬱病や躁鬱病が多いというデータがありました。私も展示を見させていただきまして、資料をいただきましたけれども、気軽に相談できる窓口の設置、対応できる人材について、職員への周知はできているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

本市では、職員からのハラスメントに関する苦情や相談を受けるため、先ほど申しました相談員を設けて対応してございます。相談員は総務課の職員と職員団体が推薦する職員となっており、ハラスメントに該当するか否かが明確でない場合におきましても、幅広く苦情相談を受けることとしております。

また、職員への周知につきましては、現在、定期的には行ってございません。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 職員への周知を定期的に行っていないというのは、庁内での伝達とか、課長からの伝達とかいう形で、年度初めとかになるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） また、職員研修等の機会も含めて、周知していきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ④です。

横浜法律事務所の太田伊早子弁護士は、ハラスメントは根絶されなければならないし、もし起きてしまった場合には適切に対応することが重要。その際、2つの視点が重要である。1つ目は、自分が行為者にならないこと、2つ目は、他人に対してのハラスメントを放置したり軽視したりしないことと述べています。

課長から述べていただきました、職員全員を対象にした研修などを行っているということですが、これはどういう割合で、年に1回とか、不定期にやっているとか、毎年1回はしてるとか、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） 直近におきましては、令和2年10月、令和3年11月に、ハラスメント防止の研修を開催しております。今後も必要に応じて職員研修として計画したいと考えております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 多分課長も御存じだと思いますけれども、9月8日の新聞に、厚生労働省は9月6日に市町村のメンタルヘルス支援体制に関する有識者検討会を開き、心の不調に悩む人に対するサポート強化に向けた報告書をまとめた。また、これが回ってくるかと思うんですけれども、報告書によりますと、精神保健のニーズへの気づき方、専門職の役割を理解しておく必要があると強調されているようです。

本市におきましては、保健師もいらっしゃいますので、そういう専門職にも相談しながら、窓口対応で職員が悩むことのないような形で、研修をしていただきたいと思います。

そうしましたら、次の大きな3番目の質問に移ります。熱中症予防休憩所（クーリングシェルター）について、質問いたします。

今年4月に成立しました改正気候変動適応法で、市町村は、冷房が備わった庁舎や公民館など公的施設、ショッピングモールなど商業施設を、暑熱避難施設としてあらかじめ指定できるようになりました。指定暑熱避難施設は、熱中症特別警戒情報の発表期間中に一般開放することとし、これにより、暑さをしのげる場を確保することで、極端な高温時における熱中症による重大な被害の発生を防止するとの報道がありました。

以下、クーリングシェルターについて質問させていただきます。

①です。

今年7月、8月、熱中症の特別警戒アラートが発令されました。また、広報香美8月号とともに、クーリングシェルター案内チラシが配布されました。クーリングシェルターには資料⑧のような張り紙が貼られております。これが、全戸に一緒に来たものです（資料を示しながら説明）。市民からの問合せ状況について、お伺いします。また、8月末までの各クーリングシェルター利用者が何人だったのか、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

現在まで市民からの問合せはない状態です。また、8月末までの利用者ですけれども、市民の皆さんには各施設の状況に合わせて自由に利用していただくことを目的としておりまして、利用状況や人数の調査はしておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ②に移ります。

行政防災無線でクーリングシェルターの放送がないように思います。住民の方も聞いていないとおっしゃっていましたが、その理由をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） クーリングシェルターの説明は、防災行政無線では詳細を伝えると放送が大変長くなるため、十分にお伝えすることが難しいと思われましたので、放送ではなく、広報やホームページによる周知といたしました。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） この説明にありますように、土佐山田町はどこそこ、香北町はどこそこ、物部町はどこそこと公的施設は決まっていますので、だから防災行政無線を使って、熱中症を回避するために用意していますよという放送がそれほど詳細になるとは。こういうところを開放してますよと伝えることは、今後できないでしょうか、来年のこともありますし、考えてはいないということでしょうか。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 防災行政無線では、聞こえたり聞こえていなかったり、2回繰り返したりと、いろいろな状況がありまして、あまりにも長い放送だと防災対策課に苦情が来たりとか、いろいろなまだ課題も残されておりますので、今のとこ

ろは、放送ではなく紙ベースやホームページによるお知らせを考えております。検討はまたいろいろしたいとは思いますが、今のところその予定です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ③です。

気象庁は9月1日、日本の夏の6月から8月の平均気温が観測史上最高になったと発表しました。昨年5月から9月の集計では、期間中に熱中症で救急搬送された人が計7万1,029人、うち65歳以上が過半数の3万8,725人であったとのこと。また、発生場所の4割近くが住居という特徴は、過去5年間を見ても同じ傾向ということです。

高知県の状況は、昨年5月から9月は586人、前年度同時期429人と比べますと、昨年は157人増加して約1.4倍ということです。そして、人口10万人当たりでは84.74人で、全国で7番目に多かったと報道がなっています。

熱中症で救急搬送された本市各3町の人数を、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） まず、熱中症は、救急統計の中で一般負傷というカテゴリーに分類されております。令和4年の一般負傷335件のうち熱中症で搬送された件数は29件、内訳は土佐山田町22件、香北町6件、物部町1件となっております。令和5年の一般負傷231件のうち熱中症による搬送は11件、内訳は土佐山田町5件、香北町5件、物部町1件となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 去年救急搬送された方が土佐山田町が多いですが、今年は5件と少なくはなっております。この状況をどのように分析されますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） 近年、やっぱり熱中症アラートの周知とか、各マスコミでの熱中症に対する危険性の周知がされてきたため、こういう結果になっておると考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） もしお分かりでしたらお願いしたいのですが、救助に駆けつけた場所は、住居内とか自宅が多かったのでしょうか。大体の状況が分かりましたら、お願いします。

○議長（山本芳男君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） 正確な情報は持ち合わせておりませんが、報告書なんかを見た印象によりますと、住居内が多いようなイメージがあります。ただし、屋外での作業中とか、運動中というのもあります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 分かりました。

④に移ります。

国の熱中症対策実行計画では、2030年までに熱中症による死亡者が、現状から、現状といたしますのは2018年から2022年の間で平均1,295人の死亡者が出ております。その半分にあたる約650人まで減らすことを掲げております。外出の際にはマイボトルを持参することが大切ですが、クーリングシェルターにも緊急のための飲料水、冷たい飲み物とかスポーツドリンク、また、冷却剤といったものを確保していくことが必要かと思えます。クーリングシェルターの設備や、その周知に関しても、工夫が今後要るようになるのではないのでしょうか。

昨年より今年の救急搬送は少なかったというデータはありますけれども、それは先ほど消防長が言われましたように、アラートの件とか、マスコミの情報が、去年は大変だったので、今年はまだ各自気をつけてくださいとかいうようなことで、すごく情報の効果があると分析されていまして。そういうこともありますので、周知に工夫が要るのではないかと。もしものときには、やはり安心してそこにいることができるような設備を整備することも大事じゃないかと思えますが、見解をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 熱中症についての正しい情報や知識の普及など、市民の方への啓発が大切と考えております。熱中症救急搬送者の6割以上が高齢者で、住居内の発症も多いことから、今年度は地域の高齢者が集まる地区の集いや介護事業者の連絡会などでチラシを配り、熱中症予防やクーリングシェルターの利用啓発を行うとともに、高齢者への声かけにも御協力いただきました。

今後とも関係機関の協力を得ながら、住民への周知の機会を増やしていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 課長の御答弁の中で、声かけの協力もいただいたとお聞きしました。そうだと思います。地域の健康づくり婦人会とか、そして健康づくり推進員の皆さんがいらっしゃいますので、こういうときこそその力を発揮していただきまして、自分の身近な方から声かけをして、エアコンつけちゅうかねとか、マイボトル持ちちゅうかねとか、そういう声かけってすごくやっぱり大事だと思いますので、協力していただける団体には、ぜひとも自宅での過ごし方なんかの用紙を持っていただいて、気軽に地域で声をかけていくような形がいいのじゃないかなと思います。ぜひ、御検討いただきたいと思えます。

それでは、大きな4番目の質問に移ります。保育の副食費無償化について、質問いたします。

私は、令和元年12月、令和4年10月と、今まで2回質問してまいりました。令和元年度10月から幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳の保育料が無償になりましたが、副食費は保護者負担となっています。本来、保育料は応能負担の原則で、所得に応じて決まっていたと思います。年収360万円未満の世帯は無償ですが、その他の世帯の子供は1人につき4,500円徴収となりました。

この制度が始まったと同時期に、既に県下11市の中で、高知市、四万十市と本市以外の8市は無償にしています。土佐市は、同時に主食も各園で提供できるようにしました。四万十市は、昨年度、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で無償とし、今年度は一般財源で500円の主食代も含めて1人5,000円が無償となっています。高知市は、この臨時交付金で昨年度12月から3月まで、小・中学校の給食費と保育の副食費を免除しました。今年度も、物価高騰等の影響を受けている子育て世代を支援するため、9月、10月の2か月分のゼロ歳と2歳児の保育料免除、3歳から5歳の副食費月4,500円までは無料となっています。

昨年10月の答弁では、財政は厳しいが協議・検討したいとのことでした。子育て世代の経済的負担軽減につながる無償化を願い、再度質問させていただきます。

①です。

9月1日現在、副食費の実費徴収となっている園児数を、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 9月1日現在、副食費の実費徴収となっている園児数は373人です。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ②です。

今議会の、議案第66号、令和5年度香美市一般会計補正予算（第6号）、歳入の雑入で、副食費無償化のための保育園給食費（現年度分）609万3,000円の減額と、歳出の保育園費で、副食費支援給付費310万2,000円が計上されています。この説明と対策の意図するものを、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 補正予算の保育園児副食費の歳入減額は、10月から3月分までの園児副食費無償化によるものです。補正額には、当初予算の見込みと今年度前半6か月分の見込みとの差額調整も含まれております。310万2,000円の支出計上分につきましては、私立幼稚園等にお支払いする副食費の金額となっております。

この政策の趣旨は、コロナ禍において、物価高騰に直面する保育園・幼稚園等の保護者負担を軽減するためのものとなっております。

以上です。

- 議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。
- 13番（濱田百合子君） 10月から3月の半年間、年度末までの副食費無償ということで、非常にうれしいと思います。
この財源内訳をお示してください。
- 議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。
- 教育振興課長（一圓まどか君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となっております。
- 議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。
- 13番（濱田百合子君） この交付金を使うということですが、この10月から令和6年3月までの6か月間の副食費無償についての周知は、どのようにされますでしょうか。
- 議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。
- 教育振興課長（一圓まどか君） 保育園等のお便りで周知を図っていくように考えております。
- 議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。
- 13番（濱田百合子君） 広報とかに掲載する予定はありますか、間に合わないかな。
- 議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。
- 教育振興課長（一圓まどか君） 今のところ、特に広報掲載については考えておりません。
- 議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。
- 13番（濱田百合子君） ③に移ります。

民間シンクタンクの浜銀総合研究所が考案し、赤ちゃん物価指数を調査しています。私は、この赤ちゃん物価指数があることを初めて知りました。この赤ちゃん物価指数は、総務省の消費者物価指数から子育て関連の商品、粉ミルクとか、乳幼児のおむつとか、服とか、人形なんかの5品目を、一定のウェイトに基づき作成したものです。間に合わなくて分かりにくいかもしれませんが、資料を拡大してまいりました（資料を示しながら説明）。このオレンジ色が赤ちゃん物価指数の推移ということで、もうずっとこう上がっているわけでございます。赤ちゃん物価指数の中でおもちゃの購入を含めたらぐっと上がって、これには5月までしか出ていませんけど、6月には9.3%になっておりまして、前年度に比べて9.3%の上昇ということになっています。おもちゃがない場合、ミルク代とか、服代とか、おむつ代とかは6.0%となっております。

浜銀総合研究所で考案したのは、まだ子育て中の職員が提案されたということでございますけれども、それを総括して浜銀総合研究所は、子育て関連商品の値上がりは賃上げによる所得増を上回る勢いであり、子育て世代の負担の高まりが改めて確認できたということです。また、このデータを作成した同研究所の遠藤氏は、思ったとおり負担感

はかなり強まっていた。児童手当はあるが、物価に連動して増えないので実質目減りしていると指摘しています。また、今後も指数の伸び率は、上がるか高止まりをする見込みと言い、しばらくは赤ちゃんがいる世帯にとって大変な状況が続きそうだと話されています。

以上を述べまして、今年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に行うということですが、ぜひ次年度以降もお考えいただきたいと思うところですので。見解をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 市の財政状況等も見据えながら、関係課とも協議・検討を今後していきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 協議・検討をお願いしたいと思います。

次の大きな5番目に移りたいと思います。提案型市民主役事業補助金について、質問いたします。

この補助金につきましては「市民が考え、市民が主体となって、市民のために提供する」様々な事業を応援します。市長が定めるテーマ（本年度は音楽）に市民の自由な発想と視点を生かし、市の活性化・市民の連帯を広げることができるような、創意あふれる「香美市のまちづくり」に役立つ事業に補助金を交付しますと、5月の広報やホームページで募集を呼びかけ、5月10日から6月9日までの募集期間に4団体の申請がありました。私は、市民の皆さんが、気軽に参加できて元気になる楽しい企画を提案してもらいたいと思っておりました。この補助金の審査結果が公表され、各団体にも通知されました。改めて補助金交付要綱を見て気になった点もあり、質問をいたします。

①です。

申請団体への結果通知書について、500点満点中、点数の多い団体が採用団体となっています。申請した団体の方から、どのような審査がされたのか、審査経過も含めた通知ではない。団体のメンバーに説明のしようもないとお聞きいたしました。このような通知の判断をしたことについて、見解をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

今回の提案型市民主役事業の審査結果通知に当たりましては、香美市提案型市民主役事業補助金交付要綱第8条による補助金交付決定通知書、補助金不交付決定通知書で、申請者に対して結果をお知らせしたものでございます。

また、審査結果の採点等につきましては、市のホームページで審査採点結果・審査項目について公表しております。

以上です。

- 議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。
- 13番（濱田百合子君） 点数制で点数の多いところが採用されたことは分かりやすく、私もホームページから見ましたけれども、ただ、審査項目が6項目あってそれぞれに点数の配置があるわけですが、どういう評価をされて全体的に何点になったかというような審査経過を、通知されるときに記述したほうが、いろんな団体も今後の参考になるのではないかと思いますのですが、そのあたりの御見解はいかがでしょうか。
- 議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。
- 定住推進課長（小松伯聖君） 審査経過につきましては、なお、もうちょっと配慮があってもよかったかなとは思いますが、後の回答でも同じようなことが市長からあると思いますので、私からは以上にさせていただきたいと思います。
- 議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。
- 13番（濱田百合子君） ②に移ります。
- 補助金交付要綱の補助限度額を定めた第5条に、補助金は、1事業当たり200万円を限度とするとありますが、今回採用された団体への補助額はどれぐらいでしょうか。
- 議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。
- 定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。
- 今回採用された団体への補助額は、現時点で交付決定額50万円となっております。
- 以上です。
- 議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。
- 13番（濱田百合子君） そうしましたら、1事業当たり200万円を限度とするということで、予算は200万円取っていたけれども、あとの150万円で再募集ということではなくて、今回はもうこれで終わりということですよ、確認します。
- 議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。
- 定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。
- 御存じのとおり、150万円が予算的には余っておりますが、採用団体の増額の可能性もありますことが、まず1点。2点目に、次点の事業は総額200万円を超えた事業であったことが、複数採用しなかった理由となります。
- 以上です。
- 議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。
- 13番（濱田百合子君） 本市に社会教育団体育成補助金が出ていると思うんですけども、今年度予算では、各種社会教育団体補助金として102万円計上されています。採用された団体の中には、この社会教育団体の方もいらっしゃるように思いました。補助金交付要綱にそのことは明記しておりませんので問題はないと思いますが、今回の補助対象事業申請団体になることは可能ということによろしいですよ。
- 議長（山本芳男君） ちょっと通告に出ていないもので。
- 暫時休憩します。

(午前10時05分 休憩)

(午前10時07分 再開)

○議長(山本芳男君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

13番、濱田百合子さん。

○13番(濱田百合子君) そこまで通告していなかったのですが、再質問で可能かなと思いました。失礼いたしました。ちょっと確認したかったので、述べさせていただいたところでございます。

③に移ります。

補助金交付要綱の補助対象事業の審査等を定めた、第7条第2項の審査委員会の委員として、(7)その他市長が必要と認めるものとあります。今年度は音楽をテーマにしていることから、音楽に関する専門的立場の外部の方などを委員に選ぶことは視野に入れなかったのでしょうか。

○議長(山本芳男君) 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長(小松伯聖君) お答えいたします。

今回の審査に当たりましては、早期に事業を実施するという観点から、外部の有識者等ではなく、内部職員による審査を行っておる次第でございます。

以上です。

○議長(山本芳男君) 13番、濱田百合子さん。

○13番(濱田百合子君) 音楽ということで、何か音楽に長けているといえますか、そういった方が中に入っているのいいのかなと思ったもので、毎年こういった楽しい企画をされるのであるなら、今後またお考えいただきたいところです。

次の、④に移ります。

同項目の第7条第4項に、委員長は、副市長をもって充て、副委員長は、委員の互選とするとありますが、審査過程では副市長が就任しておりませんが、審査の指揮はどの方が行われましたでしょうか。

○議長(山本芳男君) 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長(小松伯聖君) お答えいたします。

当然、7月に行われた審査会におきましては、副市長が欠員の状態でございます。補助金交付要綱では審査委員長となる予定になっております。第7条の規定に沿って副委員長を選考委員の中から互選させていただきまして、審査委員長の職務代理者として審査を実施いたしました。

以上です。

○議長(山本芳男君) 13番、濱田百合子さん。

○13番(濱田百合子君) この副委員長はどの課長がされたのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

企画財政課長でございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ⑤です。

この事業は、市民にとって大変関心のある事業だと思います。市長がこういった補助事業を提案されたことを、すごくうれしく思っている市民がたくさんいらっしゃいます。今後、申請団体によるプレゼンテーションを公開の場で実施してはどうでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 今後の募集に当たりましては、御指摘のプレゼンテーションや公開審査等につきましても積極的に検討してまいります。

先ほどまで御質問いただいた内容で、私の感想めいたこともお話しさせていただきましたと、今回、市民からアイデアを募って、そのエネルギーによって香美市を元気にしたい。また、今回音楽にしましたテーマは、コロナ禍もありましたので、いろいろな絆づくりにもなればなということを思いました。

ただ、今回審査をしてみて、いろいろな課題も浮かび上がってまいりました。当初は200万円という形で提案させていただきましたが、どれくらいの応募があるのか心配しました。その際に、音楽というテーマでやることによって、いろんな方が応募しやすいのではないかと思います。結果4団体、基準で言えば4団体とも基準を満たしておりまして、予算が許せば全ての事業をやりたかったのが正直であります。実際、蓋を開けてみますと、応募された内容も、もう本当にジャンルがいろいろでした。そういった中で、先ほど審査員のお話もありましたが、例えば、学校の音楽の先生を呼んでの審査になりますと、クラシックのような形の音楽イベントのほうが点数が高かったのかなとも思いますし、また、今回一番をとった青年団というところでは、社会活動とかを含めた審査員が多ければそっちが高かったのかなと思います。今回は職員でやりましたので、違ってればそういった形になったのかなと思っております。また、団体におきましても、青年団や民間企業もあり、さらには個人、グループもありまして、例えばですけれども、200万円という中で、これまで実績があったところと、全然実績がなかったところは分けて、100万円、50万円、50万円とかで募集をしたらどうだったかとか、そういったことをいろいろ考えております。プレゼンテーションにしましても、そのプレゼンテーションに来たメンバーで決めるというようなことも考えられるかもしれませんが、やはり審査員が適正に審査して、それをチェックする意味で会場に来てもらうとか、いろんな考え方があると思います。

そこで、やはりこのことについては、行政が決めていくのではなくて、来年度からは

市民の方にも意見を聞きたいということで、香美市まちづくり委員会が先月の31日からスタートしておりますので、その2回目の会議のときに、この事業についてワークショップで御意見を聞こうと思っております。あくまで目的は、香美市のアイデアを市政に生かして、そして香美市の魅力を上げ、香美市に住んでよかった、あるいはその連帯を生むことでありまして、今回、結果的にはいろいろなことで御迷惑というか、御不満があったりして、香美市の市政に対して信頼が揺らぐことになったのであれば、それはもう私に責任があると思っております、自分としては、来年度に向けてまた新しくいい形にしたいと思っております。

予算につきましては、今年度が時間的にも間に合わんということもあって、再募集はできないことになりましたが、もう一回、音楽のイベントで150万円、そしてまた新たに別の事業もできないかを、今、庁内で検討しておるところであります。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ⑥につきましては、先ほどの市長の御答弁から、次回、こういう事業をするに当たっての意気込みといたしますか、こんなふうにしたいということをお聞きいたしました。それに伴って、また要綱なんかもひょっと検証することになるかもしれませんが、それによって変わる可能性があるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 御指摘のとおりでありまして、来年度の事業実施に当たっては、今年度の募集及び審査の状況や、いただいた御意見、議会からの御意見、また今回応募された方の御意見、そしてまちづくり委員会の御意見も踏まえて、要綱等の必要な改正を行ってまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 濱田百合子さんの質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午前10時16分 休憩）

（午前10時29分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 9番、公明党の舟谷千幸です。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

初めに、高齢者の就業支援についてです。

今月18日は敬老の日です。65歳以上の人口を高齢化人口と言い、総人口に占める割合を高齢化率として高齢化の程度を見ています。内閣府が発表した令和5年版高齢社会白書によると、令和4年10月1日現在、高齢者は3,624万人で過去最高を更新し、高齢化率は全国で29.0%です。本市の高齢化率は、令和元年で38.8%と全国平均よりも高く、令和27年には10人に4人が高齢者になると見込まれています。

それに伴い、高齢者の就業率も高くなっています。

①です。

資料①を御覧ください。これは、令和4年度の総務省の労働力調査で、平成24年から令和3年までの年齢階級別就業率の推移です。後で調べますと、令和5年版高齢社会白書に令和4年までの推移がございましたので、補足いたしますと、折れ線グラフの上から、令和4年では60歳から64歳は73.0%、65歳から69歳は50.8%、70歳から74歳は33.5%、75歳以上は11.0%と、どの年齢も令和3年度より多くなっていて、高齢者の就業率は、10年前と比較するといずれの年代も伸びています。本市の状況を、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） 舟谷千幸議員の御質問にお答えいたします。

総務省統計局の労働力調査におきまして、高齢者の就業状況は、平成16年以降18年連続で前年に比べ増加し、全国で909万人と過去最多になっております。令和3年の高齢者の就業率は25.1%で、65歳から69歳は50.3%と初めて50%を超えており、高齢期にも高い就業意欲を持っている様子が見えます。

本市の状況でございますが、国・県・市の関係各課に確認いたしましたが、市町村別の高齢者就業率データはなかったため、把握できておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 本市のデータはないということですが、この白書の中では、60歳以上の方について、あなたは何歳まで収入を伴う仕事がしたいですかという問いに、働けるうちはいつまでも、70歳ぐらいまでは、そして、それ以上という方を入れますと、9割の高齢者が高い就業意欲を持っている様子が見えるということでございます。

先日、ハローワーク香美に問い合わせますと、近年、70歳以上で就業を希望される方がかなり多くなっていると、そして、この8月には70歳代の方が毎日1人から3人は来られていたということで、データはないんですけれども、本市も就業を希望される高齢者が多いのかなということ感じとれたわけです。

②でございます。

厚生労働省は、2021年に改正高齢者雇用安定法によりまして、65歳までの雇用確保措置が事業主の義務とし、70歳までの就業機会確保も努力義務となっています。

こうした定年延長・継続雇用を中心に、シルバー人材センターなどを通じた地域での就業確保と、ハローワーク等での再就職支援を加えた3つを、高齢者の雇用・就業対策の柱と位置づけています。

この中の一つでありますシルバー人材センターは、県知事の指定及びこれに準ずる公益的、公共的団体で、原則として60歳以上の働く意欲のある高齢者が、就業を通じて、これまで培ってきた能力とか経験を生かして、地域社会に貢献、そして生きがいや社会参加を目的としている団体でございます。この高齢化率の高い香美市におきまして、香美市シルバー人材センターはとても重要な役割をいただいているかと思えます。近年の登録状況や就業状況を、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

シルバー人材センターの過去5年間の登録状況を、タブレットの5ページに載せておりますので、御覧になっていただきたいと思えます。

令和5年は7月末までとなっております、令和2年、令和3年はコロナ禍の影響がございました。令和2年は受注件数が少なく1,415件、令和3年は入会者数が少なく13人となっております。なお、登録状況につきましては、正会員はほぼ横ばいの状態となっております。年齢は63歳から88歳まで幅広く、主に70歳代が多くなっております。60歳代の会員が少ない理由といたしましては、定年延長や再任用が多く、また社会保険に加入できる職場を求めていると、お聞きしております。なお、就業状況につきましては、シルバー人材センターに新規相談されるほぼ9割の方が、就業できているとのごとでございました。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 資料をありがとうございます。説明もいただきましたけれども、9割の方が就業されているということで、すごく本当に頼もしいことでございます。

これを見ますと、課長から御説明がありましたように、私はもうちょっと会員が増えているのかなと感じておりましたけれども、横ばいであると。そして、入会者もいますけれども退会の方も結構多くて、増えてはいない現状があるかなと感じられました。

香美市といたしましては、香美市シルバー人材センター運営事業費補助金を交付しているわけです。今年度は800万円という状況でございますけれども、このような補助金のほかに支援をされているようなことはあるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

補助金のほかにということですが、事業の内容について、草刈りの処分とか機材の購入など、随時相談があれば対応しておりますし、法改正などがあれば資料も提供しております。また、シルバー人材センターの募集チラシを8月の自治会長便で配布

するなど、普及啓発についても連携をとっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） ③です。

ハローワーク香美で、高齢者の就業状況についてさらに聞いてみますと、70歳を過ぎるとパートタイムが主で、フルタイムは少なく、職種は限られる。女性に比較的多いのが清掃や調理、男性は病院や介護施設の送迎運転手が多いとお聞きしまして、事務とか、重労働ではない仕事は結構難しい状況があるということです。それで、ある70歳を過ぎた高齢の方から、シルバー人材センターに登録するけれども草刈りなどが多く、ハローワークでも、自分の今までの経験を外した就職先を幾つも面接したけど決まらないとお聞きしました。

このようなミスマッチの実態については、どのような見解を市としてお持ちなのか、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

ハローワークに応募した方の中には、高齢によりまして重労働ができないとか、あとパソコン操作や計算ができない、また、土曜、日曜、祝日や夜間の勤務が難しい。また、車の免許がなく、現場や訪問に行けないなどの理由で就職できなかった方もいらっしゃるのとこと、シルバー人材センターに相談があった場合には、それぞれの能力や資格、経験に応じた仕事を順次紹介していただいております。希望する職種があった場合は、会員登録を行いまして就業となります。希望職種がすぐない場合につきましては、仮登録をして随時マッチングをしているとのことです。

なお、業務の内容につきましては、除草、草刈り、また、ビル建物清掃員、ビル管理人、植木職、造園師、道路・公園清掃員、ハウスクリーニング作業員、配達員、駐車場管理人、大工、農耕作業員、書家など、幅広い業務に従事しているとのことです。

今後も、高齢者が健康で意欲と能力のある限り、年齢に関わりなく働き続けることができる生涯現役社会を実現するために、多くの高年齢者に対して、就業機会を確保・提供していただいておりますシルバー人材センターの事業を、今後も支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） いろんな職種があることが分かりました。

先ほどの答弁から、ハローワークとも連携していらっしゃるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齡介護課長（中山繁美君） ハローワークとは直接連携はしていないんですけれども、シルバー人材センターとは深く連携をしております。
以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） ④です。

資料②を御覧ください。これは、徳島県美馬市の「美馬市人生100年時代」と題したサイトの一画面です。高齢者世代の社会参加を促そうと、利用者が得意分野や資格などを登録すれば、人材を求める事業者とマッチングすることができる、ポータルサイトを立ち上げています。求人やボランティア募集のほか、生涯学習講座の情報などが掲載されています。このようなサイトについての見解を、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 高齡介護課長、中山繁美さん。

○高齡介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

美馬市のポータルサイトを拝見いたしましたところ、美馬市人生100年時代を掲げており、アクティブシニアと地域をつなぐ機会を見つける手段といたしまして、ポータルサイトを活用することにより、デジタルに親しみ、社会参加できる仕組みは、とても素晴らしいことだと思います。

香美市シルバー人材センターでも、このようなマッチングソフトを紹介されたこともあったのですが、ソフトの費用も高く、データ移行や維持費もかかることから、従来から、マッチング作業は職員数名で行っているとのことでございます。また、高齢者の中には、まだスマホを持っていないガラケーの携帯電話が多く、スマホを持っていても写真が撮れない方もいらっしゃるため、まずはLINE登録ができるように準備を進めながら、情報発信をしているとのことございました。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） LINEを利用した登録を準備しているということですが、私に相談があったシルバー人材センターの会員によりますと、登録したらシルバー人材センターからの連絡待ちで、どんな仕事があるのか情報が分からないということもございましたので、こういったデジタルで、情報がすごく分かりやすいものがあるといいかと思えます。

⑤でございます。

美馬市によりますと、高齢化率が本市よりも高く41.1%ということで、高齢者世代が培った技術や能力を地域活性化につなげたい、また、サイトを利用してデジタルに親しみ社会参加してほしいとして、財源は地方創生推進交付金を2分の1活用したということございました。本市においても高齢化対策に力を入れていないわけではないと思いますので、ぜひともこういったことが検討できないか、伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 高齡介護課長、中山繁美さん。

○高齡介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

本市では、シルバー人材センターの職員が、ポータルサイトと同じマッチング業務をこなしておりまして、会員の方に希望の職種があれば随時紹介をしてくれております。また、新たに就業したい方は、先ほど議員もおっしゃいましたように、ハローワークに出向いたり、またシルバー人材センターに就職相談があるとのことでした。

今後も、高齡者就業機会確保事業を実施しておりますシルバー人材センターに対して、補助金などの支援をしていきたいと考えております。また、ポータルサイトにつきましては、高齡者のニーズがあるか情報収集し、他市町村の動向も注視しながら調査・研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 今はもうデジタルの時代になっていますので、ぜひともシルバー人材センターや高齡者の就業に対しての支援をしていただきたいと思います。

この美馬市のポータルサイトについて、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 美馬市のポータルサイトにつきましては、私も見せていただき、すごくいいシステムだなと感じました。一方で、香美市での導入というところでは、まだまだ検討すべき余地があるのかなと考えております。

今、香美市でも高齡者のスマホ教室も考えておりまして、議会でも議論があったところではあります。まずは、高齡者にスマホの利用、デジタル化へのハードルを下げて、その後に、先ほどあったマッチングサイトのようなこともできないかと思っております。香美市で本当に生涯現役で活躍できるような形のまちづくりをしたいと思っておりますし、また御案内にありました美馬市につきましては、余談ですけれども、美馬市長の名字は加えるに美しいで「加美」さんということで、お互い「かみ」市長ですねとお話をする仲でありまして、加美美馬市長からもいろんな情報を得て、私自身もしっかりと勉強してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 市長の御丁寧な御答弁、ありがとうございました。

次に、大きな2番目の質問にまいります。香美市立図書館かみーるの開館時間についてです。

香美市立図書館かみーるは、3つのコンセプト、知の拠点、交流の場、発信の場として市民の声を基に建設され、この11月には1周年を迎えます。開館以来、多くの方に利用され、駐車場が不足する状況となっています。

これまでの1日当たりの平均来館者数と貸出し数、また、イベント以外で一番多かった来館者数をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

開館してから8月31日までのデータになりますけれども、1日当たりの来館者数平均は348人で、1日当たりの貸出し冊数は521冊です。来館者が最も多かった日は、イベントをしていない日ですと630人となっております。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） かなり多くの方が来館されてるという現状が見てとれますけれども、来館者数の多い日が630人ということで、館内の椅子の数とかからしますと、かなりの混雑状況と考えられますけれども、夏休み期間であったのかなとか、クーリングシェルターとしての来館者も多かったのかなとも思います。この一番多かった日の館内の状況ですね、駐車場も含めてどのような状態であったのか、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 館内では、イベントがないときはつながる一むを閲覧室に開放しておりますので、そちらで皆さんゆっくり閲覧してくださっております。

駐車場に関しては、軒の下とか、駐車場の東側に誘導させてもらって止めていただいたり、また、駐車場がなくて帰られる方も多数いらっしゃったということです。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） かなりの混雑で、帰られる方がおられたことは、すごく本当に残念なことですし、やっぱり駐車場を広げることは急務だと感じました。

次の、②の質問です。

かみーるは、本を借りるだけではなく、使える施設となっています。図書館にはあまりない飲食室もございます。私も今回調べて分かったんですけれども、飲食室の自販機で販売されている商品を購入すると、売上げの一部が図書館の運営費に充てられるというようなこともございまして、今後また利用していきたいと思いました。そういう飲食室があることで、一日中過ごすこともできる、学習される方は一日中勉強もできるという、快適な図書館ではないかと思えます。

このほかの部屋ですけれども、グループ室、学習・読書室、静寂読書室、おはなしのへや、また、つながる一むの利用状況は、どのようになっているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 先ほど議員が言われたとおり、かみーるにはたくさんの種類の部屋がありまして、どの部屋も利用率が高くて、特に夏休みの期間に関しては、全ての部屋がフル稼働していたと聞いております。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 夏休みにはもう本当にフル稼働していたということですが、つながる一むに関して、利用されていないときには学習の部屋にも使われていた

ということですが、イベント等はどのような感じで行われているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） イベントに関しましても、いろんな企画で市民の方や市役所関係課とかが使ってくださいっております。その際は、やはり駐車場がどうしても少なく、市民グラウンドに臨時駐車場設けたりとか、いろいろ策を練っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 次の、③の質問です。

夏休み期間中の学生にとって、先ほども言いましたけれども、図書館が涼しい環境で学習できる場所として、かなり多く来館されたとお聞きしています。この学習・読書室は19席しかなく、つながる一むとかも使っていたということですが、グループ室なども開放したのでしょうか。多くの利用者、勉強したい方が学習する席は、つながる一むのほか、どういうふうにされたのか、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） グループ室に関しては、1時間単位の貸出しになりますので、1時間単位でぐるぐる巡回するような形をとらせてもらっております。あとは、普通にもう皆さん好きな席に座っていただくよう考えております。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 学習する場所がなくて帰るとか、困っていらっしゃる、勉強したいけれども場所がないという状況はなかったのか、確認いたします。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） そこまで確認していないのですが、つながる一むを開けることによって解消はされておりますし、図書館自体に大変広いスペースがありますので、座らなくても読んでいただけたらとか、本を探していただけたらとか、そういうように使われる方もいらっしゃると思いますので、座れなくて帰ったということとは聞いていないです。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） ④の質問です。

今回の質問に関しては、開館時間ですが、香美市立図書館はかみーる、火・水・木・金と、第3木曜日は図書の整理の日ということでお休みなんですけれども、旧図書館に比べまして午前10時から午後7時と1時間延長されました。土・日に関しては午前10時から午後6時ということですが、火曜日から金曜日に関しては、学校や仕事帰りに利用されやすくなったと感じております。

そういう状況がありますけれども、今回、一部のある学生の保護者から、午前10時からの開館を夏休み期間中だけでも早めることはできないかという要望がございました。

本当にいろんな要望があるのではないかとはいえますけれども、ほかにもこのような要望はあったのか、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 利用者からの開館時間に関する要望は、特に窓口では聞いていないということです。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 窓口ではないということでしたけれども、やっぱりそれぐらい香美市立図書館が皆さんに快適な場所となっているんじゃないかと思うんです。やっぱり、ああしてもらいたい、もうちょっと長くおらしてもらいたいというような要望かと思うんですけれども、開館時間午前10時のところを1時間早めることはできないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 午前9時からの開館となれば、職員の配置がやはり今以上に必要となりますので、市の財政状況なんかも鑑みますと、いろいろ難しい部分があるかと思えます。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 財政事情ということですが、質問で抜かっておりましたけれども、学生が早めてもらいたいのは、全期間ではなくて夏休み期間中だけという御要望でございました。財源の問題があるということですが、私も県下で期間限定で開館を延長しているところはないかなと調べましたところ、安芸市と土佐清水市が、やっぱり夏休み期間に1時間早めるとか、遅くするということがございました。例えば、30分ぐらいでも早めることができないか、そういった市民に対する要望に応える努力はできないものなのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員から御提案がありました、開館時間を早めるということですが、先ほど答弁申し上げましたとおり、職員の配置というところがまず第一です。また、水道光熱費など、開館時間の増加に合わせていろいろなお金もかかってまいります。

ただ、いろんな市町村がどういった状況であるかをしっかり把握して、子供たちがしっかり学ぶ機会をつくるということであれば、検討もしてまいりたいと思っておりますが、現状は今のままでいかせていただきたいというお答えでございます。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） やっぱり職員の配置とか、また、光熱費、財源のことが問題とは思いますが、市長から、子供たちの学ぶ機会をというお話がありましたので、私もちょっと期待を持っておきたいと思っております。

この質問の背景にありますのは、香北町の中・高生なんですけれども、夏休みにこの図書館へ行くと、私はその状況を見ていないんですけれども、なかなか混み合っているということで、午前10時からの開館に対して30分早めに飲食室を開けてくださっているそうです。午前9時半から飲食室を開けていただけるので、そこで待って、午前10時の開館には、もう皆さんが席をとろうとしてぱっと走っていく。それくらい皆さんは、特に学生のようにすけれども、香美市の学生が図書館で勉強しようとしている状況があるということでございました。この学生は、夏休みに勉強しようと、朝は保護者の車で行ったり、それからまた、朝の開館までにはそういう状況があるわけですので、遅く行くと席がなくなるということがありますので、朝、早い便のバスで行くと1時間ちょっと待たないといけない。この開館時間までの1時間ちょっと、午前10時まで待たないかん、午前9時半までですけど、待つ場所がないということを知りました。香北町には集落活動センターがあるけれども、土佐山田町にはそういった場所がないと。駅のベンチとかはありますけれども、やっぱり冬場でしたら風が入ってきて寒いわけです。以前は、近くの旧図書館で過ごしていて、待ち時間を潰すという言い方をされましたけれども、そういった場所がないと言われたことが背景にございます。バスが大体1時間に1本あるんですけれども、帰りの夕方午後4時には、何と2時間近く待たなきゃいかんということでした。こういった子供に対して、その時間に少しでも宿題をすとか、勉強をする場所の確保、一昨日、同僚議員からも話がありましたように、いろんな世代の集いの場所が駅周辺に必要ではないかと思えます。図書館の開館時間とともに、ぜひこのような場所の検討もしていただきたいと申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山本芳男君） 舟谷千幸さんの質問が終わりました。

次に、6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 6番、森田雄介です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一問一答方式で、質問込み80分の時間で質問させていただきたいと思えます。今回は、大きく4点の質問であります。

まず、1点目、マイナンバーカードの利用ということで、お聞きいたします。

マイナンバーカードは、暗証番号を把握して使いこなせる人にとっては利便性もありますが、そうでない方にとっては新たな手続が増えている実態があるように思えます。

私がたまたま手続に同行した際には、香美市内での引っ越しで住所変更届を出し、マイナンバーカードの住所変更も行うようにしたのですが、その方は暗証番号を把握しておらず、暗証番号を再設定するのにマイナポータルにアクセスしようとしたけれども、これまたICチップの不具合などで手続ができず、カードの再発行が必要とのことで手続を完了せずに帰ってきました。再発行には実費1,000円がかかるとのことでありました。

当初より、カードの取得は任意となっておりますので、使いこなせないと考えてカー

ドを持たないこともあろうかと思えます。今回の事例は一つの例ですので、実際にカードの利用によって利便性が向上しているのかも併せて、実態をお聞きしたいと思います。

①です。

マイナンバーカードを持つ人は、マイナポータルで転入手続の予約ができます。予約をすることによって待ち時間が少なくなるなどのメリットは出ているのか、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） お答えいたします。

転入地では住民異動届を記入する必要がなく、事前に新しい住所の地番確認ができる点については、時間が短縮されております。また、転出地では、マイナポータルを利用することで、窓口に行くことなく転出の手続ができます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 少し利便性があるということでお聞きしたわけでありましてけれども、実際引っ越しでの住所変更だけではなく、子供がおられましたら教育関係のところにも行かなければならない。そしてまた、水道とかの手続も必要になってまいるかと思えます。そういったところとの連携はどんな感じで、予約することによって早くなるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 予約が入っている場合には、当然事前に各課には連絡を取るような体制にしておりますので、少し利便性としては向上しておるとは思いません。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そうしたら、②であります。

引っ越し先の自治体窓口に来られるマイナンバーカードを持つ方は、住所変更にあらかじめ暗証番号が必要で、忘れておれば再設定が必要です。こういったケースはどのくらいおられるのか、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） そのようなケースの対応はありますが、申し訳ございませんが、件数までは把握しておりません。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） それでは、③であります。

パスワードの再設定は、住民票のある市町村窓口で行うとなっております。転入手続が完了しないことからしましたら、市外から転入の場合、元の市町村窓口に行かなくてはならないのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 転入の手続が終わりましたら、すぐできますので元の市町村に行く必要はありません。転入手続が終わってなければ、元の市町村での手続となります。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そうなんですよね、終わらせることができなかつたら元の市町村へというのはなかなか、そういうことがないようにとは思いますが、元の市町村になるということでありました。

④をお聞きいたします。

マイナンバーカード自体の住所変更は、カードの追記欄に更新情報を書き込むほか、電子証明書の再発行手続、市外からの引っ越しなら継続利用手続も必要になると言われております。転入届を提出する場合と比べて、手続に要する時間はどれくらい増えるのか、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） マイナンバーカードの住所変更手続は、状況にもよりますが、1人当たり15分程度はかかります。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） カードがない場合より手続は増えておるけれども、15分程度であれば、それほど大きな負担にはなっていないかなという気もしておるんですけども、スムーズにいけばということですので、その限りではないこともあるんだろうと思います。

⑤をお聞きいたします。

報道ではマイナンバーカードを返納する動きもあるとされておりますが、本市でもそのような事例はありますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 本年4月から6月の3か月間の状況について、調査がありました。その調査結果では、国外転出や期限切れ、失効したなどの理由による返納の方はいらっしゃいますが、制度やセキュリティーに不安があるとの理由で返納した方はいませんでした。カードが不要であるとの理由での返納が1件ありましたが、不要の理由までは把握しておりません。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 返納ではなくても、私が冒頭申し上げた方のように、住所変更が完了できなくて、それを再発行しなければ失効と、期限切れという例もあるとのことでしたので、そこなのかなと思ったところでありました。これを皆さんが持ち続けることも、なかなか大変なんだなと思いました。

次の⑥の質問であります。

カードを持つ人は5年ごとに電子証明書の更新があります。3種類の暗証番号全てが

整合しなければ、再設定となるのでしょうか。この3種類というのは、署名用電子証明書暗証番号16桁の数字、そして、利用者証明用電子証明書暗証番号、私が知らなかった住民基本台帳用暗証番号は、先ほど申し上げた2種類目の利用者証明用電子証明書暗証番号の4桁と、同じであっても構わないということですがけれども、便宜上3種類の暗証番号があるので、この3種類の暗証番号全てが整合しなければ再設定になるのか、また、それは窓口での手続なのか、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 更新時に必要な暗証番号は、署名用電子証明書と利用者証明用電子証明の2種類です。住民基本台帳用の暗証番号が分からない場合には更新手続に進むことができないので、3種類の暗証番号が分からないと更新手続ができないこととなります。本市では、手続は窓口のみとなっております。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 2種類あれば更新できるというお話でしたけれども、更新手続に進むことができなくなるのが3種類目という御説明でした。言葉ではいまいちイメージが湧きにくいですがけれども、必要ではないけれども進めないということは、やっぱり必要ですよ。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） おっしゃるとおりです。3種類が必要となります。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そうしたら、⑦の質問です。

10年ごとのカード更新申請は、スマホ、パソコン、郵送が使えるということでありましたけれども、窓口でもできるのか、また、その際の受け取りは自治体窓口だけになるのか、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 窓口での申請もできます。受け取りも窓口ですが、申請時来庁方式の場合は郵送による受け取りも可能です。申請者来場方式というのは、申請の際に本人が来庁しまして、本人確認をするなどの必要な要件を満たした場合には、郵送の受け取りが可能となります。これは代理人ではできず、御本人のみとなります。以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ホームページを見ておりましたら、窓口で本当にできるのが不安であったんですがけれども、窓口でできるということであれば、少し更新手続で戸惑うような方も、相談しながらできるということで、それはよかったなと思いますし、一度来ておれば受け取りに再度来なくてもいいということも、利便性があるのかなと思いました。

それでは、次の⑧の質問であります。

今は申請受け取り窓口が設けられております。1階にあります。そしてまた、郵便局などでも対応しているということでもあります。この窓口設置には国からの財政措置があると聞いておりますけれども、実際の運用に当たって市の持ち出しはあるのでしょうか。そしてまた、申請が多かった時期の5年後、今から5年後とかの更新が重なるであろう時期にも、窓口の設置及び人件費等の財政措置はあるのでしょうか、今分かるところで、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 現在、本庁舎1階に設置しております専用窓口にかかる経費は補助対象であり、市の持ち出しはございません。また、今後の国や県の財政措置については分かりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 混雑も結構予想されますし、ないからといってつくらなかつたら、本当に大変なのかなという気もいたします。今、心配し過ぎてはいけないことではあろうかとは思いますが。

全体的にお聞きいたしました。利便性も多少あります。しかし同時に、それを使いこなせていない場合には、なかなか手続が先に進まないこともあるんじゃないかなと思っております。そういったことも私としては確認したかったので、質問させていただきました。

それでは、大きな2点目に移りたいと思います。管理の行き届かない家屋への対応ということで、お伺いいたします。

人が生きていく上で住居はその拠点であり、平均して収入の25%が住居費として支出されております。私たちは人生において様々な物や商品を購入しますが、その商品によって、自らの人生を豊かで幸せなものにしていく価値を見出しているはずであります。私たちが生きていく上でどのような住居に住むのかは、どのような生活に幸せを感じるかにつながっております。同時に、持ち家にしろ、賃貸にしろ、それらの住居が集まって町の景観をつくり、地域性やコミュニティーを形成しております。

経済的な豊かさという一面的なものに限らず、人生を豊かにしようとする住民が集まった地域や町は、おのずと交流が生まれ、魅力的で快適な町になっていくものと思われれます。そういった方向へ地域の魅力を高めていくことで、さらにまた周辺環境も含めた個々の住居の価値が上がっていくことになると言えます。しかしながら、何もしなければ、人口減、少子高齢化、また実質賃金の低下、地域商店街の衰退などといった社会状況を背景に、管理が行き届かない空き家などが増えていきます。

住宅地を持続可能にしていく行政対応があるのではないかと考え、質問いたします。

①であります。

空家等対策の推進に関する特別措置法施行以来の、行政指導、勧告、命令、強制執行

の件数をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

空き家等の適正管理に関する条例に基づく助言・指導の件数は77件、勧告は3件です。また、空家対策特別措置法に基づく助言・指導の件数は3件、勧告は1件です。なお、命令及び行政代執行はありません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 命令や強制執行はないということでしたので、おおむね勧告までいけば何がしかの反応があって、解決なり、何かの話合いには向かっておる現状でしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

実際に勧告が1件ありましたけれども、これは撤去までいきました。ただ、相談がありながら解決に至っていないものも、全体の相談数からいくと半分ぐらいは残っている状況です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） まだこれからのところも多々あるということです。

本年度から、特例の住宅であれば課税が6分の1、勧告に従わない場合とかは市町村が基準を定めるのか、まだ明確ではないですけれども、一定の条件があれば特例も外されるようなことにもなってきたおるようですので、そういった対応も出てくるのかなということでもあります。また先々でお聞きしたいと思います。

②に移ります。

老朽住宅除却事業の増額が提示されております。すぐに予算額に達してしまったということでの増額であります。除却事業への申請後、支給待ちになっている事例の内訳を地域別にお聞きいたします。

また併せまして、申請はあったけれども、補助対象外になった事例などはどのくらいで、主な理由にはどんなものがあるのか、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

支給待ちについてですけれども、土佐山田町内では、中野、宝町、前山、檜谷の4件、香北町内では、蕨生野の1件が補助申請待ちとなっています。

また、補助対象外になった事例はあります。件数は把握していませんが、理由の多くが、住宅補助要綱に定める老朽度に満たない場合、店舗や倉庫など住宅でない場合、老朽住宅が避難路沿道に位置しない場合などでありました。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そのことも踏まえて、③に移ります。

老朽住宅除却事業の対象となり予算待ちとなっている住宅が、多くはなかったんですけどもある中で、対象外になった家屋は放置されるケースが多いのではないかと懸念いたします。対象外になった件数の把握はできていなかったですが、そちらに懸念があります。しかしながら、倒壊危険家屋の近隣への被害は、地震・強風による倒壊などに限らないんじゃないかと思っております。

先ほど、3点の主な理由がありました。特に避難路に面していないところでありますと、ほかの条件は満たしているけれども、これに面していないということであれば、かなりの老朽具合があるんじゃないかなろうかと。そしてまた、避難路に面していないということは、建替え要件も満たさないんじゃないかなど。やりようがないということで、放置になるんじゃないかなという懸念があるわけです。そういった家屋には、シロアリ被害などがあることも勘案して、被害が広がる前に対策が必要でないかと考えるわけですが、見解をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

御指摘のシロアリ被害の原因となる懸念がある住宅については、仮にもし持ち主が不明な場合であっても、空家特別措置法の特定空家等に該当する場合には、市において調査や持ち主に対する勧告等の対応が可能ですし、持ち主が分かっている場合には、老朽住宅除去事業の対象となるものについては、予算の範囲内で支援することができますので、担当課に個別に御相談いただければと思います。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 特定空家が先ほどあった基準に満たない以外の、避難路に面していないというような場合、かなり傷みが激しくて周辺にも影響を与えている場合には、行政代執行という形で、補助はないけれども解決に向けて動けるということでありました。そういうことにしっかりと対応していただけたら、今、幾つか私にも念頭にある家屋があるんですけども、そういったところもいずれ解決していってくれるのかなと思います。

高知県内ではなかなかないんですけども、他県におきましては、この避難路に面しているという要件はなくて、老朽化住宅を除去する補助金の事例がありました。額は本市ほど多くはないんですけども、例えば景観に悪影響を及ぼすことを理由に、除去の対象にするということでありましたり、危険家屋であるということで、上限額はそんなに高くはないんですけども対象にするような条例を定めている自治体もあります。そしてまた、木材住宅に利用用途が限られるけれども、そういった制度をつくっている自治体もあります。そういったことも参考にさせていただいて、よりスムーズに老朽化住宅の除去が進むよう努めてもらえたらいいなと思います。御紹介しておきます。

④に移りたいと思います。

民法第233条、竹木の枝の切除及び根の切り取りが、2023年4月より改正されました。改正前においては、所有者に枝を切ってもらうようお願いするしか方法がありませんでした。今回の改正により、境界線を超えた場合に、催告したにもかかわらず相当の期間切除されないとき、また、竹木の所有者を知ることができないとき、そして、急迫の事情があるときなどの条件に合えば、隣地から越境した枝を自ら切ることができるということでありました。このことによって、相談に変化や解決に向かった事例はあるのか、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

改正後の民法第233条では、原則、従来どおり竹木の所有者に切除を求めるべきとしておりますが、隣地から竹木の越境を受けている土地の所有者が、竹木の所有者に切除の催告をしても越境した竹木が切除されない場合や、竹木の所有者やその所在を調査しても分からない場合などには、竹木の影響を受けている土地の所有者が、竹木の枝を切除することが可能とする内容に変わりました。

民法改正後、特に変化や解決につながった事例は発生しておりませんが、竹木の越境を受けている土地の所有者御自身が、越境した竹木を切除することを検討している場合には、将来的なトラブルを回避するために、事前に弁護士や司法書士などの専門家へ相談していただくなどの、御案内を考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 改正後の対応もされておるようで、実際にこういった方法があると、また、それでもトラブルにならないようにという配慮もお聞かせいただきましたので、よろしく願いいたします。

⑤の質問に移ります。

居住しているにもかかわらず、管理が行き届かない住居では、何がしかの困難を抱えている住民がいることも考えられます。町内会や民生委員との協議や、働きかけなどを支援する仕組みはあるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） お答えします。

御質問にあるような住居にお住まいの方の中には、衛生や健康行動を放任し、自己の心身の安全や健康が脅かされる状態、いわゆる自己放任やセルフネグレクトの状態にある方がいるのではないかと推測します。こうした状態になる原因としては、加齢による身体や認知機能の低下、精神疾患、経済的困窮などが挙げられます。セルフネグレクトの状態にある方の多くは、周りからの支援を拒否する傾向にあり、専門的な支援を要する可能性が高いため、まずはそういった方の情報を把握していく必要があると考えてお

ります。

民生委員の皆様におかれましては、香美市社会福祉協議会を通じて、訪問、声かけ、安否確認といった行動の際に、こうした方の情報がありましたら情報提供をいただくよう、お願いしているところです。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 答弁をお聞きいたしまして、主には社会福祉協議会を通じてというお話でありました。それが基本で、またそれで対応できるということで問題はないんですけども、ただ、町内会や民生委員との協議は、その社協を通じた後とかになるのでしょうか。そういったところとの連携もあるのじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） お答えします。

後先ということではなくて、民生委員は月に1回社協で定例会をされておりますので、そういう場へこちらが出向いてお願いということもあるかと思いますが、今の現在社協から話合いの場で話が出て、実際そういうことを行っておりますので、お願いというだけになってしまうと、こちらからも社協を通じて言っているの、またこちらから直接というのもあるんですし。地区長には行政連絡会とかでお話をするのも可能かと思いますが、またそういった方向で、お話だけにはなってしまいますが、実際そういう方どこまで踏み込んでこちらが支援していくのかというのは、難しいと考えております。声が上がったところには対応しやすいと思うのですが、拒否をされると、それ以上踏み込めなくなってしまうというところもあります。今年、ごみ屋敷になっているような状態のおうちが火事になったケースもあると思いますが、そういうことがあると最悪の危険ということもあります。そこら辺は十分に考えながら、御家族の方がいらっしゃる一番いいんですけども、そういった方は独居の方が多いので、健康推進課の保健師で地区も回っておりますので、まずはやっぱり情報共有というところで、また対策を考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） なかなか正解のない中で、できることを探していただけるというお話でありましたので、またよろしく願いいたします。

これは御紹介でありますけれども、大分県別府市には生活改善援助員派遣事業がありまして、いろんな原因で生活環境が乱れておいて改善が必要なときに、そのお手伝いができる費用を、少しなんですけれども出す事業だそうです。これは1件5万円までということで、実際いろんな支援に入るときに、人的なものだけじゃなくて、不用品の廃棄とかにもやっぱりお金がかかたりしますので、そういったものに使えるということで

した。

それでは、以上で大きな2点目を終わりにして、3点目の質問に移ります。中間管理住宅について、お聞きいたします。

本年度の香美市当初予算において、この制度を初めて実施すべく2件分が予算に計上されております。3月定例会議の市長挨拶では、ニーズを掘り起こして、補正予算で増やすことも念頭に積極的に進めていくとの思いも聞かせてもらいました。

他市町村のホームページなんかを見ましたら、県内の先進地である四万十町や梶原町をはじめ、大月町、宿毛市、黒潮町、津野町、仁淀川町、中土佐町、須崎市、大豊町、南国市、いの町、芸西村、奈半利町の14市町村で取組が見られました。見落としもあるかもしれません。

とりわけ子育て世代などは、伸び伸びとした子育て環境が欲しいけれども、物件を購入して自分で補修していく技量がない世帯にとって、中間管理住宅は魅力的な選択肢になるのではと思いますし、後の質問項目にも挙げておりますけれども、地域おこし協力隊などの受入れ時に活用する事例なんかもあると思います。そしてまた、高校生の寮として利用すると聞いたこともあります。

そこで、まず①でお聞きいたします。

本市における中間管理住宅の現在の事業構想と進捗状況は、どのようになっていますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

中間管理住宅事業の事業構想については、3月定例会議でも答弁させていただきましたが、そのときの状況から基本的に変わりはございません。市内の空き家を市が借り受けて改修をした上で移住希望者に一定期間賃貸することにより、市の移住を促進するという大まかな事業概要となっております。

進捗状況としては、現在、要綱の最終調整段階にありまして、候補物件については随時募集中でございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 要綱の調整をして、物件の募集中ということで、まだ実際に物件を改修というようなどころまでには至っていないのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 先ほどおっしゃられたとおり、物件に関してはまだ決まっておらないので、改修施工までには至っていない状況でございます。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 私も冒頭で借りたい人のニーズでちょっとお話をしましたけれども、持ち主が貸したいというニーズが、今のところまだ出てきていないということ

になるのでしょうか。もちろん、他市ではあるけれども、本市では事例がないこともあってかもしれませんが、空き家になっているとか、利用予定がないような住宅で、そのまま放置しておれば老朽化も進んでいくので、先ほどの老朽化住宅の除却とか、特定空家の話もありましたけれども、そういったことになる前にぜひとも有効活用してもらいたいわけなんです。制度のメリットになる部分を、一定今空き家バンクに登録されている物件の中で、お話をしてもなかなか手応えがないのでしょうか。3月に予算が決まって、4月から数か月たつ中で、反応がないのはどういう要因があるとお感じなのか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 構わない範囲でお答えいたしたいと思います。

実際、交渉に近い状況のところもございまして、要件の問題で今進んでいないとお聞きしている物件が1件ございしますが、それ以外ではありません。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 心配をし過ぎてもいけませんので、多分事例があつて、ああ、いいもんだなのというのが分かれば、次の声も上がるんじゃないかなと、希望を持ちたいと思っております。

②の質問に移ります。

過去5年程度の中で、本市の地理的な条件とか環境は気に入ったけれども、希望に沿う物件がなくて移住を諦めたケースは、どのくらいあるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

いなかみに空き家バンクの内覧を委託しておりますが、年間100件ほどの内覧を実施いたしまして、そこから成約といいますか、移住に至るケースは、いなかみの分だけですけれど、20件ぐらいとなっております。当然、内覧には複数行かれる方も非常に多いことございまして、なおかつ成約に至らない理由につきましては様々ございます。理由別の集計は現時点で行っておりませんので、お答えができません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 100件の相談があつて20件移住ということは、かなりの2割ですけど、移住成立にはそれなりのものがあるなどは思っております。その確認がありました。

③に移ります。

リフォームを施した住宅のストックができるようになりましたら、地域おこし協力隊や集落支援員制度との連携による住宅利用なども考えられると思いますが、見解をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

他自治体に見られますように、地域おこし協力隊や集落支援員が中間管理住宅として整備した家を利用する場合などについて、優先的にということだと思えますけれども、審査基準の加点措置等については、今後慎重に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 私も2点目の冒頭に申しましたように、空き家がどんどん増えるよりかは、それが活用されることが何より望ましいと思つての質問でありました。どんどんこういった利用が進むように願っております。

それでは、以上で3点目を終わりにして、4点目の質問に入りたいと思つています。先生の多忙化の解消ということで、お聞きいたします。

学校現場での先生の多忙化、なり手不足、長時間労働といった問題が言われ始めて久しく、改善の見込みが見えない現状が続くならば、子供たちの学習権や安全に支障を来しかねない状況になってきていると言われております。

こういった状況にどういった背景があつたのか、現場や識者のお声などを聞いておりますと、2000年代のゆとり期間のあたりから、全国学力テストの実施や学習指導要領を高度化する方向へかじを切り、民間企業の働き方が激しくなる社会状況との歩調合わせた公務員バッシング、教員バッシングといった、政治的風潮とも相まって行われた改革が、全く余裕のない労働環境をつくることになってきているようです。こういった学校環境を妥当なものに戻していくことが必要ではないかと感じるところであります。

私は、せんだって高知市内で開催されました、若手教員と議員の集いに参加してきました。本市から自分以外に参加された議員もおりますので、私の質問で不十分なところは、別の機会にでも補っていただけたらと思つています。そこでは、今まさに学校現場で働いている先生の働き方、課題や要望を聞くことができました。御紹介させていただきますと、授業準備の時間が勤務時間内で確保できず長時間残業をせざるを得ない、長時間過密労働によって精神疾患等が急増している、標準時間をはるかに上回る余剰時間の多さ、教員1人当たりの業務量が多いにもかかわらず教員が増員されないとの声があります。そして、また、学年の違う授業を持つ縦持ちにより長時間残業をせざるを得ない、小規模校では美術などを専門外の教員が臨時免許状によって指導を行っている、初任者研修が過度な負担となり実態把握や教材準備の時間が取れない、事前に産休願を出しても代替職員が配置されない、食物アレルギー対応や欠食・増食管理の複雑化の現状があるといった声が出されておりました。本当に多岐にわたって大変な状況と受け止めております。若手の先生の中からは、数時間の学校訪問ではなく、1週間、自分たちの仕事につきっきりになって実態を知ってもらいたいといった声もありまして、しんどさや課題改善に向かわないもどかしさを感じさせるものでもありました。

これらを解消していくために市町村でできること、県や国にしかできないことを整理

しながら、道筋をつけていていただきたいと思い、以下質問いたします。

①であります。

市内の各中学校で、免許外の先生が授業を受け持つ実態はどのくらいあるのか、過去の事例も含めて、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 森田議員の御質問にお答えいたします。

香美市内では、現在1人の免許外教員が担当しております。1人1教科でございます。昨年度も同様の状況でございました。それ以外は全て教科専門の者が担当しております。以上でございます。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 一応確認できますでしょうか、その1教科はどの教科になるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 中学校の家庭科となっております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そうしたら、②の質問に移ります。

今後、全ての中学校へ専科の先生が配置される見込みはありますでしょうか。今、1教科で家庭科ということでしたけれども、ない場合でも配置できるよう対策をとるべきではないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

御存じのとおり、教員不足はもう非常に全国的な大きな課題となっております。特に、技能教科の免許を持つ教員の数が十分でない状況にございますが、今後も市といたしましては、県教育委員会へ積極的に要請を働きかけてまいりたいと考えておりますし、そのようにしておるところではございます。

また、現在、免許外の教員が授業を受け持つことを極力避けるための対策といたしまして、本市におきましては兼務発令を行いまして、特に時数の少ない教科でございますけれども、複数校の授業を担当することができるようにしております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 複数校を持っていただくことによって、解消がほぼほぼできているとお聞きすることができました。

この専科外の先生の問題は、特に小規模学校で各学年が1学級のようなところでは、教員配置が一応規定では7人になるので、9教科全ての教員がそろそろ基準にその時点ではならないということでもありますので、必然的に起こってしまうんじゃないかというこ

ともありました。本市でありましたら大柵中学校なんかは当てはまると思うんですけども、そういった場合でも、複数校を各先生が担うことによって、専科外の先生が授業を持つことを解消しておるというわけですね、分かりました。現状も理解しまして、それでも県への働きかけをされるということですので、また引き続きよろしく願いいたします。

③に移ります。

市内各小学校での計画授業コマ数のうち、担任の先生の受け持ち時数はどれぐらいあるでしょうか。この計画事業コマ数は、本市のというよりも標準時数を私は調べておまして、実際にその時数で言いますと、1年生が年間850時間、学年が上がるごとに上がって、4、5、6年生は1,015時間でありました。特に高学年の4、5、6年生の1,015時間は、水曜日以外が6時間で水曜日を5時間とすれば、1週間で29時間掛ける35週で、ちょうど1,015時間になります。そういったものがベースにあって、学級担任の先生がどれぐらいを受け持つのか、お聞きしたいです。よろしく願いいたします。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

学校規模や学級によりまして、持ち時間数に若干の差はございますけれども、議員からおっしゃっていただいたとおり、25時間から29時間程度受け持っております。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 私が見ました標準時間の1週間6時間、5時間を全て受け持てば29時間になりますので、29時間を受け持っているということは、全ての授業を受け持っていることになろうかと思えます。25時間としても、低学年が850時間でありましたら、5時間授業のうち水曜日は4時間として大体25時間程度であるので、ほぼほぼもう担任の先生が全て受け持っている現状かなと思えます。この現状を少しでも解消できないかなと思うわけであります。

次の質問④に移りたいと思えます。

先生の多忙化を少しでも軽減するには、この受け持ち時間に空きをつくって、勤務時間内に仕事が終わるようにしていくべきではないでしょうか。そのために、ここまで聞いてきた現状で、具体的に改善できるものはなかったでしょうか。先にお聞きいたしましたけれども、中学校で専科の先生を配置するように、小学校でも、体育とか音楽に専科の先生を入れることによって、受け持つ授業コマ数を減らすことができるんじゃないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

大規模校におきましては、学級数に応じまして専科教員等の配置がございまして、一定の確保はできておると認識しております。中規模校の学校には理科や英語の専科教

員を配置いたしまして、小規模校では教員間での担当教科の受け持ちを工夫する、つまり交代するなどして学級担任の空き時間を確保し、授業の準備や教員同士の打合せの時間に当てるよう努めておるところでございます。

併せて、本市におきましては支援員の配置もしておりまして、直接、空き時間の減少につながるものではないかもしれませんが、業務軽減につきましては支援員の皆さんに随分と助けていただいております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ぜひ今やっていることを進めていただいて、先生の負担軽減していただきたいと思っておりますし、特に、その支援員の配置については、市で努力できるのでありましたら、増員とともに待遇面も改善していただきたいと思っております。

そして、今回質問で提案させていただいた、空きコマ数のために専科の先生を充てることは、大きな学校ではできるということでしたけれども、中規模や小規模のところでも何とかできるようにと思っております。そのことをお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思っておりますが、ひょっと御答弁いただけますか。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 貴重な御質問ありがとうございました。私が最後に申し上げたかったのは、教員という仕事は非常に魅力的なやりがいのある仕事でございます。子供たちが成長していく姿をそばで見られる仕事は、ほかにはないわけございまして、そういう意味でも一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。

○6番（森田雄介君） 以上で、質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 森田雄介君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午後 0時00分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 12番、日本共産党の笹岡 優です。最初に、村上副市長におかれましては、豊かな経験を存分に発揮していただきまして、本市の活性化、発展に御尽力いただきますよう、お願い申し上げます。

今回は、本年度の予算の在り方を踏まえ、本格的な依光市政を進める上で、幾つかの苦言にもなるかもしれませんが、来年度予算編成の提案も含めて質問しますので、積極的な論戦を求めるものです。

最初に、タブレットに資料を入れていますが、日本は、世界でも大変異質な、こうい

う太平洋プレートとフィリピンプレートというプレート同士が重なる地盤の上に列島があり、そして日本列島を東と西に切り裂くような北米プレートという、4つのプレートが集中しているのは日本だけだそうです。そして、次の資料を見ていただいたら、日本列島は火山国でもあるわけです。現在、活火山も含めてたくさんありますし、そして、御存じのとおり、四国はフィリピンプレートに引っ張られて、跳ね上がり、跳ね上がりしてきましたので、次の資料のような付加体、そして、中央構造線とその南に仏像構造線、千葉県から沖縄向いて構造線が走っているという、大変特殊な地形をしています。付加体で跳ね上がりとなっていますので、四国は次の写真のように地層が立っています。こういう状況を踏まえて、今回質問させていただきます。

まず、今、地球全体でも災害のリスクが高まっていることの認識も踏まえて、対応が急がれるまちづくりの課題について、質問します。

最初に、土佐山田の中心市街地が抱える課題について、幾つかの角度から質問します。

(1) 中心市街地の地震火災対策の問題です。

①です。

土佐山田町の中心市街地は、地震火災対策を重点的に推進する地区、地震火災類焼危険区域として指定されています。タブレットに入れていますが、資料の5枚目、このエリアがその指定を受けています。2020年の質問で、この地震の火災類焼危険区域について、本市の地震火災対策計画の火災延焼シミュレーションの実施結果図を基にしていまして、根拠としている風速は、御免気象観測所のものを使っていると指摘しました。根拠としての風力段階5の冬の季節時に秒速8メートルは、葉のある灌木が揺れ始める、池や沼の水面に波頭が立つという風速で、シミュレーションをしてるわけですね。南海トラフ地震後の災害復旧を支える地域は、土佐山田町の中心市街地、そしてその周辺だと思いますが、その認識でしたでしょうか。また、その位置づけはどうでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

旧土佐山田町の中心市街地とその周辺については、市役所本庁舎を初め、指定避難所となる中央公民館、山田小学校など、大地震発生時に本市の災害対応を支える拠点となる施設が多く立地している地域であると認識しています。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 本市の衣食住を支える拠点は、何といたってもこの土佐山田町の中心市街地とその周辺だと思うんです。そして、この地域を守る八王子宮は鎮座554年たっています。明治地域から移設して現在のところに遷座してから383年ですから、383年間もここは自然災害から持ちこたえてきた地域であるわけです。厳しい自然災害を乗り越えてきた。ですから、何としてもこの地域を守るためには、類焼、地震火災からどう守るかということをやらなければならないと考えています。

この視点・観点を基に、まちづくり、防災の中心に置いていく必要があるんじゃないでしょうか。こういう点で、市長、副市長等の御意見がありましたら、お願いします。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 私、実は建設省に入省いたしましたのが平成8年でございます。前年、平成7年には阪神淡路大震災がございまして、最初に配属された部署が都市局の都市防災対策室でございます。まさに市街地火災が注目された時期でありまして、こうした市街地での延焼火災対策には、入省当時から携わってきたところでございます。

本市における延焼火災対策への対応ということでお尋ねがございました。先ほど課長からも答弁をいたしました。本市の防災対策の要になる拠点が幾つもある地域でございます。また、議員御指摘のように衣食住の中心地であるということも言えるかと思えます。

市街地を歩いて拝見したところ、思いましたのは、古い木造家屋がたくさんあると、あるいは密集しているということでございました。こうした家屋の倒壊を防ぐ、あるいは発火・出火を防ぐということ、そして、避難、あるいは消火活動が容易になるような形で空間をつくっていくことが、今後の本市中心部における防災対策として必要になってくるであろうと認識してございます。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 後で触れますけど、もともこの中心街は、前は田んぼだったんです、用水を運んできてお米を作りよったと。ところが、昭和45年の都市計画法に基づいて市街化区域の設定をしてから、ここにどんだん家が建っていったということもあるわけです。こういうまちづくりの関係で変えてきたので、ぜひそれを考慮して、副市長が言われたとおり、やっぱり拠点ですので、位置づけと議論が必要だと思います。

②移ります。

香美市地域防災計画の令和5年度改訂版も含めて、先ほど言った、地震火災類焼危険区域の位置づけがされていません。大変弱いと思います。

一方、香美市都市計画マスタープランの中では、地震火災対策を重点的に推進する地区として明記されています。先に質問したこの地域の重要性を鑑みたときに、しっかり明確に位置づけ、その対策を計画の中に入れるべきではないでしょうか。特に、風速の見直しも含めた必要な手だてを具体的に講じる必要があると思いますが、見解をお聞きします。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

地震火災対策は、出火防止対策、延焼防止対策、避難対策など、ハード・ソフト一体で考えることが重要で、行政だけではなく、自主防災組織、個々の地権者や建物の所有者など、地域が協働で取り組む課題であると考えております。

なお、シミュレーションの冬の風速が小さいのではないかと御指摘ですが、この延

焼シミュレーションの結果は、重点推進地区が延焼の危険性が高い地域であることを示すものであり、参考となる資料の一つであると考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 秒速8メートルはあまりにもちょっとね、私は秒速20メートル以上冬場は吹くんじゃないかと思っています。

関東大震災発生からちょうど9月1日で100年になるんですが、そのときの教訓として、火災によって炎を伴う旋風が発生し、広範囲に大きな被害をもたらした火災旋風現象で多くの被災を受けています。火災と風、そして類焼には大きな関係があります。この間の調査で、空き家の引き込み線は電信柱で遮断しているということですので、空き家の電気漏電はないと思います。また、火災発生時には、即送電を中止すると電力会社は言っていますので、電信柱そのものが倒壊したときの火災がちょっと心配ですし、家事をしているとか、火を使っていることもあるかもしれません。そのためにも、火災延焼シミュレーションをしっかりと行って、エリアで食い止めていく防災計画、住民参加の連携した、自主防災組織含めた議論が要るんじゃないかと思うんですけど、その点はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

先ほども答えましたけれども、自主防災組織のアンケートでも、地震火災が心配だという声をいただいていますので、そのあたりも含めて十分議論しながら、避難とか、どうやって火を消していくとか、自主防災組織も合わせて一緒に勉強して課題に取り組みたいと思っています。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 次に、③です。

火災延焼シミュレーションを行う場合は、定住促進の担当とか、都市計画の担当とか、消防など、いろんな形で中心市街地の空き家対策問題も含めてやる必要があると思います。私も資料を頂いて見たんですが、都市計画区域の空き家で廃屋という対象が100戸もあるということです。Dというランクづけしていますので、これを落とし込んで、やっぱり延焼、類焼の防止策を検討することが必要と思います。効果的な計画をする必要があるし、それから、自主防災組織にも入っていただいて、やっぱり地域を皆で情報共有していくと、そしてどういう形がいくのかということ、住民参加でやらないといけないと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

地震火災対策において、空き家であることは出火・延焼の危険性や、消火・避難の際の対応など、先ほどもお答えしましたが、ソフト・ハードの対策を考える上で様々な影響が出てまいります。今後の対策検討に当たり、空き家の分布状況等についても参考に

してまいりたいと考えています。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ぜひ副市長におかれましては、専門でやられてきたノウハウがあるということですので、ぜひ力を貸していただいて、横断的な議論が今要るんじゃないかと思うんです。特に、土佐山田町の中心市街地は、これから空き家がまだ増えていく方向と思うんです。自主防災組織等や町内会組織が困難になっている地域もあるんです。それも踏まえて、ぜひ手だてとして、副市長としての見解をいただければありがたいです。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 御指摘いただきました、私の業務経験でございますけれども、入省以降、まさにこの延焼シミュレーションを検討する5年間の研究プロジェクト予算要求と、それから、最後の取りまとめを、出向しておりました財団で担当させていただきました。最初と最後を担当するのはなかなか役所のキャリアでは珍しいことなんです、そういった経験もございます。

その研究プロジェクトの中では、このシミュレーション以外にも、先ほど課長から御答弁させていただいたような形で、地域で様々な主体が連携して防災対策を進める、例えば、自治会、自主防災組織、あるいは消防、市役所といったものが、連携して検討を進める仕組みについても、研究を行ったところでございます。こうした経験を生かすことができると思っておりますので、ぜひ庁内においては横断的な検討体制を構築したいと思っておりますし、また先ほど課長から御答弁申し上げましたとおり、地域とも話をしながら、情報を共有しながら、検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ぜひよろしくお願いします。

④です。

空き家において、固定資産税の住宅用地特例の適用が受けられていない、外されたといえますか、物件あるのでしょうか

○議長（山本芳男君） 税務収納課長、猪野高廣君。

○税務収納課長（猪野高廣君） お答えします。

現在、本市で空家等対策の推進に関する特別措置法の規定により、固定資産税の住宅用地特例の適用が除外されている土地はありません。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 先ほど同僚議員からも質問がありましたけど、やっぱり倒壊のおそれも含めて、市民の命に関わる問題ですので、これはぜひ検討すべきときに来ていると思うんですが、この点で何か副市長、市長、何かありましたら。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 午前中の議論でもございましたけれども、住宅も見方によりましては社会インフラの一つであると考えております。午前中の質疑の中でも、景観を形成する要素でもあるだろうといった御指摘もございました。こうしたものについては適切にメンテナンスをしながら大切に長く使うこと、そして、その役割を仮に終えたのであれば、例えば空き地、空き家のような状態であれば除却して、新しいニーズに合った土地利用、あるいは整備をしていくことが必要であろうと考えております。

先ほど課税についての御質問もございました。こうした建替えを促進していくに当たり、必要があれば、例えば課税においても措置をしていくといったことも考えられるかと思えます。また、なかなか対応していただけないような場合であれば、先ほどの勧告手続に入っていくことも考えられております。いろんなツールができておりますので、こうしたものを活用しながら対策を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ⑤に移ります。

香美市地域防災計画の都市構造の防災化において、都市の不燃化、消火活動困難地域の解消として、ア、道路・更地等の確保・拡充、イ、道路幅員の確保を挙げています。市街地において、接続道路が狭く、建替えなどで建築確認が下りない老朽化空き家等の寄附を推進して更地をつくり、そして、そこに防火水槽等の設置と効果的な類焼防止対策を講じる必要性はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

都市計画区域におけます建物の建築や建替えには、建築基準法上の道路に敷地が2メートル以上接道していなければならないとされてございます。建築基準法上の道路といいますのは、国道や県道、市道、また、通常2項道路と呼んでおりますけれども、4メートル未満の幅員ではございますが、道路の中心から2メートルの線をその道路の境界線とみなすことで、建築確認を受けることができる道路などがございます。また、赤線に接道しておる場合におきましても同様に、既存住宅の建替えなどが可能になるケースがございます。

この中心市街地におきましては、新町西町線の工事などによりまして、道路幅員の拡幅やポケットパークの整備を行い、道路や空間の確保・拡充が図られました。また、耐震性の防火水槽につきましても、この新町西町線の関係で2か所新たに設置されております。このように、公共用地がありましたら、防火水槽などの整備も可能と考えておりますが、なかなか適地が少ないという現状でございます。

また、老朽化住宅の建替えを進めましたら、セットバックなどによりまして空間の確保を図ることができますし、建築物の不燃化も進むことになると考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） この間更地になって、新しい家が建って、そして空間もできて大分改善されていますし、新町西町線が通ったことによる東と西の関係の類焼をかなり食い止める条件ができたと思うんです。

しかし、この中心市街地の防火水槽は足りないと思うんですけど、消防長、何かそれを含めて意見がありましたら、お願いします。

○議長（山本芳男君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） 消防力の整備指針による消防水利についての調査結果からは、当該市街地の消防水利は十分とは言えない状況にあります。しかし、この調査は、消防水利の基準を満たしていない消火栓などは入っておりません。実際の火災現場では、消防水利の基準を満たしていない消火栓なども使用して活動を行いますので、通常の火災については支障がないと判断をしております。

ただし、笹岡議員のおっしゃられる、震災時などの同時に多発する火災や大規模な火災を想定したときには、引き続き耐震性の貯水槽など、消防水利の設置を進める必要があると考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ぜひこれも検討の中に入れていただいて、やっぱり効果的に防火水槽を造っていくことが必要と考えます。

⑥です。

定例会議冒頭での市長挨拶で、高知広域都市計画協議会を踏まえて事業系・住居系の地区計画における接道幅員の緩和も含めて推進方向で10月に決定すると。これは市街化には対応できないということではないのでしょうか、詳しく説明をお願いします。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

現在進めております高知広域都市計画協議会におきましては、濱田知事のもと、市街化調整区域の地区計画制度が現在もありますが、実際、その実現に至った件数が少なく、その原因の一つとしまして、県の定めている指針が厳格過ぎるのではないかとことがございます。現在、県が策定しております、市街化調整区域における地区計画の策定指針についての緩和に向けて、検討を進めておるところでございます。

その中で、接道幅員の要件につきましては、事業系や住居系の既存集落沿道型の地区計画をつくる場合には、現在9メートル以上の道路に接しておることが必要とされてございますが、こちらが、2車線の道路であれば計画できると緩和の方向で進んでおります。

なお、現在、パブリックコメントを県都市計画課において募集しております。順調にいきましたら10月に決定しまして、運用は11月以降になる予定でございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） そうしたら認識として聞くんですけど、この間、小学校区エリアの地区計画を検討していると、そういうところの類焼防止策も含めて、道の接続が緩和されるという認識でえいでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） 現在進めております、市街化調整区域におけます地区計画の規制緩和について、都市計画マスタープランでは、議員がおっしゃられましたように、小学校を中心にしてということを考えておりますが、小学校ではなくて、合併前の旧村役場があった場所の既存集落を含んで、地区計画をつくることができると、その場合の幅員などについても緩和の方向となっております。

また、御質問は中心市街地でしたが、今、やっているのは市街化調整区域内の地区計画で、その違いがございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ⑦です。

そうしたら、旧土佐山田町の中心市街地の場合は、以前紹介したこともありますが、国土交通省が所管する国土技術政策総合研究所の提案する、街並み誘導型地区計画や建蔽率特例許可などのまちづくり誘導方策等を、検討する必要があるんじゃないでしょうか。この点についてどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

先ほどの地区計画は市街化調整区域の関係でございましたので、この中心部とはまた別のものがございます。

先ほどおっしゃられました、道路の幅員でありますとか建蔽率とかに規制をかけてということもございます。当市の市街化区域内における地区計画としましては、前山地区に実際つくっておるところがございまして、フェンスの高さでありますとか、壁面後退、また用途などの規制をかけてつくった事例はございます。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ⑧に移ります。

やっぱり土佐山田町の場合は北と南の道が狭いですから、類焼対策を考えた場合には北と南の道をどう広げるのか、一つの大きな戦略が必要と思うんですね。それで、このまちづくり誘導法も含めて、幅員拡幅策として講じる考えはどうでしょうか。この点で何か研究等も含めて、必要性はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

香美市には、住宅耐震改修補助金でありますとか、避難路の沿道に位置する老朽化住宅や、住宅密集地域に位置する住宅で、倒壊や火災により周囲の住民に被害を及ぼすお

そのある住宅の除却などに対しては、補助金制度がございます。建蔽率の強化や壁面後退などの新たな規制をかけるよりは、そういった補助金を御活用いただきまして建替えを促進していくことで、現在は狭い2項道路等に接しておる場合でありましても、2メートルの壁面後退をすることで、徐々にではございますが道路空間の確保がされていくものと考えております。時間はかかりますけれども、建物の更新に伴いまして、道路空間の確保だけではなく、建物自体についても防火性能が向上していくものと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 今、この旧市街地、特に国道から北、線路から南のエリアをどう対策するかが一つの大きなポイントになってきていると思うんです。道路幅の幅員を確保することによる類焼防止策も含めて、副市長の御経験で何かありましたら、ぜひ聞かせていただきたいんですが。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 道路を抜くためには非常に強い権利制限をかけ、かつ長い時間がかかるのが実情でございます。私は、都市局でこの関係を担当しておったわけなんですが、都市整備的な手法で言うと、そういった道路を抜く、あるいは延焼遮断帯をつくることで、時間をかけて対策していくこととなります。

ただ、実際にはもう既に老朽化が進んだ住宅がたくさんある状態ですので、早急に先ほどの除却、あるいはもう少し手前の耐震改修、それから出火源対策、火を出さないようにするという対策が、短期間で効果を出しやすいものかと考えております。

そうした点と、それから先ほどの長く時間がかかる対策の組合せをしていくことが重要な点と考えておりますので、市街地の今後の在り方も含めて、どういう対策をしていくのか、全体として考えていきたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 私が紹介した誘導策の中に、防災街区整備地区計画もあるんですね。ぜひ研究をお願いしたいと思います。

⑨です。

鏡野中学校体育館は指定避難所で、187人を収容できる施設です。しかし、土砂災害時では指定緊急避難場所から外されています。避難している方に対して、豪雨で土砂災害の危険がありますから、避難所から移動してくださいと言わなければなりません。同様の指定避難所が他の施設でもあります。指定避難所は、災害後に安心して疲れを癒し、災害復旧に取り組むための居場所になりますが、この指定避難所の課題を明確にして、適時その改善に取り組む必要性があるのではないのでしょうか、見解をお聞きします。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

令和3年6月定例会議の一般質問でもお答えしておりますが、鏡野中学校の体育館は規模が大きく、多くの避難者を収容することができる大変重要な施設であります。御指摘されていますとおり、体育館は土砂災害警戒区域等内に位置しておりますので、指定緊急避難場所としては土砂災害に対応しておらず、指定避難所としても土砂災害には適しておりません。例えば、出水期の地震発生時に、しばらく雨が降らない状態であれば、指定緊急避難場所として鏡野中学校体育館は利用できますが、一定期間避難生活を送ることになれば、御指摘のように指定避難所として開設いたしません。これは鏡野中学校体育館に限ることではなく、他の同様の指定避難所にも言えることでもあります。こうした課題を庁内関係部署と情報共有し、実施状況等のフォローアップをしていかなければならないと考えています。

また、指定緊急避難場所と指定避難所の違いについて、これまでもハザードマップやホームページなどで市民にお知らせしていましたが、他自治体の例も参考にしながら工夫していきたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 指定避難所と指定緊急避難場所は混同しやすいので、すっきりして分かりやすい工夫が要るかもしれません。ぜひお願いしたいと思います。

続きまして、(2) 中心市街地の都市排水対策について、質問します。

①です。

お手元のタブレットの中にある資料6枚目です。㊦が杉田ダムからくみ上げているところで、㊧が雪ヶ峰のところ、㊨が貴船神社のところ、㊩が鏡野中学校の東側です。そして、㊪が明治地域の古町なんです。ここに用水をずっと運んできています。左側の新改川からとっている㊫が入野の発電所のところで、㊬が植地域、㊭が鍋山の北側のところ、㊮と㊯が土生川から下を抜けてサイフォンで上がっています。そして鍋山と八王子の山の間を東に行ったルートと墓山へ行くルートがあります。そして、㊰から都市排水は国分川に落としています。そういうことを踏まえて説明していきます。

杉田ダム土地改良区は、昭和34年当時に佐野土地改良区と大楠・植村都市改良区が杉田ダム土地改良区連合として発足しました。その後、昭和62年に正式に合併し、今日に至っています。

しかし、昭和45年の都市計画法により、市街化として水田は住宅化してきました。合併当時86ヘクタールあった農地が現在は52ヘクタール、その中で稲作農家は11ヘクタールと激減しています。この水が必要な稲作農家は激減しているんですね。取水用のポンプは昭和36年に1基、昭和42年に1基の2基ですが、一方で、平成10年の豪雨では、土佐山田町の中心市街地である商店街通りは川のように水が流れる状況になり、駅前交差点では歩いて渡れないほどの流量と流速でした。このように、管理している用水路が山の斜面にあるために、豪雨時に雨水を市街地に運んでいきます。以前は水田農家が多く、稲作も盛んでしたから、水田がダムの役割を果たしていました。急速

な都市化によって、これまで市街化区域の冠水や土地の低い一部の民有地は、浸水するという事態に苦しんできています。中心市街地に雨水を運ぶ用水路の在り方と、用水を使わなくても台帳に登録されていれば面積割で負担金が発生します。ダムからのポンプアップは電気代の高騰によってまた負担金が増えています。杉田ダムの治水ダム化は今検討もされています。利水から治水に変える。米価の下落など、総合的に勘案して、抜本的な土地改良区の在り方を見直すときが来てるんじゃないでしょうか、所見を聞きます。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

土地改良区は、土地改良事業という公の事務を行うことを目的に設置される法人であり、原則農業を営む者を組合員とし、土地改良事業による農業水利施設や農地の整備、さらには、整備された施設の維持管理を通じ、地域農業を下支えしています。

杉田ダム土地改良区につきましては、見直しをするかどうかも含めて、まずは土地改良区の組合員で今後の在り方をよく協議していただきたいと考えます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 先ほど示した資料の中で、杉田ダムの㊸のところでは水田をやっている方は、1軒で1枚の田だけです。㊸のところからどンドン水を運んできますので、百石町等も含めて町にどンドン水が来ることになっています。杉田ダム土地改良区の用水を使って稲作を行っている面積の85%は、佐岡地区なんです。明治地区は、先ほど言った1軒で1枚の田だけです。残りの14%は談議所で、この㊸の平田というところですので、実態に合わない、物理的にも無理がある状態になっているわけです。やっぱりこの議論をするのは、先ほど言われた組合は、もうそういう体力がなくなっているんです。先ほど言ったように、維持管理というか、もう農地面積で賦課金も掛けられてますし、それから同時に電気料も高いですので、この点はやっぱり総合的に検討する必要があると思うんですが、市長か副市長、御意見どうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員御指摘のとおり、実際米農家として採算が合わんような状況になってきております。そして、先ほど課長から答弁させていただきましたとおり、まずは土地改良区で考えていただくことになろうかと思えます。現実、これから田んぼがどンドンなくなっていく、放棄地になっていくところを、しっかり農地として維持していきたいのが本当ではありますが、ただ、この水路を廃止していく、あるいは排水に最もいい形をとっていき、田んぼも作らんのに今賦課金を払っていただいている農家の方々がもう一切払わないとなりますと、改良区自体が成り立たないこととなりますし、いろいろな観点から考えていかなければならない問題であると思えます。

現状は土地改良区と一緒に議論して、まずは土地改良区のお考えをお聞きする

ところからスタートしたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 実は、都市局、それから財団で先ほどの防災の検討をした後には河川局にもおまして、ちょうど流域治水、総合治水というところを担当してございました。平成30年の災害以降、物部川流域でも総合治水が検討されているところと伺っております。また、3つあるダムの見直しの観点、あるいはその流域でどれくらい水をためるのか、流域貯留という考え方についても検討が始まっていると聞いております。

その中で、今回御指摘をいただいた、農地に水を運ぶ用水の在り方も、当然その営農状態と見比べながら検討していく必要があるだろうと考えております。その上で、先ほど社会インフラの御答弁をさせていただいたんですが、維持しながら使っていくのか、あるいは、仮に役割を終えたのであれば除却をして、新しいニーズに合った活用の仕方を検討していく必要があると考えております。

全体といたしましては、当面の関係者であります土地改良区の御意見も伺いながら、今後の対応の仕方を検討していきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ぜひお願いします。ポンプも今直していますけど、取水口が下になったらあのポンプが使えなくなります。先ほどの利水ダムから治水ダムに変わったら取水口が下がりますので。

②です。

先ほど紹介した鏡野川土地改良区管理は、同じ改良区でありながら本市の農林課が管理をしています。本市の責任で管理運営しなくてはならない歴史的な経過を、まずお聞きしたいと思います。また、台帳登録されている農地面積によって負担金を掛けているのか、その詳細も含めて、さらに、用水路から運ぶ雨水処理について、今後さらなる改善策を講じる考えはあるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

明治42年5月に工事完了した、JR線路から北側の市街化区域を中心とした農地を受益地とする鏡野川は、古く土佐山田町時代の町長が、工事費の一部に私費を投じて幹線水路を造られ、かんがいのみならず、市街地の防火用水、生活用水にも利用されています。使用料は町財政に寄与していたことから、事務・水路維持管理を役場が行ってきた歴史がございます。

鏡野川及び支線水路の改修、維持管理のため、昭和54年3月に設立許可を受け設立した土佐山田町鏡野川土地改良区では、平成29年3月の解散まで市が事務局を務めてまいりました。土地改良区解散後は、鏡野川用水系全域の農業者相互の理解と協力により、水路全般にわたる改修、しゅんせつ及び維持管理を行うことを目的に、受益者で組

織する任意団体としての鏡野川田役組合を経て、現在は鏡野川水路管理組合の名称で農林課が事務局を務めてきております。

現在の台帳の登録状況につきましては、令和5年8月末時点で組合員数117人、田2,390アール、畑208アールが登録されており、賦課金徴収規定により、田は10アール当たり2,000円、畑は10アール当たり1,000円の賦課率で賦課金の納付をいただいております。賦課額については、直近の令和4年度で47万4,530円となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） 現在、鏡野川に関しては、大雨警報が発令された際、入野地区にある取水ゲートを下から5センチまで閉じる措置を実施しています。市街地では、あけぼの街道沿いに雨水自動転倒ゲートを設置し、中央雨水幹線へ排水を行っております。一昨年、新町西町線北側の転倒ゲートを改修したことにより、秦山町3丁目の県道前浜植野線付近の道路冠水は解消されています。

今後の対策については、庁内組織である土佐山田町地区浸水プロジェクト会議において、効果的な雨水枝線の整備や、転倒ゲート設置などを検討し、優先度の高い箇所から雨水対策に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 先ほどの資料の地図で㉔から㉕のところですが、もう本当にこの下ではほとんど用水を使っている実態はないと思うんですね、少ないと思うのですが、やっぱり豪雨時に土生川へショートカットするような、その手前では落としているのですが、やっぱり鍋山に渡った、サイフォンを渡ったものをどうするかという必要があります。紹介しますが、国の制度で水利施設整備事業がありまして、管理の省力化、低コスト化に資する簡易な農業水利施設の整備ができる補助金もあるんですね。こういう補助金を生かして改良することも必要じゃないでしょうか、ぜひ検討お願いします。

③です。

いの町が進めている国土交通省ワンコイン浸水センサによる実証実験を大塚製菓がやっています。この取組は、自動販売機取付型浸水検知装置をつけて調査しています。ぜひ、中心街の内水対策に生かす必要性があるんじゃないでしょうか。資料7枚目に写真もあります。

○議長（山本芳男君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） お答えいたします。

御紹介いただきました、いの町のワンコイン浸水センサは、リアルタイムで設置場所の浸水状況が把握できます。今後、いの町と情報交換しながら、有効性について研究してまいりたいと考えています。

一方で、本市では豪雨時の市街地浸水状況を把握するため、昨年度、雨水浸水シミュレーションを実施しています。計画降雨時の浸水状況図をタブレットに添付しましたので、御参考にしていただければと思います。

また、8月の豪雨時には現地パトロールを行い、同時に動画撮影をしており、浸水状況の把握に努めているところです。

以上となります。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） タブレットの資料7枚目がそうですね、いの町につけましたのは、自動販売機の下の赤いやつがそうです。

局長ありがとうございます、シミュレーションをやっていただいて。これは何か聞いたら、1時間雨量77ミリメートルということですが、それより降る可能性がありますね。中心市街地の楠目地区と栄町地区には電信柱1本分の高低差があります、香美市の土佐山田町は。そして同時に、ファミリアのほうに傾いているんですね。ですから、先ほど言ったこの計画を見てももらったら、資料6枚目⑥のところから都市排水を国分川に行くようにしているんですね。そういう地形ですので、ぜひこの防災内水対策の問題でも議論していただきたいと思います。

これなんかも含めて、問題意識としてはどうでしょうか、市長、副市長から何かありますか。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 先ほど総合治水というお話をさせていただきました。流域全体で様々な形で貯留する、あるいは浸透することによって、川へ負担をかけることをなるべく遅くするという考え方があります。

先ほど農業用水の御指摘をいただいたところではありますが、仮に、その農業用水が早く水を運んでしまうことに悪い方向で影響を及ぼしている、また、農業用水として使われる方が減っているということであれば、今後見直しをしていく必要があるだろうと考えております。

また、内水氾濫につきましては、今年の夏、台風も含めて非常に雨が多くございました。私もその状況を見にいった箇所もあったりするんですけども、雨の降り方自体が大分変わっております。先ほど御指摘がありましたように、1時間77ミリメートル、私が担当していた頃は1時間50ミリメートルぐらいを念頭に置いていたものですが、1時間77ミリメートルでもひよっとすると少ないかもしれないということがありますので、今までのシミュレーション結果だけを捉えて安全だと慢心はせずに、今後の対応について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ぜひ先ほど言った用水の問題では、④の雪ヶ峰のところに

転倒堰がありますので、これから上流の水は、大雨のとき転倒堰で物部川に落とすようにしているんです。ですから、これから下に用水が必要ないのであれば、ここで全部落とすようにしていけば水を運んでこない。先ほど言った㊸から㊹のところはしょうがないんですが、㊺から㊻のサイフォンのところで抜けた分をもう1回土生川に戻すことができれば、町の中には来ないということになっていきますので、ぜひそこら辺の技術的な問題も検討していただきたいと思います。

そうしたら、自動販売機の浸水センサの問題ですが、自立型の浸水センサシステムでして、全て設置等は大塚製薬の会社でやっていただいて、修理費等も自動販売機の収益によって賄っていくということですし、行政財産として場所を変えたら使用料を払うということも言ってます。そして、施設管理者には自動販売機の鍵をお貸ししますので、災害時はその自動販売機の飲み物等を使ってくださいという内容になっていますので、ぜひお願いしたいと思います。

次、(3) 中心市街地のインフラについて質問します。

①です。

市街化区域を中心に上水道供給区域の人口動態として、今後の住宅化が一層進むのではないのでしょうか。物部川は、全国的に見ても全国トップクラスの総延長が長く勾配のきつい河川です。この間の物部川治水工事や物部川の濁水で、野菜づくりの方々はその上水が使えないんですね。ですから、野菜の方々はもう地下水をくみ上げて野菜にかけています。ハウス園芸の方々もそうです。井戸を掘って、伏流水、地下水を利用する方々が増えています。渇水期の水不足が心配されます。今後の人口動態を考慮して、その見通しをお聞きします。また、鏡野川を利用する予備水源の計画はどうなっているのでしょうか、全体計画をお聞きしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） お答えいたします。

令和3年度の渇水期には、戸板島水源の井戸水が非常に低下しておりました。今後の渇水に対応するため、今年度、予備水源である八王子浄水場の更新工事を実施しており、本工事は本年度に完成予定です。

○12番（笹岡 優君） 完成はいつと言いましたか。

○上下水道局長（西村安史君） 今年度になっています。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） もう少し詳しく聞きたいんですが、予備水源の場合の水量とか、どればあを計画しているのか。完成は今年度と言いましたか、それを含めてもう少し詳しくお願いします、浸透ますを含めたやり方ですね。

○議長（山本芳男君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） お答えいたします。

補助水源は時間30立米を予定してまして、急速ろ過方式です。工事は今年度未完

成を予定しております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 決算書を見ますと、戸数は増えているけど、実際給水人口が減っているという状況がこの上水道のエリアですので、単純に増えていくにはならんかもしれないけど、これからまだ需要との関係で増えていくという認識でいいんでしょうか。それを含めて、市街化区域のところにまだ供給可能用地が残っていますよね、また、この下段の京田地域からも水道水を引きたいという要望も上がっていると。これから給水供給可能地域の人口動態も含めて、先ほど言ったように今度は舟入小学校の周りに住宅を建てるような方向も今検討されています。そういう計画や今後の渇水期も含めて、可能という認識でいいでしょうか。

○議長（山本芳男君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） お答えいたします。

今後の水需要ですが、上水道区域では現在減少しておりますので、維持ということを用意しておいて、大幅な増加は想定してはおりませんので、今回設置の補助水源により渇水期の対応はできると考えております。

今後については、また水需要を見ながら、さらなる増設が必要であれば設置していこうと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ②に移ります。

送水管の改修計画はどうでしょうか。そして、八王子の貯水タンクも含めた耐震対策の将来計画はどうなっているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） 送水管の改良工事は令和2年度から実施中で、令和12年度に完成予定です。

また、八王子配水池には現在2つの配水池がありますが、第1配水池は昭和44年、第2配水池は昭和60年に整備され、平成25年に実施した耐震診断の結果、どちらの配水池も耐震性を確保していることが示されています。配水池の法定耐用年数は60年ですので、今後、コンクリートの劣化等を鑑み、必要に応じて更新工事を行っていく予定です。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） そうしたら、③に行きます。

節水を推進すると、水道会計からいったら、節水すると水道料金が入ってこない面もあるので痛しかゆしかもしれませんが、全体としては節水を進める必要があるし、今、新しい住宅なんかは、そういう水道の蛇口も含めて進めていますけど、その辺はどうで

しょうか。

○議長（山本芳男君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） 節水の取組については、近年、シャワー、洗濯機、トイレなどの節水器具が普及しておりますので、節水意識は高まっていると認識しております。上水道事業では、年間給水量が2.3%減少しています。

ただし、渇水期には土佐山田町区域において水不足が予想されていますので、町内放送、広報を通じて節水の呼びかけを行ってまいりたいと考えています。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ④です。

浦戸湾流域下水道の最終処分場が、津波、地震等でやられたときの対策等が検討されていると思いますが、その点をお願いします。

○議長（山本芳男君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） 高知県では、令和4年3月にBCP、業務継続計画の地震編が改定されています。処理場の早期機能回復を図るとともに、被害シナリオにおいて、万が一、津波等の状況により機能が停止した場合は、既設水路などを活用して、仮沈殿消毒放流の応急対策を想定しているところです。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ぜひ土佐山田町から南国市の間に対策を検討してください。それは要ると思います。後免から下はありますけどね。

2番目に行きます。副市長の位置づけと役割についてお聞きしたいと思います。

①です。

この前同僚議員からも話がありましたが、もうちょっと具体的に構想があれば、お願いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 市長と副市長の役割分担についての御質問をいただきました。

役割分担につきましては、これまでの香美市政におきまして、副市長が担っており、副市長不在時には総務課長に担っていただいたものを本来の姿に戻して、村上副市長に担っていただいております。また、市長が出るべき公的会議などについて、私が出られない場合には副市長に代理もお願いしております。

また、本日は村上副市長の得意分野の御質問もいただきました。地震対策でありますとか火災の延焼、あるいは水利関係の答弁もできるということでもありますので、役割分担をしながら、村上副市長の力をしっかり発揮していただきたいと思いますと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ②です。

教育厚生常任委員会で視察をした際に、兵庫県加西市では、毎週月曜日に30分の幹

部会議を開いているということです。情報を共有し、課題や方向性などを円滑にスピーディーに進めるためにも必要じゃないでしょうか。本市はどのようなやり方でやっていて、どういう工夫が必要でしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 加西市の毎週30分の幹部会議を例に、香美市の情報共有について御質問をいただきました。

香美市においては月1回の課長会を開催しており、いろいろな案件について協議しております。また、情報共有につきましては随時行っておりまして、加西市に負けない組織体制であると自負しております。市長室、副市長室のドアは開放しておりますし、私のスケジュールも公開しております。課長などが私と協議したい場合は、パソコンで私の空き時間を見て、どんどん市長室に来てくれています。いつでも話し合える体制というのは珍しいのではとも思っております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 大きな3番目の質問に行きます。

紹介しますが、昭和26年7月17日に、文部科学省初等中等教育局長通達が来てまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律一部改正する法律についての通知です。今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うものがありますとされ、そして、教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとしたと。執行機関に大きな権限と責任を与えたのが今回の改正の中心なんです。そして、特に総合教育会議の留意事項として、今回の改正は、総合教育会議を設置することにより、教育に対する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることとしています。これを見たときに、今回の奨学金制度は本当にこの内容になったのでしょうか。まずは、この総合教育会議の中で諮る必要があったと思います。昨年8月に教育委員会では継続・充実を確認しています。ところが、今回、市長等が独断のやり方でやったわけですが、国の改正の趣旨に反するんじゃないでしょうか。

①です。

本市の奨学金制度は、旧土佐山田町で実施してきたものを参考としていますが、合併協議の中で、経済的・地理的困難でも、次代を担う人材を育てたいと、初代の門脇市長が本当に決断してつくったものです。それが今日まで、法光院市長も含めて引き継がれてきたものです。政治をつかさどる者として、ワンマン・トップダウンのやり方は大きな問題があると思いますが、この認識はあるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君）　　まず、これまでと同様、繰り返しの御答弁となりますが、香美市高等学校等奨学金は、次代を担う人材を育成しようとするもので、そのために勉学と能力を持ちながら、経済的な理由で就学が困難な者に対して奨学金を給付することにより、教育の機会均等を図ることとしたものです。しかしながら、私立を含む高等学校等の進学にかかる教育費負担軽減制度が国・県により拡充されるなど、支援制度が充実している状況となり、本市が独自に進めてきたさきの趣旨に基づく奨学金制度は、その役割を終えたものと判断し、廃止といたしました。御指摘のワンマン・トップダウンのやり方ではなく、行財政運営上の公平性・合理性から導かれる必然的な結論だと思っておりますし、これまでの市役所内の協議を経た組織的な対応でございます。

一方で、現受給者の皆様の生活をおもんばかり、十分に心情に寄り添うことも必要であると考え、廃止決定時には半年間の経過措置期間を設けました。また、香美市の教育を支援する新たな制度の創設を検討するよう指示もしております。そして、他の議員への御答弁でもお話しした、香美市奨学金返還支援補助金の充実や、香美市高等学校等通学費補助金の基準額の見直し等について、検討を進めているところです。

○議長（山本芳男君）　　12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君）　　まずは、先ほど言ったように、総合教育会議にかけるという、振興計画も含めてやってきたじゃないですか、今回、何をもって役割が終わったと判断したか、その根拠を示さないといかんと思います。

○議長（山本芳男君）　　市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君）　　このことも昨日の御答弁と同じようになりますが、この本来の目的は、香美市の一部の地域におきまして、高等学校に行けなかった経済的な困難を何とかしなければならないという背景の中で行われたものであると思っております。先ほど答弁したとおり、高校授業料は無償となっている今、目的を達成するという意味では、この補助金制度自体の目的は達成されたものと認識しております。

○議長（山本芳男君）　　12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君）　　同和对策事業と勘違いしているんじゃないですか、市長は。それは出発のときの旧土佐山田町の話であって、これは全市的に使える制度で合併後につくったんです。旧土佐山田町に同和对策事業が終わったときもそうしたんですよ。ですから、今回保護者から来ている問題は、香北町の子供もおるし、一部のことじゃないじゃないですか。ちゃんと経済的な理由も含めてチェックしてやっているわけですので、その認識は間違っていると思います。

そして、同時に先ほど言ったように、この間法律が変わったわけですので、これに合致した運営をしていかないと駄目だと思います。教育長に対して権限を与えているわけですので、その方々がこれをやりたい、充実させたいというときに、片一方の長が勝手に切っていく。そして、1年間分の予算を組まんといかんのが半年とかいう、こんな提案はないと思うんです。

そこで、②です。

今回のやり方は、教育部局は増額を要求し、担当職員は真摯に業務を進めてきた。アンケートまでとっていました。それを利用者、関係者、教育委員会に相談もなく強引に打ち切ったやり方は、職員のやる気をなくし、市長への不信感につながるんじゃないでしょうか。民主的な手続、庁舎内の部局での合意形成、丁寧な市民への手だてがあつてこそ市政運営ができると思いますが、その姿勢をとるべきではないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 予算編成時は、各課の予算要求に対して、その合理性と財政運営上の効率性を総合的に勘案しながら調整し、全体の最適化を図る過程を経て決定しております。そのため、予算は当然組織的に導き出されたものであり、担当課、財政部門といった対立を超えて総合的に調整されたものとなっています。このため強引に打ち切ったということではありません。

また、前回の定例会議で企画財政課長が申し上げましたとおり、制度の廃止については、今から約3年前の令和2年末からスタートした令和3年度予算編成時から教育委員会に打診し続けてきた懸案ですので、事前調整は十分なされていたものと考えています。

とはいえ、受給者の皆様に対するアナウンスについては、これまでも御答弁させていただいたとおり、反省すべき点があつたと考えており、今後に活かしてまいりたいと思います。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 教育長の権限も含めて、教育委員会と長との関係をちゃんと整理されたわけですけれども、これからも市長はこういうやり方、総合教育会議にもかけずに、自分の判断でいろいろやっていくという姿勢なわけですね、分かりました。

③です。

関係保護者との話合いも行ってきました。率直な意見もありますし、アンケートの結果も踏まえて、そこに子供の顔が浮かばないのか。半年で切られる方々に、10月以降も救済措置をしないという判断でしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 関係保護者の皆様とは、先月、私と副市長で直接お会いしてお話をさせていただいたのですが、その際に、半年間の受給を受けて県外に進学された高校1年生の生徒のお話もお聞きできました。顔が見えないままではなく、もう直接顔も合わせております。

私からは、この制度廃止について、市役所内での議論を聞き、また今後の財政的な視点を持って、最終的な廃止を私が決めたことをお伝えいたしました。丁寧に御説明させていただいたつもりですが、参加者の皆様から厳しい御指摘をいただくなど、御納得いただくまでには至らなかったものと感じております。

10月以降の救済措置の御質問につきまして、廃止した香美市高等学校等奨学金の受

給者への救済措置は考えておりませんが、香美市高等学校等通学費補助金基準額の見直し、香美市奨学金返還支援補助金の充実を通じて、市として高校生の学びを支援してまいります。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 就学援助率が香美市は23.51%です。本当に深刻な貧困化が進んでいるんですよ。だからそういうことも全然あれかな、分かりました。

次、4番目の質問に移ります。山田高校の充実について、質問します。

①です。

さきの市長挨拶で、山田高校の現状とその将来に対する思いは分かりますが、奨学金を廃止する理由にはなりません。市で育つ次代の担い手として多様な保障をしていく奨学金制度は必要ですし、残すべきです。その上で、山田高校に行く方々、高知工科大学に進学する方々を応援するんやったら話は分かりますが、片一方をぶち切ってこっちをしますというのは、あんまり乱暴な話じゃないでしょうか。幼児教育から大学院まである文教のまちづくりとしても必要ではないでしょうか、見解はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、私の定例会議冒頭挨拶にて、山田高校の存続についてお話しさせていただきましたが、この話と奨学金廃止は直接関係ございません。改めて、先ほどより詳しく奨学金廃止の理由について述べさせていただきますと、高等学校等進学にかかる教育費負担軽減については、国・県の支援制度拡充が進み、要件を満たす世帯では高等学校授業料が実質無償化となり、住民税所得割非課税世帯では授業料以外の教育費負担に対する奨学給付金も支給されるようになっていきます。また、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校といった高等教育についても、入学金、授業料の免除及び授業料以外の負担に対する給付が受けられる状況となりました。

こういった状況から、香美市高等学校等奨学金制度はその役割を終えたものと判断しました。併せて、これ以上の給付は単なる生活支援の意味合いが強くなるため、この制度を利用できない市民の理解を得ることは難しいと考えたということです。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） リンクしていないと言いますが、この間の説明の中では山田高校の問題もかなり言いましたよね、市長は。いいです。

山田高校の問題でぜひ考えていただきたいのです。私たちは学生支援もしていますので、高知工科大学の学生等から聞くと、まず国語と英語はベースとしてかちっとつけていないと、この間地域枠で入った方々の実態も調査しなければなりません。そのベースがなかったら授業についていけない。同時に、数学のⅠ、Ⅱ、A、B、C、そして、物理学、化学も含めた本当に理系の力をつけなければなりません。山田高校はそういう魅力ある学校づくりをすることが必要と考えます。市長が考えられている中で、先ほど言ったように、制度上が変わって総合教育会議があり、市長も参加してやっていく条件

もある中で、総合的に検討していかないといけない。実際その決まった教育問題を執行していくのは、教育委員会のメンバーと、それを支える多くの市民のネットワークじゃないでしょうか。そこをぜひ考えていただきたいと思います。

②に移ります。

県教育委員会との協議は、この間にしてきたのでしょうか。高校三原則があります。本来高校は、1つ目に総合性、その学校に行けば総合的な教育が受けられる、2つ目が男女共学、思春期にちゃんと男女共学で学んでいく、そして、3つ目が学区制。学区制を外したのは県教委じゃないですか、それで今子供たちの流動が起こっているわけですので、こういう状況を踏まえて、この山田高校問題は県と協議をしてきたんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほど言われた学区制に関して、県教委と話をしておる状況ではございません。また、単純に、学区を戻す、香美市の子供たちはもう山田高校にしか行けないということ、私は考えているわけでもございません。そして、山田高校生徒数維持のために、南国市、香南市との協議という御提案も通告の中ではありましたが、山田高校は山田高校オープンスクールについての告知を、南国市の広報なんこく7月号、香南市の広報こうなんNOW7月号に載せていただいたそうです。この事例は、山田高校がお願いして実現したのですが、南国市、香南市も協力してくれております。

香美市としましても、香美市を選んで学ぶ山田高校生が、いろいろな刺激を得て多様な学びができること、また他の高校生からも羨ましがられるような山田高校になってもらうべく、香美市としてできることの協力をしていきたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） そうしたら確認ですが、高知新聞に地元高校進学50%と出ていました。それを市長は目指していないという認識でいいんですね。地元の学校でこういうことをやればやるほど、子供たちは行きたくなくなるんじゃないでしょうかね。

それから同時に、高知工科大学を卒業した方々が高知県に残る条件がどれぐらいあるんですか。県外に出ていく。香美市の1次産業は農業・林業です。農業高校に行くこと、また、今回の奨学金制度も含めて、先ほど言ったように、南国市、香南市と、南国市には県立高校がありますし、高等専門学校の高専もあるので、流域全体で議論するときに来ているんじゃないでしょうか。それもやらないで、山田高校だけに特化したような議論をしていったら、すごくおかしいびつな方向になるんじゃないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 御質問の趣旨が分からないのですが、学生ということではなくて、山田高校の魅力化につなげていきたいと、先ほど御答弁させていただきました。

また、山田高校から高知工科大学のデータ&イノベーション学群に進学して卒業した生徒に、香美市でデジタル化に関わる企業に就職していただくべく、議会にもお願いをしながら、シェアオフィスの予算も出させていただいております。

農業が国の基幹産業の時代ではなくて、やはりこれからは、デジタル化も見据えた雇用をつくっていかねばならない時代になってきております。そして、地元を支える人材をやはり地元で育てたいという私の思いもありますし、市長選挙の公約でも学園都市を訴えさせていただいたところでもあります。

私の政治姿勢として、一定は香美市で大学まで学んでいただきたいと思っておりますが、ただ、土佐山田町に閉じ込める、香美市に閉じ込めるということは思っておりませんので、学区制を復活するであるとか、50%という目標も半分でありますから、100%であれば問題もあるかなとは思いますが、県は50%を打ち出しておりますので、私自身も50%になればいいなということで、しっかり山田高校とも協議してまいりたいと思っております。まずは、山田高校の魅力化アップにつなげてまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） まさにそのとおりで、魅力をつくることによって、子供たちが行きたい学校にすることが中心だと思います。それと同時に、小学校を卒業式してから私立中学校に抜けることもあるわけですね。私立学校も少子化の中で生き残りをかけた意味も含めてやっているんです。ですからそういう中で、私が言っているのは、南国市、香南市には県立高校があることも含めて、さっき言った総合性を持っている自治体で議論を、県ともしなければならぬのではないかと思うんです、学校の在り方も含めた。

5番目に移ります。急がれる物部川の治水対策について、質問します。

海水温度が高いために、台風等で大変な雨が降り出しました。資料の8枚目ですね。台風の発生頻度も今年なんかは異常ですね。これは河口から9キロメートルのところです。これを見ていただいたら、西側の堤防右岸側がどんどん洗掘されているんですね。ここが決壊するというので、この川下が2018年には543メートル、川から集落を向いて漏水しておったんです。堤防の底から洗われていましたので、もう少し線状降水帯が居座っていたら決壊していたと、国土交通省がちゃんと打ち出して、今その対策をしています。

①です。

町田堰上流の河道掘削整備をやって、もうちょっと東側のところに河道を移して行って、右岸側が壊れないような仕組みをどうするか、今検討されています。その工事の見通しはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

河口より8.0キロメートルから9.4キロメートル付近の河道掘削につきましては、洪水を安全に流下させるための対策としまして、現在の河川整備計画にも位置づけられております。今後も引き続き整備をしていく予定になっております。

御質問のありました河道掘削工事につきましては、令和6年度以降での早期掘削着手を目指しておりまして、また掘削工事に合わせまして、最低幅10メートルの高水敷整備によります洗堀対策を行う予定と伺っております。当市といたしましても、物部川改修期成同盟会としまして、早期着手・完成に向け引き続き要望を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） これが発表された中身です（資料を示しながら説明）、高知県経済に大きな被害を与えるわけですが、その中でもう衝撃的なのは、命の危険がある人が約6,740人と発表されたんです。絶対これを決壊させない手だてが必要です。

②です。

堤防強度を高める具体的な議論はされているのでしょうか。前私は、高知県の企業が持っているインプラント堤防の提案をしているんです。そういうインプラント堤防も含めた、絶対にここを決壊させない手だての議論はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

本年度につきましては、右岸側の高川原地区7.5キロメートルから8.4キロメートル付近及び京田地区5.2キロメートルから5.3キロメートル付近におきまして、堤防拡幅の築堤工事を実施しております。御質問にありました9キロメートル付近の堤防につきましては、河道掘削工事に合わせまして、堤防拡幅によります築堤工事を実施予定であると伺っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ぜひよろしく申し上げます。副市長、これについて何か見解がありましたら、お願いします。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 物部川9キロメートル付近河川改修についての御質問がございました。

この件につきましては、先般、着任後に高知河川国道工事事務所にも出向きまして、意見交換をさせていただいたところがございます。今まで、平成30年災以降の議論を踏まえて河川整備が進められていると理解しておりまして、引き続き市としても国に事業促進について要望してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ぜひよろしく申し上げます。

6番目の質問です。地域住民の移動手段と要望について、質問します。

①です。

都市計画マスタープランに、地域南部・公共交通の検討を明記されていますが、この下段の明治・岩村地域を含めた交通手段の検討はどうされているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 御回答申し上げます。

現在、香美市地域公共交通活性化協議会におきまして、来年度策定の地域公共交通計画に向けて協議を行っている最中でございます。この計画は、香美市都市計画マスタープランとの整合性も考慮して策定されることになっております。

質問の件に関連する事柄については、協議会で検討中の市の課題といたしまして、あそこの地区は公共交通空白地域にもなりますので、その解消。基本方針として、利用者の視点で使いやすい地域公共交通ネットワークの再構築などが当てはまるかと思えます。これを協議会で提案して、今の審議を行っている段階でございます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ②です。

地域から要望が上がっていました、明治地区消防屯所の建替えは、どういう見通しでしょうか。

○議長（山本芳男君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） 明治分団屯所は昭和50年8月に建築されたもので、現在50年近く経過しております。また、木造で敷地も狭いことから、早期に建替えを計画しておりましたけれども、場所が決まらず現在に至っております。建築場所について現在検討しているところがありますので、今後関係課と協議を行い、可能な限り早期に着手できるよう進めたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ぜひ御尽力をお願いしたいと思います。

そうしたら、最後に7番目の質問に移りたいと思います。

資料9枚目に地図がありますが、これはさきの戦争の内容でして、ここにもあるんですけど（資料を示しながら説明）、真珠湾攻撃をしたのが1941年で1945年が終戦です。ここにありますガダルカナルの島がアメリカ連合軍にやられたのが1942年8月です。1年もたたない中で、ここへ来たらもうすぐ日本は空爆も含めて受けることになっています。そして、サイパンを含めたエリアももうB29が飛んでくるゾーンになっていました。それで、私も今回戦争遺産展をやって改めて思ったんですが、これが資料なんですけど（資料を示しながら説明）、多くの船が沈んでいるのは大体1940年、だから1年間の中で多くの犠牲が起こった。そして、沖縄戦があり、原爆を落とされたというのが、苦い経験であるわけですね。ですから、今のロシアのウクライナ侵

略戦争も戦争を始めたら止まりません。なぜなら、戦争によって仕掛ける勢力、もうける勢力がおることを見抜いていく必要があると思います。

そこで質問しますが、8月4日から16日までの10日間、新図書館かみーるで、図書館も含めて教育委員会にも後援いただきまして、本当にありがとうございました。香長平野の戦争遺産展、広島県の高校生が描いた原爆画展を開いて650人に来場していただきました。戦争の実相に触れる意義ある取組になったと思います。戦後78年、もう体験した方々がどんどん今本当に亡くなる時代を迎えています。

①です。

南国市、香南市は早くから戦争遺産を調査し、平和教育に結びつけてきています。本市としても、甫喜ヶ峰森林公園に聴音壕から哨舎跡も含めたレーダー施設跡等がありますので、これを調査し、整備や看板設置などの案内をするときに来ているんじゃないでしょうか。また、佐岡空襲による資料も教育委員会からお借りし、ありがとうございました。看板の設置も含めて、やっぱり残していくことが必要じゃないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

甫喜ヶ峰森林公園の戦争遺跡については、この調査をするに当たって、この遺跡をどのような形で後世に伝承すべきかを検討した後に、森林公園の所有者である高知県に調査などについて相談してみたいと考えております。

佐岡の看板については、本年度から5か年計画で文化財の説明板の改修・新設を計画しておりますので、今後の計画に含めたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 資料10枚目が例の本土決戦のための司令部で、新改にありました。本土決戦をやる中で、なぜ高知県が位置づけられていたのか、資料11枚目にあるように、歩大隊と書いていますが、これは1キロメートルの中にどれだけの人数を置いているかということで、全国から見ても、MGとは重機です、それから迫撃砲から大砲等があるわけですが、どれを見ても高知県が一番配備されとったわけです。ですから、沖縄戦の後に、もしこの本土決戦で高知県に上陸しとった場合は、沖縄県と同じ運命を高知県はたどって、私も含めて生まれていないかもしれん。親が戦争で犠牲になっている可能性もあるわけですので、高知県にとって、この第55軍直轄部隊があったことの歴史を未来につなぐことは、必要じゃないかと思うんですね。そうしなければ同じ過ちを犯します。

この戦争遺産展をやったときの責任者、藤本さんは、教育長ともなじみの方ですが、自分は当地で戦車が上を通ったら手榴弾を引いて爆発させる訓練をしたということで、女性は戦車のキャタピラーに竹で突っ込んでいく練習をしていたらしいです。もう敗戦が分かり切った状態の中で、そういう訓練を子供たちがさせられた、戦争の準備をしておったという話を聞けば、本当にこれは大変なことだなと思いますので、つなぐことが

必要と思います。

県の歴史文化財課がやっています。そして、この甫喜ヶ峰森林公園は林業振興・環境部林業環境政策課が管理していますので、許可をいただいて、私たちも協力しますので、ぜひこの遺産を残す手だてを打っていただきたいと思いますのですが、それはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） ぜひ御協力いただきたいと思います。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ②です。

戦争の実相を語り伝える平和教育の推進について、お伺いします。今後の必要性についてはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 戦争という過去の出来事を知ることによって、歴史の理解と教訓を得る重要な教育と思われまして、また戦争は最大の人権侵害であることから、平和教育、人権学習教育の推進をしていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 教材等で何か工夫されることはありますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

今、笹岡議員から御紹介、御指摘のあった香美市における戦争遺跡につきまして、課長から申し述べましたように、今後、高知県、香美市、そしてこの地域の平和を、世界全体もそうでございますけれども、しっかりと守っていくための大切な教材として、いろいろな形で大切にしていきたいと考えております。保存の方法でございますとか、あるいは社会科の副読本の中にも必要なものは残させていただき、それを足がかりにしっかりと学習を深めていく機会をとっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 今の連続テレビ小説らんまんを行っていますが、牧野富太郎さんが生きた時代は、やっぱり日清、日露、そして太平洋戦争も含めて、戦争のずっと歴史を歩んできました。今回私自身がぜひ議論していただきたいのは、先ほどやりましたが、長は権力を持っています。そして、戦前は教育に介入してきたわけです。それによって、どんどんマインドコントロールされていって戦争に突き進んできた。教育が本当にどうあるべきかは大切ですので、やっぱり教育の中立性をちゃんと担保していかなければ、同じ過ちを犯すと思いますので、ぜひ総合教育会議の在り方も含めて議論していただいて、しっかり未来の子供たちに禍根を残さないように、お願いしたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

○議長（山本芳男君） 笹岡 優君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時40分 休憩）

（午後 2時58分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 1番、市民クラブの有光収三でございます。皆様、先が見えてまいりました。もう少しです。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、以下3つ質問いたします。

1つ目の質問でございます。農地利用の地域計画について、お伺いいたします。

これまで、人・農地プランの策定は法定化されていませんでしたが、令和4年5月に改正された農業経営基盤強化促進法では、令和7年3月末までに各地区において地域計画を策定することが定められました。

そこで、本市の取組状況等について、以下質問いたします。

まず、①です。

調査対象者など、今後のスケジュールについて、土佐山田・香北・物部地区、それぞれどのように行うのか、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 農業委員会事務局長、和田雅充君。

○農業委員会事務局長（和田雅充君） お答えいたします。

意向調査票を香美市内全域の認定農業者約200人に送付しまして、今年度中に集計を終え、目標地図を農業委員会で作成いたします。また、追加して意向調査を行う場合には、香美市、香南市、南国市の3市で協議した上で実施します。回収方法につきましては、返信用封筒にて返信していただく予定でございますが、未提出の農家の方につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員の方にも御協力を願いまして回収いたします。

来年度につきましては、農林課におきまして、座談会を通じ地域計画を策定する予定でございます。

当初は、本年度は土佐山田町地区、来年度に香北町・物部町地区という計画でございましたが、対象者ごとの区分けで、地域を分けずに目標地図を進める予定でございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 確認ですが、先ほど農林課で地域座談会をしていくということですか、それでよろしいでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農業委員会事務局長、和田雅充君。

○農業委員会事務局長（和田雅充君） そのとおりでございます。

ただ、農業委員会としまして、意向調査等の問題がありますので、協力し合いながらやっていくということでございます。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） それでは、②に移ります。地域計画策定に従事する職員体制についてです。

農業委員会の通常業務としまして、農地法の許認可業務があり、業務量としても結構なボリュームがあるということから、昨年度途中からですが、1人人員を増やして対応してきた経過がございます。

この地域計画策定に当たり、許認可業務に遅延が生じることがないように、業務量など課内で調整は可能でしょうか。また、特定の職員へ業務が偏ったりすることはないのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農業委員会事務局長、和田雅充君。

○農業委員会事務局長（和田雅充君） お答えいたします。

農業委員会の体制は、他の業務との兼務になりますが、事務局正職員3人と、新たに会計年度任用職員1人を増員しまして、計4人体制での業務となります。農林課の体制につきましては、農政班の3人ということになります。各支所への協力要請等は今現在のところ考えておりません。

農地法、農業振興地域の整備に関する法律の同意、許可業務につきましても同時進行で努めていきますが、職員の定数が例規により定められておりますため、増員も難しいとのことですので、現行の人員で乗り切っていくしかありません。有光議員も農地利用最適化推進委員でもございますので、また御協力、御支援ともよろしくお願いいたします。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） この質問をさせていただいたのは、農業委員会だけで全部対応するのかなというところもあったのですが、農林課の3人も加わってやるということですので、もう一回確認ですが、香北支所から物部支所は通常農地パトロールに従事しているところがあるんですが、その職員については、特にこの地域計画について何か仕事が付与されることはないのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農業委員会事務局長、和田雅充君。

○農業委員会事務局長（和田雅充君） 今のところは考えておりません。ただ、もし職員が親しい農家の方とかがおりましたら、回収で声をかけてもらったりとかいうことはあるかもしれませんが、今のところは考えておりません。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） それでは、③です。

他市町村の農業委員会においては、タブレット端末を積極的に活用した先行事例が数

多く紹介されております。タブレット端末を有効に活用すれば、農業委員会の業務負担を減らすことができるだけでなく、農地データの一元管理、行政計画立案時の基礎数値の把握などもできると考えられます。今回のこの地域計画策定を機会に、タブレット端末の導入などは検討されていませんか。

○議長（山本芳男君） 農業委員会事務局長、和田雅充君。

○農業委員会事務局長（和田雅充君） お答えいたします。

国からの支給によりまして、3台のタブレットがございしますが、農業委員の皆様を使いこなしていただくためのスキルアップの時間があまりにもなさ過ぎるため、今回は、紙ベースへ記入したものを、職員がサポートシステム入力作業を行うよう考えております。サポートシステムに入力できればタブレットにも反映できますので、今はその方法がスムーズに作業できるものと考えております。

また、実際タブレットに反映されましたら、農業委員様、農地利用最適化推進委員様にも触っていただくことが可能だと思いますので、またよろしく願いいたします。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 現状としてはもう3台しかないということで、皆さんが持って行って現地調査をして、そこでやるとかいう事例をよく聞いたりはするんですが、まだそれは今のところ不可能だということですね。分かりました。

それでは、④です。

順調に進めば、目標地図が完成して、令和7年4月には大量の農地データが集約され、今後の香美市が目指す農地管理や活用が一目瞭然となります。ここで得られた情報について、地域計画策定後はどのように活用していくのか、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 農業委員会事務局長、和田雅充君。

○農業委員会事務局長（和田雅充君） お答えいたします。

今回の地域計画は、将来にわたって残していく農地について示すものでありまして、今後の農地集約化に向けた準備を行うためのものです。従来の農家台帳、農地台帳とは違い、純然たる農地についての台帳及び計画でございまして、一定の規制が従来のものより増すものであり、慎重に取り扱う必要があります。

似たような性質のものとして農業振興計画がありますが、これと並行して地域計画に記載された農地が農地でないものに転用される場合には、同様の手続が想定されます。また、農業関係だけではなく、今後のまちづくりや都市計画にも影響があることから、農業と住居、産業系、商業系のすみ分けがより明確になっていくものと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） やはりかなり個人情報も載ってくると思うので、そのあたりでブロックがかかるのかなということ、土地の所有者なんかも載ってくるような情報もあるんですが、一般市民といいましても、例えば新規就農とか移住の方なんかが就農

したいときに、その3台のタブレットでの閲覧等は可能でしょうか。今のところ分からないこともあると思いますが、分かっている範囲でお願いします。

○議長（山本芳男君） 農業委員会事務局長、和田雅充君。

○農業委員会事務局長（和田雅充君） お答えいたします。

所有者でありますとか、現耕作者、それからどういう作物を作っているかというような個人情報がかかりございますので、なかなか一般の方にすぐ閲覧という形ではありませんが、あっせんるときに地図データとかが見れるようにはなりますので、そういったところでの活用は可能だと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 一応、これも最終締切りが決まっていますので、来年度にはきちっといろんなものが整備されて、一目瞭然といたしますか、後々使っていけるものになることを非常に期待しております。私も精いっぱい協力いたしますので、よろしくお願い致します。

それでは、大きな2つ目の質問に移ります。有害鳥獣対策について、本市の取組状況をお伺いいたします。

全国農業新聞の令和5年7月7日付の記事によりますと、全国的に、鹿、イノシシの個体数は減少傾向にあると掲載されておりました。特にイノシシについては、豚熱の影響からか、本市においても、狩猟関係者及び農業者の間でもめっきり見かけなくなっているという話を耳にします。

そこで、まず①です。

狩猟者も高齢化しまして、若い世代の狩猟者を何とか増やそうという取組がこれまでも進められてきておりますが、令和4年度の新規狩猟者は何人増加しましたでしょうか。また、令和4年度のイノシシ、鹿の捕獲頭数はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

令和4年度の新規狩猟者数につきましては、所管いたします高知県鳥獣対策課に問い合わせましたところ、香美市民の狩猟免許取得状況は、わな猟免許取得者14人、第一種銃猟免許取得者1人との回答がございました。

また、令和4年度のイノシシ、鹿の香美市の捕獲状況は、イノシシ373頭、鹿1,986頭となっております。なお、イノシシの捕獲頭数は、猟期の狩猟者による捕獲頭数を含まない、有害捕獲のみの数となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 直近の捕獲頭数なんかを調べて、減っていると感じられますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 横ばいぐらいかなという認識です。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） なかなか新規の方も爆発的には増えないし、減っているというような報道があっても、実態はそれほど目に見えて減っているような状況ではないということが分かりました。

それでは、②です。

本市において、これまでイノシシや鹿の生息状況調査を実施した実績があれば教えてください。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

イノシシ、鹿の生息状況調査につきましては、高知県鳥獣対策課が令和3年度に鹿の自然増加率や個体数の推定を実施し、本年度、イノシシの個体数などの調査を現在実施中でございます。いずれも高知県全域を対象とした広域な調査となっておりますので、本市管内の生息地域や、群れの位置、活動範囲などの詳細な生息状況調査は実施しておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 狩猟者はもう頑張っているのですが、なかなかその生息が、どこにおるかは感覚的にあのあたりということもあるので、これが視覚化できれば、もっと捕獲圧が強まるかなと思って質問させていただきました。

③です。

有害鳥獣の生息状況調査及び捕獲に当たり、ICT・ドローンの活用について、農林水産省、環境省とも情報通信技術を活用した各種モデル事業を展開しております。中でもドローンを活用した取組が公表されております。

資料2枚目を御覧ください。令和3年度農林水産省の革新的技術開発・緊急展開事業にて、京都府福知山市が実施した「先進技術活用のための人材育成について～ドローンによる広域捕獲～」の発表資料から抜粋したものです。この事業概要としましては、先進技術と猟師の知識を融合したスマートハンティングと銘打ち、①赤外線ドローンを使った鳥獣の撮影（情報収集）、②情報を基に捕獲場所の決定、そして巻き狩りを実施する場合の効率的なハンターの配置（作戦立案）、③ハンティングドローンで鳥獣を追い込む（捕獲）です。資料にありますように、空中から犬などの鳴き声を大音量で響かせ、鳥獣を追い込み、追い払うと書いてあります。

有害鳥獣対策を各地域で今後も効率的かつ持続していく上で、狩猟者がこのような機器に触れたりする機会を設けることは、非常に有益なことだと考えます。また、実際にモデル事業を実施した自治体からの聞き取りや視察なども、効果があると思います。

急激に狩猟者が増えることは現実的ではないゆえに、これからの有害鳥獣対策として、ICTを積極的に活用した捕獲等を、猟友会などの関係機関と模索していく時期に来ていると思われまふ。本市の見解をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

ICT、ドローンを活用しての生息状況調査及び捕獲につきましては、長野県や京都府などの先進地で活用されていることは存じておりますが、費用対効果などの課題も多く、現時点では導入の予定はございませんが、今後も積極的に情報収集を行ってまいりたいと考えます。

なお、ICTを活用した捕獲につきまして、物部町久保の光石牧場跡に設置しております囲いわななどで、捕獲通知システムを活用しておりますので、今後も継続して活用してまいります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 実際、京都府福知山市なんかについても、ハンティングドローン自体は開発者と連携してモデル事業を導入したような経過もありますので、いろんな状況がそろって、この事業がなされていくのかなとは考えますが、なおいろいろ研究をしていただいたら、非常に前向きな形になっていこうかと思ひます。

そこで一つ私の意見として申しておきたいことがありまして、通常巻き狩りでは猟犬を使いまして、鹿やイノシシを追い込んで捕獲するんですが、その猟犬の飼育もなかなか容易ではないと聞いております。猟犬の購入費も高額な上に、追い込み時にわなをはじき、足をくくられてけがをしたとか、また、夏の暑さで猟犬が熱中症になり、ひどい場合は死んでしまったということもあるようです。先ほども申し上げましたが、狩猟者が右肩上がりで増えることは望めない現状である以上、デジタル技術を頼り、活用していくことが、効率的かつ効果的に鳥獣対策を継続していくポイントになるろうかと思ひます。

そして、一番に私がお伝えしたいのは、鳥獣対策が単なる農林業被害を軽減するものではないということです。狩猟者たちの定期的な見回りで、日頃からしっかり捕獲圧をかけていただいているおかげで、私たちは安心して生活できていると言っても過言ではございません。鳥獣対策を軽んじていれば、国道195号に鹿やイノシシが頻繁に出没する日も、そう遠くはないと思ひます。実際に、鹿やイノシシと自動車の接触事故は枚挙にいとまがなく、私の近所の方も森林総合センター付近でイノシシに接触され、バンパーを大きく破損したとのことでした。市民の生命と財産を守るという認識で鳥獣対策を捉えていただきたいと、切に願ひます。

それでは最後の3つ目の質問に移ります。中山間地域対策について、お伺ひいたします。

令和5年3月の一般質問におきまして、私と公文議員が質問しました、特定地域づくり事業協同組合制度導入に向けた取組の進捗状況についてです。市長答弁の抜粋にはなりますが、香美市でも導入すべく調査を進めている、物部地域で導入できないかと考えているところである、今後とも情報収集に努め早期に実現できるよう取り組んでいくというものでした。

本事業は、中山間地域に点在する魅力ある仕事を組み合わせ、次世代へ渡していく有効な手だてであると考えております。

私たちの先人たちは、米を作り、秋に稲刈りが終わって農閑期になれば、山へ入り、植林、枝打ち、間伐を行い、必死になってこの国土を開拓し、現在の山林が形成されております。これまで築き上げてきた中山間地域での生活を継続していけるかどうかは、この事業をどのように捉えて香美市に適合させていくかが鍵だと思っております。

今年度に入ってから半年間の取組と、今後の展望について、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

まずは、特定地域づくり事業協同組合でございますけれども、複数の地域事業者の協力・出資によりまして組合を組織し、協力事業者の複数の仕事に従事するマルチワーカーを雇いまして、季節ごとの労働需要に対応していくような組織でございます。4月に県の説明会や勉強会があり、7月には市役所職員で勉強会を開催したところでございます。いろんな課題も明らかになりまして、今後検討していかないといけない部分が多いと思います。

質問の調査につきましては、既に制度を導入している県内自治体の例等を参考に、対象となりますのはまずニーズ調査になろうと思っておりますので、事業者に対してニーズ調査の実施を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 仮にこの事業自体を導入するとなった場合、先ほどは定住推進課から答弁をいただいたのですが、やはり所管課としては定住推進課になるのかどうか、市長にお伺いしたいんですが。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 担当としましては定住推進課ですが、この事業は幅広く、例えば観光の要素であるとか、農業の要素であるとか、いろいろな要素が入ってきますので、物部支所にも参加していただいたりとか、香北支所にも参加していただいたりとか総合調整をしながら、導入するからにはしっかりと長続きするような体制をつくりたいということで、今研究を進めているところであります。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 想定する仕事は、やっぱり農業、林業、そして観光業という

ようなところはぼんやりと分かるんですが、担当課はやっぱり慎重にここがいいというところを決めていただいて、導入については検討していただきたいというのが私の意見でございます。

高知県内で事業の導入事例があるとはいいまして、新規事業導入にはかなりの労力を要すると思われま。当然ながら特定の職員のみで乗り切れるようなものではなくて、組織として取り組むことが必要不可欠です。また、本事業に関しては、民間事業者の力を寄せ集めることも必須であって、行政職員の頑張りとの連携が鍵になると考えております。

職員の人材育成と市民の英知を結集し、香美市を盛り上げていくことが私の使命であるとおっしゃられた、副市長の初日の答弁とまさに重なるものだと思います。意見や感想程度で構いません。本事業に対する副市長の見解をお願いいたします。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 今回の御質問を受けまして、この事業に関する資料、それから県内の東洋町、馬路村の事例に関する資料を拝見したところでございます。

制度の趣旨といたしましては、人口急減地域と言っておりますが、香美市のような地域におけるワークシェアリング、1人分には満たない仕事であるけれども、いろんな仕事を組み合わせると1人分の仕事を組み立てていくことによって、地域社会を支える人材の確保・育成を図るという趣旨のものであらうと理解いたしました。

初日に御答弁させていただきましたとおり、各分野での人材不足が非常に顕著になってまいります。質疑の前半でも、狩猟に当たる人材がなかなか増えないというところがございます。本市においてもいろんな分野で今後大きな課題になってくるのがこの分野であらうと思っております。

前回の定例会議で、市長からも実施を検討すべきという認識をお示ししているということでございますが、雇う側にとっては、先ほどの1人分の常時雇用には満たないけれども、特定の時期、あるいは時間帯に労働力がどうしても欲しいというニーズは、必ずあると思っております。また一方で、雇われる側、働きたい側にとっては、特に移住者を想定している制度でございますので、市内の状況、あるいは産業の状況が分かるということで、将来その事業についていくための慣れの期間になるのではないかと考えておりました。本制度の活用に向けて、こうしたニーズの発掘をどう行って、また組み合わせることができるかが、市行政の課題であると考えております。

農林業を主体とした制度、事例としてもそのような事例が多く挙がってはいるのですが、実際には、ものづくりですとか、あるいは農林業やものづくりに伴う物品の運搬、交通、サービス業といった、市内の恐らく全ての事業者へのニーズ聞き取り、あるいは発掘が必要になってくると思っております。分野横断的に取り組む必要がある課題と考えておりました。庁内でどのような体制を組んでいくのか、担当課、関係課とも協議をしながら検討していきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 1 番、有光収三君。

○1 番（有光収三君） 丁寧な返答ありがとうございました。私が農業者の一人として実際に肌で感じることは、なかなかいろいろ手伝いに行っても、特にユズなんかは玉を取るときには臭いがしたらいけないとか、厳しい制約もあって、取るのは駄目やから全くニーズがないということではなくて、取った後に運搬するといったこと、また、ショウガに至ってはコンテナに入れますので、コンテナに入れてそこから運ぶ作業とか、仕事も細分化することができるのかなと非常に感じていまして、全てのことを手伝うというわけではなくて、その中の運搬部分とかを担っていくのも一つの仕事になってくるのかなと。実際、いろんな仕事を掘り起こして寄せ集めていくというところでは、かなり力が要ることだと思いますので、またぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

先般、高知県中山間地域再興ビジョンの骨格案も公表されました。内容を精査、吟味して、この波を逃さない、また乗り遅れないように、令和6年度の当初予算に盛り込んでいけるようお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 有光収三君の質問が終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで終了します。

次の会議は9月15日午前9時から再開します。

（午後 3時25分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和5年香美市議会定例会

9月定例会議会議録（第5号）

令和5年9月15日 金曜日

令和5年香美市議会定例会9月定例会議会議録（第5号）

招集年月日 令和5年9月1日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月15日金曜日（審議期間第5日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有光収三	10番	比与森光俊
2番	公文直樹	11番	山崎晃子
3番	中平麻衣	12番	笹岡優
4番	西村剛治	13番	濱田百合子
5番	西山潤	14番	山崎龍太郎
6番	森田雄介	15番	利根健二
7番	山崎眞幹	16番	小松紀夫
8番	小松孝	17番	村田珠美
9番	舟谷千幸	18番	山本芳男

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	健康推進課長	宗石こずゑ
副市長	村上真祥	建設課長	野村文紀
総務課長	竹崎澄人	農林課長	川島進
企画財政課長	佐竹教人	商工観光課長	石元幸司
定住推進課長	小松伯聖	環境課長	依光伸枝
防災対策課長	中川英斉	管財課長	三谷恵司
税務収納課長	猪野高廣	ふれあい交流センター所長	植田佐智
高齢介護課長	中山繁美	会計管理者兼会計課長	明石清美
福祉事務所長	野邑裕永	《香北支所》	
市民保険課長	萩野貴子	支所長	前田哲夫

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	教育振興課長	一圓まどか
教育次長	中山泰仁	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長 宮地義之

【その他の部局】

農業委員会事務局長	和田雅充	上下水道局長	西村安史
-----------	------	--------	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

市長提出議案の題目

- 議案第 57号 令和4年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 58号 令和4年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 59号 令和4年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 60号 令和4年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 61号 令和4年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 62号 令和4年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 63号 令和4年度香美市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 64号 令和4年度香美市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 66号 令和5年度香美市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第 67号 令和5年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 68号 令和5年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 69号 令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 70号 香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 71号 香美市立共同納骨堂の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 72号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 73号 香美市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議案第 74号 高知県広域食肉センター事務組合の解散について
- 議案第 75号 高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継について

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和5年香美市議会定例会9月定例会議議事日程

（審議期間第15日目 日程第5号）

令和5年9月15日（金） 午前9時開議

- | | | | |
|-------|-----|-----|---|
| 日程第 1 | 議案第 | 57号 | 令和4年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 議案第 | 58号 | 令和4年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 議案第 | 59号 | 令和4年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 議案第 | 60号 | 令和4年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 議案第 | 61号 | 令和4年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 議案第 | 62号 | 令和4年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第 7 | 議案第 | 63号 | 令和4年度香美市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第 8 | 議案第 | 64号 | 令和4年度香美市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第 9 | 議案第 | 66号 | 令和5年度香美市一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第10 | 議案第 | 67号 | 令和5年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第 | 68号 | 令和5年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第 | 69号 | 令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第 | 70号 | 香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第 | 71号 | 香美市立共同納骨堂の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第 | 72号 | 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第 | 73号 | 香美市過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 日程第17 | 議案第 | 74号 | 高知県広域食肉センター事務組合の解散について |
| 日程第18 | 議案第 | 75号 | 高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継について |

会議録署名議員

5番、西山 潤君、6番、森田雄介君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長(山本芳男君) おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、議案第57号、令和4年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第12、議案第69号、令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)まで、以上12件を一括議題とします。

これらの議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程13、議案第70号、香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14、議案第71号、香美市立共同納骨堂の設置及び管理に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15、議案第72号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第16、議案第73号、香美市過疎地域持続的発展計画の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

17番、村田珠美さん。

○17番(村田珠美君) おはようございます。議案第73号の5ページと8ページについて、お伺いいたします。

5ページのその他、地域福祉センター土佐山田改修工事の追加についての説明と、8ページのその他で、美術館収蔵庫増築工事が削除され、地域交流施設改修工事が追加されております件について、詳細をお尋ねいたします。

○議長(山本芳男君) 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長(佐竹教人君) まず、5ページの地域福祉の拠点となる地域福祉センター土佐山田改修工事追加につきましては、変更前の音響設備等改修工事以外にも様々な改修工事が予想されるために、より一般的な工事名とするよう「音響設備等」を削りまして名称変更したものでございます。予定されている事業や具体的な工事内容につきましては、後に担当課より説明させていただきます。

それから、8ページの美術館収蔵庫増築工事につきましては、議案書11ページの10(1)地域文化振興施設等の中の「美術館内部改修工事」へと、工事名を変更したものでございます。また、美術館は芸術文化振興の役割もあるため、9、教育の振興という項目よりも、11、地域文化の振興等に掲げるのが適切であるとして、掲載箇所を併せて変更したものでございます。

同じく、8ページの地域交流施設改修工事につきましては、ほっと平山給水ユニット取り換え工事で、地域交流の場となる同施設の改修工事は、過疎地域コミュニティーの発展を支援する上で必要なものであると考え、今回計画に追加しております。これについても、後に担当課より説明させていただきます。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 美術館の名前変更について御説明させていただきます。

美術館収蔵庫増築工事となっておりますけれども、そちらを美術館内部改修工事といたしまして、ロビーのクロス張り替え、じゅうたんの張り替え、そして、収蔵庫の増築を考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 地域福祉センター土佐山田改修工事について説明させていただきます。

以前から、地域福祉センター土佐山田、プラザ八王子ですけれども、建物前駐車場の玄関タイルが滑りやすいという声があることと、建設時には想定されておりました、デイサービス等の車の乗り入れによりまして、タイルに亀裂が発生していることなどの理由から、タイル部分をカラー舗装に改修する工事に過疎対策事業債を活用して施工するようになっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 私のほうからは、御指摘にありました地域交流施設改修工事の内容について説明いたします。

7月臨時会議において補正予算で議決されました、ほっと平山給水ユニットポンプ取り換え工事、約260万円になります。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 福祉事務所長にお伺いしますが、プラザ八王子の玄関前タイルですけど、これは本来やったら夏にやるという予定で、前福祉事務所長から答弁もいただいているところです。今の企画財政課長の話では、様々な改修工事が必要だか

らと言っておられましたけど、ほかも併せてやるということであるんやったら、その説明をお願いします。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 特にほかと一緒にということではなくて、タイルの分は8月9日から工事に入っていて、11月6日完成予定でやっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 私の認識では、傷んでいる街路灯ですかね、防犯灯ですかね、そういうのもやるのかなと思ったんですが、それは関係ないですか。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 防犯灯につきましては、何度か議員ともお話しさせていただいておりますが、1か所電球を変えたら使えるんじゃないかというところがありまして、そこは、ちょっと下を掘ってやるような大規模なことになるということでしたので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 先ほどの件で、3ページに今回火葬場の関係とか香南斎場が入ってきたんですが、これは広域関係なんですけど、これを入れた理由も含めて、どういう内容なのかをお願いします。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

組合議会でも協議がなされてきたかと思いますが、有利な起債がなかったために、各市町村で起債を準備する方向になりました。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） そしたら、これによって一部事務組合のいろいろな事業を充てられるという判断ということですか、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） 議員のおっしゃるとおり、過疎対策事業債を充てて工事をするようになります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 香南斎場の関係で、どんな工事を予定しているかは分かりますか。

- 議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。
- 環境課長（依光伸枝君） 今回、過疎対策事業債を充てて行う工事につきましては、待合室等のバリアフリー化を予定しております。
- 以上です。
- 議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。
- 「なし」という声あり
- 議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- 日程第17、議案第74号、高知県広域食肉センター事務組合の解散について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
- 「なし」という声あり
- 議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- 日程第18、議案第75号、高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
- 「なし」という声あり
- 議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- 以上で、日程第1、議案第57号から日程第18、議案第75号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。
- お諮りします。付託しました各案件は、9月21日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。
- 「異議なし」という声あり
- 議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、9月21日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定いたしました。
- 以上で本日の日程は全て終わりました。
- 本日はこれで散会します。
- （午前 9時14分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和5年香美市議会定例会

9月定例会議会議録（第6号）

令和5年9月22日 金曜日

令和5年香美市議会定例会9月定例会議会議録（第6号）

招集年月日 令和5年9月1日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月22日金曜日（審議期間第22日） 午前 9時29分宣告

出席の議員

1番	有光収三	10番	比与森光俊
2番	公文直樹	11番	山崎晃子
3番	中平麻衣	12番	笹岡優
4番	西村剛治	13番	濱田百合子
5番	西山潤	14番	山崎龍太郎
6番	森田雄介	15番	利根健二
7番	山崎眞幹	16番	小松紀夫
8番	小松孝	17番	村田珠美
9番	舟谷千幸	18番	山本芳男

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	建設課長	野村文紀
副市長	村上真祥	農林課長	川島進
総務課長	竹崎澄人	商工観光課長	石元幸司
企画財政課長	佐竹教人	環境課長	依光伸枝
定住推進課長	小松伯聖	管財課長	三谷恵司
防災対策課長	中川英斉	ふれあい交流センター所長	植田佐智
税務収納課長	猪野高廣	会計管理者兼会計課長	明石清美
高齢介護課長	中山繁美	《香北支所》	
福祉事務所長	野邑裕永	支所長	前田哲夫
市民保険課長	萩野貴子	《物部支所》	
健康推進課長	宗石こずゑ	支所長	片岡亮

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	教育振興課長	一圓まどか
教育次長	中山泰仁	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長	宮地義之
-----	------

【その他の部局】

農業委員会事務局長	和田雅充	上下水道局長	西村安史
-----------	------	--------	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局書記 横田 恵子 議会事務局書記 今井 沙織

市長提出議案の題目

- 議案第 57号 令和4年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 58号 令和4年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 59号 令和4年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 60号 令和4年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 61号 令和4年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 62号 令和4年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 63号 令和4年度香美市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 64号 令和4年度香美市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 66号 令和5年度香美市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第 67号 令和5年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 68号 令和5年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 69号 令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 70号 香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 71号 香美市立共同納骨堂の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 72号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 73号 香美市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議案第 74号 高知県広域食肉センター事務組合の解散について
- 議案第 75号 高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継について

議員提出議案の題目

- 意見書案第12号 ALPS処理水について「関係者の理解なしにいかなる処分も行わない」との約束を履行し、海洋放出の即時中止を求める意見書の提出について
- 意見書案第13号 現行健康保険証の継続を求める意見書の提出について

- 意見書案第14号 インボイス導入に伴う地域経済への影響を調査し、中小、零細事業者等を廃業させない支援策を求める意見書の提出について
- 意見書案第15号 ジェンダー平等の実現に向け男女賃金格差の是正を求める意見書の提出について

議事日程

令和5年香美市議会定例会9月定例会議議事日程

(審議期間第22日目 日程第6号)

令和5年9月22日(金) 午前9時30分開議

- | | | | |
|-------|-----|-----|---|
| 日程第1 | 議案第 | 57号 | 令和4年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第2 | 議案第 | 58号 | 令和4年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について |
| 日程第3 | 議案第 | 59号 | 令和4年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 議案第 | 60号 | 令和4年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 議案第 | 61号 | 令和4年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第6 | 議案第 | 62号 | 令和4年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第7 | 議案第 | 63号 | 令和4年度香美市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第8 | 議案第 | 64号 | 令和4年度香美市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第9 | 議案第 | 66号 | 令和5年度香美市一般会計補正予算(第6号) |
| 日程第10 | 議案第 | 67号 | 令和5年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号) |
| 日程第11 | 議案第 | 68号 | 令和5年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号) |
| 日程第12 | 議案第 | 69号 | 令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第13 | 議案第 | 70号 | 香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第 | 71号 | 香美市立共同納骨堂の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第 | 72号 | 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第 | 73号 | 香美市過疎地域持続的発展計画の変更について |

- 日程第17 議案第 74号 高知県広域食肉センター事務組合の解散について
- 日程第18 議案第 75号 高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継について
- 日程第19 意見書案第12号 A L P S 処理水について「関係者の理解なしにいかなる処分も行わない」との約束を履行し、海洋放出の即時中止を求める意見書の提出について
- 日程第20 意見書案第13号 現行健康保険証の継続を求める意見書の提出について
- 日程第21 意見書案第14号 インボイス導入に伴う地域経済への影響を調査し、中小、零細事業者等を廃業させない支援策を求める意見書の提出について
- 日程第22 意見書案第15号 ジェンダー平等の実現に向け男女賃金格差の是正を求める意見書の提出について

日程第23 議員派遣の件

会議録署名議員

5番、西山 潤君、6番、森田雄介君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時29分 開議)

○議長(山本芳男君) ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の日程等につきましては、本日、議会運営委員会が開催されております。協議の結果につきましては、議会運営委員会委員長、小松紀夫君から協議結果報告書が提出されていますので、御覧いただきたいと思います。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、議案57号、令和4年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第18、議案第75号、高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継についてまで、以上18件を一括議題とします。

初めに、9月15日に開催されました予算決算・総務・教育厚生・産業建設の各常任委員会の審査結果につきましては、お手元に配付しました委員長報告書のとおりです。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

議案第66号に対する討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

14番、山崎龍太郎君。

○14番(山崎龍太郎君) 14番、山崎龍太郎です。日本共産党及びくらしと福祉を守る会を代表して、令和5年度一般会計補正予算(第6号)に賛成の立場で討論いたします。今後のことを踏まえての討論であります。

2款、1項、5目、財産管理費、12節、委託料について、各議員から様々な角度から質疑が寄せられました。

1つには、高額過ぎる家屋事前調査委託料8件分、781万円です。説明では、国基準の積算基準改定にて令和3年より2.2倍となり、1件当たり試算43万円の2.2倍で、見積金額とほぼ合致しているとの見解でありました。しかし、議案第65号で採択された美良布保育園周辺の家屋事前調査委託料や、調べたところ、下水道工事の家屋事前調査委託料は、令和4年度実績で1件当たり平均4万2,000円で、このことから説明責任が果たされたとは言い難いところです。また、1社見積りの改善は提案のあったところです。積算の妥当性を担当課は主張しましたが、今後、公共工事に係る家屋

事前調査に多額の費用を要するなら、注視しなければなりません。併せて、今後、境界画定や解体実施にも予算が必要です。

そして、本件は、住宅新築資金貸付金絡みであり、私債権の放棄まで進み、諸事情により土地は市有地、建物の所有者は債務者であり、管理状況も悪く、競売ができなかったとのこと。税務収納課長の話では、これに類する案件が、残債、収入未済分ですが、約2億円の中には多く残されており、今後を見据えたとき、弁護士等にも判断を委ねている中で、法的手続にて競売を行い、今回のように新たな市の持ち出しにならないように最善策を取る必要があります。

しかしながら、近隣住民には多大な迷惑をかけている現実がございます。その点からも賛成はいたしますが、市有地である以上、日常管理は草刈り等をしっかり行ってください。近所に迷惑をかけているという認識を持っていなければ、新たな費用負担を強いられることも申し添えて討論といたします。

○議長（山本芳男君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論ないようですから、これで議案第66号についての討論を終わります。

次に、議案第66号以外で討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第1、議案第57号から、日程第8、議案第64号までについては、予算決算常任委員会委員長から休会中の審査とする旨の報告がありました。

お諮りします。予算決算常任委員長報告のとおり、休会中の審査とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号から、議案第64号までの各案件は、休会中の審査とすることに決定いたしました。

これから、日程第9、議案第66号から、日程第18、議案第75号までの10件を一括採決いたします。

以上、10議案に対する委員長の報告は可決であります。10議案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、議案第66号ほか9件は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第19、意見書第12号、ALPS処理水について「関係者の理解なしにいかなる処分も行わない」との約束を履行し、海洋放出の即時中止を求める意見書の提出についてから、日程第22、意見書案第15号、ジェンダー平等の実現に向

け男女賃金格差の是正を求める意見書の提出についてまでの4件は、追加案件でありま
す。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、日程第19、意見書案第12
号から、日程第22、意見書案第15号までの4件の案件は、委員会付託を省略するこ
とに決定しました。

日程第19、意見書案第12号、ALPS処理水について「関係者の理解なしにいか
なる処分も行わない」との約束を履行し、海洋放出の即時中止を求める意見書の提出に
ついてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） 提案者として趣旨説明をさせていただきます。

ALPS処理水につきましては、この意見書の表題にありますように、2015年に
政府と東京電力が、福島県漁業協同組合連合会に対し、文書で関係者の理解なしにいか
なる処分も行わないと交わした約束です。民間同士の約束でも、口で言ったことは、言
った、言わないと後でもめます。そこで、一筆書いてくれと文書で残すわけです。今回
は、政府、東京電力が文書で交わした約束です。いまだに関係者の理解が得られていな
い状態での海洋放出は、信義にもとると言わざるを得ません。

そして、もう一つ、自然への影響です。森、川、海が密接につながり、豊かな自然を
つくり出していることは皆さん御承知のとおりです。中でも、本市には物部川というす
ばらしい川が流れており、2011年、清流めぐり利き鮎会において、物部川の天然ア
ユがグランプリを受賞したことは、皆さん覚えておられると思います。さらに、201
4年には準グランプリを受賞しております。秋に物部川でふ化したアユの稚魚が川を下
って海に至り、春になって成長したアユが遡上して物部川に帰ってくる。そしてまた、
卵を産むという自然のサイクルで成り立っております。豊かで安全な海を守ることは、
物部川にすばらしい天然アユを取り戻すための一丁目一番地です。

以上のことを強調しまして趣旨説明といたします。賛同よろしくお願ひいたします。

【意見書案第12号 巻末に掲載】

○議長（山本芳男君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は
ありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありま
せんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 12番、笹岡 優です。日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第12号、ALPS処理水について「関係者の理解なしにいかなる処分も行わない」との約束を履行し、海洋放出の即時中止を求める意見書案に、賛成の立場で討論を行います。

私は、2011年3月11日の東日本大震災直後の5月から福島県南相馬市に入り、被災者の支援、特に原発事故による被害の支援活動に携わってきました。深刻な放射能汚染が広がっている中で、南相馬市が地産地消を進める学校給食センターを支えてきた責任者や、主任栄養士と連携し、高知県から食材を送るプロジェクトを立ち上げ、安心・安全をわずかですが支える支援に携わってきました。

原発事故は、ふるさと家族も仕事も何もかもを打ち砕き、人間が住めない地域にしまいました。今でも帰ることができない富岡町に「原子力明るい未来のエネルギー」との大きな看板がありました。その標語を提案した当時小学生だった本人が、看板撤去絶対反対、負の遺産として現場保存をと訴えている姿に、放射能汚染の深刻さを直感しました。今でも平野部の表土を剥いだ除染袋が至るところに山積みされ、山間部は除染されていませんので、雨が降れば運ばれた放射能で側溝等の線量は高く、子供たちの甲状腺異常が増えてきています。

政府と東京電力は、福島原発事故でメルトダウンしたデブリによって、大変危険な放射能濃度に汚染された汚染水を処理したとして海洋に放出することを、漁業関係者の反対を押し切って開始しています。

ALPSで処理しても、放射性物質のトリチウムは除去できず、規制基準以下とはいえ、セシウム、ストロンチウムなど、トリチウム以外の放射性物質も含まれていることを、政府も認めています。セシウム、ストロンチウムは、戦後、アメリカの核実験で影響があった、学校給食で飲んだ脱脂粉乳に含まれていたことが、高知県議会でも問題になっています。日本人にがんが異常に多いのも、そのときの内部被爆を指摘する声もあります。人間のDNAは2本の鎖から成る二重らせんで、放射能の影響を受けにくいのですが、成長期の子供たちは細胞分裂で2本が1本に分かれる過程で切れやすく、影響を受けやすい大変危険な状況です。日本は、魚介類を中心に海洋資源を生かし、良質なたんぱく源として栄え、発展してきました。しかし、海洋国日本がこれで終わることになる危険性をはらんでいます。

建屋内に地下水の流入を広域の遮水壁などで止めない限り、汚染水は増え続けます。広域の遮水壁の設置、大型タンク貯留、モルタル固形処分など、手だてを講じない限り汚染水は増え続け、海洋放出し続けることになります。

福島沖は、黒潮と親潮がぶつかる日本有数の漁場です。高知県の戻りガツオ、マグロ

漁船の漁場でもあります。魚介類を食べ続けることによる食物連鎖、体内での蓄積、内部被爆の危険性が必ず高まってきます。次の世代を担う子供たちの未来を閉ざす放射能汚染を可能な限り防ぐことが、政治に携わる者として絶対求められていると思います。

地震国、津波国、火山国の日本列島に、北海道の泊原発から鹿児島県の川内原発まで、54基の原発を造って、増え続ける使用済み燃料を管理し続けなければなりませんし、この危険性がずっと付きまといまいます。人類と放射能は共存できません。このことを肝に銘じて考えていかなければ、人類は衰退し続けることになると思います。

よって、海洋国日本を根底から失墜させる、原発事故による高濃度の放射能汚染処理水の海洋放出は、絶対中止すべきとの思いを表明し、本意見書案に対する賛成討論とします。

○議長（山本芳男君） ほかに討論はありませんか。

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 起立少数であります。よって、意見書第12号は、否決されました。

次に、日程第20号、意見書案第13号、現行健康保険証の継続を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 6番、森田雄介です。意見書案第13号の趣旨説明を行います。

政府は、マイナンバーカードに保険証をひもづけしていない方には、資格確認証を出すとしておりますが、現行の保険証を活用したほうが合理的ではないでしょうか。トラブルが解消されても、カードの管理が難しい人にとっては紙の保険証が使いやすく、従来どおりの安心感があります。また、カードの取得そのものは任意であり、今後も、カードを持たない選択をする方や、管理が難しくなった場合にカードの更新をしない方も出てくると考えられます。

既に広く浸透している健康保険証を残すことで、保険サービスを誰もが受けられる環境を継続するよう求める内容であります。同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

【意見書案第13号 巻末に掲載】

○議長（山本芳男君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） 5番、西山 潤です。意見書案第13号、現行健康保険証の継続を求める意見書案について、賛成の立場で討論します。

政府は、マイナンバーカードへの保険証一体化に伴い、来年秋に現行健康保険証を廃止する方向です。しかし、意見書案にあるように、様々なトラブルが起きているのも事実です。トラブルのもとに、個人情報収集の際の各人の転記ミスや、情報がJ-LISに送られ基本4情報と合致するか照会されますが、特に住所完全一致が困難で、住所を除いた3情報で照会し、複数回答の場合は妥当であろう人を選びますが、ここでも選択ミスの可能性がゼロではありません。そうやって別人とひもづけされたと発覚したのが、8月時点で8,441件です。この誤登録に加え、情報がマッチしないため未完了となっているひもづけも、協会けんぽだけで40万人いることが分かり、事例の全体像はまだ見えていません。

また、マイナ保険証で該当情報がなかったり、別人の保険情報でひもづけされた場合、必要な医療が受けられなくなったり、誤った薬を処方される可能性まであります。高血圧の方に低血圧の薬を与える等のことがもしあれば、命に関わります。病院事務で働いていた方にお聞きしますと、絶対に個人情報の取り違えをするなど、最初に厳しく教えられるそうです。おかしいなと思ったときに、現行の保険証やお薬手帳を持っていれば安全性が保たれます。

マイナンバーカード自体、取得は個人の自由です。使いこなすことによって利便性を得られる方が取得し、健康保険証としても活用すれば、自己管理に役立てられることも増えるでしょう。逆に、障害や病気、その他の理由によってカード利用が難しい方は、現行保険証を使い続ける選択もあって当然ではないでしょうか。

カードに記載されているマイナンバーは、法律で厳格に利用目的が制限されます。しかし、ICチップ内のシリアル番号は広く民間利用が認められており、健康保険証とのひもづけも、このシリアル番号を利用して行われます。シリアル番号の利用にはマイナンバーのような法的規制はなく、どのように使われているのか分からない懸念もあります。

今後、カードを持たない人、更新できなかった人や保険証として使うのに困難がある人に対して、資格確認証の発行という新たな事務をつくるより、現行保険証を残すことが最も合理的で包括的な対応であると考えます。

なお、同趣旨の意見書案が、芸西村といの町で可決されていることも申し添えておき、

本意見書案への賛成討論とします。

○議長（山本芳男君） ほかに討論はありませんか。

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 起立少数であります。よって、意見書案第13号は、否決されました。

次に、日程第21、意見書案第14号、インボイス導入に伴う地域経済への影響を調査し、中小、零細事業者等を廃業させない支援策を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 12番、笹岡 優です。意見書案第14号、インボイス導入に伴う地域経済への影響を調査し、中小、零細事業者等を廃業させない支援策を求める意見書案について、提案者として趣旨説明をさせていただきます。

この10月1日から導入されるインボイス制度で、財務省の試算で、農業者などを除く免税事業者（年間売上高1,000万円以下）のうち、約161万事業者が課税事業者になり、年間増収額が2,480億円に上るとしています。しかも、消費税は赤字になっても取られますから、中小、零細事業者等は廃業を余儀なくされることが懸念されています。また、今後、年間売上高1,000万円以下の免税事業者と、1,000万円から5,000万円までの簡易課税制度を廃止され、経済界が今要求しています消費税20%への布石との懸念も広がっています。

今、税金の取り方、使い方でいかに透明性を担保するのか、税金こそ民主主義が問われていると思います。大企業は、仕入れなどにかかった消費税も含めて販売価格に上乗せできますが、中小、零細事業者等は容易ではありません。仕入れで消費税分を含めて身銭を切っている実態からも、極めて不公正な制度です。

このインボイス制度導入は、不公平と格差を、また矛盾を一層広げ、中小、零細事業者等を淘汰させ廃業に追い込めること、また、より一層物価高騰に拍車をかけることを指摘、また、懸念し、趣旨説明とさせていただきます。同僚議員の御協力をよろしくお願い申し上げます。

【意見書案第14号 巻末に掲載】

○議長（山本芳男君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 13番、濱田百合子です。私は、日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表し、意見書案第14号、インボイス導入に伴う地域経済への影響を調査し、中小、零細事業者等を廃業させない支援策を求める意見書案に、賛成の立場で討論を行います。

今、日本の税収の中心は消費税になっています。資本主義経済の中で、法人税、所得税でもない逆進性の強い消費税が国税で最も多くなっていることが、日本の経済発展を阻害する大きな要因となっています。一部の特権的な大手企業は、決算による減税から輸出戻し税による還付などで、ついに内部留保金は500兆円を超えました。一方で、働く労働者など、国民の賃金は20年間以上上がらないのに、株主配当金と役員報酬はうなぎ上りでますます格差が広がっています。

この10月1日から導入しようとしているインボイス制度は、インボイス（適格請求書）がなければ仕入れ税額控除を認めないものですから、年間売上高1,000万円以下の小規模事業者は、排除されるか、自ら消費税課税業者になる道か廃業の道を選ぶのか、極めて厳しい状況に追い込む懸念が広がっています。これまでも、物価高騰、仕入れ価格の値上げ、この間の消費税増税でも、小規模事業者は販売価格に転嫁することは容易ではなく、身銭を切っただけのいできませんでした。しかし、もう限界です。コロナ禍、円安も影響し、何もかも高騰しており、採算が困難で、事業を継続することは容易ならざる事態に直面しています。それに、今回のインボイス導入は、新たな増税と複雑な実務に苦しむことになり、日々のやりくりと運転資金の調達が大変なのに、消費税納付が大きなたまらずきとなりかねません。

国は、ガソリン代、電気代などの高騰に、29兆円の総合経済対策を講じるとの報道がありましたが、ガソリンメーカーや電気事業者への間接支援であり、末端まで届きません。その財源があるのであれば、消費税減税を行うべきではないでしょうか。日本経済はどんどん縮小しており、消費税の在り方、インボイス導入のもたらす影響をしっかりと吟味する時が来ていると思います。その点を強調しまして、賛成討論といたします。

○議長（山本芳男君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山本芳男君) 起立少数であります。よって、意見書案第14号は、否決されました。

次に、日程第22、意見書案第15号、ジェンダー平等の実現に向け男女賃金格差の是正を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。13番、濱田百合子さん。

○13番(濱田百合子君) 13番、濱田百合子です。意見書案第15号、ジェンダー平等の実現に向け男女賃金格差の是正を求める意見書案について、趣旨説明を行います。

日本政府は、1985年に男女雇用機会均等法を成立させて、女性差別撤廃条約を批准しました。そして、1999年、男女共同参画社会基本法が制定されました。しかしながら、日本のジェンダーギャップの現状は依然として厳しく、諸外国と比べて大変遅れています。男女共同参画を推進するために、国際的な指標で日本女性の社会的地位の低さ、男女賃金格差の実態などを明らかにし、国際的にも社会的にも、男女平等、共同参画からほど遠い現状を改善しなければなりません。

ジェンダーギャップ指数は、政治、経済、教育、健康の4分野においてそれぞれ公表されていますが、どの指数も改善されていなく、特に政治、経済分野は深刻です。日本の順位は、東アジア太平洋地域19か国の中で最下位となっています。女性の非正規雇用やその背景にあるケア労働の実態から見ても、男女賃金格差の是正は求められていることではないでしょうか。

以上、述べまして趣旨説明とさせていただきます。御賛同よろしくお願いいたします。

【意見書案第15号 巻末に掲載】

○議長(山本芳男君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番(山崎晃子君) 11番、山崎晃子です。意見書案第15号、ジェンダー平等の実現に向け男女賃金格差の是正を求める意見書案について、賛成の立場で討論を行います。

世界経済フォーラムは、6月21日、男女格差の現状を各国のデータを基に評価した、グローバル・ジェンダーギャップ・レポートの2023年版を発表しました。日本のジェンダーギャップ指数の順位は146か国中125位と、2006年の公表開始以来最低となりました。同レポートによると、多くの女性の働き方となっている非正規雇用についても、法的保護、社会保障、適正な労働条件の欠如を特徴とし、このような女性の労働条件改善に過去10年改善が見られないことにも、政府のビジネスリーダーの新たな取組の必要性が言及されています。

日本の男女間賃金格差は世界各国に比べて大きく、厚生労働省令和3年賃金構造基本統計調査の概況によれば、性別賃金は、男性337万2,000円、女性253万6,000円となっています。ケアワーカーの賃金の低さを考えると、女性の労働力は男性に比べ低く見積もられてきたのではないのでしょうか。本市の令和3年度課税標準額を見ると、100万円以下が納税義務者の48%、その階層で女性比率が高くなっています。また、課税標準額の階層が高くなると女性比率は低くなっています。市の施策としてもこの状況を分析し、対策を講じることが必要ではないかと思うところです。

非正規雇用で働く女性に関する調査2022によれば、職場で男女による扱いの差を感じる可能性があるかについて、あるという回答は34.7%に上り、雇用形態別に見ると、派遣社員では、あるが56.5%と半数を超えています。

令和4年9月15日の内閣府経済社会総合研究所次長らの報告によれば、女性の賃金上昇が消費を喚起する効果について、女性の平均給与が男性並みに増加した場合、給与総額は約25.1兆円、消費は約13.8兆円増加。労働者数、正規・非正規の割合、男女間賃金格差の全てが解消された場合、消費は約44.5兆円増加する可能性があるとの報告されています。

経済におけるジェンダーギャップの解消は、日本経済を立て直し、成長軌道に乗せる観点からも喫緊の課題と言えるのではないのでしょうか。

以上述べまして、本意見書案への賛成討論といたします。

○議長（山本芳男君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第15号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 起立少数であります。よって、意見書案第15号は、否決されました。

日程第23、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元に配付のとおり議員を派遣することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり、派遣することに決定しました。

この際、お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更を生じる場合には、議長に一任を願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で、今期定例会議に付された事件は全て議了しました。

定例会議終了に当たり、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 令和5年香美市議会定例会9月定例会議閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今月1日に開会いたしました9月定例会議も、山本議長の円滑なる会議運営によりまして、本日閉会となりました。定例会議には多くの議案を提案いたしました。それぞれの議案につきまして、慎重かつ適切に御審議、御決定を賜りまして、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

本定例会議では、議会より、令和5年度香美市一般会計補正予算（第5号）に対する減額補正の修正動議が提案され、可決されました。執行部としましては、この事態を重く受け止め、予算に対する見積りや費用対効果などをしっかりと精査するとともに、併せて、議会への御説明をこれまで以上に丁寧に行わさせていただきたいと考えております。引き続きの御指導、よろしく願いいたします。

また、一般質問では、17人の議員から質問をいただきました。教育振興基本計画やヤングケアラーなど、子供たちを取り巻く課題について、指定管理者制度や副市長についてなどの市役所組織に関わる御議論、農地利用や市史の編さんなどの中山間地域の課題、アニメ・漫画を生かした地域づくりやネットを利用した高齢者の就業支援という新たなテーマ、そして、がん患者へのアピアランスケアやペット防災に向けた取組など、幅広いテーマで御議論いただきました。議会の活発な議論につきまして、非常に心強く、ありがたく感じたところであります。執行部としましては、議員の皆様から賜りました御指摘や御提案につきまして、しっかりと庁内協議をさせていただきます。そして、議員の皆様方の考え方を御理解させていただく努力をして、よりよい行政運営、政策立案ができるよう努力してまいります。引き続きの御指導、御鞭撻を何とぞよろしくお願いいたします。

最近では涼しい日も増えてまいりましたが、突然に暑い日があるなど、気温の変化が激しいこの頃でございます。議員の皆様方には、くれぐれも御自愛いただければと思います。

結びに、議員の皆様方のますますの御健勝と御活躍を心より御祈念申し上げまして、閉会に当たりましての私の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（山本芳男君） ありがとうございました。

それでは、定例会議終了に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会議では、令和5年度香美市一般会計補正予算（第6号）など、議案19件、報告3件、意見書案4件について、議員各位の慎重な審査と審議がなされました。そして、令和4年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてなど、8件が休会中の審査となっています。10月20日開会の臨時会議までに審査を終えるよう、お願いいたします。

今定例会議を通じて、17人の議員各位から述べられました一般質問、あるいは質疑などの意見、要望につきましては、しっかり精査されまして、令和6年度の予算編成にも十分反映されますよう、要望する次第であります。

定例会議開会時は猛暑が続いておりましたが、暑さ寒さも彼岸までと言われるように、ヒガンバナも咲き始め、日中はまだ暑さが続いておりますが、朝晩は過ごしやすく、秋の気配を感じる季節となってまいりました。

最近は異常気象で、線状降水帯などで全国的に豪雨による被害が発生しており、豪雨時の早期避難などへの対応の必要性を感じているところであります。また、今年は季節性インフルエンザが流行期に入ったとも言われています。コロナ対策と同様に、手洗いなど基本対策が必要であると思います。どうか、皆様方におかれましては健康に留意され、ますますの活躍を御祈念いたしまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

これもちまして、9月の定例会議を終了し、令和5年香美市議会定例会を散会いたします。

（午前10時17分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和5年香美市議会定例会

9月定例会議会議録

巻末掲載文書

令和5年香美市議会定例会9月定例会議審議期間予定表

審議期間	月日(曜日)	会 議 等		
	8月25日(金)			再開要求通知・議案書発送
	26日(土)			
	27日(日)			
	28日(月)			
	29日(火)		AM9:30	議会運営委員会
	30日(水)			
	31日(木)			
第1日	9月1日(金)	本会議	AM9:00	審議期間の決定、会議録署名議員の指名、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明
第2日	2日(土)	休 会		休日、議案精査のため
第3日	3日(日)	休 会		〃
第4日	4日(月)	休 会		【一般質問通告期限(午前9時)・抽選(午後1時)】
第5日	5日(火)	休 会		議案精査のため
第6日	6日(水)	休 会		〃
第7日	7日(木)	休 会		〃
第8日	8日(金)	休 会		〃
第9日	9日(土)	休 会		休日、議案精査のため
第10日	10日(日)	休 会		〃
第11日	11日(月)	休 会		議案精査のため
第12日	12日(火)	本会議	AM9:00	一般質問①
第13日	13日(水)	本会議	AM9:00	一般質問②
第14日	14日(木)	本会議	AM9:00	一般質問③ 会派代表者会議
第15日	15日(金)	本会議	AM9:00	議案質疑・委員会付託・予算決算常任委員会・総務常任委員会 教育厚生常任委員会・産業建設常任委員会
第16日	16日(土)	休 会		休日、議案審査整理のため
第17日	17日(日)	休 会		〃
第18日	18日(月)	休 会		〃
第19日	19日(火)	休 会		議案審査整理のため
第20日	20日(水)	休 会		〃
第21日	21日(木)	休 会		〃
第22日	22日(金)		AM9:00	議会運営委員会
		本会議	AM9:30	議案採決(付託議案の報告～採決)

補正予算・議案審査

9月15日(金)	予算決算常任委員会		議案第57・58・59・60・61・62・63・64・66・67・68・69号
	総務常任委員会		議案第71・72・73号
	教育厚生常任委員会		議案第70号
	産業建設常任委員会		議案第74・75号

決算審査

10月2日(月)	予算決算常任委員会	AM9:00	議案第57号
	総務分科会		議案第57号
10月3日(火)	教育厚生分科会	AM9:00	議案第57・58・59・60・61号
10月4日(水)	産業建設分科会	AM9:00	議案第57・62・63・64号
10月19日(木)	予算決算常任委員会	AM9:00	議案第57・58・59・60・61・62・63・64号

臨時会議

10月20日(金)	決算認定臨時会議	AM9:00	議案第57・58・59・60・61・62・63・64号
-----------	----------	--------	-----------------------------

令和5年 9月 1日

香美市議会議長 山本芳男 殿

発議者 香美市議会議員 小松紀夫

発議者 " 小松孝

発議者 " 西村剛治

議案第65号 令和5年度香美市一般会計補正予算（第5号）に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び香美市議会会議規則第17条第1項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

議案第65号 令和5年度香美市一般会計補正予算（第5号）に対する修正案

議案第65号令和5年度香美市一般会計補正予算（第5号）の一部を次のように修正する。

第1条中「49,182千円」を「39,507千円」と改め、「19,177,521千円」を「19,167,846千円」に改める。

第1表歳入歳出予算補正の一部を次の通り改める。

(歳入)		(単位：千円)	
款	項	補正額	計
19. 繰入金		32,207	1,586,653
		31,882	1,586,328
	1. 基金繰入金	32,207	1,586,653
		31,882	1,586,328
22. 市債		7,300	1,465,854
		17,300	1,475,854
	1. 市債	7,300	1,465,854
		17,300	1,475,854
歳入合計		39,507	19,167,846
		49,182	19,177,521

(歳出)		(単位：千円)	
款	項	補正額	計
7. 商工費		9,343	327,977
		10,018	337,652

	1. 商工費	9,343	327,977
		10,018	337,652

	歳 出 合 計	39,507	19,167,846
		40,182	19,177,521

令和5年度香美市一般会計補正予算（第2号）の修正に関する説明書
 歳入歳出予算補正事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金	1,554,446	32,207	1,586,653
		31,882	1,586,328
22. 市債	1,458,554	7,300	1,465,854
		17,300	1,475,854
歳入合計	19,128,339	39,507	19,167,846
		40,182	10,177,521

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
7. 商工費	318,634	9,343	327,977		1,600		7,743
		10,018	337,652		11,600		7,418
歳出合計	19,128,339	39,507	19,167,846		7,300		32,207
		40,182	10,177,521		17,300		31,882

2. 歳入

款 19 繰入金

項 1 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	1,429,341	32,207	1,461,548	1. 財政調整基金繰入金	32,207	
		31,882	1,461,223		31,882	
計	1,554,446	32,207	1,586,653			
		31,882	1,586,328			
19 款合計	1,554,446	32,207	1,586,653			
		31,882	1,586,328			

款 22 市債

項 1 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 商工債	62,100	1,600	63,700	1. 商工観光事業債	1,600	過疎対策事業債
		11,600	73,700		11,600	
計	1,458,554	7,300	1,465,854			
		17,300	1,475,854			
19 款合計	1,458,554	7,300	1,465,854			
		17,300	1,475,854			

歳入合計	19,128,339	39,507	19,167,846			
		40,182	19,177,521			

3. 歳出

款7 商工費

項1 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	本年度予算額の財源内訳						
				特定財源			一般財源	節		説明
				国県支出金	地方債	その他		区分	金額	
4. 観光費	135,751	1,689	137,440		1,600		89	14.工事請負費	1,042	
		11,364	147,115		11,400		△36		10,717	
計	318,634	9,343	327,977		1,600		7,743			
		10,018	337,652		11,600		7,418			
7 款合計	318,634	9,343	327,977		1,600		7,743			
		10,018	337,652		11,600		7,418			
歳出合計	19,128,339	39,507	19,167,846		7,300		32,207			
		40,182	19,177,521		17,300		31,882			

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第57号	令和4年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	審査中	
議案第58号	令和4年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	審査中	
議案第59号	令和4年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	審査中	
議案第60号	令和4年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	審査中	
議案第61号	令和4年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	審査中	
議案第62号	令和4年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について	予算決算常任委員会	審査中	
議案第63号	令和4年度香美市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について	予算決算常任委員会	審査中	
議案第64号	令和4年度香美市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について	予算決算常任委員会	審査中	
議案第66号	令和5年度香美市一般会計補正予算（第6号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第67号	令和5年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第68号	令和5年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第69号	令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第70号	香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第71号	香美市立共同納骨堂の設置及び管理に関する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第72号	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第73号	香美市過疎地域持続的発展計画の変更について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第74号	高知県広域食肉センター事務組合の解散について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第75号	高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成

意見書案第12号

ALPS処理水について「関係者の理解なしにいかなる処分も行わない」との約束を履行し、海洋放出の即時中止を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和5年9月22日提出

香美市議会議長 山本芳男 殿

提出者 香美市議会議員 西山潤

賛成者 〃 山崎晃子

賛成者 〃 濱田百合子

ALPS処理水について「関係者の理解なしにいかなる処分も行わない」との約束を履行し、海洋放出の即時中止を求める意見書（案）

政府と東京電力は、8月24日より福島第1原発ALPS処理水の海洋放出を始め、本年度中に約3万トンの海洋放出を予定しています。政府及び東京電力は、2015年、福島県漁業協同組合連合会に対し、文書で「関係者の理解なしにいかなる処分も行わない」と約束していますが、現状においては、いまだ関係者の理解が十分に得られたとは言えない状況です。8月21日に岸田首相と面会した全国漁業協同組合連合会の坂本雅信会長は「海洋放出については依然として反対するという立場を堅持する」と明言しています。核燃料が溶け落ちたデブリに接触して汚染された水はALPSで処理してもトリチウムは除去できず、規制基準以下とはいえセシウム、ストロンチウムなどの放射性物質も含まれていることは政府も認めており、関係者の同意が得られないのは当然です。

また、この問題は、海及び水産物が重要な産業となっている本県にとっても他人事

ではなく、戻りガツオ漁など三陸沖を漁場とする本県鰹船や鮪船には直接の被害が出ることも予想されます。専門家も「まずは海洋放出を中止して関係者の意見を聞き、同時に地下水の流入を防ぐ頑丈な遮水壁を壊れた原子炉の周りに設置して根本的な流入防止対策を進めることだ」(今中哲二京都大学複合原子力科学研究所研究員)と述べています。

東京電力福島第1原発事故からの復興は、国及び東京電力の責任でなすべきものです。そのためには、漁業者をはじめとした関係者及び地元住民と丁寧な対話を行い、国民的な理解を得るため、政府及び東京電力が説明責任を果たしていくことが求められています。

よって、国におかれては、ALPS処理水について「関係者の理解なしにいかなる処分も行わない」との約束を履行し、海洋放出を即時中止することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年9月22日

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	尾辻秀久殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
農林水産大臣	宮下一郎殿
経済産業大臣	西村康稔殿
内閣官房長官	松野博一殿

高知県香美市議会議長 山本芳男

意見書案第13号

現行健康保険証の継続を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和5年9月22日提出

香美市議会議長 山本芳男 殿

提出者 香美市議会議員 森田雄介

賛成者 " 西山潤

賛成者 " 山崎龍太郎

現行健康保険証の継続を求める意見書（案）

政府は2024年秋に現行の健康保険証を廃止しようとしています。しかし現在起きている「マイナ保険証」関連のトラブルは解消の目処が立っていません。

これまで、別人の医療情報との紐付けがされていたり、資格なしや負担割合が本来と違うまま更新されなかったり、他にもカードやカードリーダーの不具合、自治体独自の医療費助成制度に未対応などで、医療機関窓口での混乱が起きています。

また、高齢者や障がいのある方など、医療や介護の支援が必要な方ほどマイナンバーカードそのものの取得や管理が困難で、カード自体の5年毎の更新はできないとの介護現場の声もあります。そのほか自治体のマイナンバーカード関連業務も増えています。

マイナ保健証を持たない方に発行する資格確認書の有効期間を延ばす決定もしましたが、それよりも現行の保険証を残しておく方がはるかに合理的です。現在起きているトラブルにも、紙の保険証があれば対応できています。

よって、国におかれては、マイナンバーカードの混乱を避ける合理的な手段として、「健康保険証」を継続するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月22日

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	尾辻秀久殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
総務大臣	鈴木淳司殿
厚生労働大臣	武見敬三殿
内閣官房長官	松野博一殿
デジタル大臣	河野太郎殿

高知県香美市議会議長 山本芳男

意見書案第14号

インボイス導入に伴う地域経済への影響を調査し、中小、零細事業者等を廃業させない支援策を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和5年9月22日提出

香美市議会議長 山本芳男 殿

提出者 香美市議会議員 笹岡 優

賛成者 " 山崎 晃子

賛成者 " 西村 剛治

インボイス導入に伴う地域経済への影響を調査し、中小、零細事業者等を廃業させない支援策を求める意見書（案）

香美市は、歴史的に土佐打ち刃物の街として栄えてきました。この伝統的産業である土佐の打ち刃物を守ろうと後継者育成として「鍛冶屋創生塾」を創設しました。この間、「鍛冶屋創生塾」を卒業した若い世代が、新たな伝統産業継承者として、独立、自立していています。

しかし、この10月から導入されるインボイス制度によって、打ち刃物を納める発注先からインボイス登録事業者になるか否かの確認が入っており、困惑が広がっています。

また、インボイス登録事業者になれば、個人事業者として商品づくりに頑張っても、膨大な事務作業と税負担のリスクを抱えることになるのではと心配しています。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づくシルバー人材センターの事業の継続にも大きな影響がでるのではと懸念されています。

シルバー人材センターは、臨時的・短期的または軽易な業務を、請負・委託の形式で行う公益法人であります。請負・委託になじまない仕事を、補完的に職業紹介事業を行っているだけなのに、消費税分をシルバー人材センターが負担するのか、業務を請け負う、または委託を受ける登録会員が値引き負担するか、インボイス登録事業者として登録するか、発注（市町村も含む）に上乗せ負担させるしかないと混乱が広がっています。

地産地消をベースに産直、地元製品を優先する内需型の小規模の量販店では、インフレと円安でコスト増で収益が減っている時に、非課税事業者からの仕入れ分の控除が出来ないため、その分の負担も増えることが危惧されます。

よって、国におかれては、制度を変えることによる地域経済への影響をしっかりと調査し、コロナ禍で冷え込んだ中小、零細事業者等を廃業させない支援策を講じるよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月22日

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	尾辻秀久殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
財務大臣	鈴木俊一殿
経済産業大臣	西村康稔殿
内閣官房長官	松野博一殿

高知県香美市議会議長 山本芳男

意見書案第15号

ジェンダー平等の実現に向け男女賃金格差の是正を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和5年9月22日提出

香美市議会議長 山本芳男 殿

提出者 香美市議会議員 濱田百合子

賛成者 // 西山潤

賛成者 // 山崎晃子

ジェンダー平等の実現に向け男女賃金格差の是正を求める意見書（案）

世界経済フォーラムの2023年版「ジェンダーギャップ・レポート」が公開され、日本は、過去最低の125位となったことが報告されました。

平成11年に男女共同参画基本法が施行されておよそ四半世紀が経過し、令和4年7月より、男女賃金格差の情報公表が、常用労働者301人以上の企業に義務づけられるなど、この間、一定の進展が見られるものの、我が国のジェンダーギャップの現状は依然として厳しく、一層取組強化が求められます。

同レポートは、政治、経済、教育、健康の4分野のデータを総合したもので、日本の順位後退は、特に、政治と経済における男女格差が依然大きいことが原因となっています。

日本における、経済分野のジェンダーギャップは、男女賃金格差に表れています。一例を挙げれば、令和3年度の平均年間給与所得は男性545万円、女性302万円と年間240万円、仮に40年勤務として試算すれば1億円近い格差を生じています。

本来、女性であることを理由とする賃金差別は労働基準法において明示的に禁止されています。しかしながら、女性に非正規雇用が多いこと、また、女性管理職の割合が低い等により、結果として男女の賃金格差が生じています。

よって、国におかれては、男女同一賃金を現実のものとするため、男女の賃金差異の情報公表義務が課される企業の対象拡大、企業による男女賃金格差是正の取組を促進し、ジェンダー平等を実現するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月22日

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	尾辻秀久殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
財務大臣	鈴木俊一殿
厚生労働大臣	武見敬三殿
内閣官房長官	松野博一殿
内閣府特命担当大臣	加藤鮎子殿

(男女共同参画担当)

高知県香美市議会議長 山本芳男

令和5年香美市議会定例会9月定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
議案第65号	令和5年度香美市一般会計補正予算（第5号）	修正可決	5. 9. 1
議案第66号	令和5年度香美市一般会計補正予算（第6号）	原案可決	5. 9. 22
議案第67号	令和5年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	原案可決	5. 9. 22
議案第68号	令和5年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）	原案可決	5. 9. 22
議案第69号	令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決	5. 9. 22
議案第70号	香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	5. 9. 22
議案第71号	香美市立共同納骨堂の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決	5. 9. 22
議案第72号	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	5. 9. 22
議案第73号	香美市過疎地域持続的発展計画の変更について	原案可決	5. 9. 22
議案第74号	高知県広域食肉センター事務組合の解散について	原案可決	5. 9. 22
議案第75号	高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継について	原案可決	5. 9. 22
意見書案第12号	ALPS処理水について「関係者の理解なしにいかなる処分も行わない」との約束を履行し、海洋放出の即時中止を求める意見書の提出について	原案否決	5. 9. 22
意見書案第13号	現行健康保険証の継続を求める意見書の提出について	原案否決	5. 9. 22
意見書案第14号	インボイス導入に伴う地域経済への影響を調査し、中小、零細事業者等を廃業させない支援策を求める意見書の提出について	原案否決	5. 9. 22
意見書案第15号	ジェンダー平等の実現に向け男女賃金格差の是正を求める意見書の提出について	原案否決	5. 9. 22